

目 次
第 1 号（3 月 1 2 日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	6
出席議員	1 0
欠席議員	1 1
事務局職員出席者	1 1
説明のため出席した者の職氏名	1 1
開 会	1 1
会議録署名議員の指名	1 2
会期の決定	1 3
諸般の報告	1 3
請願の委員会付託	1 5
町長提出第 9 号議案	1 5
町長提出第 1 0 号議案	1 5
町長提出第 1 1 号議案	1 5
町長提出第 1 2 号議案	1 5
町長提出第 1 3 号議案	1 5
町長提出第 1 4 号議案	1 5
町長提出第 1 5 号議案	2 2
町長提出第 1 6 号議案	2 2
町長提出第 1 7 号議案	2 2
町長提出第 1 8 号議案	2 3
町長提出第 1 9 号議案	2 3
町長提出第 2 0 号議案	2 3
町長提出第 2 1 号議案	2 3
町長提出第 2 2 号議案	2 3
町長提出第 2 3 号議案	2 3
町長提出第 2 4 号議案	2 3
町長提出第 2 5 号議案	2 3
町長提出第 2 6 号議案	2 8
町長提出第 2 7 号議案	2 8
町長提出第 2 8 号議案	2 8
町長提出第 2 9 号議案	2 8

町長提出第 3 0 号議案	2 8
町長提出第 3 1 号議案	2 8
町長提出第 3 2 号議案	2 8
町長提出第 3 3 号議案	2 8
町長提出第 3 4 号議案	2 8
町長提出第 3 5 号議案	2 8
町長提出第 3 6 号議案	2 8
町長提出第 3 7 号議案	2 8
町長提出第 3 8 号議案	2 8
町長提出第 3 9 号議案	3 6
町長提出第 4 0 号議案	3 6
町長提出第 4 1 号議案	3 6
町長提出第 4 2 号議案	3 6
町長提出第 4 3 号議案	3 6
町長提出第 4 4 号議案	3 9
町長提出第 4 5 号議案	4 1
町長提出第 4 6 号議案	4 2
町長提出第 4 7 号議案	4 2
町長提出第 4 8 号議案	4 2
町長提出第 4 9 号議案	4 2
町長提出第 5 0 号議案	4 2
町長提出第 5 1 号議案	4 2
町長提出第 5 2 号議案	4 2
町長提出第 5 3 号議案	4 2
町長提出第 5 4 号議案	4 2
町長提出第 5 5 号議案	4 2
町長提出第 5 6 号議案	4 2
町長提出第 5 7 号議案	4 2
町長施政方針	6 5
町長提出第 5 8 号議案	1 0 4
町長提出第 5 9 号議案	1 0 4
町長提出第 6 0 号議案	1 0 4
町長提出第 6 1 号議案	1 0 4
町長提出第 6 2 号議案	1 0 4
町長提出第 6 3 号議案	1 0 4
町長提出第 6 4 号議案	1 0 4

町長提出第 6 5 号議案	1 0 4
町長提出第 6 6 号議案	1 0 4
町長提出第 6 7 号議案	1 0 4
町長提出第 6 8 号議案	1 0 4
町長提出第 6 9 号議案	1 0 4
町長提出第 7 0 号議案	1 0 4
議員派遣の件	1 0 9
散 会	1 1 0
署 名	1 1 1

第 2 号（3 月 1 7 日）

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 6
出席議員	1 2 0
欠席議員	1 2 0
事務局職員出席者	1 2 0
説明のため出席した者の職氏名	1 2 1
開 議	1 2 1
会議録署名議員の指名	1 2 1
町長提出第 9 号議案	1 2 1
町長提出第 1 0 号議案	1 2 2
町長提出第 1 1 号議案	1 2 4
町長提出第 1 2 号議案	1 2 5
町長提出第 1 3 号議案	1 2 7
町長提出第 1 4 号議案	1 3 0
町長提出第 1 5 号議案	1 3 1
町長提出第 1 6 号議案	1 3 2
町長提出第 1 7 号議案	1 3 4
町長提出第 1 8 号議案	1 3 5
町長提出第 1 9 号議案	1 3 6
町長提出第 2 0 号議案	1 3 7
町長提出第 2 1 号議案	1 4 0
町長提出第 2 2 号議案	1 4 0
町長提出第 2 3 号議案	1 4 1
町長提出第 2 4 号議案	1 4 2
町長提出第 2 5 号議案	1 4 3

町長提出第 2 6 号議案	1 4 3
町長提出第 2 7 号議案	1 4 4
町長提出第 2 8 号議案	1 4 5
町長提出第 2 9 号議案	1 4 6
町長提出第 3 0 号議案	1 4 6
町長提出第 3 1 号議案	1 4 7
町長提出第 3 2 号議案	1 4 9
町長提出第 3 3 号議案	1 5 1
町長提出第 3 4 号議案	1 5 2
町長提出第 3 5 号議案	1 5 2
町長提出第 3 6 号議案	1 5 3
町長提出第 3 7 号議案	1 5 4
町長提出第 3 8 号議案	1 5 4
町長提出第 3 9 号議案	1 5 6
町長提出第 4 0 号議案	1 5 7
町長提出第 4 1 号議案	1 5 8
町長提出第 4 2 号議案	1 5 8
町長提出第 4 3 号議案	1 5 9
町長提出第 4 4 号議案	1 5 9
町長提出第 4 5 号議案	1 6 2
町長提出第 4 6 号議案	1 6 2
町長提出第 4 7 号議案	1 8 7
町長提出第 4 8 号議案	1 8 8
町長提出第 4 9 号議案	1 8 8
町長提出第 5 0 号議案	1 8 9
町長提出第 5 1 号議案	1 9 0
町長提出第 5 2 号議案	1 9 1
町長提出第 5 3 号議案	1 9 2
町長提出第 5 4 号議案	1 9 2
町長提出第 5 5 号議案	1 9 3
町長提出第 5 6 号議案	1 9 4
町長提出第 5 7 号議案	1 9 4
発委第 1 号	1 9 6
発委第 2 号	1 9 7
散 会	1 9 8
署 名	1 9 9

第3号（3月25日）

議事日程	201
本日の会議に付した事件	201
出席議員	201
欠席議員	201
事務局職員出席者	201
説明のため出席した者の職氏名	202
開 議	202
会議録署名議員の指名	202
一般質問	202
5番 草田 吉丸君	202
2番 川田 剛君	212
1番 後山 幸次君	222
4番 岡田 克也君	232
9番 三浦 英治君	247
7番 寺戸 昌子君	267
6番 丁 泰仁君	284
散 会	301
署 名	302

第4号（3月30日）

議事日程	303
本日の会議に付した事件	304
出席議員	306
欠席議員	306
事務局職員出席者	306
説明のため出席した者の職氏名	306
開 議	307
会議録署名議員の指名	307
町長提出第71号議案	307
町長提出第72号議案	309
町長提出第73号議案	309
町長提出第74号議案	309
町長提出第75号議案	309
町長提出第76号議案	309

町長提出第 7 7 号議案	3 0 9
町長提出第 5 8 号議案	3 2 5
町長提出第 5 9 号議案	3 2 5
町長提出第 6 0 号議案	3 2 5
町長提出第 6 1 号議案	3 2 5
町長提出第 6 2 号議案	3 2 5
町長提出第 6 3 号議案	3 2 5
町長提出第 6 4 号議案	3 2 5
町長提出第 6 5 号議案	3 2 5
町長提出第 6 6 号議案	3 2 5
町長提出第 6 7 号議案	3 2 5
町長提出第 6 8 号議案	3 2 5
町長提出第 6 9 号議案	3 2 5
町長提出第 7 0 号議案	3 2 5
町長報告第 1 号	3 3 7
請願第 6 号	3 3 9
請願第 1 号	3 6 3
請願第 2 号	3 6 9
請願第 3 号	3 7 4
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	3 8 0
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	3 8 4
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	3 8 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	3 8 6
閉 会	3 8 7
署 名	3 8 8

津和野町告示第 6 号

平成 27 年第 3 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 27 年 3 月 3 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 27 年 3 月 12 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君
米澤 宏文君

川田 剛君
岡田 克也君

草田 吉丸君
寺戸 昌子君
三浦 英治君
板垣 敬司君

丁 泰仁君
御手洗 剛君
京村まゆみ君
沖田 守君

○ 3 月 17 日に応招した議員

○ 3 月 25 日に応招した議員

○ 3 月 30 日に応招した議員

○ 応招しなかった議員

平成 27 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)
平成 27 年 3 月 12 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 27 年 3 月 12 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 町長提出第 9 号議案 平成 25 年災第 277 号吹野湓川河川災害復旧工
事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 10 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場
施設整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 11 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設
備工事請負変更契約の締結について

- 日程第 8 町長提出第 12 号議案 平成 26 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 13 号議案 青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結について
- 日程第 10 町長提出第 14 号議案 津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結について
- 日程第 11 町長提出第 15 号議案 津和野町児童館設置管理条例の廃止について
- 日程第 12 町長提出第 16 号議案 津和野町保育園設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 17 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 14 町長提出第 18 号議案 津和野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 19 号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 16 町長提出第 20 号議案 津和野町地域食材供給施設内の機器設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 17 町長提出第 21 号議案 津和野町地域食材供給施設基金条例の制定について
- 日程第 18 町長提出第 22 号議案 津和野町今昔館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 19 町長提出第 23 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第 20 町長提出第 24 号議案 津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 21 町長提出第 25 号議案 津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 22 町長提出第 26 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 27 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 28 号議案 津和野町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 29 号議案 津和野町防災会議条例の一部改正について

- 日程第 26 町長提出第 30 号議案 津和野町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 31 号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置
及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 町長提出第 32 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 33 号議案 津和野町指定密着型サービス事業者等の指定に関
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 30 町長提出第 34 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について
- 日程第 31 町長提出第 35 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 32 町長提出第 36 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 33 町長提出第 37 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正につい
て
- 日程第 34 町長提出第 38 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 35 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨
堂）
- 日程第 36 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙
地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 37 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
水辺施設「オシドリ観察小屋」）
- 日程第 38 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
野中高齢者作業施設）
- 日程第 39 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮
らし推進住宅）
- 日程第 40 町長提出第 44 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 41 町長提出第 45 号議案 町道滝元直地線の路線認定について
- 日程第 42 町長提出第 46 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 43 町長提出第 47 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算（第 4 号）
- 日程第 44 町長提出第 48 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予
算（第 4 号）

- 日程第 45 町長提出第 49 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 46 町長提出第 50 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補
正予算（第 4 号）
- 日程第 47 町長提出第 51 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算（第 4 号）
- 日程第 48 町長提出第 52 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 49 町長提出第 53 号議案 平成 26 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 50 町長提出第 54 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 51 町長提出第 55 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 52 町長提出第 56 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 53 町長提出第 57 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 54 町長施政方針
- 日程第 55 町長提出第 58 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 56 町長提出第 59 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 57 町長提出第 60 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 58 町長提出第 61 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 59 町長提出第 62 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予
算
- 日程第 60 町長提出第 63 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 61 町長提出第 64 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 62 町長提出第 65 号議案 平成 27 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
予算
- 日程第 63 町長提出第 66 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 64 町長提出第 67 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 65 町長提出第 68 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 66 町長提出第 69 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
- 日程第 67 町長提出第 70 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計予算

日程第 68 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 町長提出第 9 号議案 平成 25 年災第 277 号吹野湍川河川災害復旧工
事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 10 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場
施設整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 11 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設
備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 12 号議案 平成 26 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設
道路工事請負変更契約の締結について
- 日程第 9 町長提出第 13 号議案 青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結につ
いて
- 日程第 10 町長提出第 14 号議案 津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約
の締結について
- 日程第 11 町長提出第 15 号議案 津和野町児童館設置管理条例の廃止について
- 日程第 12 町長提出第 16 号議案 津和野町保育園設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 13 町長提出第 17 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関
する条例の制定について
- 日程第 14 町長提出第 18 号議案 津和野町地域包括支援センターの包括的支援事業
の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 19 号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運
営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の
制定について
- 日程第 16 町長提出第 20 号議案 津和野町地域食材供給施設内の機器設置及び管理
に関する条例の制定について
- 日程第 17 町長提出第 21 号議案 津和野町地域食材供給施設基金条例の制定につい
て
- 日程第 18 町長提出第 22 号議案 津和野今昔館の設置及び管理に関する条例の制定
について

- 日程第 19 町長提出第 23 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備につい
て
- 日程第 20 町長提出第 24 号議案 津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関
する条例の制定について
- 日程第 21 町長提出第 25 号議案 津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する
条例の制定について
- 日程第 22 町長提出第 26 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 27 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤職員の公務災害
補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 28 号議案 津和野町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 29 号議案 津和野町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 30 号議案 津和野町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 31 号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置
及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 28 町長提出第 32 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 33 号議案 津和野町指定密着型サービス事業者等の指定に関
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 30 町長提出第 34 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について
- 日程第 31 町長提出第 35 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 32 町長提出第 36 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 33 町長提出第 37 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正につい
て
- 日程第 34 町長提出第 38 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関す
る条例の一部改正について
- 日程第 35 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨
堂）
- 日程第 36 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙
地区広場緑地等利用施設）

- 日程第 37 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）
- 日程第 38 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 39 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅）
- 日程第 40 町長提出第 44 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 41 町長提出第 45 号議案 町道滝元直地線の路線認定について
- 日程第 42 町長提出第 46 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 43 町長提出第 47 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 44 町長提出第 48 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 45 町長提出第 49 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 46 町長提出第 50 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 47 町長提出第 51 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 48 町長提出第 52 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 49 町長提出第 53 号議案 平成 26 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 50 町長提出第 54 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 51 町長提出第 55 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 52 町長提出第 56 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 53 町長提出第 57 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 54 町長施政方針
- 日程第 55 町長提出第 58 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 56 町長提出第 59 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 57 町長提出第 60 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 58 町長提出第 61 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第 59 町長提出第 62 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 60 町長提出第 63 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
日程第 61 町長提出第 64 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 62 町長提出第 65 号議案 平成 27 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 63 町長提出第 66 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第 64 町長提出第 67 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
日程第 65 町長提出第 68 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計予算
日程第 66 町長提出第 69 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第 67 町長提出第 70 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計予算
日程第 68 議員派遣の件

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君

健康福祉課長 …………… 齋藤 等君 医療対策課長 …………… 下森 定君
建設課長 …………… 田村津与志君 会計管理者 …………… 山本 典伸君

午前 9 時 00 分開会

○議長（沖田 守君） 改めて、おはようございます。きのう、あるいはおととい、小雪まじりの寒風が吹く、3 月半ばとは言いながら大変寒い日が続いております。きょうは多少穏やかになったかなという、そんな感じであります。

なお、きのうでちょうど東日本大震災から丸 4 年が経過をいたしました。今なお、復興には遠い道のりのようであります。2 万人を超す大きな被害でありましたし、亡くなられた方に改めて哀悼の意を表する次第でもあります。

そういう中で、本日、平成 27 年第 3 回津和野町議会定例会が招集されました。議員各位には、おそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は、12 名全員であります。定足数に達しておりますので、平成 27 年第 3 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、8 番、御手洗剛君、9 番、三浦英治君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催して、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1 番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成 27 年 3 月 6 日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日 3 月 12 日から 3 月 30 日までの 19 日間としたいと思います。

初日の 12 日木曜日は、諸般の報告後、町長提出議案の説明を受けます。そのうち、平成 27 年度予算に係る議案については、町長の施政方針後に説明を受けます。その後、予算審査特別委員会を設置し、新年度予算及び関連条例等を付託し散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、審査日程等、調整を行っていただきたいと思います。

13日金曜日から16日月曜日まで休会とします。一般質問の通告締め切りは16日の正午であります。

17日火曜日に本会議を再開し、条例案件、補正予算等、議員発議の質疑、討論、表決を行います。

18日水曜日から24日火曜日まで休会とし、その間に予算審査特別委員会において議案の審議をしていただきたいと思います。

25日水曜日、26日木曜日で、一般質問を行います。

27日金曜日から29日までは、休会とします。

30日月曜日は、予算審査特別委員長の審査報告を受けた後、新年度に係る条例、予算等について討論、表決を行い、各委員会の報告を受け、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成27年3月12日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日より3月30日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月30日までの19日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

12月定例会以降における、議会行事及び各報告事項につきましてはお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【12月定例会以降】

- | | | |
|-----------|-------------------------|----|
| 12月21日（日） | 津和野町余芸大会参加（津体） | |
| 24日（水） | 新年あいさつ録画取り（サンネットにちはら） | 議長 |
| 26日（金） | 議会広報編集委員会、文教民生常任委員会請願審査 | |
| 1月 3日（土） | 津和野町成人式（日小体） | 議長 |
| 7日（水） | 文教民生常任委員会請願審査、議会広報編集委員会 | |

- 9日(金) 津和野町農林業問題研究集会(JAひまわり) 議長
 11日(日) 津和野町消防出初式(津小) 議長
 14日(水) 議会広報編集委員会
 16日(金) 第1回臨時会、全員協議会
 19日(月) 文教民生常任委員会請願審査(日中)
 21日(水) 水曜会(町セ) 議長
 23日(金) 民生児童委員協議会新年会(なごみの里) 議長
 23日(金) 津和野地区労働組合旗開き(町セ) 副議長
 28日(水) 議員視察研修(沖縄県読谷村、辺野古)
 ~31日(金)
 2月 2日(月) 文教民生常任委員会請願審査
 3日(火) 鹿足郡養護老人ホーム事務組合議会
 4日(水) 総務経済常任委員会所管事務調査
 5日(木) 津和野町小学生子ども議会
 7日(土) 石西地区郵便局長会(益田市) 議長
 8日(日) 文教民生常任委員会請願審査(広聴会:左鐙公)
 10日(火) 文教民生常任委員会所管事務調査
 11日(水) 酒蔵祭り(本町通り) 議長
 12日(木) 文教民生常任委員会請願審査
 17日(火) 第2回臨時会、全員協議会、文教民生常任委員会請願審査
 19日(木) 島根県町村議会議長会定例総会(松江市) 議長
 23日(月) 議会運営委員会
 24日(火) 益田広域市町村圏事務組合議会
 25日(水) 鹿足郡事務組合議会、鹿足郡養護老人ホーム組合議会、鹿足郡不燃物事務組合議会
 3月 3日(火) 津和野高等学校卒業式 議長
 6日(金) 議会運営委員会

【視察】

- 2月 4日(水) 新潟県十日町議会議員(3名) 冬虫夏草による産業振興

【島根県町村議会議長会関係副会長出席行事報告】

- 1月26日(月) 島根県町村議会議長会正副会長会(松江市)
 2月18日(水) 島根県市町村総合事務組合議会定例会(松江市)

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会の報告につきましてはお手元に配付のとおりであります。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第 4. 請願の委員会付託

○議長（沖田 守君） 日程第 4、請願の委員会付託について。本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

日程第 5. 議案第 9 号

日程第 6. 議案第 10 号

日程第 7. 議案第 11 号

日程第 8. 議案第 12 号

日程第 9. 議案第 13 号

日程第 10. 議案第 14 号

○議長（沖田 守君） 日程第 5、議案第 9 号平成 25 年災第 277 号吹野湍川河川災害復旧工事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結についてより、日程第 10、議案第 14 号津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結についてまで、以上 6 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日は、3 月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、変更契約案件 5 件、契約案件 1 件、条例案件 25 件、指定管理者指定案件 5 件、計画変更案件 1 件、町道認定案件 1 件、一般会計を初め、各会計補正予算案件 12 件、一般会計ほか平成 27 年度各会計予算 12 件の合計 62 案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第 9 号でございますが、平成 25 年災第 277 号吹野湍川河川災害復旧工事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 10 号でございますが、平成 26 年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 11 号でございますが、平成 26 年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第12号でございますが、平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育長から御説明を申し上げます。

議案第13号でございますが、青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育長から御説明を申し上げます。

議案第14号でございますが、津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第9号について御説明をさせていただきます。

契約の目的、平成25年災第277号吹野湍川河川災害復旧工事他8件合冊工事。契約の方法、随意契約。

契約の金額、1億482万4,800円。変更前の金額、1億7,199万円。変更額、6,716万5,200円の減額。

契約の相手方、森村イ421番地1、株式会社栗栖組でございます。

裏に、工事請負変更仮契約を添付しておりまして、その後ろに参考資料、平面図をつけております。平面図のほうをまずごらんいただいたらというふうに思います。

吹野川と吹野湍川が合流いたします右下のほうのところから、ずっと上にかけて吹野湍川伸びておりまして、現在、治山事業を2カ所で工事をしておるところでございます。当初、4月1日から工事に着手というふうなこともあったんですが、県のほうで人事異動等もございまして、この辺の発注がおくれたというふうなところもございまして、それから道路が狭いところございまして、拡幅もしないといけないと工事できないというような地形のところでございます。

このような理由の地形の中で、状況の中で、1ページ前に戻っていただきまして、参考資料の変更理由というところがございますが、県営事業緊急治山えん堤事業の優先施工をする必要があり、支障箇所の施工中止に伴う減額というふうなことで、昨年3月の議会で議決いただきました9件の工事のうち、④、⑤を残して全てのほかの工事について工事を中止させていただくというものでございます。

それから、4番、5番の工事についてでございますが、残土の運搬距離が短縮になったり、そのほか数量的な変更もございまして、そのあたりのところの減額。そして、増額要素としては、消費税が5%から8%に上がったというふうなところ、それと数量の変更に伴いまして金額が変更しております。

7件の工事を中止をするということで、6,474万6,675円の減でございます。それから、残土運搬距離の短縮等に伴う減額が838万8,000円。それから、消費税の増額等に伴う増額が596万9,475円ということでございまして、合計6,716万5,200円の減というふうになっておるということでございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第10号について御説明いたします。

契約の目的、平成26年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事。契約の方法、随意契約。

契約の金額、1億5,311万3,760円。変更前の金額、1億3,716万円。変更額、1,595万3,760円の増額でございます。

契約の相手方、住所、津和野町瀧元58番地1。氏名、株式会社日成建設。

次のページ以降に資料といたしまして、仮契約書の写し及び平面図をつけております。

変更の主な理由でございますが、資料1の計画平面図をごらんいただきたいと思えます。赤色で示してある箇所が変更箇所でございますが、戸谷浄水場から送水をしております戸谷配水池の水位を常時遠隔監視するために投込式水位計を設置。そして、その水位の情報を戸谷浄水場へ送信するための電線ケーブル187メートルの敷設工事を追加計上するものでございます。既存の配水池は、昭和48年建設で、水位は山の上の現地に上がらないと確認できませんので、常時遠隔監視することで管理体制の効率化が図られるものでございます。

さらに、災害時等の停電に対応するために、ポンプ施設の運転動力としまして河畔式発電機2台の購入を追加計上するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第11号について御説明いたします。

契約の目的、平成26年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事。契約の方法、随意契約。

契約の金額、7,824万8,160円。変更前の金額、6,048万円。変更額、1,776万8,160円の増額でございます。

契約の相手方、住所、益田市中島町イ382番地。氏名、株式会社内村電機工務店益田営業所。

次のページ以降に資料といたしまして、仮契約書の写し及び平面図をつけております。

変更の主な理由でございますが、資料1の計画平面図をごらんいただきたいと思えます。赤色で示してあります箇所が変更箇所でございますが、平面図中央の上高野第1ポンプ所及び上高野第2ポンプ所に遠隔監視盤を追加。そして、上高野第3配水池に投込式水位計を追加計上するものでございます。既存の施設は、昭和48年建設で、水位は現地に行かないと確認できませんので、常時遠隔監視することで管理体制の効率化が図られます。

さらに、長野ポンプ所におきましては、戸谷の水源地から遠距離にあるため、長野地区においては水道水の塩素濃度が一定していないなど管理が難しいことから、新たに滅菌装置と残留塩素計を追加し自動運転化することによりまして、安全性の向上を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について、御説明を申し上げます。

契約の目的、平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事。契約の方法、随意契約。

契約の金額、9,138万3,120円。変更前の金額、9,018万円。変更額、120万3,120円の増額でございます。

契約の相手方、住所、島根県鹿足郡津和野町高峯566番地1。氏名、有限会社ナガヨシ技建でございます。

資料として、工事の仮契約書、それから工事現地の位置図の全図、それからその裏に資料3として道の動線図が混ざっております。それでは資料3のほうをごらんをいただいて、御説明をさせていただきます。

事業の変更内容につきまして、主な点を説明をさせていただきます。まず、この図面でございますけれども、青い線につきましては全線経路の位置でございますが、青い部分については伐採をした地域。それから、赤い線、これが土工事を行った線ということで御説明をさせていただきます。

まず、変更点でございますが、この土工事に当たりまして、当初計画しておりました土工の運搬を10トンダンプにより残土搬出を予定しておりました。しかし、急勾配、あるいは土出等によりまして、10トンダンプでは運搬が困難な箇所がございますが、やむなく6トンの不整地運搬車——キャタピラーで走る運搬車でございますが——、それで残土を運ぶことといたしました。そのために、積みかえが必要になりまして直行ベースで約734万円の増額が生じております。

一方、残土処理場の近くの休耕農地に確保することができましたので、運搬距離が短くなったために約158万円の減額が生じております。

それから、ブロック擁壁7カ所の減。それから、排水構造物等の構造物を省略いたしましたので、そのところで約969万円の減額が生じております。

一方、立木の処分にかかります準備費につきまして、実際の集積面積が約2,670平方メートル増になっております。また、木根の処理が365立方メートル増となったことによりまして、約417万円の増額が生じております。

土工事、立木伐採等の処分費を差し引きをいたしまして、消費税込みで１２０万３、１２０円の増となったものでございます。

続きまして、議案第１３号青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結について御説明を申し上げます。

契約の目的、学校施設環境改善交付金事業青原小学校校舎改築工事。契約の方法、随意契約。

契約の金額、５億５、１５１万２、８００円。変更前の金額、５億３、１３６万円。２、０１５万２、８００円の増額になります。

契約の相手方、住所、島根県鹿足郡津和野町日原２６２番地。堀建設株式会社でございます。

めくっていただきまして、資料として、変更仮契約書、それから資料２のほうで校舎側の平面図、資料３のほうで全体図の工程を含んだ部分の図面を掲載をしております。

変更の主なものにつきましては、建物の本体工事で年単で税別１８７万９、０００円の減額。校庭の排水、フェンス工事の追加によりますグラウンド整備工事が税別で２、０５３万９、０００円の増額となりまして、あわせて税別１、８６６万円の増額となっております。税込みで２、０１５万２、８００円の増額変更という金額が出ております。

工事の内容につきましては、設計ベースで建築工事のほうで１９７万円の減額、それから、土工事のほうで３２６万円の増額、屋外階段工事、建具工事などが増額になっております。減額部分につきましては、内装工事で約３６２万円の減額、木工事、地盤改良工事などが減額となっております。あわせて行います屋外整備工事につきましては、隣接する町道沿いのフェンスの取りやめ等で減額が生じております。それから、電気工事、コンセント設備などの減額がございます。

それから、放課後児童クラブが併設されることになっておりまして、その定員が変更になりまして、合併浄化槽の人槽が１４人層から１８人槽に変更したことによりまして、約３１３万円の増額になっております。グラウンド整備工事につきましては、新たに追加をする工事といたしまして、側溝や地下排水の雨水排水施設、それからフェンス工事等を追加をいたしまして、約２８０万円の増額になっております。

続きまして、議案第１４号木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

契約の目的、学校施設環境改善交付金事業津和野町立木部小学校耐震補強改修工事。契約の方法、一般競争入札。

契約の金額、２億４、１９２万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、１、７９２万円。

契約の工期、着工は、町議会の議決のあった日の翌日になります。完成は、平成２７年３月３１日。

契約の相手方、島根県鹿足郡津和野町日原２６２番地、堀建設株式会社でございます。

資料といたしまして、工事請負の仮契約書、それから校舎の立面図、それから資料 3 として体育館の平面図が掲載をしております。それでは、図面を見ていただきながら御説明をしたいと思います。

木部小学校の校舎につきましては、資料 2 のほうでございますが、昭和 55 年の建設でございます、RC 3 階建て、延床面積が 1,694 平方メートル。運動場につきましては、昭和 56 年の建築で、鉄骨造の一部 2 階建て、延べ床面積 78 平方メートルでございます。耐震判定の結果に基づきまして、校舎については、基準を下回ります I s 値 0.55 となっております。そのために耐震補強工事が必要となりまして、あわせて校舎全体の改修工事を行います。屋内運動場につきましては、防災事業強化事業とあわせて改修事業を行うということにしております。

工事の主な内容につきましては、校舎につきましては、現状あります屋上のコンクリートを壊しまして軽量化いたしまして、その上にカラー鋼板の屋根を設置いたします。耐震補強を高めるために、北側窓——ここで言います下の絵のほうの赤い枠で囲っております、番号で⑰というところでございますが——この部分にコンクリートを打ちまして強化をいたします。補強を行ってまいります。それから、壁の劣化部分につきましては、改修塗装や網戸、それからエアコン等の設置をあわせて行う予定でございます。

めくっていただいて、資料 3 の体育館のほうでございますが、屋内運動場につきましては、防災機能強化事業によりまして、天井の落下防止のために天井を除去いたしまして、屋根裏の部分に吹き付けを行います。それから、主な工事としては、アリーナの塗装、それからトイレ等の改修を行う予定にしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上、6 案件の提案理由を終わります。

日程第 11. 議案第 15 号

日程第 12. 議案第 16 号

日程第 13. 議案第 17 号

日程第 14. 議案第 18 号

日程第 15. 議案第 19 号

日程第 16. 議案第 20 号

日程第 17. 議案第 21 号

日程第 18. 議案第 22 号

日程第 19. 議案第 23 号

日程第 20. 議案第 24 号

日程第 21. 議案第 25 号

○議長（沖田 守君） 続いて、日程第 11、議案第 15 号津和野町児童館設置管理条例の廃止についてより、日程第 21、議案第 25 号津和野町教育員会教育長の勤務

時間等に関する条例の制定についてまで、以上 11 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 15 号でございますが、津和野町児童館設置管理条例の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 16 号でございますが、津和野町保育園設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 17 号でございますが、津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 18 号でございますが、津和野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 19 号でございますが、津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 20 号でございますが、津和野町地域食材供給施設内の機器設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 21 号でございますが、津和野町地域食材供給施設基金条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 22 号でございますが、津和野今昔館の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育長から御説明を申し上げます。

議案第 23 号でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 24 号でございますが、津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育長から御説明を申し上げます。

議案第25号でございますが、津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては教育長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第15号を御説明いたします。これまで直地児童館につきましては認可外の保育所でありましたが、平成27年4月より施行される子ども・子育て支援新制度により新たに町の認可保育所とすることから、この設置管理条例の廃止を提案するものでございます。

続きまして、議案第16号を御説明いたします。この条例制定につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行によりまして、新たに町の認可保育所となる直地児童館の追加や条文の追加等、改正内容が多岐にわたることから、これまでの津和野町保育園設置及び管理に関する条例を全部改正するものでございます。なお、この条例の施行期日につきましては平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第17号を御説明いたします。この条例の制定につきましても、前条例と同じく、子ども・子育て支援新制度の施行によりまして、児童クラブの定員の見直しや条文の追加等、改正内容が多岐にわたることから、これまでの津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例を全部改正するものでございます。なお、この条例の施行につきましても平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第18号を御説明いたします。この条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律——第3次地方分権一括法であります——におきまして、これまで国で定めていた地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を市町村の条例で定めることになったことによるものであります。なお、この条例の施行期日につきましては平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第19号を御説明いたします。この条例の制定につきましても、前条例と同じく、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、介護保険サービスのうち、これまで国が定めていた居宅介護支援及び介護予防支援に関する人員及び運営等に関する基準について、市町村の条例で定めることになったことによるものでございます。これにつきましても、施行期日につきましては平成27年4月1日からでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第20号の説明をさせていただきます。

これは、津和野町地域食材供給施設、道の駅の施設の一部であります。その中に機器を設置することに対する設置及び管理に関する条例でございます。今回、CAS

冷凍庫及び冷凍保管庫、食材加工用機器等を導入するわけですが、それに対しまして管理運営を町長が行うということで、この条例をつくっております。

それから使用料でございますが、別表第2表にございますように100キロ以下を300円、それからこれは月ぎめの料でございますが、これが500キロを超えると200円と、段階的に下げていく案でございます。それから、一度CAS冷凍したものを解凍して、また2次加工してCAS冷凍するということが可能になってきますので、2回目のCAS冷凍に関しましては200円ということで定めております。それから、冷凍庫に保管する前は、1キロ当たり月が50円という設定でございます。その他の機器につきましては、別に定めるという内容にしております。

次に、議案第21号津和野町地域食材供給施設基金条例の制定について、説明させていただきます。これは、使用料をいただいたうちから、共益費、それから電気料等を支払うわけですが、それを差し引きした余ったお金につきましては基金のほうに積み立てて、それを更新用の財源に使うというものでございます。

以上、説明のほうは終わります。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは続きまして、議案第22号津和野今昔館の設置及び管理に関する条例について、御説明を申し上げます。今昔館につきましては、前所有者より町に対しまして土地、建物、それから中の収蔵品について御寄贈をいただいております。当面は、寄贈者の意向に沿った形で町で管理をいたしまして、4月より土日祝祭日に開館をしていきたいというふうに考えております。そのための条例の設置ということになります。

基本的には、他の資料館等を基本にベースとして条例を策定しております。第1条で設置について、第5条では入館料について、6条から9条にかけては館の使用について、それぞれ規定をしております。入館料等につきましては、別表の1を見ていただいたらと思いますが、一般の方が250円、それから生徒150円、児童を80円と規定をしております。町民の方につきましては、他の施設と同様に無料と考えております。それから、建物自体が比較的広い空間のスペースがございますので、ミニコンサート等の使用も考慮いたしまして使用料の設定も設けてあります。なお、この条例につきましては、付則として平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第23号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、御説明をいたします。御承知のように、4月1日より法の一部改正によりまして教育委員会制度が改正されます。それに伴う関係町条例の改正を行うものでございます。裏の新旧対照表をごらんいただいたらと思います。

第1条につきましては、津和野町課設置条例の一部改正でございまして、総務財政課の事務分掌の中に総合教育会議に関することを加えるものでございます。それから、第

2条につきましては、津和野町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正でございます。これも「総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者」という項目を加えるものでございます。それから、第3条につきましては、津和野町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございまして、「教育長」を追加するものでございます。それから、第4条につきましては、津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正でございます。これも「教育長」の規定を追加するものでございます。

元のほうに戻っていただいて、第5条のほうでございしますが、これにつきましてはこの法律改正に伴いまして廃止をする条例でありまして、かわりに制定するために津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止をいたします。付則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置といたしまして、教育長がなお従前の令による在職をする場合については、3条から5条については改正前の規定を適用する旨が規定をされております。

続きまして、議案第24号津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、御説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条の第5項の規定によりますと、新教育長の職務に専念する義務に関することが、この項で規定をされております。

改正前の法律では、教育委員としての特別職としての立場と、教育長としての一般職の立場をあわせ持った形で行われておりましたが、新制度では、旧の教育委員長と教育長が一本化されまして、直接、町長より任命されることとなります。特別職に一本化されることとなりますので、地方公務員法の規定が適用されなくなります。今回の法律の改正によりまして、条例での規定が必要となりますので、この条例を制定するものでございます。

1条では条例の趣旨、第2条で職務に専念する義務の免除について、規定をしております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。経過措置といたしまして、教育長がなお、従前の例による在職する場合においては、改正前の規定を適用する旨が規定をされております。

続きまして、議案第25号津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例について、御説明を申し上げます。

この条例制定につきましても、先ほどの第24号議案と同様でございまして、新教育長の位置づけが特別職に一本化されるために、地方公務員法が適用されなくなることから、条例を制定するものでございます。

教育長の勤務時間及びその他の勤務条件につきましては、一般職の職員の例によるということとしております。

附則といたしまして、この条例も、平成２７年４月１日から施行します。それから、経過措置として、従前の例により在職する場合においては、改正前の規定を適用する旨を規定をしております。

○議長（沖田 守君） 以上、１１案件の提案理由の説明を終わります。

日程第２２．議案第２６号

日程第２３．議案第２７号

日程第２４．議案第２８号

日程第２５．議案第２９号

日程第２６．議案第３０号

日程第２７．議案第３１号

日程第２８．議案第３２号

日程第２９．議案第３３号

日程第３０．議案第３４号

日程第３１．議案第３５号

日程第３２．議案第３６号

日程第３３．議案第３７号

日程第３４．議案第３８号

○議長（沖田 守君） 日程第２２、議案第２６号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより、日程第３４、議案第３８号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上１３案件につきましては会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第２６号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２７号でございますが、津和野町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて議案第２８号でございますが、津和野町行政手続条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２９号でございますが、津和野町防災会議条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３０号でございますが、津和野町災害対策本部条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３１号でございますが、津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３２号でございますが、津和野町介護保険条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３３号でございますが、津和野町指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３４号でございますが、津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３５号でございますが、津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて議案第３６号でございますが、津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３７号でございますが、津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３８号でございますが、国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第２６号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、介護保険法に位置づけられました職種であります介護保険の根幹をなしますケアマネジメントを担います介護支援専門員と、生活困窮者に

対する就労支援や、職業安定法に規定いたします公共職業安定所等との連絡調整を行います生活困窮者就労支援員の非常勤特別職を追加するものであります。

別表中の医師確保対策専門官の項の次に、「介護支援専門員、月額19万2,000円」を加え、福祉事務所医療社会指導員の項の次に、「生活困窮者就労支援員、月額13万3,600円」を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。
続きまして、議案第27号を御説明いたします。

今回、一部改正でございますが、議員その他非常勤の職員の公務上の災害または通勤によります災害の認定及び審査に関する事務につきましては、島根県市町村総合事務組合において共同処理をしているところでございますが、現行条例におきましては、町が認定及び審査をすることになっているため、改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、一枚めくっていただきまして対照表のほうをごらんください。第3条第3項中の「公務災害補償等認定委員会」の前に、「島根県市町村総合事務組合」を加え第4条を削除に改め、第18条第1項中の「公務災害補償等審査会」の前に、「島根県市町村総合事務組合」を加え第19条を削除に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。
続きまして、議案第28号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、行政手続法の一部改正に伴いまして、住民の権利利益の保護の充実を図るため、「行政指導の根拠等の提示の義務化」「行政指導の中止等の求め及び処分等の求め」を条文に追加するものであります。あわせて、条文中の文言の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第29号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴いまして、防災会議の所掌事務に、防災に関する重要事項を審議し、町長に意見保身するとともに、水防計画、その他水防に関する重要事項を調査、審査することについて明文化をしたものであります。

また、委員の任期にあたりまして、自主防災組織や専門性のある方の任命について、新たに加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。
続きまして、議案第30号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、同基本法の条文、項番が改正されたことによりまして、関連いたします本条例の一部を改正するものであ

ります。第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第31号について御説明をいたします。

グラウンドゴルフ場整備に伴い、津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、施設の概要でございます。本日、提出をさせていただきました資料のほうをごらんください。位置関係でいいますと、手前側が県道側、奥側がなごみの里温浴施設になっております。グラウンドゴルフ場は、津和野温泉なごみの里の野外緑地広場を548.7平方メートル拡張いたしまして、延べ面積3,056.3平方メートル、1コース8ホールを整備したものでございます。青の斜線で囲ってあるところが拡張した部分、赤の線で表示をいたしておりますが、ここがコース割りつけとして15メートルから50メートルの各ホールを示しております。グラウンドゴルフ場は、管理を株式会社津和野が行い、施設の養生を行ったあと使用料は無料といたしまして、平成27年6月1日よりオープンする予定になっております。

条例の一部改正につきましては、議案裏面、新旧対照表をごらんください。第3条第3号中「野外緑地広場」を「グラウンドゴルフ場」に改め、第8条利用料金関係ですが、別表に「グラウンドゴルフ用クラブ・ボール貸し出し一式、一日につき100円」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第32号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する省令において、第1号被保険者の保険料に関する基準が、標準7段階から標準9段階に改正されたことと、3年ごとに見直すこととされております介護保険料について、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を定めるものでございます。内容につきましては、1枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうに7段階が9段階に金額が変わったものが記載されております。

なお、もう1枚めくっていただきまして、附則の中に経過措置としまして、介護予防日常生活支援事業等の事業開始時期、それから在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、これらの事業につきましては、平成29年4月1日と定めるものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

続きまして、議案第 33 号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、介護保険法施行規則等の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者等の申請の要件におきまして、法人であるものの中に、「指定介護予防支援事業者」を追加するものでございます。

なお、この条例施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、議案第 34 号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、介護保険法施行規則等の改正に伴うものでございます。これにつきましては、10 枚ほどめくっていただきまして、対照表の 14 ページをお開きください。

平成 24 年に一括法により国からおりてきた条例でございまして、条例内には、多くのサービス事業について条項等の記載がありますが、第 110 条から裏ページの第 121 条にかけましての改正内容が、本町におけます地域密着型サービス事業所に関するものでございまして、国のほうで事業内容がわかりやすくということで、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、議案第 35 号を御説明いたします。

この条例につきましても、先ほどの条例と同じく、介護保険法の施行規則等の改正に伴うものでございまして、これにつきましても 8 枚めくっていただきまして、対照表の 13 ページ、14 ページをお開きください。

第 70 条から第 80 条にかけましての改正内容が、先ほども説明しましたが、本町におけます地域密着型介護サービス事業所に関するものでございまして、74 条に「用地確保困難等に対するただし書き許可基準」を追加するものでございます。

なお、この条例施行につきましても、平成 27 年 4 月 1 日からでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第 36 号のほうを説明させていただきます。津和野町地域農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正でございます。

これは、3 月 1 日の J A の合併に伴いまして、名称変更がおこったところの変更でございます。新旧対照表を見ていただきたいと思います。「西いわみ農業協同組合日原所長」が、「島根県農業共同組合日原支店長」に変更、それから「津和野支店長」に変更というものであります。

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 3 月 1 日から適用するというものでございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第 37 号を説明させていただきます。

本議案については条例の変更でございまして、津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正でございます。別表―１、別表―２のところへ、「グリーンハイツ１号館、２号館」を追加するものでございます。

施行期日でございますが、公布の日からということで、附則のほうに記載をしてございます。

次のページを見ていただきまして、新旧対照表がついてございます。グリーンハイツの関係で１号館、２号館というふうでございます。グリーンハイツという建物については、平成２６年度予算において予算化をしていただいております津和野町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱の適用によりまして、建築を進めております住宅でございます。１０年間使用できるものというふうなこと、それから、工事補助対象経費の２５％以内を補助金として交付するというものでございます。施工業者については、青原７７番地、長嶺建設株式会社でございます。底地については社長の所有というふうになっておるところでございます。

まず、グリーンハイツ１号館のほうの間取りでございますが、構造については木造瓦葺平屋建て、間取りが３ＤＫ２戸というふうなことで、床面積については書いてございませんが５８．７３平方メートルというふうになっております。グリーンハイツ２号館については、４戸ということで２階建てでございますが、木造瓦葺２階建て、間取りが２ＤＫというふうになっておりますのが１階部分でございます。３ＤＫについてが２階部分ということで、１階部分が５１．２９平方メートル、２階部分が６３．３５平方メートルというふうなことでございます。

次のページのところへ料金的なところが書いておりまして、グリーンハイツ１号館については５万５，０００円、グリーンハイツ２号館については、１階部分が４万５，０００円、２階部分が５万円というふうなことでございます。床面積が２号館の３ＤＫのほうが大きいというふうなこともございますが、実際のところは階段で占められるということで、実際の面積的には平屋建ての部分よりも大きくはないという状況でございます。

事業費としては、５，６０２万５，０００円というのが今の事業費でございまして、工事の期間としては、昨年度の１２月１日から今年３月２０日を予定しておるところでございます。

今回、施行期日を公布の日からというふうにしておりますのは、間もなく竣工検査のほうはいたしますが、入居者の募集をしないといけないというふうなこともございまして、一応、議会承認がなった後に、入居者の募集をしたいという思いから、附則のほうは公布の日からというふうな表現にさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、議案第３８号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、施設の使用料の規定を設けるための改正になります。

現在、旧堀氏邸につきましては、結婚式の前撮り写真の撮影とかイベント等で、使用の申し込みがございます。そういったことから、一定の使用料規定を設ける必要があると考えまして、条例を改正するものでございます。

最初のところで、繰り下げ条項で10条以下、5条分ほど繰り下げることとしております。その後に、10条から14条ということで、使用料関係の規定を加えております。新旧対照表のほうでごらんをいただけたらと思います。そして、この使用料の規定でございますが、別表2のほうに新たに使用料規定として加えておりまして、それぞれの使用場所1時間当たり1,500円、半日当たり3,000円、1日当たり5,000円という規定をしております。

なお、この条例につきましては、附則として平成27年4月1日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 以上、13案件について提案理由の説明を終わります。

日程第35. 議案第39号

日程第36. 議案第40号

日程第37. 議案第41号

日程第38. 議案第42号

日程第39. 議案第43号

○議長（沖田 守君） 次、日程第35、議案第39号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）より、日程第39、議案第43号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅）まで、以上5案件につきましては会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第39号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）でございますが、去る2月6日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第40号、公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）でございますが、去る2月6日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第41号、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）でございますが、去る2月6日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第42号、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）でございますが、去る2月6日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第43号、公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅）でございますが、去る2月6日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議案第39号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、「寺田納骨堂」でございます。指定管理者となる団体の名称は、「寺田納骨堂利用者の会」でございます。

指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成27年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を3年として、現在の指定管理者である「寺田納骨堂利用者の会」を、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第40号についてご説明をいたします。

公の施設の名称は「下左鐙地区広場緑地等利用施設」でございます。指定管理者となる団体の名称は「下左鐙自治会施設管理組合」でございます。

指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成27年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を3年として、現在の指定管理者である「下左鐙自治会施設管理組合」を、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第41号について御説明をいたします。

公の施設の名称は「津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」」でございます。指定管理者となる団体の名称は「日原オシドリの会」でございます。

指定期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。指定管理者制度につきましては、平成18年9月1日から非公募により導入したもので、指定期間が平成27年3月31日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を

経て、指定期間を３年として、現在の指定管理者である「日原オシドリの会」を、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第４２号について御説明をいたします。

公の施設の名称は「津和野町野中高齢者作業施設」でございます。指定管理者となる団体の名称は「野中里山クラブ」でございます。指定期間は、平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。指定管理者制度につきましては、平成１８年９月１日から非公募により導入したもので、指定期間が平成２７年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を３年として、現在の指定管理者である「野中里山クラブ」を、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第４３号についてご説明をいたします。

公の施設の名称は「つわの暮らし推進住宅」でございます。指定管理者となる団体の名称は「津和野に住もうや株式会社」でございます。

指定期間は、平成２７年４月１日から平成５２年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。つわの暮らし推進住宅の整備は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律ＰＦＩ法により実施したものでございます。指定管理者制度につきましては、平成２７年４月１日から公募により導入するもので、平成２６年８月１日に公募のあった１団体について、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を２５年として、「津和野に住もうや株式会社」を指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長、今、３９号、４０号は所管の課長が担当課違うが、あなたのところで説明した理由はなぜ。（発言する者あり）指定管理じゃから。わかった。

以上のとおりであります。

以上、５案件につきましては、提案理由の説明を終わりました。

日程第４０．議案第４４号

○議長（沖田 守君） 続いて、日程第４０、議案第４４号津和野町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第４４号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第44号について御説明をいたします。津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては別紙のとおり「過疎地域自立促進特別事業」を追加するものでございます。議案書1枚めくっていただきまして、別紙様式2をごらんください。追加する事業は事業内容として、区分2産業の振興中「農山漁村活性化プロジェクト支援公金事業」、区分3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進中「萩石見空港利用拡大支援事業」、区分7教育の振興中「デジタル教科書整備事業」を、区分8地域文化の振興など中「津和野町郷土館整備事業」をそれぞれ追加するものでございます。

事業概要についてでございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援公金事業につきましては、基盤整備後30年以上経過している中山、長福地区、堤田地区の水利施設等の老朽化に伴い実施する、農業競争力基盤整備事業の実施設計のための地形図作成を行うものでございます。

萩石見空港利用拡大支援事業につきましては、平成26年3月30日より2年間限定で運行を開始した、萩石見空港から東京線の2便化について、利用座席数が目標の12万席を下回った場合に、収支不足額を航空会社と地元自治体が、それぞれ2分の1ずつ負担する、そういった事業でございます。

デジタル教科書整備事業につきましては、平成27年度からの小学校の教科書改定に伴い、教科書と一体であるデジタル教科書について更新を行い、教育環境の充実を図るものでございます。

津和野町郷土館整備事業につきましては、建物及び展示、収蔵施設の老朽化が進んでいるため、耐震補強工事を含めた整備が必要となっており、そのための保存活用計画の策定を行うものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、各事業の概算事業費でございます。農山漁村活性化プロジェクト支援公金事業につきましては、地形図作成のための委託料として平成27年度1,100万円、萩石見空港利用拡大支援事業につきましては、平成26年度利用座席数10万6,500席と見込んだ場合のリスク分担地元負担額1億5,000万円のうち、津和野町負担分として平成27年度510万円、デジタル教科書整備事業につきましては、町内小学校5校分のソフト購入費といたしまして平成27年度600万円、津和野町郷土館整備事業につきましては、保存活用計画策定委託料として平成27年度230万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 日程第４１、議案第４５号町道滝元直線の路線認定についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第４５号でございますが、町道滝元直線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第４５号の説明をさせていただきます。

認定路線としましては、整理番号４０８４、路線名滝元直線、起点津和野町滝元１４４番地位置先から同町直地１２８３番地位置先まで。備考として、延長としては７６７メートル、幅員が５．２メートルから７メートルというものでございます。

提案理由といたしましては、現在、野広の所の９号線のバイパスが完成をいたしまして、既に供用開始をしております。もともとの旧道について、国土交通省から町道での管理というふうなことで、バイパスを建設する際から話が合ったようでございまして、その流れに沿いまして、旧国道の部分について町道として認定をし移管をするということになります。

土地等については、国土交通省から全て無償譲渡というふうな形をとるというふうなことでなっております。ただし、私が建設課にまいりまして国土交通省の方とお話したのは、国が危険ということでバイパスをつくったというふうなことでございまして、そこを町が車を走らせるほどの自信がないというふうな話もいたしまして、通常、そこに土地をお持ちの方の利用で対応してもよろしいかというふうな話もさせていただきまして、それで構わないというふうなことでございますので、一応、町道にしないと無償譲渡を受けられないというふうなこともございまして、調整の結果、町道認定をさせていただくというふうなことで提案をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第４２．議案第４６号

日程第４３．議案第４７号

日程第４４．議案第４８号

日程第４５．議案第４９号

日程第４６．議案第５０号

日程第４７．議案第５１号

日程第４８．議案第５２号

日程第４９．議案第５３号

日程第５０．議案第５４号

日程第 5 1. 議案第 5 5 号

日程第 5 2. 議案第 5 6 号

日程第 5 3. 議案第 5 7 号

○議長（沖田 守君） 日程第 4 2、議案第 4 6 号平成 2 6 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）より、日程第 5 3、議案第 5 7 号平成 2 6 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）まで、以上 1 2 案件につきましては会議規則 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 4 6 号でございますが、平成 2 6 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 1 億 6, 1 8 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ 1 0 4 億 7 6 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

議案第 4 7 号でございますが、平成 2 6 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 6 6 7 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ 1 1 億 9, 0 5 8 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

議案第 4 8 号でございますが、平成 2 6 年度津和町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 3, 7 3 7 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ 1 3 億 8, 1 9 0 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

議案第 4 9 号でございますが、平成 2 6 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 7 5 8 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ 2 億 8, 8 9 2 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

続いて、議案第 5 0 号でございますが、平成 2 6 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ 7, 0 0 6 万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ 5 億 4, 9 3 1 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

議案第 5 1 号でございますが、平成 2 6 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,184万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億4,123万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

議案第52号でございますが、平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ5万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ551万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げます。

議案第53号でございますが、平成26年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ1,129万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、教育長からご説明を申し上げます。

議案第54号でございますが、平成26年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ480万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ8,354万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第55号、平成26年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ896万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ8,411万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第56号、平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,420万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億4,004万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第57号でございますが、平成26年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

収益的収入及び収益的支出それぞれ1,889万3,000円を追加し、収益的収入予算総額7億4,768万円、収益的支出予算総額7億4,373万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第46号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表の繰越明許費でございます。

総務費のまち・ひと・しごと創生事業でございますが、2月3日に政令いたしました国の補正予算に伴って交付をされます地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業に係るもので、5,905万4,000円を繰り越すものであります。終期につきましては平成28年3月末を予定しております。

民生費の社会保障・税番号制度システム整備事業でございますが、設計段階で不測の日数を要しまして、事業着手に遅延が生じたことによりまして493万6,000円を繰り越すもので、終期は9月末を予定しております。

次に、児童クラブ建設事業でございますが、青原小学校の工期延期に伴いまして、設計段階で不測の日数を要したことによりまして1,386万円を繰り越すもので、終期につきましては7月末を予定しております。

商工費のまちなか再生総合事業でございますが、今回の2号物件になりますけれども、2号物件の改修設計に入る前に1号物件の用途変更の結論を待つて設計作業に入る必要があったため468万8,000円を繰り越すものであります。終期につきましては6月末を予定しております。

次に、歴史的風致維持向上事業でございますが、旧SL館の解体撤去工事に係る所定の手続きに不測の日数を要したことによりまして2,039万6,000円を繰り越すもので、終期は5月末を予定しております。

次に、土木費の地籍調査事業でございますが、森野坂地区の一筆調査業務におきまして、土地所有者の死亡等によりまして境界確定等に不測の日数を要したことによりまして810万円を繰り越すもので、終期につきましては5月末を予定しております。

次に、町道新設改良事業でございます。

日原停車場線の用地交渉に不測の日数を要したことによりまして216万円を繰り越すものであります。終期につきましては平成28年3月末を予定しております。

教育費の木部小学校耐震補強改修事業でございますが、県の耐震判定委員会の開催回数の減少や、設計業務の受託業者に不慮の事故がございまして、補強計画の策定に不測の日数を要したことによりまして1億5,665万3,000円を繰り越すものであります。終期につきましては10月末を予定しております。

次に、青原小学校校舎改築事業でございますが、初期工程の地盤改良のための準備工事の遅れから作業員の確保に不測の日数を要したことによりまして3億4,967万2,000円を繰り越すものであります。終期は7月末を予定しております。

災害復旧費の過年林道災害復旧事業でございますが、先行いたします町道、河川の災害復旧事業が完了するまでに工事現場への通行が不可であったということで、不測の日数を要したことによりまして6,443万2,000円を繰り越すものであります。終期につきましては28年の3月末を予定しております。

最後に、過年公共土木施設災害復旧事業でございますが、請負業者によります資材及び人員確保が困難をきわめたことによりまして、年度内の竣工が見込めないことによりまして4億7,932万4,000円を繰り越すものであります。終期は28年3月末を予定しております。

1枚めくっていただきまして、6ページをごらんください。第3表債務負担行為補正の変更でございます。

まず、道の駅津和野温泉なごみの里管理運営委託業務につきまして、先ほどのグラウンドゴルフ場の設置に伴いまして限度額を1億703万6,000円に変更するものであります。

次に、旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事につきまして、27年度国庫補助金の内示額の減額等によりまして期間を平成28年度までに、限度額につきましては1億6,833万2,000円に変更するものであります。

続きまして、7ページをごらんください。第4表の地方債補正の変更でございます。総額で230万円の減額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出のほうから御説明いたしますので、30ページをお開きください。

また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせて御参照いただければというふうに思っております。

まず、総務費の一般管理費でございます。

共済費といたしまして、退職職員の確定に伴いまして退職手当組合特別納付金1,378万円を増額をしております。

財政管理費の積立金としまして、財政調整基金積立金20万4,000円と減債基金積立金9,700万円を合わせまして9,720万4,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、財産管理費の公有財産購入費といたしまして、役場本庁舎の横でございますが、元日原工業の土地建物の購入費600万円と元大庭板金の土地建物購入費80万円を合わせまして680万円を新たに計上をしております。

また、ふるさと納税の増に伴いまして、ふるさと津和野基金への積立金123万2,000円を増額をしております。

続きまして、企画費の負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、鹿足郡事務組合の一般会計から電気通信特別会計への職員の移動等に伴いまして、事務組合負担金495万4,000円を増額をしております。

情報処理費の備品購入費といたしまして、社会保障・税番号制度システムの精算に伴いまして、庁用器具費130万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、36ページでございますが、住民協働推進事業費の公有財産購入費といたしまして、木部地区のつわの暮らし推進住宅の用地購入費を次年度へ繰り延べたことによりまして146万8,000円を減額をしております。

一番下でございますが、生活バス対策費の負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、実績に伴いまして生活バス確保路線補助金111万3,000円を減額をしております。

一番下のまち・ひと・しごと創生費でございます。

このたびの国の補正予算の成立に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用いたしまして、今回、補正予算を御提案するものでございます。

まず、つわの暮らし推進課所管分の委託料といたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の策定業務委託料774万円、負担金補助及び交付金といたしまして、子育て世代の定住を促進するための子育て支援タクシー利用助成金100万円、地域医療に携わる看護師の移住促進や、町内独身男性との出会いの場の創出を目的とした地域医療視察ツアー事業補助金120万8,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、健康福祉課所管分の負担金補助及び交付金といたしまして、多子世帯に対する経済負担の軽減を目的として商工会が実施いたします商品券発行のための多子世帯支援事業補助金131万4,000円を新たに計上をしております。

なお、この事業につきましては、県の交付金事業による補助金を受けての実施をするものでございます。

それから、農林課所管分の報償費といたしまして、自伐型林業の推進を目的とする各種研修への講師謝金180万円、負担金補助及び交付金といたしまして、農業担い手育成のための新規農林業就業者支援事業費補助金404万円、米価急減の影響を改善するためのWC S用稲生産機器導入及び整備の補助金600万円、自伐型林業推進を目的とします簡易作業道開設事業補助金350万円、地域残材搬出に伴います自伐林家等支援事業、いわゆる「山の宝でもう一杯！」プロジェクトでございますが、これに対する補助金170万円、それから、6次産業商品開発に対しての津和野ブランド農産物推進事業補助金187万円を新たに計上をしております。

それから、商工観光課所管分の委託料といたしまして、津和野栗のブランド化推進に係る農商工連携事業委託料350万円、負担金補助及び交付金としまして、商工会が実施いたします津和野あおぞら商品券の発行に対する津和野町プレミアム商品券補助金2,221万円を新たに計上をしております。

それでは、2枚めくっていただきまして、44ページでございます。農業委員会委員選挙費といたしまして、無投票当選に伴いまして職員の時間外勤務手当129万3,000円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、48ページでございます。民生費でございますが、社会福祉総務費の繰出金といたしまして国保及び介護特会への繰出金、合わせまして691万8,000円を増額をしております。

老人福祉費の負担金補助及び交付金としまして、養護老人ホーム銀杏寮の増床工事の遅延に伴いまして、設計業者との訴訟費関係の費用分と工事費の増額分に対しまして負担金961万4,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、52ページでございます。児童福祉総務費の委託料といたしまして、津和野幼稚園及び広域入所児童数の減に伴います保育所運営委託料260万2,000円を減額をしております。

それから、下段でございますが、母子・父子福祉費の扶助費といたしまして、対象者の減に伴います児童扶養手当124万5,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉施設費の日原保育所の備品購入費といたしまして、経年劣化によります給食用の冷凍冷蔵庫の購入費104万4,000円を増額をしております。

それから、2枚めくっていただきまして、58ページでございます。災害救助費の負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みに伴いまして農地農業用施設小災害復旧事業費補助金700万円の減額、同じく林業用施設災害復旧事業費補助金180万円の減額をしております。

2枚めくっていただきまして、62ページ、衛生費でございます。

保健衛生総務費の繰出金といたしまして、簡易水道及び病院事業特別会計への繰出金3,693万2,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、66ページ、し尿処理費の負担金補助及び交付金といたしまして、鹿足郡事務組合の一般会計から電通会計への職員の移動に伴いまして564万5,000円の減額と、循環型社会形成推進交付金事業の補助裏財源を事務組合による起債発行から構成自治体の負担金へ財源変更したことに伴いまして1億1,006万9,000円の増額、合わせまして1億442万4,000円の増額を計上をしております。

2枚めくっていただきまして、70ページでございます。農林水産業費でございますが、農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金といたしまして、県の補正予算に伴います新規就農総合支援事業補助金300万円を増額をしております。

農地中間管理事業費の負担金補助及び交付金としまして、実績見込みに伴いまして625万2,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の負担金補助及び交付金としまして、実績見込みの減によりまして流域産木材活用住宅等支援事業補助金115万円の減額。

交付決定額の確定に伴いまして、新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業補助金108万6,000円の減額。

それから、1枚めくっていただきまして、搬出量の実績の見込みによりまして、林地残材搬出に伴う自伐林家等支援事業補助金100万円を減額をしております。

それから、真ん中のところですが、受託事業費の委託料といたしまして、事業確定に伴います実績減により除伐等委託料261万6,000円の減額をしております。

町行造林事業費の委託料としまして、補助事業費の確定減によりまして1,264万4,000円の減額をしております。

2枚めくっていただきまして、78ページ、商工費でございます。

商工振興費の負担金補助及び交付金としまして、1枚めくっていただきまして、実績見込みの減によりまして地域商業活性化支援補助金92万2,000円の減額をしております。

それから、中段ですが、ふるさと創生事業費といたしまして、日原蚕の人工飼料育研究センター改修工事の事業主体を町からにちはら総合研究所へ変更したことに伴いまして、工事請負費から負担金補助及び交付金へ340万円を組みかえて計上をしております。

2枚めくっていただきまして、84ページ、土木費でございます。

土木総務費の繰出金といたしまして、下水道特別会計への繰出金467万7,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧推進室費の負担金補助及び交付金としまして、確定見込みに伴います災害派遣職員の負担金100万2,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、88ページでございますが、道路橋梁総務費の委託料といたしまして、実績見込みに伴います道路台帳の更新業務委託料214万6,000円の減額、負担金補助及び交付金としまして、扇町の県営急傾斜崩壊対策事業の入札不調に伴う県営工事負担金130万円の減額をしております。

道路維持費の委託料としまして、実績見込みに伴う除雪作業委託料282万5,000円の増額をしております。

2枚めくっていただきまして、92ページ、住宅管理費の需用費といたしまして、町営住宅の設備等の修繕見込みの増に伴いまして修繕料143万円を増額。

それから、負担金補助及び交付金といたしまして、先ほどの枕瀬地域のグリーンハイツでございますが、建築しております民間賃貸住宅建設支援事業費補助金1,400万6,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、消防費でございます。

非常備消防費の報償費といたしまして、消防団員5名分の退職報償金277万5,000円を増額。

それから、備品購入費といたしまして、入札減によりまして消防積載車172万5,000円の減額をしております。

災害対策費の委託料としまして、入札減によりまして防災無線実施設計業務委託料833万1,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金としまして、一般負担金の実績見込み減と消防・救急デジタル化整備事業ほかの入札減によりまして、広域市町村圏事務組合消防費負担金1,027万2,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、教育費でございます。

学校給食センター費の需用費といたしまして、津和野、日原の給食調理施設への温水手洗い器設置ほかの修繕料といたしまして167万5,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、102ページでございますが、小学校管理費でございます。

1枚めくっていただきまして、104ページでございますが、事務局分の役務費といたしまして、青原小学校改築工事の期間延長に伴う引っ越しほかの手数料102万9,000円の減額。

それから、備品購入費といたしまして、同じく備品等の購入費244万3,000円の減額をしております。

それでは、116ページをごらんください。安野光雅美術館の需用費といたしまして、館外展用グッズの売り上げ増に伴います消耗品100万円の増額。

美術館の空調機中央監視機器の更新修繕料125万3,000円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、山村開発センター費の備品購入費といたしまして、大集会所の音響設備の一式の購入費112万5,000円を新たに計上をしております。

それでは、124ページをごらんください。災害復旧費でございます。

過年農地農業用施設災害復旧費の委託料といたしまして、実績の減に伴う測量業務委託料393万2,000円の減額、精算に伴いまして流木処理業務委託料271万5,000円の減額、工事請負費といたしまして、実績見込みに伴います災害復旧工事2,165万円の減額をしております。

過年林道災害復旧費の需用費といたしまして、事務費の組みかえに伴いまして消耗品費129万3,000円の増額。

1枚めくっていただきまして、工事請負費といたしまして、実績見込みに伴います災害復旧工事4,415万9,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、過年公共土木施設災害復旧費の需用費といたしまして、事務費の組みかえに伴う消耗品費150万円の増額、委託料としまして、実績の減に伴います測量業務委託料990万円の減額、精算見込みに伴います現場技術支援業務委託料262万9,000円の増額、工事請負費といたしまして、実績見込みに伴いまして災害復旧工事2,193万円の減額をしております。

それでは、2枚めくっていただきまして、132ページ、諸支出金でございます。

国県支出金還付金の償還利子及び割引料といたしまして、精算に伴う過年度分の島根県障害者自立支援給付費負担金返還金215万円を新たに計上をしております。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、12ページのほうにお戻りください。まず、地方交付税でございます。

このたびの国の補正予算の成立に伴いまして、当初、調整率により減額されておりました額の復活分360万9,000円を含めまして普通交付税9,926万5,000円の増額をしております。

次に、分担金及び負担金でございます。

民生費負担金といたしまして、保育所徴収金等の収入見込みの確定に伴いまして児童福祉費負担金610万4,000円を減額をしております。

また、災害復旧費負担分担金としまして、国庫負担金が確定したことに伴いまして農地農業用施設災害復旧費分担金160万8,000円を減額をしております。

次に、使用料及び手数料でございます。

商工使用料といたしまして、乗客数の増による観光リフト使用料160万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、14ページですが、教育使用料としまして入館者の減によります安野光雅美術館入館料249万5,000円を減額をしております。

次に、国庫支出金でございます。

民生費国庫負担金としまして、津和野幼稚園入所児童数の減及び児童扶養手当支給費負担金の確定によりまして、児童福祉費負担金304万8,000円の減額をしております。

国保の保険基盤安定負担金の確定によりまして287万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費国庫負担金としまして、国庫負担金の補助率の確定によりまして災害復旧費負担金3,209万円を増額をしております。

総務費国庫補助金といたしまして、国の平成25年度補正予算に伴いまして配分されました地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金でございますが、事業確定に伴いまして330万円の増額をしております。

また、このたびの国の補正予算の成立に伴います地域住民生活等緊急支援のための交付金、先ほど歳出で御説明いたしました、まち・ひと・しごと創生費へ充当したものでございますが、5,762万6,000円を新たに計上をしております。

土木費国庫補助金としまして、実績見込みに伴いまして社会資本整備総合交付金1,413万8,000円の増額をしております。

教育費国庫補助金としまして、木部小学校校舎の耐震補強工事に対する補助金の確定見込みに伴いまして、総額で4,787万1,000円の減額をしております。

次に、県支出金でございます。

民生費県負担金としまして、津和野幼稚園入所児童数の減等によりまして児童福祉費負担金131万6,000円を減額。

国保の保険基盤安定負担金の確定によりまして2,496万3,000円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、総務費県補助金といたしまして、国の補正に伴いまして増額確定しました社会保障・税番号制度システム整備費補助金444万4,000円の増額をしております。

民生費県補助金としまして、国の補正予算の成立に伴います県の事業分として実施します地域住民生活等緊急支援のための交付金147万4,000円を新たに計上をしております。

農林水産業費県補助金としまして、県の補正予算に伴う新規就農総合支援事業費補助金300万円の増額、以降はいずれも実績に伴いまして、新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金116万8,000円の減額、農地中間管理機構集積協力金625万2,000円の減額と合わせまして農業費補助金合計470万6,000円の減額をしております。

また、いずれも実績に伴いまして、森林環境保全直接支払事業補助金728万4,000円の減額、伐れる山林づくり間伐促進事業費補助金110万6,000円の減額と合わせまして林業費補助金合計838万8,000円の減額をしております。

土木費補助金といたしまして、枕瀬の民間賃貸住宅及び青原、左鐙のつわの暮らし推進住宅に対する補助金額の確定に伴いまして、定住促進賃貸住宅建設事業費補助金1,736万1,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、財産収入の物品売り払い収入でございます。

安野光雅美術館におきますグッズ売り払い収入876万7,000円の増額をしております。

また、立木の売り払い収入としまして、実績見込みによりまして町有林の間伐代売り払い収入207万2,000円の減額をしております。

寄付金の総務費寄付金としまして、ふるさと納税の実績増によりまして123万2,000円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、繰入金でございます。

減債基金繰入金3,000万円の減額をしております。

次に、諸収入でございます。

林業費受託事業収入としまして、公社造林事業の精算によりまして267万4,000円の減額、雑入としまして、消防退職報償金5名分277万5,000円の増額、安野光雅美術館館外展作品貸出料224万円の増額をしております。

最後に、町債でございます。1枚めくっていただきまして、24ページでございます。

まず、総務債の過疎対策事業債といたしまして、つわの暮らし推進住宅整備事業の確定見込みに伴いまして、定住促進団地整備事業720万円の減額をしております。

それから、衛生債の過疎対策事業債としまして、鹿足郡事務組合の循環型社会形成推進交付金事業に係る構成自治体負担金として廃棄物処理施設整備事業1億680万円を新たに計上をしております。

農林業債の公有林整備事業といたしまして、事業確定に伴います実績減によりまして、町行造林事業440万円の減額をしております。

それから、商工債の過疎対策事業債としまして、歴史的風致維持向上事業及びまちなか再生総合整備事業の事業確定に伴いまして880万円の増額をしております。

土木債の公共事業等債といたしまして、県営急傾斜崩壊対策事業の入札不調に伴いまして道路橋梁整備事業110万円の減額、公営住宅建設事業債としまして、青原団地ストック改善工事の精算により公共住宅建設事業2,830万円の減額をしております。

消防債の一般単独事業債といたしまして、広域の緊急通信指令装置整備事業負担金を過疎対策事業債のほうに組みかえたこと等によりまして合併特例210万円の減額、過疎対策事業債といたしましては合併特例債のほうからの組みかえによる増、それから広域消防車の入札減による負担金の減、本町の消防積載車を緊急防災・減災事業債のほうへ組みかえたことによりまして消防施設整備事業1,230万円の減額。

それから、緊急防災・減災事業債といたしまして、過疎対策事業債からの組みかえによる増、消防・救急デジタル化整備事業の精算に伴います負担金の減、本町の防災無線の実施設業務委託の入札減によりまして消防施設事業570万円の減額をしております。

それから、教育債の全国防災事業債といたしまして、木部小学校校舎の耐震補強工事に対する補助金の確定見込み減によりまして全国防災事業4,800万円の増額をしております。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧債としまして、精算見込みによりまして農林水産業施設災害復旧事業5,480万円の減額。

1枚めくっていただきまして、公共土木施設災害復旧債といたしまして、精算見込みによりまして5,010万円の減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） それでは、議案第47号を御説明いたします。

歳出より説明いたします。歳出12ページからでございますが、1ページめくっていただきまして、14ページのほうをごらんください。

保険給付費の審査支払手数料83万円の減額につきましては、国保連からの還付によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、16ページ、特定健康診査等事業費の報償費12万円の減額につきましては、9月より栄養士を採用したことによるものでございます。

同じく、委託料の76万9,000円の減額につきましては、特定健診の受診実績の減によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、18ページ、疾病予防費の46万3,000円の減がありますが、人間及び脳ドックの受診実績見込み等の減によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、20ページ、償還金2,119万9,000円の増額は平成25年度療養給付費負担金の返還金が確定したことによるものでございます。

続いて、歳入に移ります。8ページに戻っていただきます。

国民健康保険税の一般被保険者分214万9,000円の減額、退職被保険者分の365万2,000円の減額につきましては、被保険者数の減によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、10ページ、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金873万3,000円の増額につきましては、財政安定化支援事業繰入金370……済みません、先ほどの繰入金の873万3,000円の増額と財政安定化支援事業繰入金の371万7,000円の増額につきましては、それぞれが確定したものによるものでございます。

以上です。

続きまして、議案48号を御説明いたします。

歳出より、御説明いたします。12ページからですが、14ページをお開きください。

介護認定審査会費の負担金補助及び交付金18万9,000円の減額であります、益田地区広域市町村圏事務組合負担金の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、16ページから24ページの保険給付費の負担金補助及び交付金であります、まず、16ページの居宅介護サービス給付費500万円の減額、地域密着型介護サービス給付費の300万円の減額、施設介護サービス給付費の2,150万円の減額、居宅介護住宅改修費50万円の減額。

めくっていただきまして、18ページの居宅介護サービス計画給付費200万円の減額。

それから、めくっていただきまして、20ページの介護予防住宅改修費54万円の減額ならびに介護予防サービス計画給付費64万円の増額。

めくっていただきまして、22ページの高額介護サービス費サービス等320万円の減額。

めくっていただきまして、24ページの特定入所者介護サービス費200万円の減額、特定入所者介護予防サービス費の10万円の増額はそれぞれの実績見込みによる増減であります。

2枚めくっていただきまして、28ページでございます。介護予防二次予防事業費の報償費11万7,000円減額ならびに介護予防一時事業費の報償費5万9,000円の

減額、委託料の１５万円の減額につきましては、９月より栄養士を採用したことによるものでございます。

同じく、介護予防二次予防事業費の委託料４２万円の増額につきましては、運動器機能向上事業における開催場所等の増により実績見込みによるものでございます。

１枚めくっていただきまして、３０ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の委託料２２万９,０００円の減額につきましては、ケアプランの実績見込みによるものでございます。

任意事業費の負担金補助及び交付金１２万５,０００円の減額につきましては、成年後見制度の利用実績がなかったことによるものでございます。

続いて、歳入に移ります。

８ページに戻っていただきまして、介護保険料２８１万４,０００円の減額は、収納実績見込みによるものでございます。

国庫支出金合計８７１万１,０００円の減額、支払基金交付金合計２,４１０万円の減額、県支出金合計４６４万７,０００円の減額、それから、一般会計繰入金の介護給付費繰入金４６２万５,０００円の減額につきましては、それぞれ確定によるものでございます。

同じく、一般会計繰入金の包括的支援事業任意事業繰入金の７３万１,０００円減額につきましては、事業実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、１０ページのほうでございます。事務費繰入金の２１万２,０００円の減額につきましては、歳出で説明いたしましたが、介護認定審査会費の減額に伴うものでございます。

それから、介護保険準備基金の繰入金９００万円の減額につきましては、介護給付費の減によるものでございます。

それでは、続きまして、議案第４９号を御説明いたします。

歳出より説明いたします。１０ページをお開きください。広域連合納付金８９６万５,０００円の減額につきましては、保険料の収納実績見込みによるものでございます。

めくっていただきまして、１２ページ、繰り出し金１３７万８,０００円の増額は、健康診査受託事業の増によるものでございます。

歳入に移ります。

８ページに戻っていただきまして、保険料合計８９６万５,０００円の減額につきましては、収納実績見込みによるものでございます。諸収入の健康診査事業費受託事業収入１３７万８,０００円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

以上です。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） はい。（「休憩どう…」と呼ぶ者あり）もうちょつとしたら、休憩とるけえ。（発言する者あり）はい。（「まず休憩しようやあ」と呼ぶ者あり）——環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第50号を御説明いたします。

まず、4ページをごらんください。第2表の繰越明許費でございます。

簡易水道事業費の県道津和野田万川線改良工事に伴う配水管移設工事でございますが、島根県が部栄地区で施工中の県道改良工事が地盤調査に不測の日数を要したことにより、繰り越すのにあわせて423万3,000円を繰り越すもので、終期は8月末を予定しております。

次に、下水道工事に伴う配水管移設工事でございますが、後田鷺原地区で施工中の下水道工事が施工に不測の日数を要したことにより、繰り越すのにあわせて905万4,000円を繰り越すもので、終期は6月末を予定しております。

災害復旧費の過年簡易水道施設災害復旧事業でございますが、島根県が後田地区で施工中の津和野川河川災害復旧工事が、遺跡調査に不測の日数を要したことにより、繰り越すのにあわせて108万円を繰り越すもので、終期は8月末を予定しております。

5ページをごらんください。第3表の地方債補正の変更でございます。

簡易水道事業債の借入限度額を4,130万円減額、水道施設災害復旧事業債の借入限度額を1,130万円減額するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、12ページの歳出をごらんください。水道管理費の需用費の光熱水費につきましては、水道施設の電気料の実績見込みによりまして123万6,000円増額をしております。

修繕料につきましては、寺田、枕瀬、青原地区等での漏水修理によりまして151万2,000円増額をしております。

委託料につきましては、JAの3月統合に伴いまして、水道料金システムの改修経費32万4,000円を計上しております。

工事請負費につきましては、県道津和野田万川線改良工事に伴う配水管移設工事の精算見込みによりまして38万3,000円の増額。また、津和野川河川災害復旧助成事業に伴う配水管移設工事におきましては、島根県が工事を取りやめたことによりまして312万1,000円の減額、差し引きで273万8,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、14ページの水道施設整備費の委託料につきましては、水道施設測量調査設計業務委託料の入札減や精算によるもので73万4,000円を減額をしております。

工事請負費につきましては、戸谷浄水場施設整備工事及び遠隔監視設備工事の精算見込みと島根県が部栄地区の県道改良工事の施工を延期したことによりまして、配水管敷設工事を取りやめたことによりまして、合計で4,684万9,000円減額をしております。

1枚めくっていただきまして、16ページの過年簡易水道施設災害復旧費の工事請負費につきましては、水道施設復旧箇所は島根県が施工予定の道路・河川の災害復旧箇所

と重複しているために、同時施工の計画でありましたけれども、島根県の災害復旧時期が次年度の予定となりましたので2,230万6,000円減額をしております。

戻りまして、10ページの歳入をごらんください。使用料の給水収入につきましては、現年度分は想定を上回る減収の見込みとなることから488万2,000円の減額、また滞納繰り越し分は十分な対応ができずに50万円減額をしております。

国庫補助金の水道事業国庫補助金951万1,000円の減額及び過年災害復旧費補助金1,131万2,000円減額につきましては、交付決定の確定によるものでございます。

財産収入の土地売り払い収入につきましては、島根県が鷺原地区で施工予定の津和野川河川災害復旧工事の護岸用地に町有地の売却が生じたので87万5,000円を計上をしております。

一般会計繰入金につきましては、給水収入の減少等によりまして水道管理費に充当するために915万4,000円増額をしております。

雑入につきましては、下水道工事や県道改良工事の精算見込み、また河川災害復旧事業の取りやめによりまして、配水管移設補償費等103万5,000円減額をしております。

町債の簡易水道事業債4,130万円の減額及び水道施設災害復旧債1,130万円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、議案第51号を御説明いたします。

まず、4ページをごらんください。第2表の繰越明許費でございます。

下水道事業費の後田地区ほか下水道管敷設工事でございますが、開削工事におきまして湧水の流入と不測の事態による影響で進捗が低下したことによりまして1億207万2,000円を繰り越すもので、終期は6月末を予定しております。

5ページをごらんください。第3表の地方債補正の変更でございます。

下水道事業債の借入限度額を490万円減額するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、12ページの歳出をごらんください。処理場費の委託料の登記額料でございますが、津和野下水道処理場用地の一部と民地との交換による所有権移転登記事務が完了できなかったことによりまして、100万円減額をしております。

1枚めくっていただきまして、14ページの施設整備費の委託料の下水道調査設計委託料及び効率的な事業実施のための計画策定業務委託料につきましては、業務量の減や精算によるものでございます。

工事費工事請負費につきましては、後田鷺原地区の下水道管敷設工事の精算見込みによりまして583万8,000円を減額をしております。

補償補填及び賠償金の補償金につきましては、下水道の配水管移設補償費の精算見込みによりまして44万8,000円減額をしております。

1枚めくっていただきまして、16ページの公債費の利子につきましては、借入額、借入利率の確定によりまして74万円減額をしております。

戻りまして、10ページの歳入をごらんください。下水道事業負担金の受益者負担金につきましては、下水道の加入件数の増によりまして43万円増額をしております。

国庫補助金の下水道事業交付金につきましては、交付決定の確定によりまして500万円減額をしております。

一般会計繰入金につきましては、歳出の減額及び雑入等の増額によりまして467万7,000円減額をしております。

雑入の消費税還付金につきましては、前年度決算に基づきまして消費税確定申告による還付金229万9,000円増額をしております。

町債の下水道事業債につきましては、事業費の精算見込みによりまして490万円減額をしております。

続いて、議案第52号を御説明いたします。

まず、10ページの歳出をごらんください。業務費の委託料につきましては、農業集落排水施設の管理委託料の入札減によりまして5万4,000円減額をしております。

戻りまして、8ページをごらんください。農業集落排水使用料につきましては、地区内の人口増によりまして13万円増額をしております。

一般会計繰入金につきましては、歳出の減額及び使用料の増額によりまして18万4,000円減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育長。（「教育長以下、補正ですから要点だけを簡略に説明してください」と呼ぶ者あり）

○教育長（世良 清美君） 説明の都合上、歳入のほうから説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。貸付金元利収入でございますが、返還金の金額が変更になったため2万6,000円の増額になっております。

1枚めくっていただきまして、歳出でございます。今の返還金につきましては、積立金として2万6,000円積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議案第54号について、御説明をいたします。

歳出から御説明いたします。11ページをごらんください。

まず、地域情報化推進事業費の使用料及び賃借料といたしまして、県の公共事業に伴う電柱の支障移転に係る経費として10件分443万8,000円を、新規加入携帯電話鉄塔整備等による中電・NTTの電柱共架料として130本分38万3,000円の合計482万1,000円を計上しております。

また、負担金補助及び交付金につきましては、鹿足郡事務組合負担金として添谷地区の新規加入に伴う幹線延長１７５メートル分の工事に係る負担金２２万４，０００円を計上しております。

続いて、１３ページをごらんください。公債費の償還金利子及び割引料、長期債利子でございますが、平成２５年度豪雨災害仮復旧のための単独災害復旧事業債の償還金利子確定に伴い１万５，０００円を減額をしております。

次に、歳入について御説明をいたします。

９ページをごらんください。電気通信事業繰入金につきましては、先ほどの単独災害復旧事業債償還金利子確定に伴い１万５，０００円繰入金減額をしております。

繰入につきましては、支障移転に係る経費として島根県から４４万３，０００円、中電・ＮＴＴの電柱共架に係る経費として鹿足郡事務組合から３８万３，０００円の合計４８万２，０００円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第５５号を説明いたします。

歳出の１０、１１ページをごらんください。総務費の負担金補助交付金５４万７，０００円の減額分は実績見込みによるものであります。

戻りまして、歳入の８、９ページをごらんください。患者数の減少に伴い実績見込みとして、外来収入は８９万１，０００円の減額となります。

以上でございます。

続きまして、議案第５６号を説明いたします。

まず、歳出のほうから説明をいたします。１０ページ、１１ページをごらんください。介護老人保健施設事業費の負担金補助交付金１，３３０万６，０００円の減額分は実績見込みによるものであります。

１ページめくってもらいまして、１２ページ、１３ページの訪問看護事業費の負担金補助交付金も実績見込みとして、減額分２０万８，０００円を計上しております。

戻りまして、歳入の説明をいたします。

８ページ、９ページをごらんいただきたいと思います。入所者療養費収入、短期入所者療養費収入、通所療養費収入、室料収入、食材料費収入、その他収入及びその他事業費収入については、実績見込みによる金額をそれぞれ計上をしております。

訪問看護事業費の訪問看護収入１０万８，０００円並びにその他収入４１万３，０００円の減額についても、実績見込みを計上をしております。

以上でございます。

続きまして、議案第５７号を説明いたします。

３ページの下段のほうの収益的支出をごらんください。病院事業費用の経費の交付金は、実績見込みによる増額分として７０万１，０００円を計上しております。

建物等の減価償却費として、1,098万7,000円を計上しています。この増額の理由は、地方公営企業会計制度の改正により、みなし償却制度が廃止となりました補助金相当額を減価償却しなければならないためでございます。

支払利息の8万5,000円の減額分は、企業債利息及び一時借入金利息であります。

26年度の消費税及び地方消費税として98万円を計上をしております。

続きまして、上段の収益的収入をごらんください。医業収益の入院収益、外来収益、その他医業収益は、実績見込みを計上をしております。

医業外収益の他会計負担金の2,777万8,000円は、企業債利子、不採算部門、職員給与、消費税等の一般会計負担金であります。

その他医業外収益の102万円の減額は、患者外給食収益、診断書、おむつ代等によるものです。

国、県補助金の320万円の増額は、島根県医療介護総合確保促進基金事業費補助金によるものであります。この事業は、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指した取り組みを行うことを目的としております。

長期前受け金流入として1,098万7,000円を計上しております。減価償却費のうち補助金等に相当する金額であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、補正関係12案件の提案理由の説明を終わります。ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時36分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第54. 町長施政方針

○議長（沖田 守君） 日程第54、町長施政方針。

町長、お願いをいたします。

○町長（下森 博之君） 平成27年第3回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成27年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

さて、一昨年7月28日に本町を襲った豪雨災害から、早いもので1年と7カ月が経過いたしました。この間、鉄道橋の流失等により、長らく運転を中止していた山口線の地福駅～津和野駅間が、昨年8月23日に運行を再開し、沿線住民の念願であった新山口～益田駅までの全線が開通いたしました。復旧・復興を進める上で、一つの節目を越えた重要な事実として喜んでおります。

本町の災害復旧工事については、島根県の御支援のもと、建設業者とも連携を密にし、一丸となって取り組んではおりますが、当初の災害査定箇所にも小災・単独災害復旧箇所が加わり復旧箇所数がさらに多くなるなどし、計画どおりの進捗には困難が伴っている現状にあります。

町所管の災害復旧工事（国庫補助）額は査定ベースで443件、約21億8,000万円であり、平成26年度末までに97%を工事発注する計画でありましたが、建設業者の受注状況を考慮するなどし、発注を控えた影響から約70%の発注にとどまっており、新年度において、おおむね残り全ての工事を発注する計画にしております。本年3月末日までの完成予定の工事割合は約47%でありますので、平成27年度が災害復旧の正念場の年であると考えております。

今後は、査定漏れ単独災害や小災害箇所についても、順次発注を行いたいと考えますが、島根県が行う名賀川の拡幅を伴う助成事業との関連もあり、全ての災害復旧工事が完了するのは平成29年度末との見込みを立て、全力をあげているところでございます。被災された方々を初め、町民の皆様には引き続き御心配、御迷惑をおかけいたしますが、今しばらくの間、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、職員が不足する中、災害復旧事業を最優先に進めるため、通常の事業等につきましては、一部について延期の判断をせざるを得ない状況にあり、これまでも関係町民の皆様には御理解をいただき感謝しております。

新年度においてもこの状況に変わりなく、同様に延期をさせていただかなければならない事業が考えられます。該当事業については十分な説明を行いながら進めてまいりますが、引き続き町民の皆様には御理解を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

また、災害により深刻な影響を受けておりました本町の観光においては、SLやまぐち号の復活とともに徐々に明るさを取り戻しつつあるように受けとめております。そして、「災い転じて福となす」との言葉のとおり、この度を契機として慢性的に続いておりました右肩下がりの津和野観光の転換を図るよう、さらなる対策を講じる必要性を認めております。

こうした中、文化庁が27年度より新たに「日本遺産」制度を創設されることになり、これに対し本町から「津和野今昔～百景図を歩く」と題してエントリーを行ったところでもあります。この制度は海外も含めた観光客増加に向け、日本版の世界遺産として国内外に発信するもので、認定されれば津和野の認知度を向上させるとともに各種事業に支援が受けられるなど、観光振興に有益であります。

津和野百景図は津和野地域の文化財や観光素材とあわせ日原地域の素材も盛り込まれており、高津川や豊かな自然をテーマとした津和野観光の広がりを持つとともに、日本遺産への認定は、一昨年に認定を受けた重要伝統建造物群保存地区計画、歴史的風致維持向上計画と合わせ「3本の矢」として、本町の観光振興に大きく寄与するものと期待をしております。

当制度には全国から相当に数多くのエントリーがなされていると聞いており、競争が激しく初年度における認定は非常に狭き門であるとも認識をしておりますが、認定をいただければ、計画をしております取り組みを速やかに進めてまいりたいと考えておりますし、あるいは次年度以降の認定に向けても引き続き努力をしてまいります。

さて、本町は平成17年の合併以来、早いもので10周年を迎えることとなりました。合併日である9月25日に合わせ記念式典を取り行うべく準備をしておりますが、町民の皆様のさらなる一体感の醸成のもと、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまち」づくりが一層進められるよう、年間をとおして、さまざまに記念行事を行ってまいりたいと考えております。

合併からこれまでを振り返ってみますと、最重要課題として取り組んでまいりました財政の健全化については、公債費比率などの財政指標が目標数値を達成するなど、その道筋に一定のめどをつけることができました。これもひとえに議会を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力のおかげと改めて御礼を申し上げます。

しかしながら、合併10年を迎え、合併に伴う国からの特例措置が段階的に厳しくなり始めるなど、今後の歳入の減少を予測するとき、財政的な楽観が許されるような状況にはありません。行財政改革の精度をさらに高めながら、今後は財政の安定化と積極的なまちづくり事業の展開を両立させ、より一層のバランスの取れた町政運営を心がけてまいります。

御承知のとおり本町の過疎高齢化はとまることなく、その対策は引き続き重要課題であるとの厳しい認識に立っております。人口減少問題の解決策となる定住対策については、これまで最優先課題であった財政健全化の制約を受けながら講じてまいりましたが、さきに申し上げたとおり、まだまだ油断ならない状況ながらも、ひとまず財政健全化の道筋に一定のめどをつけることができたタイミングを踏まえ、昨年度より積極的な事業展開に打って出ているところであります。

本年に国勢調査が行われることを踏まえますと取り組みの出遅れ感はありませんが、継続しての財政的な制約はいたし方ないところでもあり、また、災害復旧を優先的に取り組まなければならない実情も鑑みて、合併特例の最終期限となり重要な節目とも考えている平成32年の国勢調査を見据え、着実に取り組んでまいります。

人口減少は喫緊の課題であることは間違いありませんが、単に人をふやせばよいとは考えておりません。長い歴史の中で培われてきた本町のすばらしい生活文化や自然、多くの財産を我が町の誇りある個性として次代に受け継ぎ、さらなる歴史が積み重ねられていくことを大切に、地域の営みが継続されるよう調和を図りながら定住を進めていくことが真の地方創生につながると考えております。

そうした観点からも、危機感には常に持ちながらも、各種数値に一喜一憂することなく、まちづくり委員会等をとおして町内各地域の実情を捉えながら、きめ細かい定住対策に腰を据えて取り組んでまいりたいと思っております。

その上で、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活用を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成27年度における本町の主要な施策等について述べさせていただきます。

本町の財政状況についてであります。

本町の財政状況は、平成25年度一般会計の歳入歳出差引額は1億4,315万7,000円、実質収支は1億526万4,000円の黒字でありました。経常収支比率は87.0%と対前年度比は0.8ポイントの改善となりましたが、依然として高い状況が続いております。

本町では、これまで2次にわたる行財政改革大綱に基づき、行財政改革の推進と財政の健全化に努めてまいりました。主要財政指標を見ますと、実質公債費比率につきましては、平成23年度決算より健全化基準以下となっており、平成25年度におきましても13.2%と、対前年度比1.9ポイントの改善傾向にあります。県内市町村と比較をしますと、依然として上位に位置している状況です。

また、地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに新規発行の抑制に努めてきたところですが、25年度は災害復旧事業債の発行額が大幅増のため、前年度比2億8,581万3,000円の増となり、平成25年度末には116億4,280万7,000円となりました。積み立て金につきましては、財政調整基金及び減債基金とで、平成25年度末には25億3,303万円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、アベノミクス効果等により一部税目については増収が期待されますが、長引く地域経済の低迷等により、町税全体では前年度比488万5,000円、0.7%の減額を見込んでおります。

また、本町は歳入の約54%を占める地方交付税を初めとする依存財源に大きく左右される状況にあり、合併10年経過後の平成28年度より普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少がはじまります。

国においては、地方財政計画で「まち・ひと・しごと創生事業費」が計上され、普通交付税の算定費目に、既存の「地域の元気創造事業費」に加えて、新たな費目として「人口減少等特別対策事業費」が設けられることとなりました。

また、27年度も引き続き市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定見直しはなされますが、当面は厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税をはじめとする歳入の確保に努力してまいります。

一方、歳出については、引き続き、道半ばである平成25年度豪雨災害からの復旧・復興に重点的に取り組まなければなりません。また、少子高齢化の進展による社会保障

費や、学校施設の耐震化、防災対策、文化財整備等の投資的経費が増加することにあわせ、他会計への繰出金も増加傾向にあり、昨年に引き続き財源不足分を基金で充当する結果となりました。

更なる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを十分勘案し、事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてであります。

平成27年度当初予算編成においては、緩やかな経済の回復基調が続くことが期待される中、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクが懸念される等、国の動向が不透明な状況となっており、自主財源の根幹をなす町税や人口減、単位費用削減による地方交付税の伸び悩みなど一般財源そのものの大幅な増収が見込めないことから、引き続き一般財源を基本とした枠配分方式を採用し、予算編成をすることといたしました。

平成27年度の重点施策といたしましては、「定住」を柱として編成したところであります。27年度は国勢調査実施年度でもあり、人口減少問題に的確に対応していくため、さまざまな定住施策の充実、強化に取り組み、「次なる10年」への第一歩を踏み出す年と位置づけ、施策を展開してまいりたいと考えます。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、更なる経費の節減に努め、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう成果重視の取り組みを推進し、後年度負担にも配慮しながら基金や町債を効果的に活用するなど、限られた財源の中で、より効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、平成27年度の一般会計予算額は87億8,000万円で、前年度当初予算額92億1,800万円に対し、4億3,800万円の減額、率にして4.8%減、一般財源総額では54億5,347万3,000円となり、前年度一般財源総額53億2,279万2,000円に対し、1億3,068万1,000円の増額、率にして2.5%の増額予算となっております。

行財政改革の推進についてであります。

本町の行政改革につきましては、平成18年度に策定した津和野町行財政改革大綱実施計画及び集中改革プラン、さらには平成24年度に策定した第2次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、全庁あげて事務事業の見直しなど改革項目それぞれに取り組みを進めてまいりました。

今年度につきましては、第2次津和野町行財政改革大綱実施計画が最終年を迎えます。第3次津和野町行政改革大綱策定に向けた検討を行うとともに、町税収納率の向上など行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めます。

また、町が出資している第3セクターにつきましては、これまでの経営状況等を勘案し、経営改善に向けた統合について協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、行財政改革の精度をさらに高めるべく、これまで導入に向けて準備をしてまいりました行政評価制度並びに人事評価制度についてであります。災害復旧がまだ途上の段階にあり、一日も早い復興を成し遂げるためには職員負担の軽減を図る必要があるとの理由から、今年度についても休止し、来年度からの取り組みを再開する方針としたところであります。

住民協働のまちづくりの推進についてであります。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、平成24年度に町内12地域で組織化されたまちづくり委員会を支援するための財政的支援策として地域提案型助成事業等を実施し、地域課題の解決に努めてまいりました。地域提案型助成事業等の支援策につきましては、事業開始後3年間が経過する中で、昨年度、各まちづくり委員会との意見交換会を実施いたしました。

今後の支援のあり方につきましては、意見交換会での意見等を踏まえ、地域提案型助成事業については内容を変更して継続することとし、新たにまちづくり組織交付金の制度を創設して、平成27年度から3年間実施することとしております。

男女共同参画社会の実現につきましては、津和野町男女共同参画計画に基づき設定した数値目標に対する進捗状況の検証を行うとともに、結果を関係各課へフィードバックして目標達成を目指します。また、啓発活動として島根県男女共同参画サポーターと連携したお届け講座の企画や、広報つわの、ケーブルテレビなどの媒体を活用した啓発の取り組みを引き続き行い、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を推進してまいります。

税収対策についてであります。

平成27年度当初予算では、町税6億6,130万4,000円を計上いたしております。その内訳は、町民税2億3,900万3,000円、固定資産税3億6,105万6,000円、軽自動車税2,093万4,000円ほかであります。平成26年度当初予算と比較すると、引き続き地域経済の低迷により伸びは期待できない中ではありますが、一部アベノミクス効果等により、町民税において775万4,000円、3.3%の増額を見込んでおります。

また固定資産税については伸びが見込まれず930万7,000円、2.5%の減額となっており、軽自動車税、たばこ税、入湯税と合わせた町税全体で488万5,000円、0.7%の減額となっております。

町税の滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

住民保護行政についてであります。

消費者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、それに加え、特に高齢者を標的とした悪質商法の増加が顕著になっています。また、パソコンや携帯電話などの普及に伴

い、インターネット関連の消費者トラブルも年齢を問わず急増しています。こうした状況を受けて、町民が被害者とならないよう的確な情報を提供することにより消費者意識の向上を図り、町民の皆様が安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援に努めてまいります。

人権・同和対策につきましては、同和問題とあらゆる人権問題の根絶を目指し、それぞれの人格や個性の違いを尊重し合い、真に一人一人の人権が尊重される差別のない、心豊かで住みよいまちづくりに努めます。そのため、学校、地域、職場など関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取り組みを行います。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と、鹿足地区で、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されております。

圏域内におきましては、いずれの自治体も少子高齢化や人口減少、地方分権への対応等の諸問題を抱える中で、お互い切磋琢磨しながら個性的で魅力あふれるまちづくりを進めているところでございますが、ますます多様化する住民ニーズに的確に対応する必要があります。

今後も構成市町との連携を一層強め、地域医療体制の整備・充実や幹線道路の整備促進、総合特区、環境問題、情報化、消防などさまざまな行政課題に対して、広域的な視点から効率的な取り組みを進めてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてでございます。

本町のまちづくり施策に関しましては、「第1次津和野町総合振興計画」にのっとり、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくり」を実施するため、引き続き町民の「一体感醸成」を図りながら、住民参加の協働のまちづくり体制を整備し、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

本町は過疎、少子高齢化の進行がとまらず、2040年には、人口が4,000人を下回る予測がなされており、0歳から14歳までの年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口も現在の半数以下となる予測がなされております。このような状況から、限界集落発生への懸念、買い物や交通不便対策、医療体制の維持など早期に解決すべき多くの課題を抱えております。

こうした中、過疎対策につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の法期限が平成33年3月末まで延長されたことから、今年度におきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年間について総合的な過疎対策の継続とさらなる充実・強化を目指した計画について策定し、過疎債の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

特に国の地方創生の動きの中で、新年度は約500億円の増額が決定しており、この機会を確実に本町の過疎対策を初めとする活性化に生かしてまいりたいと考えております。

なお、私は本年1月より島根県過疎地域対策協議会の会長を承っており、同時に全国過疎地域自立促進連盟の理事に就任しております。過疎債は、本町は当然のことながら、県内各自治体の重要なまちづくり財源となっており、予算枠の拡充、対象事業の拡大、法期限の延長など取り組むべき責任の重さを深く受けとめている次第であります。全国過疎地域自立促進連盟の会長である溝口島根県知事をサポートするとともに、関係各位の御指導をいただきながら職責を果たしてまいりたいと考えております。議員各位の一層の御理解と御支援についても何とぞよろしくお願いをいたします。

まちづくり政策の展開に当たっては、今年度も引き続き総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、協力隊員の斬新な発想と行動力に期待するところであります。この制度を利用したファウンディング・ベース事業は、首都圏の大学生や社会人を町の職員として受け入れ、広い人脈を駆使したさまざまな分野でのネットワークを構築し、町の活性化に効果的な事業を実施してまいりました。

マルシェなどの農業分野、津和野高校支援などの教育分野、観光分野で活発な取り組みを行っておりますが、平成27年度は10名を受け入れ、今後もさらなる成果を生み出してまいりたいと考えております。その他、地域おこし協力隊制度を活用した人材登用は、農林課に10名、商工観光課に4名、つわの暮らし推進課に2名を予定しております。

また、同じく総務省より新しく「地域おこし企業人」制度が創設される予定であります。大企業のノウハウを本町のまちづくりに活用するよい機会であると期待しております。現在、町内の独居老人の方々や高齢者世帯の見守り対策と買い物不便対策の取り組みを進めているところでありますが、こうした分野における企業人の活用を検討してまいりたいと考えております。

また、まちづくり施策を円滑に展開していく上では、効果的な情報発信が重要と考えております。企業経営やまちづくりにかかわるお役立ち情報をさらに充実し、民間活動支援を推進してまいります。

定期的な津和野町内の祭事やイベントの情報発信と会員サービスの特典をつけ、平成24年10月より会員募集を始めました「津和野クラブ」は津和野町出身者やふるさと納税者、イベントや業務等を通じ、御縁をいただいた方々を中心として、現在会員数335名で運用を行っているところであります。これからも津和野町とのつながりを感じていただける特典を設けていきたいと考えております。

会員数としてはまだまだの状況であります。今後ホームページやフェイスブック、町出身者やイベント等を通じての縁者への働きかけ等を行い、会員数の増大を図ってま

います。そのためにも町内事業者の方々にも参画していただき、魅力あるサービスの提供が拡大できるよう連携を図ってまいりたいと考えております。

また、相互協力協定を締結しております東京都文京区に平成26年度オープンした津和野町東京事務所について、平成27年度はつわの暮らし推進課から商工観光課へ所管替えを行い、引き続いて観光客の誘客や津和野町の特産品販路拡大の取り組みを図ってまいりたいと考えております。

以下、第1次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

第一章、ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり。

自然環境についてであります。

一昨年に本町を襲った豪雨災害は、自然の驚異とそれに対する人間の無力さを痛感させられるものでありましたが、地球温暖化との因果関係が指摘されております。また、その後に発生した伊豆大島や広島市等の豪雨災害も本町が経験した豪雨と同様の降雨状況となっており、改めて人間が地球環境に敬意を払い、後世につけを残すことのない自然と共生を図った生き方を進めることの大切さを痛感しております。

そして、それを具現化した地道な活動は、ふるさとの自然を守り育てることの意義を再確認させてくれるとともに、本町の振興にとっても貴重なまちづくりの財産になるものと認めるところであります。

平成27年度におきましても、津和野町地域新エネルギービジョンに基づきまして、青原小学校校舎に太陽光発電システムを導入するとともに、引き続き住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブ等の導入助成を行い、新エネルギーの促進等を図りたいと考えております。

また、地球温暖化対策につきましては、CO₂削減に向けて事業所や住宅における日々の電気や燃料消費量の節減、ごみの減量等による積み重ねが重要でありますので「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として町民の皆様に行動の輪が広がり実践していただけるよう推進してまいります。

町並みの整備についてであります。

すでに事業着手しております「歴史的風致維持向上事業」につきましては、津和野町城下町を中心とした重点区域内において、本年は次の6つの事業を進めてまいります。

まずは昨年度からの継続事業でありますJR津和野駅前の休憩施設等整備事業は、解体跡地への休憩・情報発信施設の整備に向け実施設計を行い、事業に着手したいと考えております。

2つ目の旧城下町等サイン整備事業は、観光施設等への誘導標識の整備を予定しております。

3つ目の水路修景・改良事業は、殿町水路への良質で安定した水源確保が課題となっておりますが、その整備に先立って重伝建地区内の防火用水施設の設備も視野に入れ、水路網や水系・水量等を調査してまいりたいと考えております。

4つ目の藩校養老館保存修理事業につきましては、観光のメインストリートにあって老朽化の進む建物の整備であり、次年度の着工に向けて実施設計に取り組んでまいります。

5つ目の津和野駅周辺整備事業につきましては、J R西日本広島支社と連携し、現在具体的な整備計画策定に向け協議を進めてきております。したがって、実施可能な事業については予定を少し前倒しして実施設計に取り組んでまいります。

6つ目のまちなか再生総合事業は、1棟目の「町家ステイ戎町」の運営が開始され、現在2棟目の実施設計を進めているところでありますので、設計が完了次第、工事に着手いたします。

また重点区域外では、日原地区における賑わい創出を図るための中核施設を、このまちなか再生総合事業において、地域住民の皆さんと一緒に検討してまいりました。今後、活用を予定している空き家2棟については、当総合事業で実施設計を、また隣接した敷地及び周辺エリアを連携した全体的な整備については、活用ソフトも含め地域創生の「小さな拠点づくり事業」を想定して取り組んでまいります。

次に、「伝統的建造物群保存事業」につきましては、伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経ております4件の整備を予定しているところであります。

そのような中で、前段で申し上げたとおり、文化庁が27年度において、新たに「日本遺産」制度を創設するに当たって、本町も「津和野今昔～百景図を歩く」と題して応募し、申請をしたところであります。

こうした動きとともに、伝統的建造物群保存事業を推進していく観点から、今後これらの制度を有効に活用していくために、まずは商工観光課内に「歴史まちづくり推進室」を設け、その後、拠点となる「歴史まちづくりセンター（仮称）」の設置について検討を行い、地域住民の方々や建築などの専門家、学識経験者、まちづくりに取り組む各団体等が連携して事業に取り組むための体制づくりを行いたいと考えております。

また、あわせてこれら地域独自の魅力や価値を地域住民と一体となって向上させることを目的に、総務省のアドバイザー招聘事業を活用し人材の育成に取り組んでまいります。

一方、景観保全・景観づくりにおきましては、引き続き町景観計画に基づき、町内各地域の特性を反映した景観の保全・継承や、身近な景観づくり推進を目指し、町民・事業者・行政等、関係者での共同推進を図り、かつ建築行為等に関しては一層の理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

環境衛生についてであります。

高津川が平成25年の一級河川水質調査で4年連続水質日本一に輝いたことは、水質浄化に取り組まれておられる流域住民や自治体にとっては、まことに喜ばしいことであり励みになっているところでもあります。高津川流域の河川をより一層きれいで親しみをもっていただける川として未来の人々に伝えていくために流域全体で水質浄化やごみの不法投棄に対して、住民の皆様と連携して取り組みを進めてまいります。

その方策として、津和野地区においては下水道整備事業により供用開始区域の拡張、下水道認可区域外地区においては合併処理浄化槽設置に対する補助事業の推進、また水質浄化や環境保全に取り組む貴重な活動をされておられる住民、団体への支援をしてまいります。

しかしながら、津和野処理区の下水道への加入人口率は県内自治体と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには加入率の向上が重要な課題となっております。すでに供用開始区域となっている地区の皆様には何とぞ御理解、御協力をいただき早期加入をよろしくお願いをいたします。

また、環境に深刻な影響を与えておりますごみ処理問題は、大量生産・大量消費により大量の廃棄物を生んでおりますので、限りある資源を有効に活用するためにリサイクル運動など環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図るため廃棄物の3R活動への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

道路と交通についてであります。

町内の道路の整備や維持管理につきましては、県道整備事業にあわせ、効率的、計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるよう努めてまいりたいと考えております。

まず県道等の整備につきましては、今年度、改良工事5路線（津和野田万川線、津和野須佐線、匹見左鐙線、須川谷日原線、青原停車場線）、県営林道開設事業2路線、（耕田内美線、三子山線）を予定しております。その他町負担金を伴わない交通安全施設整備事業につきましても、県に要望しながら整備促進に努めてまいります。

一方で、25年災害復旧工事の発注によって、鹿足郡内の建設業者は、施行能力の限界近くまで受注していただいております。益田市の建設業者についても応札の状況は芳しくないと聞いておりますので、今後の発注において厳しい状況にあることを認識しております。

このようなことから、今年度も町道の新設改良工事はおおむね休止し、維持管理工事についても、必要最低限の対応とさせていただき、災害復旧工事を優先してまいりますので御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

しかしながら、町道大湊線の道路拡幅工事、最終年度となる道整備交付金事業による町道城山線の道路改良工事については実施する計画でございます。

また、緊急輸送路である町道日原青原線2号の岩川橋、町道唐人屋線の木野橋については、耐震、補強修繕調査設計業務の予算を計上しております。

交通対策については、町が委託している町営バスや乗合タクシーは、町内の大部分をカバーするまでになってまいりましたが、利便性の向上はもとより、安心安全な運行に努めてまいります。

また、昨年度、平成27年3月末をもって津和野第一交通株式会社が撤退することに伴い、新たな地域公共交通対策として、株式会社津和野が営業所・車両等の資産を保有し、民間事業者がその資産を借り受ける「上下分離方式」によりタクシー運営を継続させる取り組みを行い、昨年12月の選定審査において決定された「第一タクシー株式会社」によるタクシー運行が本年4月からスタートします。

タクシーは、中山間地や過疎地において、住民の通院や買い物など日常生活の移動手段として重要な役割を担っています。引き続き、町営バス等の運行とあわせ、地域公共交通の確保、充実に努めてまいります。

JR山口線は、平成25年7月の豪雨災害により、地福駅から津和野駅間の運転再開には長期間を要することが予想されておりましたが、西日本旅客鉄道株式会社様をはじめ、関係の皆様の大変な御尽力により、昨年8月23日、被災からわずか13カ月という早さで全線運転が再開されました。

JR山口線は、さきの災害を通じて、私たちの日常生活に欠かせない重要な交通手段であることを再認識したところであり、山口線利用促進協議会と連携し、グッズの作成や配布による啓発活動やさらなる利便性の向上を図るべく、西日本旅客鉄道株式会社への要望活動などに取り組んでまいります。

萩・石見空港は、昨年3月30日から、2年間の期間限定ではありますが、圏域の悲願であった萩・石見空港から東京・羽田空港間の路線2便化が実現しました。東京線においては、平成26年度の利用座席数12万席を目標に、萩・石見空港利用拡大促進協議会を中心に企画旅行・パック商品の造成や個人利用者・サポーター企業への利用助成、各種キャンペーンによるPR活動など積極的に行ってまいりましたが、残念ながら目標値の達成には至らない見込みとなっております。

平成27年度においては、利用座席数12万7,000席を目標としており、萩・石見空港利用拡大促進協議会と連携し、引き続き利用促進策の推進を図るとともに、本町独自の利用促進策として、一定の要件を満たして町民が往復利用した際に、申請に基づき商品券を贈呈する取り組みを実施したいと考えております。

東京線の2便化で利便性が大幅に向上したこの機会に、さらなる空港の利用促進に取り組み、平成28年度以降の2便継続を目指し、さまざまな利用促進策に取り組んでまいりたいと考えております。

住宅についてであります。

住宅政策は、定住の重要な要件となるものでもあり、所得や年齢層、立地条件等さまざまな角度から検討し、整備を進めていかなければなりません。

平成25年3月に策定した町住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画に沿って、町営住宅青原団地の残っている改修工事を引き続いて行ってまいります。設計にあたっては、これまで同様に入居者からの利便性の向上のための意見も取り入れながら対応してまいります。

県営住宅についても老朽化しており、町としては、引き続き改築の方向で県に要望を行い、定住環境の整備に努めたいと考えております。

なお、「つわの暮らし推進住宅」や空き家活用等につきましては、後の「定住施策の推進について」のところで詳述いたします。

生活用水についてであります。

安全で安定した生活用水の確保に向けて施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、津和野町簡易水道事業統合計画に基づき、平成29年3月の簡易水道事業統合に向けて認可変更業務や地方公営企業法の適用に伴う会計移行等の事務手続を進めてまいります。

また、一昨年の豪雨災害におきましては、配水管の破損や浄水施設等の被災により広範囲にわたる断水が発生し、現在も仮復旧の状態の箇所が多く、町民の皆様には御迷惑をおかけしております。水道施設の災害復旧につきましては、河川や道路の復旧と関連がある箇所について、それらの復旧に合わせ行う計画をしております。

消防・防災についてであります。

本町におきましては、東日本大震災や平成25年7月豪雨災害を教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めてきたところでございます。風水害等の自然災害の態様も複雑多様化しており、災害から住民の生命・財産を守ることが行政としての重大な責務であるとの認識のもと、昨年度より総務財政課内に危機管理室を設置して、危機管理対策の総合的な推進を図っているところでございます。

自然災害は発生そのものをとめるとは不可能であり、何よりも重要なのは被害をいかに小さく抑えるかという減災の視点が大切です。そのためには、災害時にはみずからみずからの命を守る行動をとる「自助」、地域で互いに助け合い被害を最小限にする「共助」、行政が取り組む「公助」の3つの要素を強化するとともに、相互に機能的なものとして構築することが重要であります。

行政としての責任を果たすことは当然のことながら、家庭や地域における取り組みも欠かせないものでありますので、住民と行政が連携して災害に備える防災体制の強化に向けて積極的に取り組んでまいります。

地域力の高い地域は防災力も高いと言われておりますので、自主防災組織の結成促進、地域提案型助成事業補助金やまちづくり組織交付金の活用などを通じて支援をさせていただきながら、防災力の向上に努めてまいります。

昨年は、平成25年の豪雨災害の日に合わせて、災害対策本部の訓練を行い、住民の方々にも避難情報の訓練放送を行いました。

本年は、避難訓練を秋ごろに実施し、広く避難訓練と避難経路の点検等を行っていたく取り組みを行うことを計画しております。それ以外にも、防災についての理解を深めるため、防災講演会や図上訓練なども予定しております。

災害発生後の避難所等において、プライバシー等の確保や男女の性別の違いに対する配慮が必要となります。防災会議への女性の登用を進めるなど、男女共同参画の視点を取り入れ、必要な対策や対応についても取り組みを進めてまいります。

また、災害時に防災情報を確実に伝達するため、本年度よりデジタル防災行政無線整備事業に取り組んでまいります。広域消防のデジタル消防、救急無線設備との一部連携活用を図りながら、現行の有線通信網との多重化による情報遮断の回避に努めてまいります。

また、さきの豪雨災害による土石流の発生箇所を中心に、県においては治山事業や地すべり防止事業、砂防事業等を年次的に計画・実施されておりますが、これ以外にも土石流の発生する可能性のある土砂災害危険箇所が本町には数多く存在しており、今後も県に対して整備の要望を行ってまいります。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと火災予防の徹底を図ってまいります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、震災や風水害による災害出動時の安全を確保するための安全靴を全団員に配備するとともに、消防車両、消防資機材の充実、防火水槽の整備など継続的に行ってまいります。また、県並びに広域消防において取り組んでまいりました消防救急無線のデジタル化につきましては、前年度より運用を開始したところでございますが、今年度は事業最終年度として、通信指令装置整備事業を引き続き支援をしてまいります。

地籍調査についてであります。

高齢化や木材価格の低迷により、山林の管理が放置され、今後、境界を知る者が少なくなっていくことから、引き続き地籍調査や山林境界保全事業により境界の確定を行っていく必要がございます。

今年度、一筆地調査が、相撲ヶ原Ⅳ、富田ロⅢ（大木）、内美③（野中、吉ヶ原）、笹山③を、測量業務において相撲ヶ原Ⅲ&Ⅳ、富田ロⅡ&Ⅲ（大木）、内美①②③（野中、吉ヶ原）、笹山①②③（沼原、木野、元笹山）を計画しております。そして、認証申請を行う地区として、相撲ヶ原Ⅱ、内美①、笹山①（沼原、木野）を予定しております。

また、町道森野坂線を、県道萩津和野線に昇格していただくための条件整備として、土地境界の明確化を行う必要があることから、引き続き町道沿線について、ミニ国事業を計画しております。

情報通信についてでございます。

ケーブルテレビ事業につきましては、鹿足郡事務組合に引き継がれて5年目を迎えます。職員体制につきましては、昨年度より町からの職員派遣が終了し、鹿足郡事務組合

が主体となった運営が本格的に始まっております。津和野町といたしましては、引き続き、鹿足郡事務組合と連携を図り、地域情報や災害等緊急時の情報発信の充実に努めてまいりたいと考えております。

さらに、既存のケーブルテレビ通信網については、当初の整備から、旧日原町エリアが13年、旧津和野町エリアが10年を経過しており、サービス向上や企業誘致といった地域の活性化を目指し、より安定した超高速通信を初め、放送環境の整備について検討を行ってまいります。

また、携帯電話の不感地域の解消につきましては、国の携帯電話等エリア整備事業を活用し、平成27年度は商人地区に基地局の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第2章、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりでございます。

平成27年度は、国の教育委員会制度の見直しに伴い、総合教育会議を新たに設置するなど、新たな教育行政の動きがスタートします。町長と町教育委員会がより連携を密にすることで、よりよい教育行政につなげていかなければならないと考えており、引き続き津和野町教育ビジョンで掲げているスローガン「学ぶ心を育て文化の薫り高いまちづくり」に基づき、次代を担う人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

学校教育についてであります。

学校教育については、新学習指導要領に基づき、小・中学校で身につける基礎的、基本的な知識や技能の習得とともに、その応用力を育てるために、思考力、表現力、判断力の育成を重視してまいりたいと考えております。

県より指導主事の派遣を受け3年が経過いたしました。従来は、町村での対応が十分に行えなかった生徒指導や、学力向上対策等への専門的な指導が行えるようになり、学校と教育委員会との課題の共有がより図られるようになり、その効果があらわれてきています。今後も、この制度を有効に活用し、学校との課題共有に引き続いて力を入れてまいりたいと考えております。

また、平成27年度津和野町学力向上プロジェクト（TG P 27）として、ICT機器の利活用や協調学習への取り組み等、児童・生徒の言語活動の充実を図るとともに、学ぶことへの意欲を高める取り組みを引き続き展開していきたいと考えております。

ふるさとへの愛着を高めるため、平成23から26年度に作成した、故郷副読本（森鷗外・歴史編・自然編）を授業等で活用してまいりたいと考えております。

さらに、学びの目的意識を高めるための、キャリア教育やふるさと教育を基調とする取り組みを通じて、津和野高等学校との連携を一層深め、小・中・高を通じ一貫した教育の推進に取り組みたいと考えております。

課を横断して取り組んでいる「0歳児からの人づくり」事業も、各部署でできる取り組みから進めております。出生された乳児に絵本をプレゼントする「ブックスタート」や親子読書会など、乳幼児期から本に親しむ環境をつくることや幼児期からスポーツに

親しむ機会をつくることなど、人格形成に最も重要と言われる、乳幼児期への取り組みを引き続き行ってまいります。

さらに、就学前の全児童を対象に、平成25年度より配付を始めた子育て応援ファイルについては、保護者の方へ活用方法等を周知する中で、子育てへの関心を高めていきたいと考えております。

学校図書館の活用につきましては、県の子ども読書活動推進事業を継続し、学校図書館支援員の配置に加え、新たに中学校区での学校図書館司書の配置を行い、学校図書館の充実を図り、読書活動を積極的に推進したいと考えております。

また、特別支援教育の推進やALTの活用・充実等に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童・生徒に関しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をしてまいりたいと考えております。

学校給食につきましては、給食費の保護者負担を軽減するために、引き続いて1食当たり25円の給食費補助を行い、現行の給食費の負担額を維持します。また、食品の安全性に関心が高まっている中、衛生管理の徹底に努め、地産地消の推進とアレルギー対応食の実施の徹底など、今後も安心して安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

現在、施行しております青原小学校校舎改築工事及び学校施設では、最後の耐震化工事になります木部小学校耐震補強改修工事につきましては、できるだけ早い工事の完成を目指し、児童に対して安全な学校環境を整備したいと考えております。

また、学校再編計画の対象となっている左鍔小学校の統合につきましては、本年4月の状況を見て判断することとしており、諸般の状況を慎重に考慮し、その結論を出していきたいと考えております。

社会教育についてであります。

社会教育につきましては、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を目指すため、「学びの協働」の推進に努めます。「学びの協働」の実践を通じて、学校・家庭・地域の連携を強めていく中で、単に学校支援にとどまらず、「地域の子どもを地域で育てる」という「地域ぐるみの子育て」を推進します。

また、これまで以上に大人が「生涯学習」「社会教育活動」等に参加・参画することができるよう働きかけることで、地域の教育力の向上を図り、地域で活躍する「ひとづくり」を進めていきます。その活動の一つとして、子供たちがふるさとを学び、地域で活動することを通じて、ふるさとを肌で感じることができるような体験活動の充実を図ってまいります。

このような、「ひとづくり」の中心となるのが公民館です。平成26年度で策定いたしました公民館組織体制等基本計画に基づき、地域の理解をいただきながら、よりよい体制づくりに取り組みたいと考えております。

公民館は、地域住民のよりどころであり、身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決していく場でもあります。今後も地域の拠点として、各地域のまちづくり委員会とも協力しながら、公民館活動の充実を図るよう努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、町民のスポーツへの一層の参加を促すとともに、町内各種スポーツ団体間の交流を促し、個々のライフステージに応じた各種スポーツ活動を主体的・継続的に実施できるよう、地域のスポーツ活動の活性化に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度から行っている未就学児への運動あそびを継続しつつ、子供の体力向上に重点を置いた取り組みを行いたいと考えております。

さらに、今後のスポーツ行政を進めていくための基本指針として、「津和野町スポーツ推進計画」を策定したいと考えております。

このほか、図書館事業につきましては、情緒豊かな子供の育成を目指し、読み聞かせを中心とした読書会活動を展開するとともに、公民館と協力して公民館での貸し出し事業をより充実・実施し、より身近な場所でのサービスの提供と利活用の向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、引き続き乳児健診等の機会に、乳幼児への絵本の読み聞かせ事業を実施しており、保育所への絵本の貸し出し事業についても、今後も引き続き実施し、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。

文化の振興についてでございます。

文化財行政につきましては、津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画を基本に、保護・活用に努めてまいりたいと考えております。

津和野城跡につきましては、昨年度に引き続き仮設道路工事を行い、一昨年7月の豪雨災害によって被害を受けた、大手道周辺の復旧工事を行うこととしております。また、これと並行して、平成28年度から開始予定の、出丸石垣修理工事のための実施設計に着手したいと考えております。

また、旧堀氏庭園の、旧畑迫病院につきましては、平成28年秋の完成を目指し工事を進めております。完成後の活用方法については、活用計画策定委員会等で検討を進めてまいりましたので、診察室を利用した資料展示や病室を利用した多目的ホールの設置、身障者の方や乳児対応のトイレの整備、簡易な厨房機材が設置できるような間取りを検討しております。これらについては周辺環境整備も含め、引き続き整備検討委員会で検討してまいります。また、運営については、地元の方を中心とした組織の立ち上げをお願いしたい考えですが、平成27年度中にそのあり方について、決定していきたいと考えております。そのほか、旧堀氏庭園の各施設については、適切な管理運営に努めるとともに、入館者の増に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

あわせて、堀氏関連の事業として平成25年度から実施しております堀氏文書調査事業についても、昨年度に引き続き古文書等の資料の全容の解明をすべく、目録の作成を行ってまいります。

老朽化の進行している、県の有形文化財である藩校養老館につきましては、平成28年度からの保存修理工事を計画しており、平成27年度において実施設計業務を行う考えです。多くの偉人を輩出した歴史と伝統ある養老館の輝きを現代によみがえらせ、本町の教育を推進し、内外に「教育の町、津和野」を発信する施設として活用することを中心に検討してまいります。

また、平成27年1月から保存修理工事を実施しております多胡家表門の番所につきましても、老朽化により倒壊の恐れのあることから、平成27年度も引き続き保存修理工事を実施いたします。

国登録有形文化財である、郷土館は、近年老朽化が進んでいるため、将来的に耐震補強などの修理工事が必要な状況です。今後の修理工事に向けて、平成27年度に建物の保存活用計画を策定いたします。

そのほか、指定文化財を初めとした、文化財や民俗芸能につきましても、これまで同様に保存・活用・継承に努めてまいります。特に青野山は国指定の天然記念物及び名勝としての指定に向けて、指定申請書の提出を行ってまいります。

埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、町内で行われる各種工事に伴って、事前の発掘調査を行い、また、文化財保護を目的とした学術的な発掘調査も引き続いて実施いたします。調査結果につきましては、報告書の刊行、説明会や展示等を通じて、町民の皆様へ周知するなど、埋蔵文化財の保護への理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

文化施設のうち、安野光雅美術館では、「安野光雅が手掛けた本の装丁、ポスター」と作品の中でも、人気のある「花」や「風景画」、子供向けの作品も展示したいと考えております。

また、「御所の花」展を中心に、引き続き館外展の開催を推進し、安野光雅美術館はもとより、津和野町のPRにも努めてまいります。現在のところ、おかざき世界こども美術博物館を初め、8カ所の展覧会が決定しております。特に福屋八丁堀本店及びひろしま美術館の2会場は、昨年に引き続き、当館との連動企画として開催する展覧会で、広島から津和野への集客につなげたいと考えております。さらにコンサートやトークショーなどの文化事業もこれまでと同様に積極的に開催してまいります。

森鷗外記念館は、ことし4月で開館20周年を迎えるに当たり、これまでの研究成果等に基づき、企画展示や講演会を中心に学術的なイベントに取り組んでまいります。また、草花が好きで、観潮桜に花畑をつくっていたという、森鷗外の新たな一面に焦点を当て、森鷗外記念館周辺を中心に、鷗外にちなんだ草花の植栽を計画しており、「花のある町」づくりに向けて取り組みたいと考えております。

あわせて、森鷗外記念館協議会の委員の皆様にも、引き続き御協力をいただき、関係資料の収集と調査研究に努めていきたいと考えております。

また、文京区立森鷗外記念館及び鷗外ゆかりの北九州市との連携を、より一層深めてまいりたいと考えています。

桑原史成写真美術館では、国内の身近なテーマを題材とした展示に心がけているところでございますが、桑原氏の代表作であり、昨年、土門拳賞を受賞した「水俣」の作品についても展示の問い合わせがあるため、代表作と身近なテーマを織りまぜて展示することにより、町民の皆様にも、「記録」という、写真が持つ本来の魅力を感じ取ってもらい、入館者の増につなげたいと考えています。

ひとつづくり事業につきましては、文化意識の高揚を目的として、各種講演会を開催するとともに、グランドワ主催のアウトリーチなどを活用して学校や公民館などでのイベントの開催に努めます。

日原天文台は、本年8月で開台30周年を迎えます。国内有数の星空の美しさ、環境のよさをアピールし集客に努めます。地元の方々には、星や宇宙を身近に感じていただけるよう写真展示等を行ってまいります。

続きまして、第3章、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりでございます。

観光についてであります。

昨年8月のJ R山口線の早期全線復旧は、J R西日本を初め、島根県や町内各関係機関が連携したさまざまな取り組みによるおかげと深く感謝申し上げます。

その結果、昨年の津和野地区観光入り込み客数は、全線復旧までは対前年マイナスが続いておりましたが、復旧した8月は、141.4%、9月、135.8%、10月、100%、11月、124.2%と大きく改善しました。12月は天候も影響し一転して、14%の減とはなりましたが、最終的には、81万4,088人と、対前年2万7,728人、3.5%の増で、被災前の平成24年度の93%水準まで回復いたしました。一方、町内宿泊客数は3万7,296人と、対前年2,572人、7.4%の増で、被災前の24年度水準と比較しても5.2%増となり、災害復旧工事関係者が数値を押し上げたことも要因としてあるものの、数字上では順調に推移いたしました。

しかしながら、観光消費額では、これらの水準までにはほど遠い状況にあり、いまだ一度「観光地津和野」のあり方を見詰め直し、相応の対策を早期に講じていかなければならないと考えております。国においては、2020年の東京オリンピック開催に向け、さまざまな制度を創出されておりますので、それらを有効に活用して新たな津和野の魅力発信に取り組んでまいります。

そのために、まずは、国や県とのパイプづくりに努め、町観光協会、商工会など関連団体と、これまで以上に、幅広く連携を密にしていく必要があると考えております。

具体的な施策としては、「滞在時間の延長」と「消費拡大」を目的とした観光ツールの開発や、さまざまな観光形態に対応できるよう空き家、空き店舗などの活用を図ってまいりたいと考えております。さらに、地元産の食材に焦点を当て、高津川をキーワードにした料理や特産品の開発、グリーン・ツーリズムの推進、外国人向けの観光ガイドの育成なども行ってまいります。

一方で、これまでのイベントについてもそのあり方を見直し、閑散期の誘客を目指して、季節感を伴った継続性あるイベントを企画してまいりたいと考えております。

次に、都市交流事業におきましては、昨年4月の、東京都文京区への事務所開設やイベント参加等により、区民への認知度も高まり、文京区勤労者共済会における津和野ツアー企画も実施されましたので、引き続き区民向けの交流ツアーや区民限定サービスなどを加えた具体的な商品の造成・誘客を図り、文京区を足がかりにした首都圏からの観光誘致を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光情報の発信や町のPRにつきましては、東京事務所発はもちろんですが、引き続き観光協会と相互補完をしながら、ホームページやフェイスブックなどの地域SNSを活用し、リアルタイムでの情報提供を充実させるとともに、東京・大阪・広島各郷土会や津和野クラブを通じた情報発信も行ってまいります。また、津和野町イメージアップキャラクター「つわみん」も、各種イベントなどあらゆる機会を通じて活用してまいります。

その他広域的な取り組みに関しましては、益田広域圏、島根・山口両県での組織的なキャンペーン等あらゆる機会や事業を活用し、情報発信を行うことにより誘客に努めてまいります。

特に吉田松陰の妹を主人公としたNHK大河ドラマ「花燃ゆ」も始まりましたので、山口県並びに萩市との観光連携は今まで以上に積極的に図ってまいります。

商工業についてであります。

我が国経済の現状は、好調なアメリカ経済と、当面は現状維持が続くと見られるEU経済による円安の恩恵を受け、自動車等を中心に輸出産業は好調が続いております。また、原油価格下落の影響や各種政策の効果も徐々に見え始め、雇用の改善、所得上昇への誘導も見られる中、まだまだ弱い消費者マインドなど景気を下押しするリスクも含む中ではありますが、緩やかな改善が進んでいる状況でございます。

一方、地域経済を支え、雇用の担い手でもあります中小企業の多くは、好況感の見える首都圏・関西圏とは異なり、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動、円安による原材料の高騰など、依然として続く不況感は拭うことができず、加えて労働力不足という背反的な状況が慢性化し、改善にはほど遠く、疲弊しているのが実情です。

そのような中、津和野町内においても、昨年8月のJR山口線並びにSLの全線復活により、観光入り込み客数は大きく増加に転じましたが、期待された観光消費額も伸びていない状況にあり、また膨大な災害復旧工事等を抱えた建設業関連では、復旧工事終

了後の工事量の減少を想定すると単純に雇用をふやすこともできないのが実情です。雇用のミスマッチによる雇用の余剰・不足が両立し、円安に伴う原材料の高騰・不足なども加わり、商工業を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあり、引き続き商工団体や事業者との情報共有・連携を今まで以上に蜜にししながら効果的な各種行政施策を展開し、企業活動の円滑化、雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、金融支援として引き続き島根県中小企業制度融資に対する町単独での信用保証料補給、中小企業融資の利子補給などに取り組んでまいります。

また、新商品やデザインの開発、販路開拓、人材育成など各企業・商店が独自で取り組む活動に対する町単独補助金であります「個別商業包括的支援補助金」に「創業支援」を加え、県の地域商業再生支援事業の補助対象にならない業種等に対して、補完的な支援をしてまいります。

また、昨年国の認定を受けた「創業支援事業計画」に基づき実施したチャレンジコンペにおける優秀賞2件に対しては、島根県の補助事業である「地域商業再生支援事業補助金」に、町が補助金を上乘せし支援してまいります。また、本年度より同計画を策定した自治体のみに限定された「創業・第二創業促進補助金」や市町村向けの交付金事業で特別交付税の対象となる地域密着型事業等について創設されとの情報もありますので、今後、活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、地域特産の津和野ブランド化推進につきましては、C A S 冷凍施設の導入を機に、これまで取り組んでまいりました東京や高知等における地酒やイノシシ肉、アユ、生栗、源氏巻などの流通を継続するとともに、C A S 冷凍による商品の鮮度を高め流通拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

特に本町の栗は「津和野栗」として、県下一の産地であるとともに、全国的なブランドとして高い評価は受けているものの、最盛期には100トンを超えた生産量が13トン程度にとどまり、そのほとんどが丹波栗として販売する京都市場やペースト等への加工を行う四国の業者へ出荷されているのが実情で、町内における加工と流通・販売による付加価値向上には至っておりません。今年度よりこれに焦点を当て、農商工関連機関団体が連携した協議会を設立し、栗の栽培・加工・販売を体系的に取り組み、将来的には町内での栗の全量活用と、原料加工施設の整備等を地方創生事業の中で位置づけ、5カ年計画で進めてまいりたいと考えております。

そのための組織づくりを、既に本年1月よりJ A や栗生産部会、商工会、観光協会、町（農林課・商工観光課）により事務レベルで検討を始めており、休園中の栗園調査から新植、手入れ、加工体制及び技術、流通の調査、計画検討に取り組んでまいります。

一方、文京区内では、昨年11月の商談会を通じて、区内の事業者と新たに地酒やイノシシ肉の商談がまとまるなど、一步一步その成果も見え始めておりますので、今後、津和野町東京事務所の役割をより明確化し、引き続き商店街組織とも深く連携を図りながら、地道に取扱い品目や取引数量の拡大に努めてまいりたいと考えております。

農林水産業についてであります。

平成26年度は、米価の大幅下落や米の直接支払交付金が半減された影響を受け、水稻栽培農家にとっては、大きく収入減を招くことになりました。しかし、本町では農事組合法人による集落営農が営まれていることから、来年度に向けては、収益性が低くなってしまった主食米から、飼料用米やWCS（稲のサイレージ）の栽培面積をふやすことで、安定した収益が得られるよう経営内容を変更しております。

全国的な保有米増加の影響から、本町の平成27年度の主食米割り当て面積は、前年に比べて11ヘクタールの減となりました。一昨年に受けた豪雨による被災田は、災害復旧が進む中、作付可能となった水田面積が加算され、水稻作付予定面積がふえたにもかかわらず、飼料用米やWCSの面積が増大したことで、主食米の希望面積が割り当て面積とほぼ同数に落ちつきました。

米価下落や制度改革による農家所得の影響に対し、町として支援できることは微力ではありますが、営農意欲向上に有効な施策を検討したいと考えております。

近年、都市部で行われている「新農業人フェア」で呼びかけた若者が、農業を目的に、津和野町へIターンされる方が多くなりました。現在Uターンを含めた8名の農業研修生が農家で研修をしていますが、新年度から就農する研修生もあり、研修先の農家を離れ、定住するための住宅や農地を探さなければなりません。

一方、農業後継者が数年後にいなくなることが予想される集落は、現在おられる農家だけで、今後も農地を維持管理することは難しく、町外から来られている農業研修生に住宅と農地を提供することで集落へと引き、農地の管理を求める集落と農地を求める研修生とのマッチングがうまくいけば、集落の維持や人口減を緩和することにもつながります。

農政改革やTPPの導入による農業に対する不安材料は増加していますが、安全な食料を求めて自給自足を目指す若者は、都市部を中心にふえていると実感しており、本町を営農の地として来られる若者は、ふえていくものと考えております。農業後継者を含めた研修生に対して、今後も各種研修制度や新規就農に対する助成制度を充実することで、本町へ定住していただくよう努力をまいります。

また、3年目の取り組みとなりました「まるごと津和野マルシェ」は、地元でとれる生鮮野菜を求める方々により定着してきましたが、今後は、学校給食など公の調理場での活用に向けた「地産池消」を加えた中で、農家の栽培時期の振り分けによる安定供給体制を計画することが必要であると考えております。関係機関と連携を図り、調整役として努力をしたいと考えております。

また、頑張る地域交付金を活用して導入する「CAS冷凍機器」は、冷凍による食物の細胞破壊が極力抑えられ、凍結前に近い状態で解凍できます。この技術を使うことで、本町の特産物であるアユやワサビなどが、付加価値をつけて販売することが可能になり、特産物の価値が高く維持されることを望んでおります。しかし、加工技術や販路拡大な

どはこれから取り組む課題であり、関係機関と連携しながら、また津和野町東京事務所を活用することで、早期に体制づくりを確立したいと考えます。

次に、農業農村整備事業等についてであります。農家の高齢化や担い手対策、耕作放棄地の防止等のために、農地の流動化を図り、農業用施設の維持・管理労力や生産経費の削減等を行い、地域間競争力の向上を目指す必要があります。新年度、本町2集落（奥ヶ野、堤田）において農地の高区画圃場整備や農業用水利施設を整備する県営基盤整備事業の準備作業予算を計上しております。

農道舗装につきましては、昨年度に引き続き、実施希望のあった小野、相撲ヶ原上、堤田集落において計画しております。

県営の防災減災事業としては、風呂屋井堰（鷺原）、野峠ため池（奥ヶ野）改修工事が、新年度より着工予定であります。

また、県営の中山間地域整備事業については、入札の不調が続いておりますが、引き続き新年度においても工事発注の努力を続けたいと聞いております。

次に、林業分野においては、本町の林業施策の目標を「自伐型林業」と位置づけ、壊れない作業路網の整備を強化して、間伐による集材で利益を得ながら、長伐期による森林施業を行うため、これまで「山の宝でもう一杯！プロジェクト」を展開してきました。しかし、林道や作業道の単位面積当たりの路網密度は、県平均より低く、作業道整備が喫緊の課題であると感じております。

本年度、自伐型林業実践者の養成と定住を目指した地域おこし協力隊を募集して、3名が各種研修に参加いただき、機械操作技術や林業知識の習得をしておりますが、今後は、本町の森林管理計画を立て、作業道づくりや木材搬出の実践をしていくことになります。来年度も3名を募集しており、これからの林業実践者を育てて本町の山が健全な状態で維持管理できるよう、体制強化を図ります。

現在は、農業を目指す若者だけでなく、林業を希望する若者も多く、本町としては、農業と林業をなりわいとして来られる若者の受け入れを強化して、定住につながる施策を展開したいと考えております。

本町の9割を占める森林を活用した仕事「自伐型林業」は、まさに「地方創生」に直結するテーマであり、国や県に働きかけて発展させる重要課題とも捉えております。

企業誘致についてであります。

昨年度は本町にとりまして、大変に喜ばしい出来事がありました。大阪に本社を置き、駅の自動改札機や券売機などを制御するプログラムを開発するバルトソフトウェア株式会社が、本年1月に、津和野開発室を開所し業務を開始されております。同社の津和野町への進出については、島根県の認定を受けており、本町にとって実に42年ぶりのこととなります。現在は3名のスタッフで業務を行っておられると伺っておりますが、今後3年間で7名の雇用を計画されており、本町に新たな雇用の場をつくっていただい

たことに感謝申し上げるとともに、末永く業務を続けていただけるよう町としても必要な支援をさせていただきたいと考えております。

全国には、津和野町と同じような中山間地域で、企業の誘致に成功している地域も存在しております。島根県としても平成27年度において、ソフト産業を対象として誘致に関する優遇策の拡充を図るなど、企業誘致に積極的に取り組んでいく計画であると伺っております。こうした県の取り組みと十分な連携を図りながら、町内に新たな雇用と産業を創出することを目指し、そのインフラとなる高速インターネット回線の整備等を含め、必要な措置について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第4章、助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくりでございます。

定住施策の推進についてであります。

人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、定住対策の推進は喫緊の課題であり、今年度も引き続き重点施策と位置づけ、次の施策を展開してまいります。

まず、昨年に引き続き若い世代の定住促進を目的として「つわの暮らし推進住宅」を整備します。当住宅につきましては、まちづくり委員会との連携により、住みやすいまちづくりを推進していく中で、若い世代が定住することにより、さらなる集落の活性化を目指します。

また、昨年度から町内全域を対象に、空き家調査を実施しているところでございますが、地域の利活用できる空き家を町が買い上げ、定住を希望する者が、一定期間津和野町での生活体験ができる場として「つわの暮らしお試し住宅」を、さらに、長期間の居住を目的とした「空き家活用型賃貸住宅」を整備し、定住希望者の流入を促進したいと考えております。

あわせて、「つわの暮らし相談員」及び「津和野町定住支援員」を配置し、津和野町で生活していく上で必要な情報提供や、移住後のフォローアップ等を行い、安心して住み続けることができるようにサポートしてまいります。

次に、昨年と同様に結婚対策事業として、婚活イベント等の開催に対する補助を実施するほか、結婚を望む独身男女の出会いのきっかけづくりをする県のボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー」とも連携し、結婚支援情報の発信など、支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、地域医療に興味を持っている、首都圏の病院に勤務している看護師に、津和野町の地域医療を視察してもらい、あわせて、参加者と津和野町の若者との出会いの場を創出し、津和野町への移住及び就労を促進する地域医療視察ツアーについても実施を予定しております。

また、子育て世代を支援する取り組みの一つとして、「子育て支援タクシー」事業に取り組んでまいりたいと考えております。この事業では、町外にある産科や小児科を受診するためにタクシーを往復利用した際に、利用者が負担する運賃の一部を助成いたし

ます。平成２７年度においては、試験的に導入を行い、需要の把握など行った上で、本格的に実施してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の皆様が本町で安心して健康に暮らしていただくことも重要な定住対策と認めております。２４年度より着手したまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業は、地域で住民を支え合うための活力あるコミュニティの形成を目的の一つとしたものでもあり、新年度においてもさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。本町では、８５歳の時点で、その６割の方が介護保険給付を受けておられないとのデータが出ております。医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の地域包括ケアシステムを構築していく上で、こうした健康な高齢者の方々に御協力をいただく体制づくりを推進してまいります。

また、平成２６年度において道の駅津和野温泉なごみの里に新たにグランドゴルフ場を整備いたしました。グランドゴルフは高齢者の方々が、気軽に無理なく体を動かすことができ、また、世代や男女問わず、楽しくコミュニケーションを図る場づくりにもなることから、心身の健康づくりにとっても大きな効果が得られると期待を寄せており、引き続き利用者の皆様に安心安全に御利用いただけるよう施設運営に努めてまいります。

益田市と締結した「定住自立圏の形成に関する協定」は、４年目を迎えます。益田圏域の医療連携や地域医療体制の確立・維持を初め、高津川流域の資源を生かす取り組みなど、定住自立圏共生ビジョンに沿った事業に着手し、高津川流域の活性化を図りたいと考えております。

津和野高等学校支援については、平成２６年度から、支援コーディネーターを２名、集落支援員を１名配置するなど、体制強化を図っております。高校魅力化の取り組みとして、英語教育に特化した町営英語塾HAN-KOHを津和野高校同窓会館内に開設し、講師２名、支援スタッフ３名体制で運営しております。現在、８４名が入塾しており、津和野高校の約半数の生徒が塾を活用しております。充実した学習環境の整備により、生徒の学習習慣の定着、学習意欲の喚起に効果が上がっていると考えております。

このような高校魅力化の取り組みを通して、平成２７年度入学志願者は７５名で、平成２０年度以降最多の志願者数となっており、取り組みの効果が確実にあらわれていると考えております。

今後も、津和野高校とのさらなる連携強化により、魅力化に向けて取り組んでまいります。

さらに、平成２７年度からは、高校魅力化支援の一環として町営英語塾「HAN-KOH」を中学生まで対象とし、町内中学生と津和野高校生の関係をより深めるとともに、町全体の学力向上を図ってまいります。

また、平成26年度においては、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけ、潤いのある豊かな生活を営むことのできる地域社会の形成をするため、まち・ひと・しごと創生法が成立しました。

今後、津和野町においても、国及び県の総合戦略を勘案しながら、将来にわたって活力ある地域を維持していくために、雇用の創出、新しい人の流れ、結婚・出産・子育ての支援、時代に合った安心して暮らせるまちづくりを目指した「津和野町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定してまいります。

保健・医療についてであります。

町民の皆様が、生き生きと元気で心豊かな人生を歩んでいただくために、健康づくりは極めて重要な課題であります。少子高齢化が進行する中、子供から高齢者まで、ともに元気で安心・安全に暮らしていただくため、引き続き「健康つわの21計画」に基づいた健康づくり活動に、地域、関係機関、行政が一体となり取り組んでまいりたいと考えております。

特定健康診査及び後期高齢者健康診査につきましては、受診の設定期間を現在の6月1日から9月30日を12月25日に延長するなど、引き続き受診率の向上を図るとともに、未受診者への受診勧奨に積極的に取り組み、健診結果報告会の開催や個別の保健指導を通じ、町民の健康管理の充実を図りたいと考えております。

また、平成26年9月より管理栄養士を1名配置しておりますが、栄養や食生活の改善に重点を置いた健康づくりの推進にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

がん対策につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん検診、細胞診検査、HPV検査を実施しております。大腸がん検診は、平成26年度より受診料の無料化及び郵送方法により実施することで、多くの方が受診をされております。引き続きこの方法で早期発見、治療に努めてまいりたいと考えております。

母子保健対策につきましては、妊婦通院助成、一般不妊治療費等助成及び風疹予防接種費の助成を引き続き実施し、経済的な負担の軽減を図りたいと考えております。

地域ぐるみの健康づくりにつきましては、津和野町健康で生きがいのある町づくり会議を中心に、公民館、地区健康を守る会、食生活改善推進協議会等の地区組織と連携を図り、地域住民の参画を得ながら、活動を展開・支援し、さらなる健康づくりの充実を図りたいと考えております。

地域医療につきましては、指定管理者である医療法人橘井堂が、津和野共存病院・日原診療所・介護老人保健施設せせらぎ・訪問看護ステーションせきせいの運営に当たっていただいております。医師・看護師不足等による厳しい環境の中、医療スタッフの皆様には、本町の医療を守るため、平素より献身的な取り組みをしていただいております。この場をおかりして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

医師確保については、地域医療の維持・継続のために、引き続き医療法人橘井堂と連携し、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者など、ゆかりのある医師や地元出身医師からの情報収集等、あらゆる手段を講じて最大限の努力をしております。

また、須山院長先生、飯島副院長先生お二方が、特定の臓器や疾患に限定せず、さまざまな状況の患者に対応する総合診療医の指導員を取得されました。今後においては、島根大学医学部臨床実習支援センターや益田圏域関連病院との連携で、後期研修の受け入れも可能となります。津和野町だからこそ実践できる、時代に先駆けた地域包括ケアを学んでいただくことで、医師確保につながる期待が高まりますので、我々としても支援体制を整えてまいりたいと思います。

次代を担う若い医師が、津和野町の地域医療にかかわることが、本町にとっても将来に向けての大きな糧になると信じております。

看護師等の医療従事者においても、看護大学や専門学校等を訪問し、津和野町の医療の特徴や個別性を重視した教育体制を語るとともに、奨学金制度や住宅環境の説明を行い、引き続き確保に努めてまいります。

また、昨年に引き続き、24時間電話健康相談サービス事業、一般撮影装置等の機器更新により、地域に信頼される医療の質とサービスの向上を図り、さらには近隣病院や鹿足郡医師会と連携し、良質な医療が提供できるように確立をしております。

高齢化率の高い本町においては、高齢者が、可能な限り、住みなれた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいに関するサービスを包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を目指します。日常生活圏域内で必要なサービスを提供できるように、在宅医療や訪問看護の充実等で医療と介護の連携強化を図り、誰もが元気に生活ができるように介護予防の取り組みを行い、健康寿命を延ばし、見守りや配食サービス、買い物支援など、高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの充実を図っております。

その趣旨に基づき、昨年度策定した第6期老人保健福祉・介護事業計画を今後3年間で計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、今年度につきましては、予防給付のうち通所介護及び訪問介護を新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ平成29年4月までに移行する準備として、元気あふれる活気に満ちたまちづくりを目指し、介護予防に資する住民運営のサロン活動の継続及び発足を支援したい考えであります。

また、「認知症の人が笑顔で暮らせるまちづくり」を目指し、幅広い世代に認知症の方への理解を広め、地域ぐるみで見守る体制づくりを推進します。軽度の物忘れや認知症が疑われた段階での早期の相談や、受診の必要性を町民の皆様に理解いただくとともに、iPadを活用した物忘れ相談を実施し、医療を必要とする人への早期受診の動機

づけや継続的な支援を早期に取り組んでまいります。高齢者の権利擁護のために、成年後見制度の利用促進や高齢者虐待防止対応にも努め、今後も、住民の御協力をいただきながら、認知症に関する啓発活動の充実が図れるよう努力をしてまいります。あわせて、昨年に引き続き、地域ケア会議を通して、個別課題の解決や地域課題の発見、社会資源の開発、政策形成までを地域住民の声が反映できる場として活用してまいります。

福祉等生活支援対策についてであります。

本町における生活保護につきましては、平成26年の12月末現在で、生活保護受給者数は48世帯、受給者数は62人、保護率7.85パーミルとなっております。保護申請は継続して発生しているものの、高齢者の死亡廃止、施設入所に伴う廃止や町外への転出等もあり、受給者数は横ばいとなっております。平成27年度からは、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る可能性のある生活困窮者に対し、生活保護の対象となる前に、生活の安定と自立につながるよう積極的に支援していく新たな取り組みを実施してまいります。

法律に基づき、必須事業として本町が取り組む事業のうち、相談支援事業については、社会福祉協議会への事業委託により同協議会を窓口として実施することとしております。

また、失業等により住所をなくした困窮者の住まいの確保を支援する住居確保給付金については、福祉事務所で担うこととしております。

町では、こうした施策を通じて生活保護受給者の減少が図られ、ひいては生活保護費全体の抑制も図られるものと考えております。

福祉事務所では、担当職員の資格取得に努めるとともに、警察署やハローワーク、民生児童委員等の関係する機関、さらには庁内部の関係部署とも連携した対応を行うことにより、適切な生活保護業務の運営と生活困窮者の支援を一体的かつ効率的に進めてまいります。

高齢者福祉についてであります。

本町の高齢者福祉事業は、平成25年度に策定した津和野町地域福祉計画に基づき進めておりますが、平成27年度において、国や県の福祉施策の改正、状況の変化等を踏まえて、この計画を改定することとしております。また、その下部計画である老人保健福祉・介護事業計画についても、平成27年度から第6期の3カ年計画をスタートさせるところであり、こうした計画に基づき、各種施策を展開してまいります。

本町における高齢者の現状につきましては、平成27年1月末現在の高齢化率は44.3%となっており、前年同期に比べて0.9ポイント上昇しております。また、高齢同居世帯も増加しており、高齢者支援は本町福祉施策の中でも、もっとも重要な事項の1つでございます。

福祉施策において、これまで実施してまいりました各種事業や助成事業等につきましては、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、生きがいつくり、健康増進等の観点から継続して実施したいと考えております。

また、昨年策定した老人保健福祉・介護事業計画のニーズ調査において、高齢者が支援を受けながら在宅生活の継続を希望していることが明らかになったことから、関係機関と連携して、買い物不便者の対策に取り組んでまいりたいと考えます。さらに認知症、高齢者の増加に伴い、高齢者の権利擁護事業の充実にも取り組みたいと考えております。

高齢者施策の推進につきましては、高齢者を取り巻くさまざまな環境要因や療状等があり、町単独の支援では十分にその対応ができないことも予想されますので、引き続き、地域包括支援センター、社協、警察、医療、介護機関、民生児童委員等の関係機関とも連携をし、ぬくもりのある包括的な支援を図りたいと考えております。

障がい者福祉についてでございます。

障がい者福祉につきましては、障害者基本法にのっとり、障がいのある人も生き生きと暮らし、地域の一員として、ともに生きる社会づくりを目指して障害者福祉サービスを初めとする施策を展開してまいります。障がい者を取り巻く状況は、年々変わりつつあり、障がいの種類においても多様化の傾向が見られます。さらには人間関係の希薄化や核家族化を初めとする家族形態の変化により、介護、支援機能が低下するなど、行政の一層の支援が求められております。

平成25年度の法改正により、障害者総合支援法が施行となり、障がい者がその能力や適性に応じて自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこととなりました。こうした状況等踏まえて、本町においても、平成27年度から3カ年の第4期津和野町障害者計画・障害者福祉計画を策定しており、今後はこの計画に沿って、具体的な障がい者支援策を展開してまいります。

また、平成25年度には、町内に就労継続支援、デイ型作業所が設立、去年は相談支援事業所も新たに設立され、障がい者支援の充実も徐々にではありますが進んできております。さらに今年度も1カ所の相談支援事業所の設立が予定されており、今後も町として、これらの事業所の支援を図ってまいりたいと考えております。

町におきましては、これまで、それぞれの障がいに応じた各種の支援制度を実施しておりますが、これからも引き続き制度の周知に努めるとともに、県や各種事業所等と連携して、障がい者の支援に努めてまいりたい考えであります。

児童福祉についてでございます。

昨今、子供や家庭を取り巻く課題は年々複雑になっています。子供が健やかに成長するためには、地域社会全体で子育て家庭を支援することと、虐待や不適切な養育から子供を守ることが重要でございます。地域社会にたくさんの子供がいることは、コミュニケーション能力の養成など子供の成長にとって大切なこととされ、家庭・学校・地域・町が一丸となって未来の津和野町を担う子供たちの健やかな成長を支えるための取り

組みを充実させるとともに、子育て世代が育児と仕事の両立を図ることができるよう、子育て支援に向けた施策を着実に進めてまいります。

本年4月より、国の施策である「子ども・子育て新制度」が本格施行されることに当たり、本町においても平成27年度から5カ年の計画として、「津和野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、今後はこの計画に基づき、計画的かつ効率的に子ども・子育てに関する各事業を推進してまいります。

放課後児童クラブと学童保育につきましては、新たな制度改正に伴い、受け入れ学年を原則3年生から6年生までと拡大します。また、青原小学校の敷地内に建設を予定しておりました青原放課後児童クラブにつきましても、青原小学校の竣工に合わせ、運営を始めたいと考えております。さらに老朽化に伴う、畑迫保育園の改修や登録会員の相互協力により、子育て支援を行うファミリーサポートセンターの施設等でハード面、ソフト面の両方において、子育て支援策を充実させてまいります。

なお、平成27年度より町内の全保育所において、3歳以上の子供にも主食を提供する完全給食を実施し、地産地消、食育の推進と保護者の負担軽減を図ってまいります。

児童虐待につきましては、現在、親などによる子供への虐待が深刻な社会問題となっております。児童虐待は子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子供に対する最も重大な権利侵害であります。

近年、本町内におきましても、児童虐待に関する相談や通告が多くなっておりますが、全ての家庭において児童が健全に育成されるよう、津和野町要保護児童対策地域協議会を中心にして児童虐待の防止に努めてまいります。

母子福祉につきましては、母子家庭に加え、父子家庭も含めたひとり親家庭への支援体制の充実に、引き続き努めてまいります。

また、女性相談業務においては、DV相談が年々増加傾向となっております。女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で取り組むべき重要な問題であります。暴力根絶に向けた啓発活動等の推進に努めるとともに、それぞれのケースについて関係機関と情報を共有しながら対策を講じてまいります。

人権同和教育についてであります。

人権同和教育につきましては、21世紀が人権の世紀と言われながら、今なお多くの課題が残されております。人権同和教育の解決は、行政の責務であります。平成26年度で策定した町人権同和教育基本指針をもとに、あらゆる差別の解消に向け、積極的な啓発活動を行い、差別のない明るいまちづくりを推進します。

続きまして、第5章「多くの人々と交流し、開かれたまちづくり」でございます。

国際交流の促進についてであります。

森鷗外先生の御縁で始まった、ベルリン市ミッテ区との交流につきましては、ことし8月に姉妹都市提携の調印20周年を迎えます。平成26年度には、この姉妹都市提携

の発端となったベルリン「森鷗外記念館の開館」30周年記念式典が行われ、ベルリンを訪れましたが、ミッテ区のクリスティアン・ハンケ区長とも懇談し、今後の交流継続について約束をしたところでございます。過去にも、学生交流を初めとするさまざまな国際交流施策を進めてまいりましたが、このたびの20周年を契機にミッテ区との行政・民間・学生らの交流を促進する団体の結成についても視野に入れながら、新たな交流のあり方を検討したいと考えております。

最後に特別会計についてであります。

特別会計につきましては、各会計ともに、人口減少や高齢化などにより厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取り組みについて申し上げます。今年度は、本町にとりまして、新町合併10周年の節目の年であるとともに、地方創生元年でもあります。依然として厳しい財政状況の下ではありますが、町民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、皆様の主体的・積極的な参加を前提に町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、本町の新たな発展のために最大限の努力を傾注し、全力で町政運営に取り組んでまいる決意でございますので、町議会を初め、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、平成27年度の施政方針といたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

町長の施政方針が終わりました。

それでは、ここで3時10分まで休憩といたします。

午後2時51分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第55. 議案第58号

日程第56. 議案第59号

日程第57. 議案第60号

日程第58. 議案第61号

日程第59. 議案第62号

日程第60. 議案第63号

日程第61. 議案第64号

日程第62. 議案第65号

日程第63. 議案第66号

日程第64. 議案第67号

日程第65. 議案第68号

日程第 6 6 . 議案第 6 9 号

日程第 6 7 . 議案第 7 0 号

○議長（沖田 守君） 日程第 5 5、議案第 5 8 号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてより日程第 6 7、議案第 7 0 号平成 2 7 年度津和野町病院事業会計予算まで、以上 1 3 案件につきましては会議規則第 3 7 条の規定により一括議題とします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第 5 8 号でございますが、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

町長、副町長及び教育長の給与につきまして、平成 2 7 年 4 月 1 日から、平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで 1 0 % の減額をするものでございます。

続きまして、議案第 5 9 号でございますが、平成 2 7 年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 7 億 8, 0 0 0 万円とするものでございます。

歳出の主なものは、合併 1 0 周年記念事業、津和野ぐらし推進住宅整備事業。まちづくり委員会運営費及び地域提案型助成事業補助金等含めた総務費 1 1 億 1, 8 7 5 万円、生活困窮者自立支援事業、生活保護費等を含めた民生費 1 5 億 3, 0 0 7 万 5, 0 0 0 円、乳幼児等医療費助成金等含めた衛生費 6 億 8, 8 9 8 万 6, 0 0 0 円、新規就農総合支援事業費補助金等含めた農林水産業費 4 億 6, 8 8 0 万 8, 0 0 0 円、まちなか再生総合事業歴史的風致維持向上事業、伝統的建造物群保存事業等含めた商工費 3 億 3, 2 4 3 万円、町道新設改良、公営住宅ストック改善事業等含めた土木費 5 億 6, 4 9 9 万 3, 0 0 0 円、デジタル防災行政無線整備事業等含めた消防費 6 億 5, 7 3 4 万 7, 0 0 0 円、旧堀氏庭園修復事業、城山整備事業等含めた教育費 8 億 6, 4 1 7 万 1, 0 0 0 円、災害復旧費 1 0 億 6, 9 0 7 万 7, 0 0 0 円、公債費 1 4 億 1 5 0 万 3, 0 0 0 円でございます。

歳入の主なものは、町税 6 億 6, 1 3 0 万 4, 0 0 0 円、地方交付税 4 0 億円、国庫支出金 1 2 億 8, 4 8 5 万 5, 0 0 0 円、県支出金 5 億 1, 5 9 5 万 9, 0 0 0 円。繰入金 4 億 2, 5 9 4 万 6, 0 0 0 円、町債 1 3 億 9, 4 8 0 万円でございます。

続いて、議案第 6 0 号でございますが、平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 億 4 9 3 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費 7 億 7, 2 7 5 万 5, 0 0 0 円、後期高齢者支援金 1 億 8 2 6 万 3, 0 0 0 円、共同事業拠出金 2 億 5, 2 5 6 万円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税 1 億 5, 7 4 4 万 4, 0 0 0 円、国庫支出金 2 億 3 5 2 万 8, 0 0 0 円、前期高齢者交付金 4 億 9 3 6 万 4, 0 0 0 円、共同事業交付金 2 億 5, 2 4 9 万円、繰入金 8, 5 1 2 万 7, 0 0 0 円でございます。

続いて、議案第61号でございますが、平成27年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,864万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費12億5,207万3,000円、地域支援事業4,403万8,000円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料2億2,053万2,000円、国庫支出金3億4,700万1,000円、支払基金交付金3億5,314万5,000円、県支出金1億9,319万6,000円、繰入金2億1,571万3,000円でございます。

続いて、議案第62号でございますが、平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,736万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,288万4,000円、諸支出金314万2,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料8,443万1,000円、繰入金1億9,977万7,000円でございます。

続いて、議案第63号でございますが、平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,407万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、簡易水道事業費1億4,788万円、災害復旧費2,262万5,000円、公債費1億8,356万9,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料1億7,447万8,000円、国庫支出金1,131万2,000円。繰入金9,810万6,000円、町債5,460万円でございます。

続いて、議案第64号でございますが、平成27年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,695万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、下水道事業費2億3,254万3,000円、公債費1億6,441万6,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料4,694万7,000円、国庫支出金8,300万円、繰入金1億1,716万5,000円、町債1億4,500万円でございます。

続いて、議案第65号でございますが、平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ５５６万２,０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、農業集落排水事業費１５５万４,０００円、公債費４００万７,０００円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料８１万６,０００円、繰入金４７４万５,０００円でございます。

続いて、議案第６６号平成２７年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ１,２９４万１,０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学基金費１,２９４万１,０００円でございます。

歳入の主なものは、繰入金６４８万円、諸収入６４５万２,０００円でございます。

続いて、議案第６７号でございますが、平成２７年度津和野町電気通信事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ８,２１６万４,０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、地域情報化推進事業費２,０９０万４,０００円、公債費６,０７９万９,０００円でございます。

歳入の主なものは、繰入金６,０７９万９,０００円、諸収入２,０８３万９,０００円でございます。

議案第６８号でございますが、平成２７年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ８,１８６万円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費７,３５６万５,０００円でございます。

歳入の主なものは、診療収入７,８４８万７,０００円、諸収入３３５万５,０００円でございます。

続いて、議案第６９号でございますが、平成２７年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億６,１１９万４,０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業４億３,４７１万８,０００円、訪問看護事業２,６３７万６,０００円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業４億２,２８６万３,０００円、訪問看護事業２,７７０万円、繰入金１,０５９万７,０００円でございます。

続きまして、議案第７０号でございますが、平成２７年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額を７億５,８４２万１,０００円、収益的支出予算総額を７億５,８４２万１,０００円とし、資本的収入予算総額を６,３５５万８,０００円、資本的支出予算総額を１億１９万円とするものでございます。

歳出の主なものは、医業費用7億4,628万円、医業外費用1,214万1,000円、建設改良費2,707万3,000円、企業債償還金7,311万7,000円でございます。

歳入の主なものは、医業収益5,872万7,000円、医業外収益1億7,121万4,000円、企業債2,700万円、負担金3,655万8,000円でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたとおり、議案第58号より議案第70号までの13案件につきましては質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号より議案第70号まで、以上13案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上会期中の審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員11名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員11名を予算審査特別委員に選任することに決しました。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後3時22分休憩

.....

午後3時23分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いいたしましたところ、委員長に3番、米澤宥文君、副委員長に4番、岡田克也君が選任されました。

ここで予算審査特別委員長より御挨拶をいただきます。自席でお願いします。

○予算特別委員長（米澤 宥文君） ただいま報告がありましたとおり予算審査特別委員長に就任をいたしました。

大変な今年度の予算の審査でありますので、慎重に委員の皆様と進めていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） はい、ありがとうございました。

-----・-----・-----

日程第 6 8. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第 6 8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することといたしましたので、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい、御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定いたしました。

なお、本日までに受理した要望書等、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 25 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 3 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 2 日）
平成 27 年 3 月 17 日（火曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 27 年 3 月 17 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 9 号議案 平成 25 年災第 277 号吹野湍川河川災害復旧工事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 10 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 11 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 12 号議案 平成 26 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 13 号議案 青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 14 号議案 津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 15 号議案 津和野町児童館設置管理条例の廃止について
- 日程第 9 町長提出第 16 号議案 津和野町保育園設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 17 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 18 号議案 津和野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 町長提出第 19 号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 20 号議案 津和野町地域食材供給施設内の機器設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第 14 町長提出第 21 号議案 津和野町地域食材供給施設基金条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 22 号議案 津和野今昔館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 16 町長提出第 23 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第 17 町長提出第 24 号議案 津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 18 町長提出第 25 号議案 津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 19 町長提出第 26 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 27 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 28 号議案 津和野町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 29 号議案 津和野町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 30 号議案 津和野町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 31 号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 32 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 33 号議案 津和野町指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 34 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 28 町長提出第 35 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 36 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 町長提出第 37 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 31 町長提出第 38 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 32 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第 33 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鍔地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 34 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）
- 日程第 35 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設）
- 日程第 36 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅）
- 日程第 37 町長提出第 44 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 38 町長提出第 45 号議案 町道滝元直地線の路線認定について
- 日程第 39 町長提出第 46 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 40 町長提出第 47 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 41 町長提出第 48 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 42 町長提出第 49 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 43 町長提出第 50 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 44 町長提出第 51 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 45 町長提出第 52 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 46 町長提出第 53 号議案 平成 26 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 47 町長提出第 54 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 48 町長提出第 55 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 49 町長提出第 56 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 50 町長提出第 57 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 51 発委第 1 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

日程第 52 発委第 2 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 9 号議案 平成 25 年災第 277 号吹野湍川河川災害復旧工事他 8 件合冊工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 10 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 11 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負変更契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 12 号議案 平成 26 年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について
- 日程第 6 町長提出第 13 号議案 青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 14 号議案 津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 15 号議案 津和野町児童館設置管理条例の廃止について
- 日程第 9 町長提出第 16 号議案 津和野町保育園設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 17 号議案 津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 18 号議案 津和野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 12 町長提出第 19 号議案 津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 20 号議案 津和野町地域食材供給施設内の機器設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 14 町長提出第 21 号議案 津和野町地域食材供給施設基金条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 22 号議案 津和野今昔館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 16 町長提出第 23 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

- 日程第 17 町長提出第 24 号議案 津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 18 町長提出第 25 号議案 津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 19 町長提出第 26 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 27 号議案 津和野町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 町長提出第 28 号議案 津和野町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 22 町長提出第 29 号議案 津和野町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 30 号議案 津和野町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第 24 町長提出第 31 号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 32 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 33 号議案 津和野町指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 34 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 28 町長提出第 35 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 36 号議案 津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 町長提出第 37 号議案 津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 31 町長提出第 38 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 町長提出第 39 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）
- 日程第 33 町長提出第 40 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（下左鍔地区広場緑地等利用施設）
- 日程第 34 町長提出第 41 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設「オシドリ観察小屋」）

- 日程第 35 町長提出第 42 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町
野中高齢者作業施設）
- 日程第 36 町長提出第 43 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮
らし推進住宅）
- 日程第 37 町長提出第 44 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 38 町長提出第 45 号議案 町道滝元直地線の路線認定について
- 日程第 39 町長提出第 46 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 40 町長提出第 47 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算（第 4 号）
- 日程第 41 町長提出第 48 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予
算（第 4 号）
- 日程第 42 町長提出第 49 号議案 平成 26 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 43 町長提出第 50 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補
正予算（第 4 号）
- 日程第 44 町長提出第 51 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正
予算（第 4 号）
- 日程第 45 町長提出第 52 号議案 平成 26 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算（第 2 号）
- 日程第 46 町長提出第 53 号議案 平成 26 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 47 町長提出第 54 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 48 町長提出第 55 号議案 平成 26 年度津和野町診療所特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 49 町長提出第 56 号議案 平成 26 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 50 町長提出第 57 号議案 平成 26 年度津和野町病院事業会計補正予算（第
3 号）
- 日程第 51 発委第 1 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について
- 日程第 52 発委第 2 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について

出席議員（12 名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 後山 幸次君 | 2 番 | 川田 剛君 |
| 3 番 | 米澤 宏文君 | 4 番 | 岡田 克也君 |
| 5 番 | 草田 吉丸君 | 6 番 | 丁 泰仁君 |

7 番 寺戸 昌子君
9 番 三浦 英治君
11 番 板垣 敬司君

8 番 御手洗 剛君
10 番 京村まゆみ君
12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	会計管理者	山本 典伸君

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） 改めて、おはようございます。

引き続きお出かけをいただきありがとうございます。これから、2 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、10 番、京村まゆみ君、11 番、板垣敬司君を指名いたします。

日程第 2. 議案第 9 号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第9号平成25年災第277号吹野湓川河川災害復旧工事他8件合冊工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。これより議案第9号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第9号平成25年災第277号吹野湓川河川災害復旧工事他8件合冊工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第10号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第10号平成26年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 内容についてとやかくは言いませんが、ちょっとこれ金額も大きいんですが、口頭で一応これの増減の説明はいただきましたが、願うならば、できることならば、以下変更契約書におきましては、増減の項目と金額をこの9号議案みたいに、非常にこれは丁寧に書いてありますけど、金額等を、詳細をつけてもらえれば非常に光栄かと思しますので、以下同じようにそういう思いです。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ただいま、6番、丁君からの質問であります。議員各位にお伺いします。あのような発言であります。御賛同いただけますか。――必要ありと認めまして、各担当課長、それぞれ本日提出ができるかどうか、まずはそれをお伺いしたいと思います。きょうそれできますか。環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 本日、職員のほうに指示をいたしまして、間に合うように対応したいと思っております。

○議長（沖田 守君） この議案の採決までに間に合うかどうかということだから、それは。6番、丁君。

○議員（６番 丁 泰仁君） それは、きょう終わるまででよろしゅうございますので出してください。前回、口頭で説明、一応受けておりますけど、一応口頭だけでは忘れますので、一応明細をピシッと文章で出したほうがよろしいと。

○議長（沖田 守君） 各担当課長に申し上げときます。今のような発言でありますから、本日会議が終了する時点までに、それぞれ明細をつけて提出をすると、そういうことでよろしいですね。対応できますね。生活環境課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 環境生活課は、いろいろと現場を持っている職員がおりまして、現在、その現場に出ている可能性もありますので、この議会中に提出をするということが、今すぐ可能かどうかということは、ちょっとお答えできかねますけれども、また後日でよろしければ、正式なものを提出させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 丁君、よろしいですか。

○議員（６番 丁 泰仁君） はい、なるべく議会最終日、３０日まで、よろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 少なくとも、今定例会の最終日までには、それはピシッと提出せんにゃあ。議会が終わってから出すというような、それはいけません。

各担当課長もそのようにお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第１０号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第１０号平成２６年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第１１号

○議長（沖田 守君） 日程第４、議案第１１号平成２６年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第11号平成26年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第12号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第12号平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 1点ほど、変更内容についてちょっとお伺いしたいんですが、ブロック積みの擁壁工7カ所をゼロということになっておりますが、これについてはもう今年度中止をして来年度またやられるのかどうか、もし完全にこれ7カ所をゼロカ所にするということになると、この仮設道も将来的に残して利用する道だと思うんですが、その辺でブロック積みをということは、軟弱地盤とかあって計画をされとったと思うんですけども、その辺の安全性は保てるのかどうか、その辺についてお伺いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ブロック積みにつきましては、今年度については7カ所を全てなくすという形なんですけれども、来年度、全部ではありませんけれども、一部はつくるところが生じてくると思います。原因としては、切った高さが現場でいえばブロック積みが必要ない状況であったというところで、今回は全部外すかたちにしております。あと、地盤もまだ若干緩い部分もございますので、ある程度踏み固まったようなところで、全体の中で必要な場所については当然やっていくような形になっていくというふうに思ってます。それから、特に危険が感じられるところにつきましては、ガードレール等も設計の中に入っておりますので、来年度の工事の中でそういった構造物が生じてくるものが出てくるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） これかなりの道路の延長があるんですが、これ1,300メートルぐらいありますが、これ勾配は平均どのぐらいになりますか。道路勾配です。10%超えるようなところがあるのかないのか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 急なところは14%ぐらいのところがございます。14%。やっぱり地形によって緩やかなところと急なところがございますので、そういったような構造で急なところが距離的にありますので、今回御説明申し上げましたとおり、10トンドンプではなかなか運搬が難しいということで、キャタピラーの運搬車でやったというような形になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほど、同僚議員からの質問で、今後という部分なんですが、この仮設道路が仮設じゃなくなってきちんと残るっていうのは、これは確定しているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 方向性は残す予定で協議を進めております。確定ということになりますと、道路台帳とかそういう形にどういう形で登録するかということになると思いますが、方向性はこれを元に戻すというようなことは考えておりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第12号平成26年度津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第13号青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先日、増額の説明をお伺いしたときに、放課後児童クラブの定員の変更による合併浄化槽を大きいものにするということで、313万円増ってという説明があったと思うんですけども、これは、青原小学校の予算であれするってことは、一緒に使うっていうようなことっていうことですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） そのとおりでございまして、同一敷地内には合併浄化槽を一つしか設置ができないように規制がされておるようでございまして、小学校分と放課後児童クラブの部分と一緒にした合併浄化槽にいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 図面で言いますと左側ですけど、町道に接しております。赤線が出とって、既存の水路へ接続する形になっておりますけども、ここの町道は隣家から学校にかけて勾配が結構きついんです。ということは雨降ると校舎側にここへ水がたまる形になります。左手のその町道に隣接しているここの、そこにその排水路があるんです。それを学校の既存水路へ接続というのが、図面の半ばあたりとあと校舎の入ってからにあります。この暗渠につながることになるわけですね。それで、この町道自体が小学校側へ結構勾配があるんです。そうすると、ここの今赤線引いてるのが、フェンスかブロックか何かで境界をつくると思うんですけども、そこに水がたまる形になるんです。そこの処理とかは考えられてるのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、フェンスの部分を、今の、ちょうど赤線の終わったところのあたりまで、当初はフェンスをつくる予定にしておりました。ですが、ここはもう開放する形にいたします。で、若干その水路勾配がありますので、それを要は水路勾配をとれるような形で道路と路面を合わせる形にして、勾配をとっていくというような感じで聞いております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 隣の隣家から学校に全体的に小学校に向けて勾配になっているわけなんで、そこにまた水路、流れるちょっとしたものでは対応できないんじゃないかなという気がするんですね、結構距離があります。あそこのあつさりその平行にできるかどうかわかりませんが、検討でき得るなら、その勾配のきつさが解消できれば、ここは結構、共同墓地に歩いて上がる方が結構多い道なんです。じゃけえ、そこは考慮して工事関係者と協議していただきたいなと思います。これがまた町道ですんで、建設か何か教育委員会が何かわからんのですけれども、ちょっとそこんところは頭に置いといてほしいなと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議員がおっしゃられました町道のところでございますが、図面で言いますと、真ん中左側のところから奥のほうに行くところでございますが、大体もともと現地、勾配がなくて水がたまりやすいところも存じております。小学校の関係を含めてどうなるかというのが、今即座にお答えすることができませんので、また持ち帰りまして検討させていただいて、一応誰が対応するという形をとらせていただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御説明をいただいたわけでございますが、一番上の図面の（ ）おそらく変更になるということは思われますが、2番目の図面です。これは工程全体の配水とあれをされるんでしょうが、色分けがないけえ全くどこをどれいられるんか、わからんわけですが、2,000万の増額ということになりますと、相当な工事なろうと思っております。

1番目の図面でまずお尋ねをしたいのは、一番上のほう書いてあります駐車場の赤があります。こういうものは線を引いて車止めをやられるんじゃないから、たいしたその金額のあれとは思いません。ただし、今、同僚議員が言いました町道のほうです。あそここのところは、当初はコンクリート舗装になっとったはずなんですけど、これを今度の図面見ますと、アスファルト舗装へ変えてあります。その件と、放課後児童クラブが、これ、完成せんとその周辺の舗装ができないはずなんです。これの舗装はどこがどういうふうにするのか、この小学校のほうへ入っとるんか、放課後児童クラブのほうでやられるのか、そこらあたりはどういうふうなお考えをされておるんでしょうか。

それともう一点、この前、一般質問も言われましたが、屋外階段がコンクリート製から鉄骨製に変えるというふうな御答弁がありましたが、これは今回の変更の中に入っておるんでしょうか。これも大変金額が変わってくると思いますが、そういったことも入っておるのかおらないのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、アスファルト舗装に変えたという理由でございますけれども、町道と隣接をするということで、当初はフェンスを設置して仕切りをきちりやる予定にしておりましたけれども、町道自体があまり広くありません。車の転回等の便を考えますと、そここのところを開放して、ある程度道として安全な交通ができるように、そここの部分を、要は学校の敷地と道路とか一つの面になるような形で利用ができるようにということで、アスファルト舗装に変えております。

それから、放課後児童クラブとこの青原小学校との境のところの路面の工事でございますが、一応この点線で囲っておる敷地のところ、一点破線ですか、ここのエリアが放課後児童クラブの敷地という形になります。工事自体は一緒に一括の工事としてやって、

そこの面積で最終的に案分するような形になろうというふうに思っております。工事の段取りからすると、校舎を建てた後に今度放課後児童クラブのほうの建物を建て、最終的に路面舗装をするという形に順番としてはなると思います。

それから、階段のことですけれども、階段のほうもコンクリから鉄鋼のほうに変えたということで、変更の中へ入っております。

○議長（沖田 守君） 教育長、先ほど6番の丁君の質問にあったように明細は出されますな。変更の中身の明細。

○教育長（世良 清美君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第13号青原小学校校舎改築工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第14号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第14号津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 先般の説明のときにも質問をしたわけですが、学校そのものが授業がなされている時期に工事もせざるを得ない状況もあろうかと思えます。特に、体育館のほうから工事着工に進めるというふうに説明がございました。なかなか本校舎の工事の中心は夏休みにやられるということでございますが、代替の校舎はございませんので、そういった中で、十分児童の授業に関して支障のないようにひとつお願い申し上げたいということと、この工事に入るところの通路といいますか、工事車両が入る通路につきましても大変狭いものがございます。そういった中で、この工事着工につきましては、事前に工程表等の提示をいち早くされまして、

学校なり地区住民、特に公民館の前を通るというふうな格好にもなろうかと思imasuので、そういった周知をお願いしたいと思imasu。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 御指摘のように、道も狭いということもござimasuし、公民館がすぐ下にありまして、ここの使用も多いということでござimasuして、地域の方に十分に安全性について御周知できるようにしたいと思っております。

当然、子供たち、授業に支障がないように配慮しながら工事に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第14号津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第15号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第15号津和野町児童館設置管理条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第15号津和野町児童館設置管理条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第16号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第16号津和野町保育園設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 第7条の件なんですけども、前回の議会でもお時間をおとりいただいたような内容なんですけども、この条文を見ておりますと、保育の必要性の認定基準等を定める条例第4条の優先利用っていうのがまたここで出てくるわけなんですけども、前回、この優先利用について御説明いただいたんですけども、結局、この優先利用は、こういった形で優先をしていくのかっていうのがわかれば御説明をいただきたいと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 保育園、定数を設けるわけなんですけども、これにつきまして、今現在、津和野町におきましては、定数で制限を受けている方はおりませんけども、今後、園児等がふえてきたときに、定数オーバーする場合に、それではどういった内容で順位をつけて受け入れるか受け入れないかというような基準を設けるために、ある程度保護者の就労状況であるとか、家庭のおじいちゃん、おばあちゃん、それから、本人さんが障がい持っているとか、入院中であるとか、育休であるとか、産休である、そういったもろもろの条件等を加味しまして、これにつきましては町の中で要綱的なものを決めまして、それをもとに審査をして順位決めをして入園する、しないの判断をするということでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 4条のところに、指定管理者について書かれておりますが、12月に一般質問した際に、社会福祉法人の立ち上げ云々の話を伺ったときに、公設民営化という質問したときに、完全な民間が行うものだみたいな答弁を受けておりますが、ここに指定管理者に行わせることができるという条文を入れられた理由というか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） これまでありました津和野町の保育園の設置管理条例につきましては、この管理について、保育園は町長が管理するという文言だけでございましたが、指定管理というのを入れております。これにつきましては、いろんな保育園のほうでそういった指定管理でやっておられるところもあります、公設民営化

等で。そういった関係で入れておりますが、これまで法人立ち上げによる民営化につきましては、これは、それが開始するまでは、この条例の中で運営してまいりますので、基本的には今の状況が変わるわけではありませんので、公立ということで町長が管理するのは変わらないのですが、そのほかよその市町村の管理条例見ても、指定管理行わせることができるというような文言が入っておりますので、今回、つけさせていただいたわけで、特にこれが何か問題があるという問題ではありません。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第16号津和野町保育園設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第17号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第17号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 第3条なんですけども、この児童クラブの職員について規定がされておりますが、この指導員といういわゆる根拠、資格者、普通でしたら資格者がいなくてはならないですとか館長を置くとかっていうのがあると思うんですが、この職員というのは指導員ということで、いろんな意味がとられると思うんですけども、この指導員というのはどういった人を指すのかをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 現在も、元保育士であるとかそういった方を採用して働いていただいております。そのほか、指導員ということで、特に保育士の資格がなくても、いろいろと県の研修等に参加していただいて、ある程度指導員的な資格的なものをとっていただいております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第17号津和野町放課後児童クラブ設置及び管理運営に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第18号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第18号津和野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 第2条の1のところなんですけれども、法第115条の第1項とありますけれども、これ多分、法第115条の46第1項だと思います。それと、第3条の3行目、法第24条第2項とあるんですが、これ第1項だと思うんですけれども。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 大変申しわけありません。今の議員御指摘の項目につきましては、今、ここで即答できませんので、どうしましょう。

○議長（沖田 守君） これ、健康福祉課長、早急に確認をとって、本日回答できるか。——できるね。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 本日でいいんですか。

○議長（沖田 守君） そうせんとあれよ、採決がとれんよ。（発言する者あり）暫時休憩いたします。

午前9時37分休憩

.....
午前9時58分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 大変申しわけありません。

先ほどのご質問でございます。2条のほうの1項1号ですが、法第115条の後に46が抜けておりました。大変申しわけありません。

それから3条の3行目ですか、法第24条第2項につきましては調べた結果、他市町村もこれでやっておりますし、これで間違いはないと思っております。

○議長（沖田 守君） 今の法第115条の46なに、46を115条の間に入れるんだね。あすこの後に。（発言する者あり）115条の46第1項ということで訂正であります。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第18号津和野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第19号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第19号津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第19号津和野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第20号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第20号津和野町地域食材供給施設内の機器設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 第4条なんですけれども、第4条1号の農林業の特産品とあるんですが、農林業っていうのでちょっとしっくりこないんですけれども、特産品でいいんじゃないかなというのと、それと管理運営についての第5条なんですけど、これは施設についてはシルクウェイにちはらになるんじゃないかなと思うんですけれども、これは指定管理の指定はしないということにはならないんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農林業ということで特産品をまとめましたが、漁業も入りますし、全般的な特産品ということを表現したかったんですが、こういう表現になっておりますがいかがかなと思います。

それから、指定管理につきましては施設全体のものは株式会社石西社のほうで管理しております。で、ここの施設の中の機械についての管理をこの条例でうたっております。それについては指定管理ではなくて、そこに入りますジェイエイ日原山菜加工場のほうに機械を使うことを委託して管理していただくと。そういう内容の条例にしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 別表1の使用料は別に定めるとありますが、わかっていれば知りたいと思っております。

それから、別表2ですが、これ町内、町外からいろいろ持ち込まれると思うんですが、町内の方でもちょっと高いというような意見も聞きます。で、町内、町外の価格差といいますか、今後安くされるような、町内の者に、考えがあるかどうかお願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まず別表第1のほうですが、その他の機器につきましては別に定めるとしております。今、いろんな方々が、利用しそうな方々に相談申し上げますと個々に金額をつけるのではなくて、その施設を使うので半日だったら幾ら

とか、一日だったら幾らとか、そういう表現にしてもらったほうがいいという相談も受けておりまして、これは実際に機械がつかないとわからないものでありますので、その辺は今後検討して要綱のほうで示させていただこうと思っております。

それから、別表第2のキロ当たりの単価ですが、これは例えば隠岐の海士町で聞きますと300円は安いんじゃないですかという話も聞いております。それから、県立大学に昔パティシエの方が先生をやっておられるんですが、その方と相談しても、その方もケーキとかそういうものをC A Sで冷凍してた時期があったけど、300円は安いんじゃないですかという御意見があります。そういった実際に使ってる方々にとりましてはキロ当たりの単価300円というのはそんなに高くない数字だと聞いておりまして、この単価をつけております。

それから、町内、町外の者に対する料金の差をつけるかということですが、ただ、アユにつきましてはどこで育ったアユかわからんし、どこで誰がとるアユかわからん中で差別をつけるというのもなかなか難しいということがありまして、あくまでも持ち込みで持ち込まれたものに対するC A S処理の価格は統一して行いたいというものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） すいません、先ほどの説明からいけばこの管理運営のところの第5条は、施設内の機器の管理運営については、っていうふうにならんといけないんじゃないかなと思うのと、あと、ここで町長がこれを行うとあって、第7条の2項のところで管理受託者が、というふうに出てきてるんですけども、その受託される方に委託することについてのこととかがないんですけれども、それはいいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ほかの条文でもそうありますが、町が直接管理して、そのものを委託して特定の方に管理していただくというもので、指定管理というのは公募をしたりいろんな形で行いますので町長が管理するのではなくて指定管理者に管理を委ねるというものでありますが、直接やるものに対しては町長が管理する、町長が管理するんだけど特定のところに委託するということで、そのときには委託する組織について条文の中で明言は大体してないような形になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第20号津和野町地域食材供給施設内の機器設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第21号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第21号津和野町地域食材供給施設基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第21号津和野町地域食材供給施設基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第22号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第22号津和野今昔館の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 第4条の、館長はどういった方を置かれるのか。

第6条の設備の使用許可の中で、設備等を貸し出すっていうのはどういった設備を、施設を貸すっていうのはわかるんですが、設備を貸すっていうのと、それと入館料なんですけども、これ譲渡を受ける前よりも安くなってると思うんですが、このことについてお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、4条の館長でございますが、今は教育次長を4月から兼務ということで館長にしたいというふうに考えております。

それから、設備等でございますが、言われるように、そんな目立った設備はございませんけれども机とかそういった什器であるとか、そういった物のことを指します。

それと、入館料が前の分は300円、一般の方は想定しておりましたけれども、ほかの資料館とレベル的にそう変わらないであろうということで今、他の資料館の金額に合わせる形で250円にいたしました。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第22号津和野今昔館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第23号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第23号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第23号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第24号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第24号津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第24号津和野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第25号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第25号津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 25 号津和野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
-

日程第 19. 議案第 26 号

- 議長（沖田 守君） 日程第 19、議案第 26 号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2 番、川田君。

- 議員（2 番 川田 剛君） 別表の介護支援専門員が追加されるってということなんですけども、これまではどういった対応をされていたのかをお尋ねします。

- 議長（沖田 守君） 医療対策課長。

- 医療対策課長（下森 定君） 介護支援専門員はこれまでは町の正規職員並びに嘱託職員を考えておりました。実施しておりました。

- 議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 26 号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
-

日程第 20. 議案第 27 号

- 議長（沖田 守君） 日程第 20、議案第 27 号津和野町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第２７号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第２７号津和野町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第２１．議案第２８号

○議長（沖田 守君） 日程第２１、議案第２８号津和野町行政手続条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第２８号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第２８号津和野町行政手続条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第２２．議案第２９号

○議長（沖田 守君） 日程第２２、議案第２９号津和野町防災会議条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 29 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 29 号津和野町防災会議条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 30 号

○議長（沖田 守君） 日程第 23、議案第 30 号津和野町災害対策本部条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 30 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 30 号津和野町災害対策本部条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 31 号

○議長（沖田 守君） 日程第 24、議案第 31 号津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。10 番、京村君。

○議員（10 番 京村まゆみ君） 日原のシルクウェイのほうのグラウンドゴルフ場については大人が年会費 5,000 円、高校生 2,500 円とかになってますが、こちらについてはそれを全く設けなかったという理由をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 津和野地域のグラウンドゴルフ場につきましては、平成23年に津和野の自治会連合会のほうから要望をいただきまして、なごみの里のほうにグラウンドゴルフ場の建設の検討をお願いするということで、それ以降、こういった形の中で検討をまいりました。

日原のグラウンドゴルフ場につきましては公認コースということで、敷地面積も9,600平方メートルの敷地を有し、天然芝2コースとそれから土のコース、クレイコースの1コースを備えて、そういった形の中で公認コースとして昨年から活用しているということでございます。

今回、グラウンドゴルフ場をなごみのところにつくるに当たりましては、面積的にも3,056.3平方メートルということで基本的にはこれ公認コースになりません。そういった形で津和野地域の方々に幅広く利用していただくということで、津和野地域の自治会連合会の皆さんとも協議した上で、この使用料については無料としたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この管理っていいですか、芝の管理ですとか、そういった部分で費用がかかってくると思うんですけども、例えば、このグラウンドゴルフ場を使う際は必ずこのグラウンドゴルフ用のクラブ、ボールを使ってくれとかそういったことではなくて、自分で持ち込んだクラブ、ボールであれば無料で使えると。ただ、管理はしなければいけない、そういった状況で行っていくということですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、津和野地域のところでなごみの里にグラウンドゴルフ場を整備しました。6月からのオープンを予定しております。今回、指定管理料のほうはもともとが緑地広場ということで実際に草刈り等も行っていたわけですが、それに追加して肥料等の部分、そういったところで管理の面で70万9,000円程度の指定管理料の増額を予定をさせていただいております。

今回、債務負担行為の部分でもなごみの指定管理料については増額ということで予算要求をさせていただいておりますが、基本的にはこのグラウンドゴルフ場で使用するクラブ、ボール、こういった部分をお持ちでない方については先般御説明させていただきましたように100円で、1日単位100円でクラブとボールをお貸しするというところで、自分で持ち込まれた場合は、それは無料で行っていただくということで、幾らかのそういった入る際の手続等については、指定管理者である株式会社津和野と協議をさせていただいて、そういった手続についてはこれからまた協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） これが県道に近いところで、車道もあり歩道もあるんですが、これに、もしかして球が飛び出るというような第三者災害、被害を与えるよ

うなおそれがあるかもしれませんが、それからやはり、なごみに入られる車もありますんでそういったとこの県道側のフェンスや何かは今は植栽で何とかカバーできるとんじゃないかと思いますが、用心のためでもフェンスや何かを設置される計画があるのか、様子見てこれからということでありましようか。その点どうでありますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、県道側に面しておりますので、そういった安全対策というところについては今後6月1日がオープンということで考えておりますので、それまでのところで、今のところフェンス等の形でそこところを整備する予定は今のわけですが、そういったところも含めて安全対策については図っていくよう検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第31号津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第32号

○議長（沖田 守君） 日程第25、議案第32号津和野町介護保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほど、議会の始まる前に変更の説明をいただいたんですが、それはこの議会初日にいただく資料に金額の変更が間に合わなかったのด้วย変更されるという意味だったのでしょうか。もともと変更する予定があったということでしょうか、というのが一つと、現在、第5段階の方が保険料が7万800円なんです、それが8万1,700円に上がると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 先ほども御説明しましたが、先ほど訂正しました金額等につきましては定例会が始まる前から確認はしておったわけですが、予算上、新年度予算には反映させていただいて、計上はしておったわけですが、0.05%の低所得者への前倒しの軽減措置についてを反映していなかったということで、条例に町のほうの提出のミスがあったということでございます。

それから、第5段階の保険料でございますが、議員御指摘のようにこれまで5段階につきましては年額で7万800円ほど保険料ということでございましたが、制度改正によりまして今度は9段階あるうちの6段階ということになりまして、金額は8万1,700円ということで改正になります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今、福祉のためにと消費税が8%に上がっています。食品でも値上げが相次いで物価も上がっています。そんな中での介護保険料の見直しで上がってしまうということにととても懸念を持ちますが、先ほど訂正いただき低所得者の考慮についてはとてもよいことだと思います。介護保険料は全国平均では第1期の2000年から2002年までは2,911円で始まりましたが、第5期では4,972円とどんどん上がっています。きのう、中国新聞では介護保険料1万円の時代と一面トップに大きく見出しが載りました。2025年度の中国地方では65歳以上が払う介護保険料の推計が月額1万円前後になるというものです。保険料が上がるのは高齢化によるものだから仕方ないと片づけていては保険料を払えない人がふえてきます。介護保険の破綻にもつながります。

以上の立場から本議案には賛成できません。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第 3 2 号津和野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6. 議案第 3 3 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2 6、議案第 3 3 号津和野町指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 3 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 3 3 号津和野町指定密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 7. 議案第 3 4 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2 7、議案第 3 4 号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 4 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 3 4 号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8 . 議案第 3 5 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2 8、議案第 3 5 号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 5 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 3 5 号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 9 . 議案第 3 6 号

○議長（沖田 守君） 日程第 2 9、議案第 3 6 号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第36号津和野町新規農林業就業者に係る支援事業に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第37号

○議長（沖田 守君） 日程第30、議案第37号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第37号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第38号

○議長（沖田 守君） 日程第31、議案第38号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 1件ほどお尋ねしますが、これは国の指定名勝「旧堀氏庭園」の管理条例が改正されたわけでございますが、今回、基本使用料が設定されたわけですが、今まで母屋については管理団体が町でありましたね。それで楽山荘が今回この入ってきておるわけですが、楽山荘については所有者は個人のもので今までありましたね。これが今回管理条例を改正されるということは、もとの所有者は財産の権利を放棄されて津和野町へ権限を皆移譲されたんか、その点はどうなんであるのでしょうか。そうしますと、母屋も楽山荘も和楽園も全部管理団体は町ということにな

るわけでしょうか。無償提供でいただいたということになるのかというふうに思うんですが、有償か無償かわかりませんが、そして、このようなことは国はどのような指導をしてきておるのか、全く国の指定でありますんで、その点はどのようになっているのでしょうか。お聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 管理団体については従来から町がやっております。町の所有物件とそうでない方が、そのほかの方が持っている所有物件がございます、その部分については町に管理を全て委託する形で契約を結んでおりますので、それをもって町がその名勝全体の指定管理というか管理を受けておるという形です。今までも楽山荘であり和楽園でありは、町が管理をしておりますので従来とスタイルは変わっておりません。所有権についても移転はしておりませんので、町が全てを管理するという契約に基づいて執行をしております。

それから、国の指導でございますが、国としては国の指定史跡・名勝等については買い上げを進めております。ですので、前、今は畑迫病院のところにつきましてはその国の交付金を用いまして買い上げをしておりますけれども、できるだけそういったものを国としても大事に保存していくという方向の中で公立の補助金をいただいて、交付金をいただいてですね、買い上げを進める形にしております。

で、今こういう形で国の史跡について町が全体の管理をするに当たっては、国から庭園の管理の部分については補助金をいただいております。これは町の直営部分でないところ、そこについての管理委託料の補助をいただいておりますというような形の経営をしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） あのちょっと、よく聞き取れなかったんですが、楽山荘はそうしますと無償譲渡でも何でもない、個人の所有そのままちょうことになるわけですね。そうしましたら、その管理を町との覚書か何かで入っということになるのでしょうか。そのような理解していいんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 町と所有者とで契約を結びまして、管理を町がすることになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第３８号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第３８号国指定名勝旧堀氏庭園、の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第３２．議案第３９号

○議長（沖田 守君） 日程第３２、議案第３９号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第３９号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第３９号公の施設の指定管理者の指定について（寺田納骨堂）は、原案のとおり可決されました。

日程第３３．議案第４０号

○議長（沖田 守君） 日程第３３、議案第４０号公の施設の指定管理者の指定について（下佐鎧地区広場緑地等利用施設について）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第４０号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４０号公の施設の指定管理者の指定について（下佐鍔地区広場緑地等利用施設について）は、原案のとおり可決されました。

日程第３４．議案第４１号

○議長（沖田 守君） 日程第３４、議案第４１号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋について）。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第４１号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４１号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町水辺施設オシドリ観察小屋について）は、原案のとおり可決されました。

日程第３５．議案第４２号

○議長（沖田 守君） 日程第３５、議案第４２号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設について）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第４２号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４２号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町野中高齢者作業施設について）は、原案のとおり可決されました。

日程第３６．議案第４３号

○議長（沖田 守君） 日程第３６、議案第４３号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅について）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第４３号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４３号公の施設の指定管理者の指定について（つわの暮らし推進住宅について）は、原案のとおり可決されました。

日程第３７．議案第４４号

○議長（沖田 守君） 日程第３７、議案第４４号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。１１番、板垣君。

○議員（１１番 板垣 敬司君） 交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進という項目区分の中で、平成２６年度及び２７年度において年間利用者が１２万人を下回った場合ということで、赤字部分を補填するものでございますが、２６年度は１２万人で、既に何人か下回ったということを聞いておりますが、その数字がわかればお聞かせいただきたいということと、２７年度はさらに２６年度よりも乗降人が１２万７、０００人というような設定をしておられますけども、２６年度で１２万人を下回ってさらにその２７年度はそれよりも目標を高く上げてるという部分について、何か戦略的なものがあればお聞かせをいただきたいと思います。今回２６年度において

は折半ということで、聞いたところでは1人当たり8,000円ぐらいだったというふうに聞いたことがあります、そのへんの単価はわかりますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず最初に平成26年度の利用客数ということで、基本的には今東京便2便ということで、今年度12万席ということで目標設定をさせていただきまして、26年度の場合が現在10万6,500席ということになっております。搭乗率にいたしますと、今回が10万6,500席ということで50.9%でございます。これによって、損益分岐点が12万人ということで、今回目標12万人としていたわけですが、3億円の赤字が出るというところで、地元負担額1億5,000万のうちの510万円が津和野町負担ということになっております。

27年度におきまして12万7,000席ということで目標設定をしております。現在、萩石見空港の利用拡大促進協議会につきましては、来週の26日の日が幹事会並びに総会ということになっております。新しい施策の中で12万7,000席ということで、今年度より7,000席増やすというところではございますが、現状的にはインバウンド対策あるいはアウトバウンドということで、それぞれその数字に見合うところで地元旅行商品の造成等については図っていく予定にしておりますが、津和野町といたしましては、今回当初予算で要求させていただいておりますが、3名以上で萩石見空港を使って東京へ行かれたグループにつきましては、1人当たり4,000円のこだま商品券ということで、町内で使える商品券をお渡ししようということにしております。

この商品券等の考え方につきましては、浜田市であるとか、そういった関係する自治体のほうもですね、こういった助成制度というのを設けながら来年度は12万7,000席ということで目標にして利用拡大を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

一番最後にご質問があった単価につきましては、現在資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えすることができません。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） この12万、結果的にその補填をする根拠としては、各市町村ごとに割り当ての利用者数というものがあるということで、理解してもよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 負担割合について御紹介いたしますと、人口割りとか津和野町でいけば、観光客の数とかそういったところで負担割合をそれぞれ定めております。益田市が81.1%、浜田市が6.6%、それから津和野町が3.4%、吉賀町が1.1%、萩市が7.4%、阿武町が0.4%ということで、こういった負担割合の中で実質負担額というのを算定していただいているということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第44号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第38. 議案第45号

○議長（沖田 守君） 日程第38、議案第45号町道滝元直地線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第45号町道滝元直地線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

ここで11時10まで休憩いたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第39. 議案第46号

○議長（沖田 守君） 日程第39、議案第46号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第9号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） るる、質問していきます。

まず、5ページ第2表の繰越明許費であります、7番商工費のまちなか再生総合事業2号物件が27年6月末に繰越明許になっているということなんですけれども、まず第1点目に、この第1号物件についてなんですが、これがどれぐらい稼働しているかというのがわかりましたら、2号物件をつくる前に1号がどうなっているのかという状況が、必要ではないかと思しますので、お尋ねいたします。

それと、10番の教育費、青原小学校校舎改築事業、以前5月末が完成予定と聞いていたんですが、この説明では7月末ということですが、これは工期が変わったのかどうかをお尋ねします。

それからページが変わりまして、12、13ページ、商工使用料、3観光リフト使用料160万円増額しております。急激に上がっているなと思うんですけども、この要因というのがわかりましたらお願いいたします。

それと、32、33ページ、財産管理費、公有財産購入費、用地購入2,680万円、説明がありましたけれども、この用地を購入してどのように利活用していくのか、建物は解体するのか、それとも残していくのかなど、そういった今後の利活用についてお尋ねをいたします。

次に、36ページ、37ページ、総務費の住民共同推進事業費の公有財産購入費、用地購入費の本部の津和野くらし推進住宅が次年度にということなんですけれども、僕が聞きましたところ、この用地購入自体ができないんじゃないかというふうな話を聞いております。そうすると、建物自体もどうなるのかなというのがありますので、用地購入について、できるのかというのを確認させてください。

それと、次ページの38、39ページの、21のまち・ひと・しごと創生費であります、この事業が次のページにも渡ってあるわけなんですけれども、このたび、当初予算につきましては、予算審査特別委員会で審議することになりますが、これについては26年度予算ということですので、このまち・ひと・しごと創生費につきまして、詳細の説明を各担当課に求めたいと思います。

それと、70ページ、71ページ、農業担い手支援センター費の新規就農総合支援事業費補助金が300万円上がっておりますが、このことについて詳細をお願いいたします。

それと、74、75ページの町行造林事業費、これも御説明ありましたが、減額で1,264万4,000円が上がっているわけなんです、確定というふうに僕はメモ書きをしているんですけども、これについて再度、御説明をいただけたらと思います。それと、96、97ページの災害対策費、防災士資格取得支援助成金が24万4,000円の減額となっておりますが、防災士の資格についてこれはどのようなになったのか、お尋ねいたします。とりあえず以上で。

○議長（沖田 守君） はい、参事。

○参事（大庭 郁夫君） 御質問いただきました、まず、繰越明許費の関係でございます。5 ページの関係でございますけれども、まちなか再生事業の関係でございます。

今回、2 号物件についての繰り越しをしたわけでございますけれども、御質問については、1 号物件の利用状況ということでございましたけれども、ちょっと数字的なものは、はっきりは把握しておりませんけれども、委託を観光協会にしております。プレのような形で、数件あったのは伺っておりますけれども、それと3 月に入って正式にやっておりますけど、3 件ぐらいのところで確認はしております。それ以降の申し込みがどの程度あったかというのは、ちょっと今、数字的には持っておりませんけれども、状況とすればそういった状況のように聞いております。

それから、リフトの関係の使用料の増でございますけれども、この要因というのは、昨年度はああやってリフトのほうも被害を受けました。それから観光客も増減が激しかったというようなことで、昨年はやはりその影響もあって数字的にかなり低い数字に下がりました。500 万程度というようなことで、予算もですからそういった実績見合的なもので当初組んだわけなんですけれども、今回天候等の影響もございまして、その被災前の数字よりも大きく増えてきたということで、3 月からまた、12 月から2 月までは土日祝祭日等の運行ですけれども、まあ、その間の状況。それから3 月に入りました、それからの状況等を見ますと、今回補正をした金額に見合う数字に現在の時点ではほぼ達しております。そういった状況ですので、要因とすればいろんなブーム的なこともあろうかと思っておりますけれども、災害からの観光客もある程度増えてきた中で、そういった城山等への関心も出てきたのではないかなというふうに分析はしております。このまま推移してくれることを祈るわけですが、天候によって大きく左右されるものではないかなと、思っております。

それから、まち・ひと・しごと創生費というのがございます。これ中の各課ごとでございますけれども、一つには39 ページの総合戦略策定業務委託料というのがございますけれども。これは津和野暮らし推進課が相対的なものは組みましたけれども、その中に、商工関連で、日原中心市街地の、にぎわい創出の拠点づくりの計画というものを、計画策定というものを、この中に上げさせてもらっております。金額的には450 万程度、数字的には、今上げているところでございます。

これにつきましては、まちなか再生の事業も活用しながらということで、そういった施設を中心的な拠点としてその周辺エリアを整備をしようということで、考えておまして、日原提言部会というものも組織もさせていただきました。そういった中で、いろんな御意見をいただきながら、その周辺、河川沿いそれから、河川も含めてその施設周辺も、駐車場等も考慮しながら、いろんな計画をということで、今、案として出ております。

その拠点となる施設の所有者との交渉も進んでおるわけでございますけれども、そういったことを含めて、いろんな御意見をいただきながら、この計画づくりを進めていきたいということで、今回この事業で要望をしているところでございます。

それから41ページの中で、商工の関連で言いますと、津和野栗のブランド化ということで、農商工連携の事業委託料ということで組んでおります。これについては、津和野栗というのは、結構いろんなところに、ネット上でも津和野栗というのはヒットするわけでございますけれども、実際の生産量というのは、現在が13トン程度ということで、従来100トン以上超えたような状況でございましたけれども、そういったものをもう少し、生かして復活をさせようということで、生産から加工までをこの町内で何とか完成できるようなことにしようということで、5カ年位の計画の中でやっていこうという話が進められておりまして、そういったものを今、組織化をしようということで、行政なりJAそれから栗の生産部会さん、それから商工会、観光協会、そういったもので、準備会のようなことといたしますか、津和野町の栗再生プロジェクト推進協議会というようなものを立ち上げて、協議もしかけております。

そういった中で、今後この協議会の中で、栗への調査、そして復活のための、更新のためのいろんな実験補助をやったり、それから加工技術を確立していこうとか、市場の調査とか、それから栗関連のイベントとかそういったものを、それから流通体制ですね、そういったものを今後、計画をしていこうということで、この農商工連携事業委託料ということで、栗のブランド化を進めてまいりたいということで、委託料として組んだものでございます。

それからもう1点は、プレミアム商品券の補助金ということで、これは従来プレミアム関係はやっておりますけれども、今年もこのプレミア率については20%従来のものでございますけれども、まあ、今回こういった予算がつけましたので、この事業を活用いたしまして、今年については販売期間を少し早めにとということで、一応今のところでは5月1日から8月21日ということで販売をしまして、利用期間とすれば5月1日から8月末というような間でこの事業を実施したいということにしております。1人当たり6セットということで、3万円程度、従来4セット2万円でございましたけれども。そういった中で、この新しい、新しいと言いますか、うちとすれば従来からの商品券のやり方でございますけれども。そういったものを少し規模を拡大して実施したいということでございます。そういう計画にしているところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 5ページの青原小学校の校舎の繰越明許についてでございますが、校舎の工事については、予定どおり5月末を見込んでおります。

今回、変更で契約追加をいたしました校庭の排水対策、そしてその周りのフェンスの工事、これを工事が追加になりましたので、その部分を含めて7月末ということで7月末を想定をさせていただいておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、32、33ページの財産管理費の公有財産購入費でございます。元日原工業の跡地600万円と元大庭板金の土地・建物80万円の、合わせて680万円でございますが、近々での利活用の面でございます。本庁舎の駐車場のほうが、従来から実際5台程度しか、まあ、来場者の方停められないという状況がございまして、当面につきましては、日原工業の跡地につきましては、来庁舎の方の駐車場という恰好で使いたいというふうに考えております。

中期長期的な利活用につきましては、実際補正予算に議決いただきまして、用地の確保がなった段階で、庁内でまた検討いたしまして、今後の利活用につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

建物の取り壊し等につきましても、部屋もまだ実際に見ていない状況ですので、それを含めまして判断してまいりたいというふうに考えております。

それから97ページでございます。防災士の資格取得支援助成金でございます。これにつきましても、今年度のところでほぼ確定見込みが出ましたので、今回24万4,000円という恰好で落とさせていただきました。

実績といたしましては、こちらのほうの収支等も、足りなかったかなという反省もございますが、2名申請がございまして、1名の方につきましては申請を出されるところで辞退というかっこうになりまして実質は1名の方にこの助成金のほうをお話ししたというかっこうになっております。

この制度のにつきましては、今年度からはじめまして、のところでございますが。まあ、当初、郵便局の職員の方等にも、ぜひともこういう制度つくりましたのでどうでしょうかということで、御案内等もさせていただきました。また、局のほうの職員の方につきましても、今年度ちょっとやれませんが、来年度以降また制度があればぜひともというお話も聞いておりますので、また来年度に向けて周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず最初に、37ページの用地購入費というところでございます。議員御質問のようにこれについては、今回のつわの暮らし推進住宅平成27年度中に建設を予定している木部地域の建設予定地ということでございまして、今、農用地区域の除外については終了したということでございます。現在、農地転移を行って農地の売買を今から手続きするというところで、これにつきましては

予定どおり購入させていただいて、このところにつわの暮らし推進住宅、現状今3戸予定しておりますが、建設をさせていただきたいということで考えております。

それから、39ページのまち・ひと・しごと創生費ということでございます。国のまち・ひと・しごと創生法のほうも成立をいたしまして、現在人口減少に対するいろんな施策について、総合戦略に続けるということで、今検討段階に入っているところでございます。

まず、委員報酬等につきましては、これについては現在協議会を設置したいということにしております。

まず、庁内体制でいいますと、まち・ひと・しごと創生本部というのを津和野町役場の中に設置をいたしました。本部長は町長ということで、各庁議メンバーが出席していただき、このまち・ひと・しごとというところで総合的に戦略を練るということになります。

その下部組織として、課長補佐あるいは係長クラスで構成するプロジェクトチームというのを設置をしております。これが今年の1月に設置をしたところでございまして、4月から本格的にこういった総合戦略策定に向けた取り組みを進めていくということになりますが、今回この委員報酬にあがっている部分は、この内容について御審議していただく方、一応今12名を予定しておりますが、12名の5回程度、会を行いながら、このまち・ひと・しごとの津和野町の総合戦略というのを策定をさせていただきたいというふうに考えております。

まち・ひと・しごとの総合戦略につきましては、県が大体秋ごろ策定ということで、今お聞きをしておるところです。

現状、繰り越しのところでは御説明をしておりますように、28年3末を目標ということでございますが、なるべく早くこういった策定作業、県の動向も見ながら津和野町としても取り組みたいということで、この策定経過については随時、議会の皆様にも御報告させていただきたいというふうに考えております。

委員につきましては、一応国から、産、官、学、あと金融機関、あるいは労働者そういったところの代表者に入っていただきたいというところで、通達も受けておりますので、そういった国の指導も踏まえながら、委員についてはこれから人選をしていくということで考えております。

次の講師謝金につきましては、町内の職員向けの研修ということで、講師を呼んで、このまち・ひと・しごとに関する研修を行いたいというところで、謝金10万円を計上しております。

それから、普通旅費の65万1,000円につきましては、制度説明会等松江で回数結構ございます。そのほかワーキング会議、それから西部の地域での各市町村との担当者との意見交換、そういった部分等含めまして、かかる旅費65万1,000円を計上しているところでございます。

需用費の印刷製本費につきましては、この総合戦略の、案が策定をした段階で、印刷製本費として4,000冊を印刷いたしまして、町民の皆様にも配布をしていきたいというところで、86万4,000円を計上しているところです。

委託料につきましては、先ほど参事のほうからも御説明がありましたが、総合戦略策定業務委託料ということで、分析等の委託料、これは人口動態の分析等の委託料と、あとこれを策定したときにダイジェスト版等わかりやすい形で町民の皆様にも見ていただきたいというところで、そういった策定にかかる委託料を324万円、それから先ほど説明がありました商工関係が450万円の、合計774万円を計上しているということでございます。

それから、負担金補助及び交付金についてです。これは、つわの暮らし推進課ということでございまして、まず、子育て支援タクシー利用助成金でございます。町長の施政方針でも、町長のほう御説明いたしましたが、これについては試行的に、今年の6月ぐらいから来年3月までで予定しております。津和野町で安心して子どもを産み育てるための支援の一環として、妊産婦が通院などにタクシーを利用した場合、運賃の一部を助成するというものでございます。対象者につきましては、妊産婦さん、母子手帳をもらってから子供さんが1歳に達するまでというところで考えておりますが、妊産婦さん御本人あるいは生まれたお子さん1歳まででございますが、そういった通院にかかる部分、医療機関は町内外を問わずということで、片道利用でもできるものということで、利用者につきましては運賃総額の10分の1をお支払いしていただいて、残り10分の9を町が補助するという形で行いたいというふうに考えております。利用できるタクシー事業者につきましては、タクシーの利用率向上と、今回4月から上下分離方式等も行いながらタクシー事業を行います。まあ、そういった利用率の向上ということで、町内のタクシー事業者ということ、一応今基本にしております。

ただ、ちょっと課題もありまして、益田市の日赤に行った場合、帰りどうするかというようなところもございまして、これにつきましては、6月1日までのところでこの部分等を解決をさせていただきまして、制度実施までのところで、また議員の皆様方には、全員協議会等で制度の内容について詳細を詳しく御説明させていただいたらというふうに思っております。

今現在、妊婦さんが大体21人、それから0歳児の方41名ということで聞いております。こういったところで、予算総額につきましては100万円を予定しているということで、試行的な取り組みではございますが、そういったことでこれを利用させていただいて、定住化につなげたいというところで考えた政策の一つでございます。

もう一つ、地域医療視察ツアーの事業補助金ということで、120万8,000円を計上させていただいております。これ、地域医療に興味のある首都圏の病院に勤務している看護師さんに津和野町の医療機関を視察していただいて、あわせて参加者と津和野

の若者との出会いの場を、つくって移住あるいは就労を促進したいということで、実際20代後半から30代前半の看護師さんということで、今企画をしているところです。

実施日は秋ということで、1泊2日で萩・石見空港を利用して来ていただくというようなところで考えております。

経費につきましては、参加者につきましては1人1万円を参加料としていただきまして、そのほかについてはこの事業補助金のところで埋め合わせさせていただきたいということで、全体枠といたしまして、15名程度、今回ツアーとして募集をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 40ページ、41ページのまち・ひと・しごと創生費の中の健康福祉課分でございます。

これにつきましては、子育てや教育等への金銭的負担が大きい多子世帯への支援事業で、18歳以下の子が3人以上いる世帯に対して商品券を1万円分ほど無料配布するものでございます。

26年度、国の臨時給付金であるとか、子育て臨時特例給付金等も対応してきておりましたが、これまで議会の一般質問等でも多子世帯への助成をということでありました、そういった形の中で取り組みを行います。そこに上げておる品目でございますが、消耗品それから通信運搬費につきましては、対象世帯に対して申請書を送付したりそういった要件に伴うものでございまして、印刷製本につきましては、基本的に商工観光課が取り組まれますプレミアム商品券に合わせてということでありますので、これにある程度分別ができるようにということで、独自に商品券のほうを印刷ということで、印刷製本費に。

それから、世帯数的には5月1日付ぐらいの基準になるんじゃないかと思っておりますが、約90世帯から弱はあるんじゃないかと考えておりますが、これに対して処理を行うということで、商工会のほうに商工観光課がやられる内容と同じものをお願いするということで、商店等との換金等にかかわる事務的なものが関係してきますので、そういった形で補助ということであげさせていただいております。

以上です。

○議長（沖田 守君） はい、農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは引き続き、まち・ひと・しごとの農林課の分について説明申しあげます。

最初の報償費及び旅費でございますが、これは自伐型林業推進事業ということで、チェーンソーワークや壊れない作業道づくり、それから自伐型林業の林業経営研修等々につきまして、専門的な知識を持った方に来ていただいてそういう講習会を行うというこ

とで、講師謝金として180万、それから講師旅費として70万計上しているものであります。

それから負担金補助交付金の新規農林業就業者支援事業費補助金であります、新規就農者4名に対する月10万円の助成でありまして、1名は夫婦で新規就労しておりますので、12万円というものもあるんですが、7カ月から12カ月の助成金をトータルして404万円の助成を行うというものであります。

それから農業施設機械等導入及び整備補助金ということで、今回は米価下落に伴うWCS栽培面積が拡大したことで、WCSをつくるための機械導入が必要になってきた、ということで、これは事業主体わくわくつわの協同組合ですが、そこに対する補助金として3分の1の600万を計上したものであります。

それから簡易作業路も開設事業であります、これは、今年度までは、メーター当たり600円であった補助を1,000円に拡大して、3,500メートル計画するものであります。350万の補助の計上。

それから簡易作業路の改良につきましては、10万円の1カ所ということで10万円を計上させていただいております。

それから地域残材搬出に伴う自伐林家等支援事業補助金であります、これは、「山の宝でもう一杯」プロジェクトにかかるこだま商品券の扱いになりまして、これを600にちょっと届きませんが、170万を計上しております。

それから津和野ブランド農産物推進事業補助金、これは平成26年度からやっておりますが、6次産業化に伴う調査やいろんな研究等々に必要な経費を補助するというもので、187万円を計上しております。

次に、70ページ、71ページの新規就農総合支援事業費補助金でございます。これは新規就農者3名分の補助金であります。新規就農する場合、最大で1人300万円の支援をするものであります、今年度、当初及び補正で組んだもの以外で今回補正が組める方々3名分、1名が150万残り2名が75万を助成するというものでございまして、トータル300万の予算を計上しております。

それから、74ページ、75ページ町行造林補助事業でございます。これが下刈り等委託料が1,264万4,000円を減額ということでございまして、事業費自体は、トータル的な事業で、991万5,000円ということになっておりまして、約4割の事業費しか県から割り当てが来なかったということでございます。

で、今、県は、森林経営計画を面積が多いところに補助金を厚く助成するというふうな割り当てを計画しておりまして、この高津川流域に割り当てる率が4割というふうなことで決められてしまっております。

で、当初予算で2,300万計上しておったんですが、減らされるということはあったんですが、それが復活する可能性も期待しとったわけですが、結局のところは、4割の補助で確定してしまったということで、大きな減額になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 39ページ、先ほど同僚議員から質問がありましたところ、再度確認をいたしたいと思いますが、委託料の総合戦略策定業務委託料ですね、これ774万の先ほど内訳を説明をいただきましたが、450万円が商工関係、それから324万ですか、これが人口動態に関する云々と、これはだから一つのアイテムじゃなくて、この中に二つ、あれですね、一括して総合戦略策定業務となっているんですけど、これは、地方創生に関する例のあの総合戦略、要するに政府に出すための調べる委託料と。それから今の、町の商工関係の策定の総合戦略とはありますが、その二つになったと思うんですよ。で、これは委託料とあるから、どこかコンサルタントへ委託して調べてもらいたいと思うんですが、このコンサルタントは同じコンサルタントですか、この商工関係とそれから今言う地方創生の関係の、その点が一つですね。

それで、明細というか内訳がね、もう商工関係450万ばさっと切ってますけど、いろいろ先ほどまたこの中で口頭で説明いただきまして、それでちょっと明細を、これはこれでこれだけと、ちょっと金額が、コンサルタント774万、今から使うわけですからね、それをちょっとお願いしたいなと。

それから324万ですか、これも人口動態云々そのほかあればですね、それもどういうふうにやらせるのか、区分けしてここを考えなきゃいけないなと、そういうふうに思っているわけですが。まずこの点が一点です。

それからもう一点ですね、93ページの土木費の、負担金補助及び交付金、民間賃貸住宅建設支援事業補助金、1,400万6,000円ですかね。これって何かのどうも県のほうから補助金が出ているんじゃないかと思うんですけど。何か企画はあるんですか、この1,400万という数字が出てくる。これは、将来町が借り上げる予定の住宅ではないかとは思いますが、それを建てるのに民間の賃貸住宅ですから、民間の建物でしょう、これに1,400万円の補助金を出すっていうのはどういう根拠かなと、そこら辺をしっかりとこの政策がありましたら、ちょっと説明してほしいなと、そういう2点です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 総合戦略の策定業務委託料ということで、議員御指摘のとおり、これは2本、商工課観光課関係と、それからつわの暮らし推進課ということで入っております。

この経過につきましては、今回平成26年度で、地域活性化、地域住民生活等緊急支援公金ということで、この策定業務に係る枠というのが1,000万ほど、3,541万8,000の内の1,000万がこの策定に係るものということで、今回実施計画4ということで、今回実施計画上は、これをまた1本で提案した、国のほうに提出をした、そ

ういった経過の中で、今回予算のほうもこういった書き方になってしまったというのでございます。

議員が御指摘になった明細につきましては、早急に作成をさせていただきまして、議会のほうに提出をさせていただきたいというふうに思っております。

コンサルにつきましては、同じコンサルではございません。違うコンサルということでございます。（発言する者あり）はい。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議長。それでは、92、93ページの負担金補助及び交付金の1,400万6,000円の民間賃貸住宅建築支援事業補助金というものの説明をさせていただきます。

先ほど、議案37号のほうで、津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正ということで、グリーンハイツの1号館と2号館のほうの議決をいただいたところでございますが、この関係のものがこの1,400万ばかりのものでございます。

事業の内容といたしましては、まず県のほうからの補助金ということで、92ページの県支出金がございます。986万1,000というものが、県からの補助金でございます。

県のほうでは、島根県定住促進賃貸住宅建設事業補助金交付要綱というのをつくっておられます。

この内容につきましては、補助対象事業の5分の1以内を補助金をしますというふうなことでございまして、今回実際のところは、県からの補助金は17.6%ばかりでございます。まあ以内という表現の中で、今県のほうは出しておりまして、住宅の規模というのが、1戸当たりの床面積が25平米から125平米、それから各住居が独立した住居、そしてその住居の中には、台所、浴室、洗面台、便所を設置する等の基本的な基準がございます。

一応、市町村が10年間住宅を借り上げて、管理するという。それから、住宅建築業者の主たる事務所、本社が県内であることというのが、県の要綱でございます。

町のほうでは、津和野町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱というのをつくっておりまして、一応この中で、整備基準というのは県よりも少し細かく決めておるところでございますが、おおむね県にそったものでございます。

例えば町のほうのところで行くと、便所については水洗式にしないといけないとか、そういうところを決めておるところでございます。

一応、町のほうの補助金は25%、県の補助金を含めて25%というふうなことにいたしておりまして、今回、事業費としては5,602万5,000円の事業費でございまして、そのうちの25%の補助金ということで、1,400万6,000円というふうなことでございます。

そのほかの残りのお金については、自己資金なり借入金のほうで長嶺建設さんのほうに対応され、十年間町のほうで貸して頂くというふうなことになるおところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、説明いただきましたが、今口頭で説明したことを文書で出せますか。それ、ちょっと出してくださいよ、お願いします。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 2件伺います。

41ページの、先ほど6次産業化のためにということでしたけれども、津和野町農産物推進補助金はどこへ補助をされるのかということと、もう一つは、81ページに商工費の委託料で山口線全線復旧PR及びSL復活記念イベント業務委託料という169万円というのが出ていますが、これは今の時点で出る理由を教えてください。

○議長（沖田 守君） はい、農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） そのブランド農産物推進事業であります、これは農産加工等々の団体、それから個人でも、そういうものを目指して、事業計画を上げていただいて、それに対して2分の1補助するというものであります。今のところ、これに充てるというのはまだ決まっていますが、これも当初予算で載せておったものをこちらに移したということでもあります。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 81ページの委託料の関係でございますけれども、これにつきましては、9月の補正のとき当初の予算の中で、需用費、消耗品とか、印刷製本、それから修繕とか若干使用料ともございましたけれども、それらをまあ、当初組んでいた予算は個別に組んでいたんですけども、これをすべて委託料に組みかえるということで、説明をさせていただいたわけなんですけども、それを委託料のほうに組み換え予算が、上がってなかったというのが実際でございまして、事務的なこうミスが出てきたということで、その時9月で補正をさせて貰ったのは、234万2,000円程度補正をさせてもらいましたけれども、その時は、追加の委託料については補正をさせてもらいました。

観光サインといいますと、のれんと言いますか日よけ幕とか、フラッグ、それからのぼりとか、チラシ等の印刷、そういったものを含めて委託料に増額させてもらいながら、この委託料に組み換え分の、先ほど言いましたようなこれらについては、キャラクターが、ゆるキャラが来てもらったりした旅費とかですね、それからステージ上でのゲームの商品代とか、それからポスターとかパンフ、横断幕とかうちわとか、そういったものを個別に当初は組んでおりましたので、それらを委託料に組みかえてやっていただくようにしたわけなんですけど、これらの数字が全体190万ばかりでございましたけれど

も、委託料のほうに組みかえがされてなかったということが今回発覚いたしまして、こういった時期の組みかえとなったということで大変申しわけなく思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 41ページのプレミアム商品券についての質問なんです、国からの交付金によるプレミアム商品券の補助金なので、目的の中に消費喚起も入っていると思いますが、その点の確認と、今までのプレミアム商品券との目的の違いは何があるかをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） この商品券の補助につきましては、国のこういった制度で出てきたものではございますけれども、うちの場合は早くから取り組んできたということもございます。そういう意味では、目的的には余り大きな差はないかと思えますけれども、少し言えば、もう少しエリアを広げてといいますか、エリアといいますか、取り扱い店舗をふやしていくような努力はしようということで、商工会の、もちろん今までもそうございましたけれども、会員だけでなしに会員以外のところでも使えるようにすることとか、そういった意味で使用範囲は町内に限るということもございますので、例えばという話が出たのは、空港利用等も含めた中で、町でいえば観光協会等がそういったチケットを扱っております。そういったものも含めて、ある程度使っていただくことによって広がっていくのではないかなということを考えているところでございまして、それが消費喚起という部分では、また少し広がりができるかなという気がしております。

○議長（沖田 守君） まだたくさん質問があろうと思いますが、時刻が時刻でありますから、ここで一時休憩をとりたいと思います。午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 57 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑はありませんか。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 41ページの、まち・ひと・しごと創生費の農林課の部分なんです、負担金補助及び交付金、新規農林業就業者支援事業費補助金、補助金で出ておりますが、どの条例に基づく補助金なのか、つまり、貸与条例に係るのであるならば補助金で出てるのはおかしいんじゃないかなという、どの条例をもとにこれが執行されているのかということと、あわせて同じことなんです、71ページ、農業担い手支援センター費、これも負担金補助及び交付金ですけれども、ここに同じように新規農林業就業者支援事業費補助金、これは25万5,000円の減になっているんですが、その2カ所が出ているんですけれども、この2点についてお伺いしたいんですけれども。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 後継者育成基金を活用した補助の要綱があるかと思うんですが、新規就農者に対する助成につきましては、要綱でうたってると思います。条例は、後継者育成のほうで総括して、その基金を活用して補助するというような形になっていると思います。その基金を宛てがった事業になってます。

○議長（沖田 守君） 9 番、三浦君。

○議員（9 番 三浦 英治君） 条例には、新規農林就業者に係る支援事業に関する条例または新規農林就業者支援資金貸与要綱とあるわけですよね、これに係って出てるわけじゃないんですか。農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、要綱等持ってませんので、はっきりしたことは言えませんが、ちょっと調べさせていただかないと、どれに当たってるというのは、はっきりと言えないという状況です。

○議長（沖田 守君） 9 番、三浦君。

○議員（9 番 三浦 英治君） これは、当初予算にも 800 何ぼか出ておりますけれども、また貸与か補助金かという部分で大きく変わってくると思うんで、それまで調べといてもらえたらと思います。

○議長（沖田 守君） 調べておいたんじゃないですか採決ができません。
暫時休憩をとります。

午後 1 時 03 分休憩

.....

午後 1 時 11 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 失礼しました。先ほどの、新規農林業就業者事業費補助金であります、これは今回条例改正の議案で上げておりました、津和野町新規農林業就業者にかかる支援事業に関する条例の要綱を活用しております、その 8 条に、返還は資金の貸与が終了した年度の 3 年後から、10 年間で返還するものとする、とあるんですが、ただし、町長が特に認める場合においては、需要が生じた月の翌月から 3 年以内に返還するものとする、 ちょっと待ってください、申し訳ございません。返還の特例というのが 9 条に載っております、引き続き 3 年間農業専林業経営により生活を維持しているものは免除されるということで、関連上、補助金として扱っておるのが実情であります。そういうことでありまして、この資金につきましては、後継者育成基金を活用してこれに充てております。

総合支援のほうもでした。 （発言する者あり） 新規就農総合支援事業費補助金のほうもでした。

そちらのほうは、また別の要綱がございまして、資金は後継者育成資金であります、別の要綱がございまして、津和野町新規農林業就業者経営基盤支援助成金交付要綱というものがございまして、その中に、3条で300万円を限度として助成するというものがございまして、それを活用するものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 慣例としてということが出たんですけれども、そこはやっぱりきっちりしとかなないといけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 言いわけになるかもしれませんが、また別に、津和野町新規農林業就業者支援資金貸与要綱というものがございまして、それとはまた別で、この支援事業という名目での条例でありまして、返してもらうことが目的ではなくて、新規就農した時の生活支援をするための補助金として使っていただいて、3年以上は続けてくださいというふうな理解で、今までも、3年間続けることを条件にやっているような形であります。

○議長（沖田 守君） 農林課長、この、41ページの404万の、今の補助金は、財源は、国庫支出金・県支出金、財源はこうなっておるわけよ。基金繰入金からの財源にはなっておらんが、そこら辺の説明はどうなるの。

農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） このたび、まち・ひと・しごとという事業が、資金が町のほうに来るということで、その基金のほうの温存と言いましょうか、基金も少なくなってきたので、基金から充てるのではなくて、まち・ひと・しごとの交付金のほうで、今回はみようという、その対象となる条例というものはこれを活用してやっていると、このたびは、財源は別のものを充ててるという形になっております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君、よろしいですか。

ほかに、ありますか。

2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ちょっと時間が来まして再質問をさせていただきたいと思いますが、まず、33ページの、公有財産購入費、日原工業、大庭板金の680万のことでありますが、先ほどの答弁では、今後検討するということであつたんですけれども、あくまでこれは、駐車場を整備したいと、だから購入するということとで理解していたんですが、買ってから何かをしようということではないんじゃないかなと、これちょっと確認で質問させてください。

それと、39ページの、総合戦略作成業務委託料の450万円の商工なんですけれども、拠点となる施設っていうのが、にぎわいを持たせるために、どのようなものをもって拠点というのか、例えばその「すわろう家」ですか、ああいったのも拠点とはなる

と思うんですが、誰を対象にどのような拠点というのか、ちょっとまだ理解できませんので、イメージができる御説明がいただけたらと思います。

それと、その1番下の地域医療視察ツアーなんですが、この事業主体はだれが行うのかですね、町が行うのか、それとも事業がどこか組織をつくられてやるのか、で町が行うのであれば、いわゆる看護師という特定の職業に向けてという部分で、それはいいのかなと、平等って言いますか、いろんな門戸を広げてやるべきではないのかなというふうにちょっと考えたんです。これは先日ニュースにもなっておりましたが、公務員を婚活にやるということで職業差別じゃないかというのがありましたんで、ちょっと頭に浮かびましたので、このあたりを質問させていただきたいと思います。

それと、81ページ。再質問じゃないんですが、ふるさと創生事業の負担金補助及び交付金、日原蚕の人工飼料育研究センター改修事業補助金なんですけれども、建物があって、補助金がどこに行くのか、補助金ということですので、おそらく主催する事業主が幾らかお金を補填すると思うんですけれども、その場合、この費用っていうのは結局誰が見たことになるのか、建物は誰のものなのか、というのを説明お願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 福田総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほどの答弁で言葉足らずの部分があったかと思いますが、来庁舎の方の駐車場が現在5台程度しかとまれないということで、前々からそういったお言葉もいただいておりますので、駐車場として使うということでございます。それから建物としては、当面、まだちょっと中の状況を見ておりませんが、書庫、倉庫として、使いたいということであります。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 39ページの総合戦略の関係でございますけれども、拠点という考え方でございます。まちなか再生事業も絡めてこの古民家を活用しようという計画もございまして、それを中心とした施設ということにもなろうかと思えます。

そういった中で、津和野でのまちなか再生のようなステイ的なものという開始は、なかなか日原地域では難しいだろうということで、古民家の活用として、皆さん地域の方々、地域の人がやはり集うことがまずは大事ではないかと、そういった中で、またほかの地域の方々、地域というか、日原・津和野含めてでございますけれども、他市町村の方々もある程度活用できるような形に広がればいいという、ひとつの思いでもございまして、そういった意味で、今この拠点的なもの、一つの例として、まだ確定したものではございませんけれども、案として出ているものは、図書機能を持ったものという考え方でございます。

そういったところに、ある程度子供からお年寄りまでも集える機能、そういったものを持ってくることによって、人も集い、ゆっくりしたスペースづくりといえますか、河

川沿いでもございますので、そういった河川を活用した拠点というか、その地域の周辺の整備をしたいというふうな基本的には考え方で、今進んでいるところでございます。

それから、シルクの里づくりの関係でございますが、蚕の人工飼料育の研究センターの改修の関係でございます。これについては、今回、工事請負費のほうから補助金のほうへと組かえをさせてもらったところでございますけれども、これにつきましては、9月の補正時点でもって、一応あそこに今、視察等も来られるということで、資料室をつくろうと、設置をすると、それから、トイレを洋式化するということ。

それから、乾燥室への動線は少し整備しようということで、予算化して町でやろうとしたわけなんでございますけれども、その後検討する中で、にちはら総研さんが今実際あそこの建物を活用してやっているわけなんですけれども、そういった中でより展示機能を高度化するというか、それに対する整備でもう少し当初の計画よりしたいということ、それからトイレの改修に当たると同時に、洋式化と同時に、もう一つ、玄関的なもの風除室等も含めた、そういった整備もしていきたいということも出ました。

それから乾燥室についても、乾燥機の機械そのものを、ある程度老朽化したということでやりかえたいというような御要望もありまして、そういった中で町が全てをやるわけにはもちろんいきませんし、補助金という形にという要望も出てまいりました。

そういったことで、投資的には全体で約800万、794万ぐらいの投資額なんでございますけれども、町が初め計画していたものは当然行いますけれども、それ以上のものについては、この会社でもって負担するということでございまして、それで今回補助金という形に、変更・組みかえをさせてもらったということでございます。

建物所有につきましては、当然町の建物でございます。それについては、当然そういった中でその改修部分については当然町のものになりますけれども、実際の改修は、投資というのは、にちはら総研のほう投資はするということに結果的にはなっておりますけれども、所有者自体は町から変わるわけではございません。そういう了解のもとで改修も認めたということには、今しております。

○議長（沖田 守君） ちょっと待って。ただいまの説明でいいですか。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほどの説明で、説明不足だったところもあるかと思います。今回、地域医療視察ツアーということで、事業補助金ということで、補助金の交付をさせていただくということでございます。

この企画につきましては、ささつな自治体協議会、こちらのほうで、去年は福島県の天栄村というところで、こういった企画をされたということでございます。

内容的なところで、本町においても地域医療というところの視点、あるいは、先ほど御説明いたしました出会いというようなところも含め、今回、事業主体的にはささつな自治体協議会のほうに補助金を出して、そちらが事業主体として今回こちらのほうにツアーをしていただくというような形で考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 80ページ、81ページの負担協議交付金なんですが、工事請負費からなぜ補助金に変わったのかという明快なまず説明がほしいのと、それと、例えば町の建物を事業主、借りている事業主が町の建物を改修するということ自体にどうなのかなと思いますし、それに対し、事業主が手出しをし、かつ町がお金を補助金として渡すと、そうすると、物、建物自体は事業主もお金を出しているわけですので、所有権といいますか、展示物などをやった場合、その一部はにちはら総研さんの所有物になるのか、それとも、津和野町のものになるのかといった疑問が出てくるわけなんですけれども、本来のまま工事請負費でいけば津和野町の建物として納得がいくんですが、なぜ一度にちはら総研さんに補助金という形で出して津和野町の建物を直すのか、改修するのかというのが理解に苦しむんですが、その納得のいく理由といいますか、なぜ工事請負費から補助金に変えたのかをお願いします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） まず建物の、ということですので、展示物については当然にちはら総研というか、現在入っている指定管理を受けている会社の所有物となります。それで、建物自体については、先ほど言いましたように町ということなんでございますけれども、本来議員さん申されますように、建物所有者である町が整備をしてというのが本来だと思います。

この事業のやるにあたって、なかなか、なかなかと言いますか、財源的なものを申し上げますと、国の元気交付金という財源を使ったわけなんでございますけれども、一応3月末というような限られた繰越もできない状況であったということ、それからいろいろ業者さんを当たったのですけれども、というのは、もともとの設計書的なものは、ラフ的なことと言っちゃあれなんですけれども、設計施工という形での予算計上しておりました。そういうこともあって、時期的にもということもございまして、なかなか建築関係も忙しいというようなことで、実際町内の業者さんではどこもそれが受けてもらえなかったということもございまして、補助金という形の中で施行をしたというのが実際のところでございます。

明快な解答になったかどうかわかりませんが、現実的にはそういった中でこういう組みかえをせざるを得なかったということがございます。建物自体は町ということでの話はしておりますけれども。回答になりましたかわかんですが。

○議長（沖田 守君） 参事さんね、質問の要旨は、町の所有の建物の中に、民間業者の要するに事業者の資産が入るわけじゃから、そこを視点に今伺いしとるんよ。その整理はきちっとできるんかつちゅう質問。（発言する者あり）参事。

○参事（大庭 郁夫君） すみません。初めの予定をしておりました、といいますか資料室の部屋の区割りっていいですか、そういったものは建物に付随したものですし、

当然うちが初めに計画したものですし、それは当然町のものでございますし、区分けができると思います。

それからトイレにいたしましても、これは町が整備するもので区分けもできます。

それからあとは、通路のある程度確保するための工事、これらについては町が当然の建物でございますし、当然町に帰属するものだと思います。

あとのものにつきましては、実際のところ投資をするのは、にちはら総研ということになりますので、そこに帰属はすることにはなります、と思います。区切りをつければ、そういうことになります。そこに建設することを許可したのは町がした、ということの理解になろうかと思います。

○議長（沖田 守君） なかなか、議員各位が納得できんところもあると思うんですが、6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今のその説明を聞きまして、ちょっと疑問点に思ったのがですね、民間ですと、いわゆる賃貸借も済んどって貸しとる家に、借りてるものが別に契約上投資してもらわんでも、あと期限が来ましたらそのまま原状に復し返してくればいいかと、こういうのが大体普通なんです。だから今の考えでいきますと、町の建物にですね、にちはら総研が、民間が投資をすると、これ別に契約上違反でなければ、通ると思うんですよ。

問題は、私が聞きたいのは、補助金を投入しておるわけですね。だから要するに、町が補助金を民間に貸して、その補助金を使って投資するというか改善すると、その補助金の使い道が別にこれが許されてるのか、あるいはこういうことに使ってはいけませんという条例があるのやら、そこがちょっと知りたいんですよ。だから、恐らく同僚議員も、その補助金が使われてるっていうところがちょっと一つ疑問になっておるんじゃないかと。だからこれが許されるならば、別段町が出して、その補助金を使って投資しようと、それは別に構わんと思いますが、ここをちょっと明確にしてほしいかと。ここなんです、補助金の使い道というところで許されるかどうか。

○議長（沖田 守君） 参事さんね、事業は既に終わったんでしょうから、にちはら総研から町に、全ての、要するに今回改造その他加えたそれは、無償譲渡町が受けとけばね、それは問題ないと思うんよ。そこら辺の整理がまだできてないのか、補助金の問題ももちろんあったんか、それは回答してもらわんにやいけんけども、要は、民間業者の資産がそこに町の施設の中に入るちゅうことになるからね、その整理だけはきちっとしておかないと、そこら辺をきちっと答弁してください。（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

即答ができない。暫時休憩とりましょうか。

暫時、休憩といたします。

午後1時36分休憩

.....

午後 1 時 43 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。参事。

○参事（大庭 郁夫君） 大変、申しわけございません。この施設につきましては、指定管理施設でございまして、協定書も当然締結をしているところでございますけれども、その中で修理修繕の費用負担というのも取り決めがしてあります。そういった中で、これも営利事業でございまして、そういった中で当然、応分の費用負担をするということでございまして、そういう考えのもとに一応この建物自体の、先ほどから申しますように町が補助金として出す部分の区切りともつきます。

それから、今回のこの資産につきましては、今後、正確にはまだきちっと企業との協定は結んでおりませんが、流れとしては、そういう考え方でもってやっておりますので、今後、そういった締結を結びながら町への無償譲渡というような形にした中で、契約をもっていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） よろしいですか。ほかにありませんか。——ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7 番、寺戸君。

○議員（7 番 寺戸 昌子君） 自治体が実施する地域における消費喚起やこれに直接効果のある生活支援策に対し、国が支援するまち・ひと・しごと創生費についてですが、子育て支援策や農業や林業への支援は大切と考えます。

しかし、プレミアム商品券発行という点で疑問を持ちます。今までの商品券発行の町外に流れている消費を町内にとどめるためという点では賛成します。

しかし、商品券発行の目的で消費喚起の部分には疑問があります。プレミアム商品券の経済波及効果は、事業額の 6 倍程度しかなく、住宅リフォーム事業などでは 30 倍あります。また、商品券は一時的なばらまき効果しか望めません。

そもそも消費の低迷は、昨年 4 月からの消費税 8 % の増税や円高による物価の上昇、相次ぐ社会保障の改悪、T P P の推進、また、生涯派遣の正社員ゼロを進める労働者派遣法の改悪などで、低賃金の不安定雇用を拡大する国の経済政策、アベノミクスにあるのではないのでしょうか。本気で消費喚起するのなら、人間らしく働く雇用のルールを守って安定した雇用と賃上げを実現し、暮らしを支え人間らしく働く雇用のルールを守ること、T P P から撤退し、農林水産業と中小企業を振興することを必要と考えます。消費喚起の点では問題点をこのように考えますが、町外に流れる消費を食いとめる点では効果を認めます。今回、大規模に行われ工夫もされるという点で本補正に賛成をします。

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第４６号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４６号平成２６年度津和野町一般会計補正予算（第９号）については、原案のとおり可決されました。

日程第４０．議案第４７号

○議長（沖田 守君） 日程第４０、議案第４７号平成２６年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第４７号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４７号平成２６年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決いたしました。

日程第４１．議案第４８号

○議長（沖田 守君） 日程第４１、議案第４８号平成２６年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第４８号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４８号平成２６年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決いたしました。

日程第４２．議案第４９号

○議長（沖田 守君） 日程第４２、議案第４９号平成２６年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第４９号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第４９号平成２６年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり可決いたしました。

日程第４３．議案第５０号

○議長（沖田 守君） 日程第４３、議案第５０号平成２６年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第44. 議案第51号

○議長（沖田 守君） 日程第44、議案第51号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 13ページの処理場費の、ごめんなさい説明あったんですけども、登記事務委託料が減額の100万円がついてるんですけども、この説明、登記完了できなかったという御説明でよろしかったと思うんですが、詳しい説明をもう一度お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） この用地につきましては、寺田地区の下水道処理用地の建設時に購入した土地でございますけれども、その建設用地以外、いわゆる残地部分が町と民地の部分に両方にまたがっておりましたので、その土地を交換をしたわけでございますけれども、その登記が民地のほうに抵当権等が設定してありました関係で、その処理に時間を要しました関係で登記が年度内に完了できませんでしたので、これをまた改めて27年度予算で計上させていただくというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 結果的に下水道処理場というのが登記ができなかったということで事業自体はどうなるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 町が当時購入いたしました土地は、もちろん登記はしております。ただ、登記した土地を民地と所有地と使い勝手がよくするために土地の交換をいたしております。その辺のところで、まだお互いの登記が済んでなかったというところでございます。27年度中には完了すると思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第45. 議案第52号

○議長（沖田 守君） 日程第45、議案第52号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第52号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第４６．議案第５３号

○議長（沖田 守君） 日程第４６、議案第５３号平成２６年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第５３号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第５３号平成２６年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第４７．議案第５４号

○議長（沖田 守君） 日程第４７、議案第５４号平成２６年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第５４号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第５４号平成２６年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第４８．議案第５５号

○議長（沖田 守君） 日程第４８、議案第５５号平成２６年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第５５号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第５５号平成２６年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

日程第４９．議案第５６号

○議長（沖田 守君） 日程第４９、議案第５６号平成２６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第５６号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第５６号平成２６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 0 . 議案第 5 7 号

○議長（沖田 守君） 日程第 5 0、議案第 5 7 号平成 2 6 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。1 1 番、板垣君。

○議員（1 1 番 板垣 敬司君） 先ほどの介護老人保健施設とも関連ありますが、今回の補正予算は、利用者というか患者数というか、そのような方が減少傾向にあるということで、このような補正予算になっているかと思いますが、健康であることはいいことではありますが、介護老人保健施設等については、基本的にはどのような傾向の中で部屋の室料も上がってこないというか、利用率が下がってきている部分をどのように分析しているかをお聞かせいただきたいということと、病院事業のことですから、病院事業で……。

○議長（沖田 守君） 板垣君、既に老健施設につきましては終わっております。

○議員（1 1 番 板垣 敬司君） はい、ですから、済みません。全体で利用率が下がっている部分について、どのように分析してるかをお聞かせいただきたいということと、病院事業会計については、補助金として説明にも一部ありましたが、もう一度、医療介護総合確保促進基金事業補助金というものが今回いただいておりますけども、これは、毎年毎年これからもあるものなのかどうなのか、そのことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、収入の入院収益におきましては、当初、約 3 8 床見込んでおりましたが、現実的には約 3 5 から 6 というような状況で入院収益が落ちております。その原因としましては、先ほど議員さんも申しましたように、やっぱり患者数が人口減少により落ちていると、当然、入院の部分においてもそういう状況ですので、外来においては約 1 0 0 人を計画をしておりましたが、1 日の平均外来患者数、それが 9 5 人ぐらいまで落ちているということでございます。

入院収益の場合は、2 6 年度におきましては、やはり 7 月、8 月が、このたび、非常に熱中症等が少なかった関係で、以前よりか夏の暑さがないということで入院患者も減っております。それと、1 2 月から 1 月にかけてインフルエンザがやはりはやりまして、そこで約 2 週間程度、入院患者をとめておりますので、その辺で入院収益が落ちております。

それと老健のほうの関係ですけど、同じように人口減少に伴いまして、入所あるいは短期入所等全て落ちております。それから、やっぱり益田圏域から来られている入所の方が、益田地域にそういう施設ができて、こちらのほうに来ていないという状況が原因であります。

補助金の島根県医療介護総合確保促進基金事業は、これは医療介護の連携ということ
で、今年度と来年度等、今、島根県のほうが基金を積み立てておりますので、27年度
においてもこの事業はあります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第57号平成26年
度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されまし
た。

日程第51. 発委第1号

○議長（沖田 守君） 日程第51号、発委第1号町長の専決処分事項の指定に関す
る条例の制定についてを議題といたします。

お諮りします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨
説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第1号は趣旨説明
を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発委第1号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第1号町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第52. 発委第2号

○議長（沖田 守君） 日程第52、発委第2号津和野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発委第2号津和野町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変、御苦労さまでございました。

午後2時07分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 3 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成 27 年 3 月 25 日（水曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 27 年 3 月 25 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12 名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宏文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君		

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただき、ありがとうございます。

これから、3 日目の会議に入ります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、1 番、後山幸次君、2 番、川田剛君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1番、5番、草田吉丸君。草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） おはようございます。5番、草田吉丸でございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、今回1点ほど質問をしていきたいと思います。養蚕の復興による産業振興についてでございます。

にちはら総合研究所でございますが、この会社は津和野町の歴史ある養蚕業を地域振興に結びつける養蚕創新事業活動を行うことを目的に、平成17年4月に設立をされました。

具体的にいいますと、津和野町保有の基本権利いわゆる特許でございますが、これを活用して冬虫夏草の製造販売事業を行うとともに、蚕関連の事業を展開するものであります。そして、その売り上げの一部を特許使用料として町に支払われております。

本年4月、10周年を迎えるわけですが、関係者の御努力によりまして、売り上げも順調に伸びていると伺っております。現状では、冬虫夏草の製造のための原料である繭は、県外から取り寄せている部分が大部分でございます。遠くは、関東方面からも入れておられるわけですが、当然これに対しては輸送コストもかかるということになっております。会社の希望としては、この津和野町で桑園造成を行い養蚕を目指す方針を持っておられますが、なかなかこの桑園造成が進まない状況であると伺っております。本社を持つ津和野町として、桑園造成に対し、積極的な支援をする必要を感じているところでございます。耕作放棄地の解消、そして農家所得の向上、雇用の場確保等、産業振興に期待できる養蚕業の復興に対し、町としてどのように取り組んでいかれるのかを、まず伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

株式会社にちはら総合研究所は、他県で生産された生繭を取り寄せ、枕瀬にある人工飼料育研究センターで、冬虫夏草を生産しておられます。平成25年度の生産量は234キログラム、販売額が3,600万円で、前年度に対して292%と大きく販売額を伸ばしておられます。平成26年度目標額も増額で設定されておりますが、海外へも積極的に営業展開するなど、目標に向けた努力をされております。

現在、雇用社員は7人とパート25人体制ですが、来年度に向けては、さらに正社員をふやす体制の中で、出荷量の増産を目指しております。

これまでの桑葉飼育で作られる繭の購入に加え、人工飼料による飼育の取り組みも始められました。蚕の原種に近い小石丸や、現在の蚕を使ったこの飼育方法は、蚕を飼育するプレハブ内部や人工飼料を無菌状態に維持して成長させ、雑菌が付着していないさなぎを使うことで冬虫夏草の発生率を高めることができるメリットがあります。また、人工飼料を使うことにより、年間を通して繭生産が可能になるなど、労働力の均衡化が期待をされております。

今後は、輸送コストがかかる他県の繭に頼らない体制づくりが必要で、町内で繭の生産量をふやすためには桑園面積をふやさなければならず、桑園造成の取り組みを始めておりますが、養蚕農家が減ったことから、桑苗の調達が難しいと言われております。全国の養蚕農家のほとんどが自家育苗で桑園を維持しているものと思われ、本町においても、まずは苗の生産・供給の仕組みを構築する必要があると考えております。その体制づくりをする上で、係る経費に対して助成をしていくことを考えたいと思います。

これから桑園拡大を推進する上では、水稻栽培に適さない圃場、例えば、水路破損等によって稲作が困難な水田、遊休化が懸念される農地や地域ぐるみで管理している農地等を活用することが考えられます。桑園を管理する農家は、桑の栽培管理のみを担当して、桑の収穫以降を株式会社にはら総研が受け持つことで、農家負担を軽減でき、桑園造成に意欲を持っていただけるものと考えております。

津和野町から始まった蚕のさなぎを使った冬虫夏草生産は、重要な産業の一つであると捉えており、拡大するための施策を積極的に展開したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今、研究所でのこれからの新しい取り組み等についての回答もいただいたわけですが、にはら総合研究所につきましては、私もちょうど設立のときに、私もこの冬虫夏草という部分の担当ということもありまして、設立にも携わってまいった経緯がございます。

この立ち上げについて、少しお話をさせていただきたいと思いますが、旧日原町では、平成2年から産学官連携による蚕人工飼料育の研究会を発足をいたしまして、平成7年から無菌飼育の蚕を用いた冬虫夏草の研究が開始をされました。その後、冬虫夏草の特許の取得により、冬虫夏草茶の商品開発などに取り組んでまいりましたが、平成7年でございますが、これのなかなか売れ行きも伸びず、これ以上の取り組みの限度を感じ、町としては撤退を決断をしようとしていた時期でございました。

そのことに関しまして、冬虫夏草などの特許申請にかかわってこられた顧問弁護士である阿部伸一氏が、撤退は何としても忍びないと、村おこし地域産業としてこの冬虫夏草の事業化を進めたいということで立ち上がられたわけでありまして、そして、阿部社長

自ら私財を投入され、また町内の有志の協力により、17年4月ににはら総合研究所が立ち上がることとなりました。

町として多額の資金を投入して、特許まで取得した事業から、撤退をしなくてはならない大変な残念な気持ちであったわけですが、この新しい会社を立ち上げるということで、再び光が当てられたような気がして大変感動したことを思い出します。

設立当時の会社のパンフレットには、次のようなことが書かれております。

中国地方唯一残っていた製糸工場の煙突が、2005年3月にその姿を消しました。煙突は、さらによいものとして再建できるかもしれません。しかし、長年積み重ねた技能や伝統は、伝える人がいなくなるともはや復活はできません。私たちは、伝承された技能を生かすことができる産業の仕組みを構築し、恵まれた自然環境を生かすことによって、健康を最優先に考えた地域密着型の産業を創出し、個々の商品だけでなく、ふるさとそのものを提供します。というような、最初に作られたパンフレットの中に書かれてあります。

これは、当時の阿部社長の津和野町に対する思いが詰まった言葉であったというふうに思っております。それから10年が経ちました。そして昨年は、新しく佐伯社長が就任をされております。この方も東京の方でございますが、非常に津和野町に対する思いを持っておられる方でございます。

回答にあったような新しい人工飼料育によるこれからの取り組みとか、そしてまた海外展開、また津和野町の観光と連携をした取り組みというのも取り組んでいくというふうにお聞きしております。期待したいというふうに思っております。

今の状況でございますが、回答の中でもありましたように、雇用社員7人、そしてまたパートの方が25人働いているような状況でございまして、雇用の場としても期待される場所であろうというふうに考えております。

そこで、少し最初にお聞きをいたしたいと思いますが、確認のためにお聞きしたいのでありますが、町に持っております特許料、これを使用して総合研究所のほうは冬虫夏草の製造されているわけですが、最近の町に入る特許料と、この特許につきましては出願後20年で特許が切れるということになると思いますが、冬虫夏草の培養方法というのが平成8年に特許を出願をしています。そうすると平成28年には特許が切れるというふうにと思いますが、その後について何か会社の方針等についてお聞きしておられるところがあれば、そのことについてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 御質問いただきました特許収入の関係でございますけれども、年度ごとにちょっと調べておりますので、お知らせをしたいと思います。

平成17年の4月に立ち上がっておりますので、平成17年度につきましては収入のほうはございません。18年度からでございますけれども、18年度が3万3,300円でございます。それから19年度が3万2,056円です。それから平成20年が1

4万9,283円、それから平成21年度が33万101円、それから22年度が77万3,542円、それから23年度が26万3,890円、それから24年度が56万9,885円、それから25年度が167万7,517円でございます。トータル現在まで382万9,574円という特許収入が入っておるところでございます。なお、26年度につきましては、確認をしたところなんですけれども、まだ確定をしていないということで回答がいただけませんでした。昨日も社長のほうにも連絡とったんですけれども、ちょっと連絡がつかない状況でございます。26年度については状況がわかりませんけれども、数字的には前年並みにはあるのではないかなという気はしております。

それから、特許の関係でございますけれども、先ほど議員の申されましたように最初に取った特許につきましては、出願から20年ということでございますので、平成8年1996年でございますけれども、の10月に取得をしております。そういったことで冬虫夏草の人工培養方法という発明ということでございまして、これが一番古い特許になろうかと思っておりますけれども、これが2016年の10月25日で権利が満了をいたします。これが一番早い関係でございます。

それから、次に冬虫夏草茶の関係でございます。現在は、冬虫夏草茶のほうは、お茶のほうは生産がされておられませんけれども、使われておられませんけれども、この特許の出願が1999年でございます。平成11年でございます。これから20年ということで、2019年の1月14日が権利満了でございます。

それから、先ほど話にもありました小石丸の関係でございますけれども、この小石丸を用いた冬虫夏草培養ということで、はなさなぎたけを使用したものでございます。これについての特許が、出願が平成19年2007年の10月でございますので、この権利満了は、2027年の10月ということになります。

それからもう一つ、これはほんのこの前、先日確定したのは今年の3月の6日に特許の確定が参りました。これが一番近いものでございますけれども、冬虫夏草の有効成分とする免疫賦活剤、がん細胞増殖抑制剤、抗炎症剤または抗酸化剤というような発明の名称でございまして、これが出願が2013年の5月に出願しております。確定は先ほど申し上げましたような今年の3月6日ということでございます。これについては、2033年5月までが権利としてあるということで、今4件の特許を持っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 特許が、最初に切れるのが平成18年の部分があると思いますが、それについて何か、その後のことについて会社との話はされている部分があるか、そのこと、もしわかればお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 御質問の特許というのは、冬虫夏草の人工培養方法ということになろうかと思っておりますけれども、私も総会のほうに出ささせていただきました。その

とき、社長からのあいさつの中であったのは、これ当然切れてくるということはございますけれども、特許ということではなく別の形で、津和野町にもお世話になったし、会社としては今後も何らかの形でそういったものを納付できればと、というか寄付のような形になるかどうかわかりませんが、そういったことも発言はされておりました。これについてはまだ、確定ではございませんけれども、そういう前向きな発言をいただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 特許切れの後も、何らかの形で津和野町との関係を保っていききたいという会社の気持ちもあるのではないかとこのように今お聞きしたところでございますが、ぜひそういった方向で、これからは連携をして、しっかりと連携をしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

そこで、この津和野町の冬虫夏草でございますが、皆さん御存じのように津和野式の冬虫夏草というのは、生きた蚕のさなぎ一頭一頭に菌を摂取して培養をしております。生きた蚕の成分で育つために、良質の成分が多く含まれていると言われております。そういったことで、冬虫夏草の生産には、繭は欠かせない必要なものでありまして、ただいまは、先ほども申しましたように県外のほうから多くを仕入れておられます。輸送コストあるいは輸送途中での蚕に対するストレス、そういったものを多くリスクを抱えておりまして、会社としても津和野町内で蚕の飼育を考えていると聞いております。

そこで、会社の方針ということでここに回答にもありましたが、会社とすれば、農家の人に桑を作っていただいて、その桑の収穫、これも会社でやっていくと。そして、その桑を使って蚕の養蚕ですが、これも会社のほうでやっていくというような方針を持っておられるようで、農家の皆さんには桑の葉を育ててもらい、それをやってほしいというような要望だというふうに思っております。

それで、桑園を拡大する上で、やはり耕作放棄地とかをこれからできれば使っていくということでございますが、やはり田んぼということでございますので、いろいろと配水の面とか、そして圃場の深さをどこまで耕作して作るとか、そしていろんな桑を育てるために肥料というようなものも当然いると思います。何にしても、いい桑を育てるためには、まず圃場をきちとした圃場を作ることが私は必要だと、そのことが大切だというふうに思っております。

普通、桑の生産は少し傾斜のある畑地、そういったところが一番適しているんじゃないかというふうに思いますが、そういった田んぼを桑園造成にしていくということ、これをもう少ししっかりとしたり方というのを研究していく必要があるというふうに考えているところでございますが、そういった、これから桑園をどのように普及していくかということでございますが、まず農家の皆さんが本当に桑というもの作ってみようという気持ちが出てこない、と、当然、これ、できてこないというふうに思います。

農家といいますか、いろいろ集落営農組織でもいいですが、そういったことに取り組みもうという方が出てこなければならぬと思いますが、そういったときにも、何かこういうふうにしたらきちんと桑のいい栽培ができるんだという、一つの、何というんですかね、成功事例というようなものがあれば、農家の人もやってみようという気になるというふうに思いますが、私は、今これをきちんと進めていく上には、一度どこか実験圃場的なものを作って、そして、その圃場を作る経費にどれぐらいの経費がかかるのか、そして育てていくのに肥料、おそらく有機肥料ということになると思いますが、そういった肥料がどれぐらいかかるものか、そういったところが示されないと、農家の人も取りかかるという気になかなかならないというふうに思いますし、またそして、そこで育てた桑の葉をにちはら総研がどれぐらいの単価で引き取ってもらえるのか、そういったところも含めて、採算性が合うのかどうかといったこともあるというふうに思いますが、私はまず、そういったきちんとできる圃場というものを実験圃場というようなものを作って、そういった取り組みからまず始めないと、ただ、農家の皆さん桑を作ってくださいというだけでは、なかなか物事は進まないというふうに思いますが、そのあたりについて、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） まさに議員がおっしゃるとおり、そういった圃場を作っていく必要があると思うんですが、にちはら総研にはその辺の詳しい方もいらっしゃるわけで、そういう取り組みに対して、町長の答弁でもありましたように、かかる経費については町のほうの補助制度もございますので、そういうものを活用していただいて、ちゃんとした経営のできる圃場を作っていっていただきたいと思うんですが、養蚕といいますと昔からの作業を想像されて、蚕まで飼わなきゃいけないという、そういう意識が持たれてしまうわけですが、先ほども議員がおっしゃったように、桑葉を作っていただいて、後はにちはら総研がやりますということをより理解していただけたら、桑園造成にも協力していただけるんじゃないかと思いますので、その辺をにちはら総研と一緒に進めながら、桑園面積の拡大を図っていきたいと思っておりますので、協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 当然、にちはら総研のほうといろんな連携を取りながら進めていく必要があるというふうに思っておりますが、この苗を、例えば挿し木から植えて、実際に桑が使えるまでに3年ぐらいはかかるというふうに思っております。今にちはら総研のほうで、この津和野町で、桑葉をどれぐらい作ってほしいかということの面積的なものも少し私聞いてみましたけれども、考えとすれば、4ヘクタールぐらいの圃場、桑葉を生産を津和野町のほうで希望しとるというようなこともお聞きしたわけですが、4ヘクタールといえば相当な面積になります。それで、そういったきちんとしたそういったものが納入できるためには、とにかく早目に早目にこのこと

をやっていないと、あまりこのことは、取り組みが遅いとかそういうことになりますと、他県にこの桑の造成を譲るようなことになってはならないというふうに思っております。いろんな形で支援もしていただいて、桑葉の造成できるように、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

農家の皆さんも今、大変米の下落というような状況も続いておりまして、なかなか新しいものに取りつく、そして初期投資をして取りつくというのは、なかなか困難な状況ではないかと思っておるところでございます。この桑葉を作って、米同等か、あるいはこれ以上の収入が得られるということがあれば一番いいというふうに思っておりますが、その辺もどれぐらいの単価で購入していただくか、その辺もしっかりと協議しながらやっていく必要があると思いますが、米を作るということでは、米のほうも飼料用の作物とかそういったほうに転換をされてきているわけではございますが、桑葉につきましては、一度植えておきますと10年以上その木を使って桑の葉が収穫できるということで、労力的にも、米を作るよりは軽減される部分もあるんじゃないかというふうに思っております。しかし、毎年の草刈りとか例えば剪定、肥料、そういったことも当然出てくるわけですので、そういったものがどれぐらいの経費でかかるのかということもありますが、できるだけいろんな資料を提供しながら、農家の皆さんがやってみようというようなことにつながっていくような方法等も、ひとつぜひ検討していただきたいと思っております。

そして、この冬虫夏草の生産に対する桑葉の造成でございますが、私は取り組みとすれば、非常に他県に、近隣にない取り組みであるというふうに思っております。今年から始まります総合戦略、その中でもこういったものを取り入れていくということも、非常にアピールできる事業の一つではないかというふうに思っておるところでございます。そういった中に取り入れていただいて、圃場の造成、あるいは苗に対する助成とか、そういったことが国の予算を財源を使ってできるというようなことも、ひとつ検討していただきたいなというふうに思っております。

その辺の、事業に取り入れるとかいう部分については、何かお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、まち・ひと・しごとの計画につきましては、これから職員の組織を作って検討する段階でありますので、先ほど言われましたようなことも盛り込めるように意見を述べていきたいと思っております。

また、地域おこし協力隊制度を活用して、2名の方をにちはら総研に派遣するようなことも考えておりますので、そういった面でも町としては協力体制をとっていかうというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（５番 草田 吉丸君） それでは、ぜひいろんな事業も検討をしていただいて、この桑葉の造成面積が１年でも早く目標が達成できるような取り組みを、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

旧日原町からの歴史、そしてそれを引き継いだ総合研究所が今要求しております桑葉につきまして、本社を持つ津和野町として、ぜひそれに応えられるような桑園造成について努力していく必要があるというふうに思っています。そのことによって耕作放棄地の解消、あるいは農家所得向上、そして雇用の創出、これにつながってくるというふうに思いますので、どうかその辺を対応についてよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、５番、草田吉丸君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ９時５０分まで休憩といたします。

午前９時３７分休憩

.....

午前９時５０分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序２番、川田剛君。

○議員（２番 川田 剛君） 議席番号２番、川田剛でございます。通告に従いまして、３点このたびは質問をさせていただきます。

まず、感染症外来施設の訴訟についてであります。冒頭これまでの経緯を読み上げますが、内容に長い時間がかかっておりますので、内容に違いがありましたらまた御指摘をいただければと思います。

まず、平成２１年、インフルエンザの大流行に備えた施設である感染症外来施設を津和野町は建設することになりました。最初の建設予定地は津和野共存病院の駐車場でありました。平成２２年３月、入札を行い、町内の業者と請負契約を締結。しかし、津和野町は建設場所の確保ができていない状況になっておりました。

その後、建設場所を津和野共存病院裏側に計画を変更いたしましたが、ここでも関係機関等との確認ができておらず、建設予定地が今度は木部公民館に変更になりました。

しかし、またしても関係機関等の了解が得られず、計画を変更。平成２２年９月、請負変更契約を交わし、最終的に現在の場所である日原診療所向かいの場所に建設をいたしました。

これまでの計画変更によって、請負業者に対し津和野町は着工延期の保証をするとして、何度か全員協議会が設けられ説明が行われました。

しかし、津和野町と請負業者との保証額には差があり、最終的に津和野町を被告として、損害賠償請求裁判が行われることになりました。

平成25年7月、裁判所より和解金約216万円を原告に支払うという和解案が示されましたが、津和野町はそれに応えませんでした。

平成25年10月、一審は町の責任を認め、156万円の支払いを津和野町に命じました。津和野町は金額の根拠が不明だとして控訴、請負業者も判決を不服として控訴いたしました。

平成26年、二審は津和野町に対し「信義誠実の原則に対する不法行為」として損害賠償金220万円を支払うという和解案を示し、双方がこれを受け入れ、和解が成立いたしました。

そこで、まずこのことについて、ここまでの設計額、裁判費用はいくらかかったのかをお尋ねいたします。

次に、一審で明確にならなかった金額の根拠が、二審ではどのように明確になったのか、また、二審において和解が成立しているが、和解金ではなく損害賠償金である、このことについての所見を伺います。

そして、今後の感染症外来施設の利活用についてお尋ねをいたします。

当該事件の発端は、請負業者の責任について工事請負契約の約款第48条において、請負業者に責任がある場合の解除について違約金が請負金額の10%と明文化されておりましたが、発注元である津和野町の責任については明文化されていなかったことが、まずは問題ではなかったかと私は考えますが、さまざまな検討の中で、今後の再発防止としてどのような策を講じられたのかをお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

感染症外来施設に関する設計額は207万8,580円、裁判費用は損害賠償金を含め321万9,665円であります。

次に、一審で明確にならなかった金額の根拠が、二審ではどのように明確になったのかにつきましては、津和野町は変更契約を締結したため、相手方には逸失利益はないと考え訴訟対応をまいりました。実際に、一審においても津和野町の主張が認められ、逸失利益は認定をされませんでした。

しかしながら、広島高等裁判所松江支部においては、本件において、変更契約はされているものの、用地が変わったこと、建物の設計が変わったことから、実質的には別契約がなされたものとし、当初契約については、履行不能による逸失利益の発生があると判断されました。

また積極損害においても、一審の判決では、民事訴訟法248条に基づき、立証がなされていない部分についての賠償が認められておりますが、このたびの広島高等裁判所松江支部においては、第一審では出ていなかった主張がなされたり、補充証拠の提出（例えば、第一審では提出されておりました収入印紙が貼付された契約書など）がな

され、損害との対応関係が明確になった部分があったため、和解に応じることになりました。

和解金と損害賠償金の違いについては、裁判上の和解が成立しているので、裁判上の和解に基づく債務ではありますが、その内容を具体的にみると損害賠償債務であり、その点を明確にするため、和解調書上は「損害賠償金」という名目になっております。

本施設は、新型インフルエンザの発熱患者に対して迅速に医療を提供することを目的に、国の地域活性化・経済危機対策交付金を活用して建設した施設であります。設置後において新型インフルエンザの発生がなく、現在までその目的での利用はない状況にあります。

平成24年度からは、新型インフルエンザ等の県内感染期以降、強毒性等の場合でも外来診療を実施する医療機関（協力医療機関）として県に届け出をしており、県からの要請に応じて外来診療を行うこととなっております。

本来目的での利用がない状態での施設利用ではありますが、緊急時の対応に支障がないあいたスペースを活用して、健康相談を月1回実施しておりますが、今後も引き続き実施をしていきたいと考えております。

再発防止策につきましては、不適正な事務処理により訴訟に至るまでの状況となりました。個々の対応について不備があったことはもちろん、組織全体としても管理体制が不十分であったと捉えております。

個人のミスが町全体の信頼喪失につながるという意識や、業務に対する問題意識の欠如や職場内での情報共有の不足、さらには、職場において支え合う意識が希薄化したことから、業務を進める上での注意すべき点などの共通認識がなかったことが原因・要因の一つとして考えております。

今後は、このような不適正な事務処理が繰り返されることのないよう、組織として全体的に体系をまとめ、さらなる充実・強化を図ることにより、町政に対する町民の信頼確保はもちろん、その他関係機関に対し、一日も早い信頼回復に向けて取り組む所存でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） このことについては、もう裁判で和解が成立していることでありますので、深く問題の追及はこのたびはいたしません、今後、二度と再発しないよう全庁取り組んでいただきたいと思います、この質問を終わります。

次の質問に入らせていただきます。防災行政であります。

今定例会においては、デジタル防災行政無線整備費、総額で3億555万8,000円の予算が組まれておりますが、平成24年12月定例会においては、臨時災害放送局用FM装置と手回し式臨時災害FMラジオを取得いたしました。

平成25年7月28日に発生した豪雨災害においては、7月29日8時58分から、なごみの里を臨時災害放送用FM装置の送信所として設置し、名賀地区の一部に向け被災した住民などを対象に災害対策情報、生活関連情報などを提供いたしました。

災害時における情報伝達手段として活用することは言うまでもありませんが、日ごろから住民が使い慣れておく必要があると考えます。イベントなどでコミュニティーFMとして、情報発信機器として活用するようにすべきではないかと思いますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災行政に関しての御質問についてお答えをさせていただきます。

大規模災害が発生した際の情報伝達につきましては、CATV回線を活用したテレビでのテロップ放送や、告知端末及び屋外拡声器を通じて情報伝達をしているところがあります。さらに、携帯電話各社が提供する緊急速報メールや衛星携帯電話等の多くの通信手段を活用して情報伝達を行い、住民の皆様の避難行動の支援を進めているところでございます。

一昨年の豪雨災害時には、CATV回線が破断したことで被災地域との十分な情報連携が図れない事態が発生をいたしました。このことを受け、防災行政無線の導入について平成27年度から工事に着手するため、当初予算に計上したところでございます。

臨時災害放送FM局は、災害発生時にFM波の周波数割り当てを中国総合通信局に申請し、許可があった後に被災地域へ放送を行うものでございます。このシステムは、平地で使用する際には比較的簡単に電波の発信が可能となるため、情報伝達の有効な手段であり、事実、東日本大震災で被災した東北では、既存のコミュニティーFM放送局等が主体となって臨時災害放送FM局として放送をしたところであります。

ただし、当町のような山間の地形では電波の届く範囲が限られ、一昨年の運用状況を見ると電波が遠くまで届かない状態となりました。

議員御提案の臨時災害放送FM局のイベント等での活用についてであります。通常放送するコミュニティーFM放送局の場合は、電波を送信する施設設備が必要になることや、運営に係る手続き等が臨時災害FM放送局とは異なるため、本町におきましては、現状では困難であると考えております。

町としては、いつ起こるかわからない災害へ対応するため、周波数割り当てや電波利用料等の必要のない極めて狭い範囲で行う通信テストを定期的を実施し、今後も有事に備えたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、今の御答弁の中で、電波の届く範囲が限られるということですが、これを導入した際、津和野町の地形は基本的には中山間地

域でありますので、こういった災害が起ころうともやはり地形の問題というのは発生すると思います。

しかしながら、それを想定して僕は導入したのではないかと思っているのですが、電波の届く範囲というのは、どれぐらいのものになるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員御質問の電波の届く範囲でございます。

範囲ということで、いわゆる送信施設から何キロという部分がはっきり申し上げることができませんけれども、先ほど町長の答弁がございましたように、本町の場合、山間あるいは（ ）等の急峻な地形等でございます。平地では距離を申し上げることが、ちょっと資料が今、手元にございませんで申し上げられませんが、かなりの距離が届くと。

ただ、今回のように、名賀地域に向けての放送でございましたので、なかなか急峻な地域に対しての放送であったという部分と、電波の指向性のある部分、あるいは山間の高いところから電波を流せば、当然ある程度の電波の頒布はなるかと思うんですけれども、そういったしますと、放送局のほうから受けました周波数の混信という部分も考えられますので、今回、災害という状況でございましたので、高いところからという発信もできない状況でございました。当初のそういったところの見込みの部分が若干甘かった部分もございますが、そういったところで今回は運用したということでもあります。

答弁の中ではっきり電波の届く範囲というところが、ちょっと今、手元に資料がございませんので、お答えできないところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） いわゆるこのFM装置ですが、定期的に試験は実施するということですが、実施されているんですよね、恐らくこれまで。ただ、今、たまたま手元に資料がないのでわからないということで、さまざまな地形、さまざまな地域でこの電波がどういうふうに届くかというテストはされているということなのか、それとも今後されるということなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 試験につきましては、定期的に行っております。半年に1回程度ということで今行っております、ただ、いわゆる試験につきましては、この臨時災害FM放送局の周波数の割り当てという部分が、災害発生時に申請をしまして、口頭申請を含めて、総通局のほうから周波数の割り当てを受けますので、いわゆる試験につきましては、数十メートルの狭い範囲で電波が届くかという試験でございますので、広範に届くような試験をしているわけではございません。あくまでも周波数の割り当ては、災害が起きた場合に割り当てを受けまして放送いたしますので、機器の電波の発信の試験という格好での試験でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（２番 川田 剛君） このたび、今提案させていただきましたイベントでの利用ということなのですけれども、今御答弁ありましたように、発信のテストであって、あくまでどの範囲で使えるかというテストではないというふうに私は捉えました。このイベントで使うということにどういった意味があるか、これは、益田広域消防本部の警防課の方から御提案をいただきまして、津和野町の場合というのは、災害が発生したときに使うから基本的に届くか届かないかわからないと。イベントなどの利用で基本的に普段から使うことによって、発信側がどこまで届くか、そして住民の方も、常日ごろからFMを利用するという状況が防災につながるんだと、だからこそ、津和野町としてはそういったイベントでも利用してほしいということを益田広域消防本部のほうからも言われた中での提案でありまして、いろんな運営に係る手続きが災害発生時と異なることもあるかもしれませんが、事実を確認していただいて、やはり日ごろからFMを利用していただきたいなど。

また、受信になる手回しのFMラジオでありますけれども、これもやはり持っている方、一応全戸配っておりますので、ほとんどの方が持っていらっしゃると思いますが、基本的に使用されている方というのは、わずかではないかと推測しております。

どういった使い方ができるかというテストされた方、また電池がどういった電源なのかなとか、まだ御存じでない方、多くいらっしゃると思いますので、このFM装置と手回しラジオを利活用することをお願いしたいと思います。

答弁があればお願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 再度の答弁になりますが、本町の臨時災害放送FM局につきましては、災害発生時に総通局のほうに申請をいたしましてFM周波の割り当てを受けますものでございますので、益田広域の御担当の方からどういうお話をされたのかという部分がちょっとわかりかねますけれども、基本的にいわゆるコミュニティーFM放送というのは、扱い方につきましてはできないという認識でございます。本町の災害放送FM局につきましては、コミュニティーFM放送的な使い方をする申請を仮に総通局のほうに上げましても、周波数の割り当てが当然できない、していただけないというふうな認識でおりますので、そういう方向性となりますと、いわゆるコミュニティーFM放送への切りかえという格好になろうかと思いますが、そういたしますと当然、平常時の放送等も続けるような格好になりますので、運営母体なりスポンサーといえますか、そういったところも含めての検討課題になろうかと思っておりますので、そういうところは今現状では、本町の場合考えておりません。

それから、配付いたしましたラジオ等につきましては、配付当初につきましては広報等を通じまして周知に徹底してまいりましたが、２年経過したところでございますので、また定期的に使用方法等につきましては、今後周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 2 番、川田君。

○議員（2 番 川田 剛君） 一応確認していただいて、こういった手続きになるかをお願いしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

津和野町にある道の駅施設には県内外から多くのキャンピングカーを初めとする R V 車が停車しているのを目にいたします。以前の質問においてオートキャンプ場の整備を提案しまして、シルクウェイにおいて整備が進められていると。

山口県の道の駅、ゆとりパークたまがわの関連施設であります R V パークたまがわではオートキャンプ場と田万川温泉が併設されておりまして、電源施設が設けられています。R V パークとは、家庭用の家電が使用できる電源施設で、平成 2 4 年に田万川温泉に第 1 号施設が設けられ、平成 2 6 年 1 1 月現在では全国 3 9 カ所に R V パークが広がっております。津和野町においても導入するべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、道の駅施設に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の R V パークにつきましては、田万川温泉を初め、近隣では美都温泉にも整備されており、徐々に各地で整備が進められております。

本町といたしましても、道の駅シルクウェイにちはらにおいて、整備に向け既に検討を進めており、駐車場の一部を活用して 2 台分（約 4 0 平方メートル）のスペースに A C 電源供給スタンド（1 0 0 ボルト）2 基、路面舗装及び塗装、表示標識・車どめ等の設置を想定しております。

R V パークを推奨する日本 R V 協会には認定制度があり、認定されれば日本 R V 協会のホームページやキャンピングカーユーザーのブログなどで道の駅などの P R ができるなど、新たな道の駅施設利用者の確保が可能となり、収益拡大につながるが見込まれます。

引き続き、道の駅の活性化や施設の充実を図る取り組みを進める中で、R V パークにつきましても、近隣の R V パークの利用状況などを踏まえ、検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2 番、川田君。

○議員（2 番 川田 剛君） シルクウェイにちはらにおいての検討が進められているということでもありますけれども、やはり津和野にある二つの道の駅の施設、どちらもキャンピングカーを多く目にしております。

ちなみにこれは R V パークたまがわの資料でありますけれども、施設の管理料、いわゆる利用者が 1 台 1, 0 0 0 円で利用できます。2 5 年度がその利用で 1 4 万円、平成

26年度でこちらも10万円近くです。平成24年の7月にオープンしておりまして、累計で37万円のまず施設利用料が収入として上がっております。

電気の利用料に関しましては60分100円で、24年、25年、26年で合計で19万6,300円、ゴミの処理料などを含めまして1万7,000円、利用合計が3年間で58万3,300円だということになります。

では、施設はどれぐらいの金額かと。第1号施設で、1基導入するのに約30万円。たまがわは4基導入しているんですが、1号ということで、うち2基は業者が寄付をしたと、そこで60万円で2基を購入し、計4基で60万円です。津和野町が2基置くと、金額が変わらないということであれば、3年間でほぼ元は取れると、利用料についても、いろいろ設定の仕方があるということなんですけれども、十分これは設置する価値があるというふうに、ゆとりパークたまがわのほうでは支配人の方がおっしゃっておられました。

ぜひ、今後RV車、電気の利用というのはどんどんふえてくると思いますので、道の駅のシルクウェイのみならず、津和野なごみの里のほうにも設置を検討していただきたいと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘の津和野温泉なごみの里もということでございます。今現在25年度で、日原の道の駅の利用者数が大体30万人、それから、津和野の道の駅が20万9,000人程度の利用になっております。

シルクウェイにちはらのほうには、ことしグランドゴルフ場の休憩あるいは炊事棟ということで整備をさせていただきました。現在、去年の4月からことしの2月末までに、グランドゴルフ場の使用者も6,800名ということで、利用料金も141万7,000円、グランドゴルフ場の収入として指定管理者のほうで受けたということでございます。

議員御指摘のRVパーク、田万川と美都のほうにもございます。そちらのほうも視察をさせていただいております。議員御指摘のように、経費的なところについては、ある程度3年以上のところで元が取れていくというような状況も承知をしているということでございまして、今後EVの施設もつくっていく予定にしておりますので、そういった部分を含めて、シルクウェイにちはら、あるいは津和野温泉なごみの里ということで検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今御答弁ありました簡易な炊事ができる施設は、今年度にできると思うんですけど、いつごろ完成予定かお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） シルクウェイにちはらのほうに今建築をしております炊事棟については、平成27年3月末ということで完成を予定しております。

○議長（沖田 守君） 2 番、川田君。

○議員（2 番 川田 剛君） よろしく検討していただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、2 番、川田剛君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 10 時 30 分まで休憩いたします。

午前 10 時 17 分休憩

.....

午前 10 時 30 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序 1 番、後山幸次君。

○議員（1 番 後山 幸次君） 1 番、後山でございます。それでは、通告をしておきました件について、順次質問をしてみたいと思います。

まず第 1 番目に、公共事業についてあります。入札制度の見直しについて、お伺いをしたいと思います。

1990 年代後半から続きました公共事業の減少、この背景には、無駄な公共事業とか、コンクリートから人へとか、ある政党の戦略によりまして、公共事業は激変をしたところであります。受注競争の激化や経営難が続きまして、廃業に追い込まれました建設会社も相当数にあるわけであります。

このような状況の中で島根県は、本年度の発注工事から入札制度の見直しをされております。

入札では、改正公共工事の品質確保、促進法というのが施行されまして、入札では直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の 4 項目で、日程単価を基に予定価格が算出されております。

また、工事の質を保つために、設定単価に対する、また、掛け率についても下限を設けまして、最低限度価格を積算されておるわけですが、今回の見直しでは、資材費、材料費を含む直接工事費の掛け率については、95%から 100%にアップされております。一般管理費につきましても、55%から 70%に引き上げられておるわけがあります。このような結果、予定価格が例えば 1 億円の工事の場合、最低制限価格は従来の 87.8%から 92.5%に上昇しておるわけがあります。

そして、予定価格に対する損益分岐点は 90%から 93%に達することになるわけですが、津和野町の 4 項目に対する管理費は低く、島根県に準じて掛け率をアップされ積算されまして入札制度の見直しをされるお考えがありますか、お尋ねをいたします。

2 点目ではありますが、国土交通省中国地方建設整備局が女性の技術者の配置を参加資格の条件とする総合評価方式の入札を導入されております。出雲市内の山陰自動車道の

建設工事発注がされておりますが、これには5社が入札参加されております。中国地方では初めての試みであるようであります。

こういった工事の中で、土木部門で女性が一級土木施工管理技士の資格を持ち、子育てをしながら道路工事現場で働かれている。今回の入札は、女性技術者の活用を目指し、国土交通省と建設業界5団体が策定された合同計画に基づいての実施されたものであります。津和野町の建設会社の中でも、先を見通されて女性の技術者を養成されて、一般土木施工管理技士の資格を取得されて現場で活躍されている女性もおられます。これはまさに、技能労務者確保について、また人材育成に対する会社の貢献であると思っております。

町では、いろいろな農林業従事者に対してはいろいろな助成があるわけですが、建設業の従事者に対しましても資格獲得までの何らかの助成制度に対するお考えはないか、これからでも検討されるお気持ちがあるかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、入札制度の見直しについてでございますが、公共工事の品質確保を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる品確法が施行され、このたび「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」が示されました。

議員御指摘のとおり、最低制限価格は、津和野町最低制限価格の設定に関する要綱の規程により、工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に一定の率を乗じ算出しております。この率については島根県を参考にしており、県の改正に準じ改定してきた経緯があります。

また、さきに述べました運用指針の中でも、ダンピング受注防止のため、最低制限価格の適切な設定が発注者に求められているところであります。しかしながら、工事コストやさまざまな状況を分析し、適切な最低制限価格の設定を独自で判断することは極めて難しいことから、これまでどおり島根県の見直しを参考に改定したいと考えております。

次に、総合評価方式に関して申し上げますと、運用指針の中で、「若手や女性などの技術者の登用を促す」、「地域における社会資本を支える企業を確保する」、あるいは「賃金の適正な支払い、社会保険の加入などの労働条件の改善」など、担い手育成・確保の観点から、発注者のみならず、受注者に対する内容も示されており、それらを条件とする国土交通省の要件は、まさに指針の示す中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の見本となるものであると考えております。

しかしながら、本町におきましては、一昨年の豪雨災害の早期復旧を目指し、災害復旧事業の進捗に鋭意取り組んでいるところであり、発注者・受注者ともに負担がふえる

総合評価方式については、円滑な工事発注を優先する観点から、同事業の完了が見込まれた後に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、これら以外の入札制度の見直しについては、「品確法」を中心に密接に関連する「入札契約適正化法」、「建設業法」も一体として改正され、発注者が「必ず実施すべき事項」と、「実施に努める事項」が定められておりますので、それらを十分に検討させていただき、国、県あるいは近隣自治体の動向を注視しながら順次対応していきたいと考えております。

続いて、建設業界の技能労務者への助成制度についてであります。先ほども触れましたが、今回の運用指針にある「若手や女性などの技術者の登用を促す」ことにより、公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資するため、受注者等への公的な助成制度の創設については、議員御指摘のとおり必要であると考えております。

厚生労働省におきましては、建設労働者確保育成助成金やキャリア形成促進助成金制度等の創設により、建設労働者の技能向上や、従業員の中長期的なキャリアアップを支援しているところでございます。

本町におきましても、平成25年度に津和野町個別商業包括的支援事業補助金のメニューに中小企業人材育成事業を創設し、中小企業の経営者や従業員が技術向上や経営管理等の人材育成を目的とした研修等に取り組むことに対し、必要な経費の一部を助成をしているところでございます。

今後も、これらの助成制度のさらなる周知を行いながら、若手や女性を含めた建設業界の人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長より答弁をいただきまして、今後建設業界の若手や女性を含めた人材育成にも努めていくと、このような答弁でありました。町のほうも一歩前進したというふうに思っております。なるだけ早い対応をしていただくようお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に入ります。

2番目に、まちなか再生総合事業であります。まず1号物件について、本事業の目的は、観光客が滞在できるようなまちなか迎賓館として町家ステイ等の観光施設整備をし、観光客の滞在時間を延長させ、まちの中を回っていただくということで、経済的な効果を生み出すことを目的といたしました事業で、町も3,200万円ばかりの投資をされたわけであります。管理運営は観光協会に託されておるわけであります。今日までの営業実績と、また、この前まで駐車場の確保にいろいろ尽力されておったというふうに聞いておりますが、これの進捗状況はどのようになっていますかお伺いをいたします。

2点目でございますが、第2号の物件について、これについては、推進協議会が地方自治法の202条の3項に定めてあるわけでございますが、この推進協議会は既に任期

が過ぎておるわけですが、新しい委員構成と２号物件についての協議、内容、今後どのように計画をされておるのかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まちなか再生総合事業に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、１つ目の御質問であります、町家ステイ戎丁の営業実績につきましては、指定管理者である町観光協会に確認をいたしましたところ、平成２６年１１月２９日より平成２７年１月末までを試行期間として、宿泊された方々に聞き取り調査等を実施し、問題点をチェックするとともに、改善に向けた取り組みをしてまいりました。したがって、正式なオープンは２月３日からであり、先般３月１８日まではオープン企画「お試し泊」として御案内をしてきたとのことでございます。

お試し期間のモニター価格や、旅館等と連携した朝食などプランによる価格設定はありますが、１１月末から１月末までの利用件数は５件、宿泊者数１４名で料金収入は１６万７,０００円、その後、２月の正式オープンから現時点までは、予約１件を含めまして利用件数４件、宿泊者数１５名、料金収入は約２２万２,０００円と伺っております。

泊食分離による町内旅館との連携により、現在、夕食が３プラン、仕出し２プラン、朝食３プランと、各旅館等へ出向き、また仕出しによる食事内容等をホームページで公開し集客に努めておりますが、初めての試みであり、ホームページの整備を徐々に行いながら運営している状況で、本格的なＰＲには至っておりません。今後さらに内容をブラッシュアップし、連携するホームページとのリンクを進め、春の観光シーズンに向けて強化をしていただくよう、町としても協力してまいりたいと考えております。

また、駐車場につきましては、町営の駅前第２駐車場に２区画を確保し、宿泊者等の利用に対応しております。

２つ目の御質問であります、まちなか再生推進協議会につきましては、この事業を進めるに当たって物件の選定や具体的な活用とその運営方法など、広く町民の皆様の御意見を伺う必要がありましたので、平成２４年２月１５日に任意の組織として設立され運営をしてまいりましたが、議員御指摘のとおり任期を平成２６年３月３１日までとしておりまして、その後今日まで新たな選任も行っていない状況にあります。

一方、平成２５年４月の津和野町歴史的風致維持向上計画の認定を受け、まちなか再生総合事業については、この計画の中の事業の一つに位置づけて実施してきておりますので、同計画との整合性を図る観点から、法定協議会である「津和野町歴史的風致維持向上協議会」のもとで、今後の物件選定を含め方向性を検討するべきと考えているところでありまして、内部協議も進めてきているところであります。

現在実施設計に入っております２号物件の具体的な活用やその運営方法についても、広く御意見をお伺いする機会を設定したいと思いますが、現在、新年度において重伝建

地区を中心に、歴史的風致維持向上計画の重点区域（津和野地区）での町並み保全とその活用を図るための組織として、商工会や観光協会の推薦による会員や登録有形文化財保持者の会代表者、伝建地区内の建物所有者の代表、設計士、公民館長等で構成する「まちなみ保存会（仮称）」の設立を検討しておりますので、この保存会において御意見をお伺いしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 2号物件につきましても、巨費を投資する事業であります。絶対に禍根を残さないような綿密な計画、実施、運営を強く求めておきます。御答弁はよろしゅうございます。

次に、地域提案型助成事業についてお尋ねをいたします。

この地域提案型助成事業につきましては、ようやく3年間の助成事業が終わったわけですが、この事業ほどいろいろと物議を醸した事業は、今までに本当にありませんでした。

また、その反面、この事業で隣人同士のきずな、地域の結束力を痛切に感じたところもあったわけであります。この事業のよさも私は体験をさせていただいたわけですが、ただ、この事業が、町民の平等性からみると本当に欠けているというふうに私は思っております。と申し上げるのは、やはり金銭の問題であります。これまでも、いろいろ課長さんらも検討されてきておるわけでありますが、今年度からまた新たに12地区のまちづくり委員会で対象事業を検討されておるようでございますが、この向こう3年間の事業に対して、助成の配分、金額に対しても、絶対に禍根を残さないようなその配分方法を検討していただきたい、このように思っておりますが、どのような方針でやられるかをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域提案型助成事業に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

平成24年度に公民館エリア等で設置された12のまちづくり委員会では、地域提案型助成事業の活用等による地域課題解決など、まちづくりの取り組みが進められてまいりました。

今年度は、平成24年度から開始したまちづくり事業が3年目の最終年度であり、次年度以降の取り組みについては、各まちづくり委員会と行った意見交換会や事業評価シートの提出によりいただいた御意見や反省点をもとに、新たな制度を構築しております。

次年度以降の財政的支援制度としては、第1に地域提案型助成事業の内容を1部変更して継続をしたいと考えております。具体的には、まちづくり委員会からの提案を受けたソフト事業に対する補助金助成制度と考えており、これはまちづくり委員会全体で取り組むものとし、事業の遂行に当たっては、可能な限り公民館と連携の上で実施するものいたします。

また、補助金額については、まちづくり委員会の人口規模などに関係なく、提案内容が補助金の目的に合致した取り組みに対して予算の範囲以内で交付するものでございます。

第2の支援制度として、まちづくり組織交付金制度を新たに創設し、実施をしてまいります。

これは、まちづくり委員会を構成する自治組織を対象とした交付金制度で、自治組織とは、自治会または自治会のない地域の町内会や商店会を指します。

この交付金は、集会所の電気料などの恒常的にかかる経費やイベント開催に必要な事業費など、アルコール類への支出を除き何にでも使用でき、基金として積み立てることも可能でございます。

以上の2つの制度を、平成27年度から29年度までの取り組みとして進めたいと考えております。

なお、まちづくり委員会を運営するためのまちづくり委員会運営費補助金は、これまでと同じ内容で継続をいたします。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 再三私が、町民がみんな平等に受けられるようにというふうな言葉を使ってお願いをしておりますが、まだ時間はあります、この間に補助金制度の検討については、再度協議をしていただいて、絶対にこの事業で禍根を残さないような事業にさせていただきたい、このように提言をしておきます。

御答弁は、よろしゅうございます。

それでは、小規模通所介護事業についてお尋ねをいたします。

厚生労働省は4月より小規模な通所介護、デイサービスであります、この事業者に支払う介護保険サービスの報酬を大幅に引き下げる方針で、小規模型の基本報酬は9%前後に下がるとのことのようではありますが、14年度3月まで全国には約3万9,000の施設があったようではありますが、ここに通われた利用者は173万人が利用されたというふうな新聞報道もされております。この施設の半数を超えているのが、小規模型事業所であるわけであります。

厚生労働省は15年度から方針を展開し、合併による規模拡大や宿泊と訪問を組み合わせたサービス移行を促す考えで、都道府県が担う指定や監督の権限を市町村に移し、16年度から実情に応じた施設数をコントロールするというふうなことが打ち出されておりますが、津和野町もまた介護保険は今年度より3年間、第6期となるわけですが、この介護保険の基準月額が第1期より、第1期は2000年から2002年の3年間ではありますが、当初2,758円であったものが第6期になりますと5,680円になり、4月より向こう3年間、65歳以上の高齢者が支払う介護保険料の平均基準月額見込みでこれがあるようであります。

また、全国的に600の通所介護施設が加入されておりますリハビリデイサービス協会によりますと、既に撤退を決めた事業所もあるというふうに新聞でも報道されております。今後さらに撤退をされていく事業所がふえるのではないかと、このような予想がされておるわけでございますが、今現実に津和野町で小規模な居宅介護の支援事業所が経営不振で廃止し撤退されるような現状が起こった場合には、介護補助を必要とされております利用者は、全く行き場を失うわけになるわけであります。そうなりますと、生きる意欲も減退をさせることにもなります。

町長はこの前の施政方針の中で申されております。津和野町の高齢化率も44.3%、昨年より0.9ポイントも上昇しておると、また高齢独居所帯も増加の状況にありまして、高齢者の支援は本町の福祉施策の中でも最も重要な事項であると、このように申されておるわけであります。

特に後期高齢者がふえている現状で、事業所に対しまして再生支援の対策を講じないと、本当に遅れをとり取り返しのつかない状況になる恐れがあると私は思っておりますが、我々人生の先輩であります方々が老後の安定した介護施設への安心して行かれるような対策を講じていただくためには、こういった地域提案型助成事業の中で小規模の介護施設に対してのいろいろな支援を早急に打ち出されるべきであるというふうに私は思っておりますが、これについて町長の御見解を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、小規模通所介護事業所に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

今回の介護報酬改定率は、全体でマイナス2.27%となっております。その内訳につきましては、介護職員の処遇改善分がプラス1.65%、認知症・中重度対応分がプラス0.56%、介護報酬適正化分がマイナス4.48%であります。介護事業者にとっては、大変厳しい改定内容とも言われております。

このような状況下においては、ふえる介護サービス需要に対応し、また介護保険制度を維持していくために、限られた資源を有効に活用していかなくてはなりません。したがって、介護事業者の皆さんには、従来以上に提供するサービスの質の向上が求められるとともに、効果的・効率的な事業所運営並びに安定経営が求められることは間違いございません。

この改定による影響ではありますが、現時点での具体的な予測は難しいと考えており、町といたしましては、今後各事業所の運営状況、サービスの利用状況及び現場の状況などの実態把握に努めるとともに、必要に応じ県等と協議し対応していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） この問題は老人にとっては大変な問題であります。私自身も既にこのお世話にならにゃならんような年齢に達しております。そういったこ

とも踏まえて一生懸命町長にお願いをしておきたい、このように思っておるわけですが、この介護事業の実質調査を早急にされまして、ふえる介護老人の対応に対しまして、事業所の財政支援の対策等を早急に現場を把握されまして、また町単独ではできないこともありましょう、県とも協議をされた上でそのように対応していただきたい、このように提言をしておきます。

もし御答弁があれば、お願いをいたします。

○議長（沖田 守君） はい、ありますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御質問の小規模通所型の介護事業所等ですが、議員も言われましたけれども、小規模については報道等では9%の報酬等下がるということでございます。

各事業所におきましては、なかなか今の現時点で定数等も違いますので正確な数字は抑えておりませんが、町内にある小規模事業所につきましては約6%程度の報酬等のマイナスが見られるのではないかと考えております。

東京都等では介護職員さんに2万円等の月額報酬を支払うというようなこともやっておられます。なかなか大きな、東京でするのでやれることではありますが、町としてもそういったことはできないにしても、何らかの形で事業所等と協力しながら進めさせていただいたらと考えております。

第6期計画におきましても各事業所があることを前提に今後3年間の計画を作っておりますので、津和野町にとって各事業所の必要性は大事だということを感じておりますので、今後も議員さんの提言を踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さんの暖かい御答弁に感謝を申し上げまして、期待をしておきますのでよろしくお願いをいたします。

私の一般質問は以上で終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 11時15分まで休憩といたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 4番、岡田克也でございます。通告に従いまして質問いたします。

まず、1点目でございますけれども、観光産業振興についてであります。

北陸新幹線の開通により空前の北陸ブームが起こっております。九州新幹線の開通もあり、高速道路もつながっていない当町にとっては、観光産業はまさに正念場だと思われます。

やはり、当町が全国に誇れるものは、4年連続清流日本一の高津川のアユであり、全国から天然アユを求めて当町に来町されます。昨年は、災害の影響もあったと思われますが、かつてないほどの不漁でありました。町として、漁協や周辺自治体とどのように協力して、今年度の天然アユの漁獲量の増加対策を講じているのか、1点お尋ねいたします。

また、平成29年度以降、SLやまぐち号としてD51型蒸気機関車が、西日本初となる運行を決定をされました。このことは町民としても心から喜んでおります。まだ2年ありますが、C57蒸気機関車とともに最も人気のある2大SLでもあり、告知も含めて観光に寄与できるのではないかと考えておりますが、所見をお尋ねいたします。

また、安蔵寺山の伏流水が育む島根わさびなどの山菜、笹山の里芋、津和野栗、お茶などは、県外の人からも、実際に私がお聞きする声も、全てとてもいいものであるという絶賛をいただいております。

例えば、津和野栗も全国で大変好評ではありますが、生産者から聞きますと、生産者の高齢化とともに生産量が大幅に落ちており、これからますます収穫量も減ってくるのではないかとというそういう懸念を持っておられます。例えば、希望する町民へのクリの苗の提供や、育成方法の講習等も考えるべきではないかと思っております。その点について、所見をお尋ねいたします。

町内でも「このままでいくと、近いうちに破綻する事業者もあるのではないか」と言う声も町中で聞くことであります。本当に厳しい現実の業者の生の声だと受けとめております。事業者の努力はもちろん大事ではありますが、町としても島根県や山口市、萩市などの近隣自治体、商工会や観光協会などと連携しながら観光産業振興に尽力すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今年度の天然アユの状況についてであります。昨年は竿掛によるアユ漁は、近年にない不漁となりましたが、初秋から大型のアユがとれ始め、網漁では前年を上回る漁獲高となりました。不漁の原因は、前年の産卵期が台風の影響で増水し、魚卵が流されたためであります。高津川漁協では放流魚を予定の80万尾から約20万尾を追加放流し、影響を少しでも緩和しようと努力もされたところでございます。

一方、昨年の産卵期は自然現象による影響はなかったものの、後半で大きくなったアユが網漁で大量に捕獲され、親アユが減少したことにより、流下仔魚が推定5億尾と、

一昨年を1億2,000万尾も下回っていると聞いております。数値だけ見ますと、昨年以上に影響が出る可能性が高く、心配をしているところでございます。

質問にあります漁獲量の増加対策につきましては、漁協としても水産技術センターと協議をしております。状況によっては、禁漁開始日を早める対策が必要ではないかと言われており、そのような措置が実行された場合には、町内漁業者と連携した取り組みが必要と感じております。

また、町で導入したCAS冷凍機器を活用して少ない資源を大切に扱うことも重要であり、推進をしてみたいと考えております。

次に、SLについての御質問ですが、平成25年度運行開始予定であるD51型蒸気機関車については「デゴイチ」の愛称で知られ、全国的にも人気のあるSLであることから、町としても、乗客の増加や撮り鉄と言われる鉄道写真愛好家の増加等、観光においても多大なメリットが想定され、大変喜ばしいことでございます。

運行開始に向けたPRを行うことはもちろん必要だと承知しておりますが、運行開始だけの内容ですと、後々効果は薄くなることが予想されるため、運行開始に合わせて歴史的風致維持向上計画による街なみ環境整備事業を進め、受け入れ体制の整備を行い、より効果的で魅力のある集客やPRに努力をしたいと考えております。

現在、計画にある休憩施設等整備事業において、津和野駅前の旧SL館の解体工事をしておりますが、その跡地を含めた津和野駅周辺の整備を計画中であります。具体的な内容については、平成27年度からJRや関係機関、住民の方々等と連携、調整しながら検討してまいります。JRからも大胆なプランを出してほしい等との前向きな意見をいただいていることから、例えば有名なデザイナーに設計をお願いするなど、現在の課題であるSL転車台へのアクセス等の改善を図りつつ、最終的には津和野駅自体が観光名所となるようなプランを検討したいと考えております。

また、運転開始に合わせて、前回大変好評であったJR山口線全線運転再開イベントと同程度の継続性を持ったイベントを計画、実施することにより集客を図り、新たな観光地津和野としての総合的なPRを展開し、継続的な観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に、御提案のあった特産品生産拡大に向けた支援についてであります。各生産組合においては、今年度も新規会員確保に向けた講習会や補助制度を活用した苗代助成に取り組むこととしております。

特に、クリに関しては「津和野栗」としてのブランド化に向けて、栽培、加工、販売を体系的に取り組み、将来的には町内でのクリの全量活用、原料加工施設の整備等を地方創生事業の中で位置づけ、5カ年計画で進めてまいりたいと考えております。既に1月より、JAや栗生産部会、商工会、観光協会、町が連携し数回にわたり協議をしてきておりますので、御提案の件についてもその中で協議をしてみたいと考えております。

次に、関係機関や団体が連携した取り組みにつきましては、観光協会、商工会はもとより、島根県、益田市を初め、山口県、山口市、萩市等の近隣自治体等と連携し、さまざまな観光PR活動を継続的に行っております。

特に、山口県では、現在NHKで放送されている大河ドラマ「花燃ゆ」を皮切りに、明治維新150年をテーマとした大々的なPR活動や企画等を行っております。

町といたしましても、平成27年度予算に計上しておりますが、萩市、益田市と連携した大河ドラマに関する新たな企画等、大河ドラマ効果で萩市等を訪れた観光客の方々に津和野にもお越しいただけるような取り組み等を計画しております。

いずれにいたしましても、現在、島根県内、山口県内のさまざまな連盟や協議会等に加入、参加しておりますので、これまで以上に積極的な連携をし、誘客につなげてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） まず、1点目の再質問でありますけども、昨年の6月の解禁日はたくさんの釣り客がおられました、その後は今まで見たことのないように高津川にアユ釣りの方々がほとんど見られないという、毎年来られている方も、ことしは高津川にはアユほとんどおらないということで、他地域に行かれましたりして、これは日原地域にとりましても大変な経済損失であります。

釣り客の宿泊や、また食事等にも大きな影響を与えますし、また津和野地域においても、今では天然アユというものを店の大きなメーンの商品として扱っておる店もあります。それだけにやはりこの清流日本一高津川のこのアユの漁獲量というものは、大変大切なものになってまいります。

先ほど、答弁にありました流下仔魚が大分下回っておるとい、一昨年と比べて状況であります。それに対して、漁協としても水産技術センターと協議をしておるとい、そういうことはあるわけでありすけれども、やはり最初にある程度のアユがとれていき、そしてそれがロコミで広がっていくものだと思っております。

例えば、初期段階においての追加放流等は考えておられないのか、そういうことを要望しようという考えはないのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○町長（下森 博之君） 議長、訂正を。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど私の回答の中で1点訂正させていただきたいと思います。

SLについての御質問でございまして、D51型蒸気機関車について平成25年度運行開始というふうに申してしまっておりますが、訂正をさせていただきたいと思います。大変済みません、正しくは、平成29年度運行開始予定ということでございますので、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ただいま漁協では、１００％の高津川産のアユを使って放流をしております。その関係で昨年もそうでしたが、２０万尾の追加はできたということではありますが、今年度も放流は８０万尾を予定しておる、で、少ないようであれば、また追加が２０万尾ぐらいはできるんじゃないかとは思っておりますが、それ以上に上げようしますと、高津川産アユでないものを持ってこななければならないということが起きてきますので、放流数をそれ以上にふやすというのは難しいと思われます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（４番 岡田 克也君） 今、答弁がありましたように、８０万尾から２０万尾ぐらいの追加はできるということでございますので、やはりこれは町内津和野町にとりましても、非常にこう大きな問題でございます。できるだけ高津川漁協とも協議しながら、たくさんのやはり漁獲量がとれるように尽力をしていただきたいと思います。でございます。

そして、もう一点でありますけども、ＣＡＳ冷凍機器がこの春から稼働するわけですが、少ない資源を大切に扱うということの答弁がありました。それを聞きながら私としては、お盆以降に値段が下がる、そのときのアユをＣＡＳ冷凍して、そして年間通じて出せるようにというようなことかとも思いますが、この点について内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 竿掛による生きたアユにつきましては、生かした中でＣＡＳ冷凍に一番いいときに持っていけるわけですが、網でとったものは今までだと普通冷凍の形で冷凍しておりました。そうなりますと、後で料理に使うにしてもなかなかおいしい形でアユを食べることができないということがあったんですが、そういった網でとるやつもＣＡＳ冷凍することによって、料理に持っていけるような使い方も一つには考えておまして、そういった少ない資源をおいしくいただいてもらうようなことに活用していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（４番 岡田 克也君） ＣＡＳ冷凍については、農業者を初めとして大きな期待も寄せられておりますので、いろんな形で、今の言われた網でとったアユの加工等も含めながら、これも価格的にもＣＡＳ冷凍すれば、今までよりも高い価格で取引もされるであらうし、また、それが活用されていくと思いますので、そのＣＡＳ冷凍についての検討等をより進めていただきたいと思います。でございます。

３点目の質問でありますけども、先ほど答弁の中にありました、旧ＳＬ館を解体して駅前を整備していくという、そういうことがありました。

ＪＲからも大胆なプランを出してほしいという、そういう意見もいただいております。有名デザイナーに設計をお願いする、そしてＳＬ転車台へのアク

セス等の改善ということでありました。そして、津和野駅自体が観光名所になるようなプランということでありました。

例えば、広島のマツダスタジアムなどは、球場に向かう動線などに選手の写真などを掲載したりしております。動線に全てのＳＬの機関車のパネルの展示をしたり、いろんな形で動線をつくることもできるでありましょうし、また観光客が来られたときに、その駅前が閑散としておるというのではなく、例えば現在大変好評の津和野のマルシェをそこでＳＬの到着時間に合わせて開催するとか、いろんな形でにぎわいづくり、来たときに先日はよさこいや神楽など大変盛り上がり、一日にぎわいが創出されたことでありましたが、いつもそのＳＬが来るようなときに、そのような駅前のにぎわい、そしてまた動線などを考えていけば、またやはり到着してきた方々が来てよかったなという思いも抱かれるのではないかと思います、その点について、考えておられることなどがありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） このＳＬに対する期待というのは、今議員さんもおっしゃりましたように、今回、先日が初日でございましたけども、本当に大変な満席状態で参りました。

非常に町の中が生き生きしたといいますか、その日は宿泊も全旅館が埋まったというふうにも聞いております。そういったことで非常に効果の高いものでございますし、先ほど町長が回答いたしましたように、やはり駅前を中心にまずは人が動くわけでございます。一つの観光の玄関口でもございますので、そういったものをうまくつなげながら、本町、殿町、そして回遊していただいて、高岡通り回ってくれるような形で、人がこう回遊するシステムをつくっていくべきではないかなと思っておりますし、堀庭園のほうもございますので、そういったところにうまく結びつけることも今後は考えていかなければならないかと思っております。

何にしても貴重な素材でもございますし、また新しい同じＳＬでも新たな、何と申しますか、情報発信ができることだと思っておりますので、そういった状況の中で、ことし上げております特に駅中心の整備計画というのは、今後重要なことになってくるかと思っております。

○議長（沖田 守君） ４番、岡田君。

○議員（４番 岡田 克也君） 次の点でありますけども、津和野栗であります。

数年前に一般質問をしたときから、非常にこうたくさんの方々が連携して協議をされ、そして進めておられるという状況もかいま見るわけであります。

最初に聞いたのは、レストランのほうのシェフのほうから津和野栗というのが大変全国で評判がよいと、特にスイーツにしても甘味が深く、そして料理にしても大変味わいが深いという、そのクリが町内で加工されずに四国のほうで加工されているというその

現状から、これが町内で加工されれば、生産から加工まで大きな経済効果が町内に見込まれるということでありました。

その中でこうして少しずつ進んでおり、27年度からは地域おこし協力隊が研修に行かれるということで、また今ただいまの答弁では、5カ年計画で整備をしていきたいということでありました。

非常に一つの計画が立てられて、着実に進んでおる印象を受けるわけでありますけども、この計画は5年後には、町内でその加工生産ができるところまで持っていきたいと考えておられるのか、その点について、今からのスケジュール等も含めましてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） この計画は、今議員さんが申されたとおりではございます。

5カ年という少し長いスパンがかかろうかと思います。やはりクリにつきましては、成木になるまでに時間もかかります。

ただ、今回の計画につきましては、休園状態、廃園はなかなか難しいかもしれませんが、休園状態にあるようなクリ園を生かしながらということにつながってきたいというふうに考えておりまして、そういったものを初年度は、そういったまずは調査なり、そういったところからも始まることになろうかと思います。

そして、クリの苗をつくっていただける方々をふやしていくという、これはもちろん大事なことでございます。

そういったものをまず行いまして、町内の体制整備、そして今度は加工技術的なものを研修に行くわけではございますけども、そういったものは少し次年度28年度にはそういった調理人とか、職人さんとかそういったものを少しふやしていくといえますか、今の地域おこし協力隊ではございませんけども、そういう研修等も受けていただくこととしておりますので、そういったことをきちっとした技術を身につけると。そして、その次の年になろうかと思いますが、一般の消費者に向けての情報発信、ある程度ものが固まってきて加工技術も上がってきて、情報発信もできるのではないかなと思っております。

そういった中で、最終的には津和野のクリというものが一つのビジネスとしてつながっていくというふうに思っております。

この計画どおりにいけば非常に素晴らしいことでもありますし、こういう時代でございますので、ある程度少しずつ前へ持っていくような、スピード感のあるような計画にしていかなければならないとは思っておりますけども、いろんな動きが見えてくることによって、住民の方々もまた動いていただけるのではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 最後に「花燃ゆ」が現在放送されておまして、萩市のほうではかなりそのような効果もあるというふうにお聞きしております。これを何

とか津和野のほうに動線をつなげながら、そして萩、津和野、山口というこのトライアングル、そして島根県も初めとしたそういう観光効果を期待しておるわけであります。

さっき一番最初の質問のときにも申し上げましたが、この町内の業者の方から、このままいくと本当にもう立ち行かなくなる業者もあるのではないかということも、私の自分ところの事業者もそうだとということで、本当に切実な声を聞かせていただいております。

本当に北陸新幹線などのブームで、東京のほうからも目が金沢や富山などの北陸のほうに向きがちであります。しかし、その中でもできることを精いっぱいやりながら、やはり町民の生活がかかっておることでもあります。精いっぱい努力をして、官民で協働しながらこの町を盛り上げていくべきだと思っております。

この「花燃ゆ」について、またこれからの地域連携について、またこのたび、大庭商工観光課長はこの3月末で退任でありますけれども、取り組んできたことを後任等、また町に託する思いなどがありましたらお尋ねをしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 非常に重たい質問をいただきましたので困りますけれども、私も2年間こうやって携わらせていただきました。

そういった中で感じますのは、やはりこの2年間で少しずつではありますけれども、災害という厳しい現実にもあったのは確かでございますけれども、それを契機に変わっていかうという思いの中で、少しずつではありますけれども、動きは出てきたんではないかと思えますし、そういったいろんな農・商・工連携する分野で、歯車がかみ合ってきたかなというところでございます。

基本的には、いろんな事業、歴まちの事業、歴史的風致維持向上事業ですね、それから重伝建、重要伝統的建造物群の保存事業等が、今進みつつあります。

そういったハード面からすれば、そういったものを活かしたまちづくり、歴史・文化を活かしたまちづくりというのが基本だというふうにも私たちも思っておりますし、それがために、次年度においてもそういったセンター機能をつくろうというようなこと、そしてまた民間の方々の意識向上といいますか、行政と一体となって当然やってまいらなければなりませんので、そういった組織づくりも今から進めてまいります。

先ほど申しました駅前周辺も含めて、またクリ等にありますように、いろんな地域のいいものを、クリとかアユも含めてでございますけれども、いい食材もいろんな形であつた「マルシェ」という形でも、いろんな地域の食材なりが地域の方々に使っているというようなこともいい流れだと思っております。

これらを今からうまくこうつなぎ合わせていくといいますか、歯車がかみ合っていきますと、またいい津和野になってこようかとは思えます。

一つの施設を整備するだけでは、当然人もそんなに集客というのは一過性になる部分もあろうかとは思いますが、そういった食に関すること、それからいろんな地域での体験ができること、そういったことを組み合わせたまちづくりができたらと思っております。

今の大河ドラマの関係も確かにことはありますけども、これは一過性と言っては失礼ではございますけども、どうしてもその影響を受けて津和野に何ぼか来るところは見込まれますけれども、そうでなく、もう少し地についたような津和野らしい形の観光振興といいますか、そういったものを進めるべきだと思っておりますし、それが津和野だったらできるのではないかなと思っております。

そういったことで回答になるかどうかわかりませんが、そういったまちづくりを今後とも進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま大庭商工観光課長の熱い思いを聞かせていただきました。大変長らくお疲れさまでございました。

地方、行政、そして議会ともども、また官民協働しながら、この津和野の町を精いっぱい盛り上げていくべきだと思っておりますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目の質問であります、農業後継者定住対策についてであります。

今、全国の都市部を中心に、津和野町での就農を目指して青年たちが集まって来おります。先輩の農業者が百姓塾を開講して、後継者育成に尽力をしておられます。

課題としては、住居や農地の確保、高価な農業機械の貸与など、町としてできるだけバックアップを行うべきではないかと思っております。私の考えは、「就労なくして定住なし」であります。全国屈指の高い評価を受ける島根わさびも生産量を維持しなければ、市場での評価は下がるように思っております。

町として、農業後継者の育成定住対策についてどのように考えるのか、構想をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは農業後継者定住対策に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

首都圏で開催されています「新・農業人フェア」へ、町として積極的に参加をしておりますが、近年では1,700名の参加者が訪れており、都市部の若者が農業を目指して、農村部へ活路を求めている傾向が高まっていると感じます。

実際、津和野町には農業研修生、U・Iターン者が10組を数え、その中には東京、茨城、千葉、愛知、奈良、広島といった都市部から来られており、町内各地で研修を続けておられます。

研修生の多くは空き家を借りて暮らしておりますが、次々と来られる研修希望者に対して、紹介できる空き家の数が少ない状況になっており、町を挙げて空き家確保に取り組まなければなりません。

また、この春には研修を終えて新規就農者として自活される方が3組あり、津和野町独自の補助メニューである「新規農林業就業者経営基盤支援助成金交付要綱」により、初期投資に係る施設機械の導入に助成金を充てることで、早期に経営を安定化させることを目指しております。

結果として、地域に根づき、地域のリーダーとなっていただけことが定住につながり、地域を元気にしていただけるものと期待をしております。

こうした農業研修生のネットワークをつくるため、地元の農業者の方々が中心となって「つわの百姓塾」を3カ月に1回の頻度で開催されており、農業研修生を含めた新規農業者が諸先輩を囲み、意見交換や交流の場としてにぎわいを見せております。特に、研修生には好評で、高い出席率を維持をしていることから、今後、定期的で開催されるよう町としても協力をしていきたいと考えております。

その他、議員御指摘の高価な農業用機械の貸与については、研修生の初期投資の軽減策としては有効と考えておりますが、現行の補助事業の中で対応していただくよう、就農計画に反映させていこうと考えております。今後、研修生からの強い要望等あれば、農業用機械の維持管理先も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 再質問1点目でございますけども、やはりこの百姓塾を初めとした農業研修生が定住していくための一つの手段といたしますか、大事な点の1点は、まず空き家の確保といたしますか、住む場所であります。

特に、現在また若い青年たちがお嫁さんをもらって、そして子育てもしていこうというときには、やはり水回りなども、例えばトイレを水洗にしたり、お風呂をきれいにしたり、台所をきれいにしたりという、そういう住宅が例えば古い民家であったとしても求められていくと思います。

これを具体的に空き家確保に取り組んでいく、その内容について考えておられることがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 空き家の確保の御質問ということでございます。

今、現状的にはその空き家がどのぐらいあるかというところで、昨年から今4カ月ぐらいのところで調査を入っているところでございます。旧日原地域におきましては、全体を空き家の調査、終了させていただいております、今現在、旧津和野町エリアのところで、木部と畑迫と除いて結果が出たところでございます。

現在のところ、空き家の全体像でいいますと、旧日原地域で約200軒、旧津和野エリアで約150軒ということで、恐らく総体的には合計で言いますと、見込みとして400軒程度の空き家が見込まれるということでございます。現状、その中で修繕等を行って活用できる、これ外観調査でございますので、中に入ってまだ見ておりませんが、現状的には約400の半分程度が修繕等で空き家の活用ができる物件になるかなということ考えております。

これから所有者の方々に空き家の利活用について御紹介をさせていただき、利活用できるということで承諾を得た物件につきましては、空き家バンク等の登録をさせていただくというような形で、空き家を活用するということになろうかと思います。

で、今後新しい施策として今年度予算計上させていただいておりますが、空き家のお試し住宅というところで、町が空き家を買ってそれをお試し住宅として活用する部分と、それから予算化まだしてありませんが、空き家を活用した賃貸住宅ということで、こういったものも空き家の利活用として考えていきたいというふうに考えております。

今なお、先ほど議員のほうで御質問にあった修繕に対する部分、今も50万円の上限としてその修繕については補助をしているところでございます。今後、その空き家の修繕の補助、あるいは町が買ってそこを修繕するということで、そういった水回りの部分等修繕した上で、皆さんに貸し出しをするというような形を今後とっていききたいと思います。

いずれにしても今回の調査結果を踏まえて、この空き家については利活用のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 住むところが一番であります。

そして、もう一点については、やはり就業、就農というそういう点でありますけども、今回当初予算でワサビハウス団地の造成事業というのを行われるということで、わさびのハウスをつくっていかうということであります。

これはIターン者を含め17名もの講習希望者がおられるということで、この島根わさびというのは全国でも屈指の評価を得ておりまして、特に左鐙地域では清流といえますか、安蔵寺山からの伏流水で育まれるワサビにつきましては、高い評価を受けており、しかしながら、やはり農業後継者ということが最大の問題になっております。やはり今つくっておられる方でも、高齢の方も多く見受けられます。その中で17名もの講習希望者が出られたということは、大変喜ばしいことだと思っております。

今後、指導やこのハウスの運営等についてどのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ハウスの運営につきましては、わさび生産組合がその運営に当たるということで、助成をするような形で町のほうからは考えておりますが、

今おられます研修生、それから先ほど議員がおっしゃったワサビ生産希望者が多くおりますので、そういった方々に研修用として使っていただいたり、それから基盤が固まるまでの生産技術をそこで学んでいくというようなことを想定しておりまして、わさび生産組合の方々がその指導に当たってくれるものと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（４番 岡田 克也君） 大変すばらしい試みだと思っております。

なかなかやはり農業を志してＩターンしても、実際に孤立したり、いろんな意味で課題、大きな課題が見出されたりして脱出されていくという、そういう例も町内にかかわらず見ることがあるわけであります。

そんな中でこの「つわの百姓塾」という、これは農業の先輩たちが、Ｉターンに来ておられた方々のさまざまな悩みやそして素朴な疑問、そういうことに今まで農業に携わった先輩として、手弁当でやっておられるそんなことであります。特に、またＩターンの農業研修生同士のネットワークもできており、本当にこうお互いに食事をともにしたりしながら、孤立しがちなＩターン者の本当にいいフォロー、支援となっておると思います。

私は、やはり行政だけに依存するのではなく、それぞれがそれぞれで町民がこの町を何とかしたいというその思いが何よりも大事だと思っておりますし、この百姓塾もその願いの中で、手弁当で先輩農業者たちが取り組んでおられることに対しては、非常に敬意を感じておりますし、こういう取り組みをされておることが、あすの津和野町の定住を切り開いていく、産んでいくと思っております。

この先ほどの答弁の中で、町としてもできるだけ協力をしていきたいということでもありますけれども、どのような協力等を考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃられるように、農業というのは、本当に孤独な職業と言っても過言ではないと思うんですが、そういった研修生、それから林業を目指して来られておる地域おこし協力隊等も、こういった百姓塾に参加していただいて、交流の輪を広げていただきたいと思っておりますし、そういった橋渡しをいろいろと我々はしていきたいというふうに思っております。

そうして我々も同じ仲間としてその中に入って、いろんな悩み事とかそういったことも聞けるような場にしていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（４番 岡田 克也君） 今回、当初予算でも新規就農者に対して、ハウスの建設の助成だとか、それに対する無利子の融資などもあると聞いておることです。

なかなか農業もかなりの初期投資が必要だと思っております。その点についても、農林課のほうでかなり綿密なフォローをしておられるようでありますけども、それについて少し詳しいところをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 新規就農される場合には、経営形態をどういうふうにするかという本人の希望と、それから普及部と我々町の職員が計画をいろいろと作成しまして、その中で必要な機器につきましては、町長の答弁でもありましたように、上限300万の新規就農時に助成をすることができるようになっておりまして、それを補助残等に充てて、自己資金を借入を少なくして経営していくというような形で、今指導のほう行っているところです。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 新規就農者の方々に聞いても、この百姓塾や今、農林課や普及部の方々が本当に親身になって支えてくれているおかげで、本当にこう農業のスタートが切れるというようなお話も聞いております。

本当に都会から単身でこの津和野町に来て農業をしようという、そのことは本当に想像を絶するような大変なこともたくさんあると思うわけであります。

やはり定住といっても、そんなに一気に100人、200人ふえるということはありません。一人一人がここの地で農業を始め、そしてそこで暮らし、そして結婚をし、子供を産んでいくという、その一つ一つのことが将来のこの津和野町を支えていくと思っておりますので、町の行政、また一体となって議会のほうも精いっぱい尽力をして、この津和野町の定住対策を図っていくべきだと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序5、9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 9番、三浦英治です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、日原山村開発センターについてです。

現在、青原小学校が開発センターを仮校舎として使用しています。2学期から約2年間仮住まいをしている山村開発センターから開放されて、新校舎での学校生活が始まり

ます。以前の山村開発センターの機能を復元するための工事が必要になりますが、そのための準備計画はどうなっていますか。

また、建築から約四十数年経過しており、これを機会に大きくリニューアルすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日原山村開発センターでございますけれども、御指摘のとおり地域住民の方々やまた町民全体の方々にも利用が広がっておりまして、重要な文化活動あるいは地域活動のセンターにもなっているところでございます。老朽化もしておりますので、またさらなる活用を図るためのいろんな計画もしていかなければならないというふうに思っているところでありますけれども、なかなかやはり財政的な問題もございますので、新しくの建築というのは難しいかと思っておりますが、何かの機会にあわせて、また改修等にも図っていかなければならない、そういう思いでもございます。

詳しくは、所管のほうが津和野町の教育委員会でございますので、詳しい回答につきましては、教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） そういたしますと、日原山村開発センターについて御回答申し上げたいと思えます。

日原山村開発センターについては、青原小学校の仮校舎として使用する際に、学校施設としての基準にあてはまるように、用途変更の届けを行う際に、益田県土整備事務所や益田広域消防の御指導のもと、防火戸の設置やガラス改修工事を行っております。また、あわせて使用の利便性を考慮して、和室の床修繕、放送設備等の改修工事を行っております。議員の御質問の山村開発センターへの機能復元のための工事ではありますが、以前のように社会教育施設として利用するに当たりまして、まずは和室はもとの畳敷きに改修したいと考えております。

平成27年度当初予算に、予算を計上しております。また、社会教育施設への用途変更に伴う改修につきましては、益田県土整備事務所や益田広域消防の御指導をいただき、財政面を考慮しながら、改修工事を計画したいと考えております。

議員御指摘のとおり、当施設は昭和48年に建築されており、建築から42年が経過しております。大規模なリニューアルにつきましては、当施設が避難所に指定されていることもあり、まずは町民センターとともに耐震診断を行いまして、その結果に基づき、耐震補強工事にあわせて大規模改修工事を実施したいと考えており、過疎計画や中期財政計画にも計画しておりますが、当面、新年度の補正予算で診断業務の予算計上を考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） 今回、予算委員会でも開発センターにつきましては、雨漏りがするとかいろんな部分が出ておりました。これもまた、耐震改修にあわせて改善されるものと思いますが、気になるのが１点ほど、青原小学校は校舎と附帯設備、そしてグラウンド等の完成で７月末となっております。

そこで今、仮校舎とするために用途変更をして、集会所、公民館等を用途変更して小学校にしたわけですが、今度は逆に社会教育設備としての用途変更をしなければなりません。そのときに建築基準法の現行にかかってくる場合、相当な金額がかかると思うんですよね、改修するためには。

それを見越しているのか、また、７月いっぱいにして８月夏休み中に引っ越し等が当然出てくると思うんですけれども、じゃ、９月からでも以前の社会教育設備として、日原地域内の以前使った人たちが使えるのかどうかということを質問させていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 基本的には、もともと、社会教育施設で建築をして、機能的には整っておると認識をしております。今回、学校施設として改修するに当たりまして、事務所の部分といわゆる社会教育の施設に当たる部分と、それから学校教育の施設に当たる部分との線引きをする、その工事が若干お金がかかったということでありまして、その部分については、耐火のガラス戸を設置したり、扉を設置したりということで、逆に、学校教育がなくなったとしても、その部分が耐火が普通に戻す必要がございませんので、今のままで使用の用途には耐えられるものだというふうに踏んでおります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） ということは、９月から開発センター、もとの機能が回復されて、日原地域の人たちが使えるということで理解していいんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 学校が引っ越しの時間がありますので、夏休みの期間中に引っ越しをする。それから、一応めどが立ったところで、用途変更の手続もしますので、夏休み中の間では、多分その辺の許可等もとるように進められると思っておりますので、９月の２学期からは社会教育の施設として、用途が使えるものと思っております。学校の引っ越しが早目に終われば、一日でも早くその辺の用途許可がおりさえすれば、変更したいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） それと、今回青原小学校が入ったことによって、日原地域のそれまで使ってた人たちに多大な迷惑なりをかけるんじゃないかなと思って、私も教育委員会のほうに、その日原地域に説明会なりをするべきだということで、教育委員会もされて、その結果が２名でしたか、来た人が。ちょっと関心がなさ過ぎる

というか、ちょっとショックだったんですけども、これも公民館に限らずですけども、自治会、地域の疲弊がここにあるのかなという気がしてなりません。

また、以前使ってた人のサークル活動とかいろいろやってた人がおるわけなんで、めどが立った時点、それ以前にやっぱりそういう人たちに声かけて、それまで以上にまた工事が入れば使いやすいようにやっていってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。

2番目の質問は、公民館、組織体制等の基本計画についてです。平成29年度を目標に地域説明会をされてきていますが、開催箇所と説明会での様子をお聞きます。

特に、10館の公民館を配置するとして、当初の再編計画から懸念されていた分館を廃止することとしています。統合される滝元分館、商人溪村分館についての今後の課題をお聞きます。

2点目が、2月に公民館主事が嘱託職員の9名の募集をされました。以前は2年契約でしたが、今回から1年契約と聞いていますが、その理由はどうなのでしょう。

また、今回採用された継続雇用と新規に雇用された人数はどうなっていますか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、公民館組織体制等基本計画について御回答申し上げます。

1点目の公民館組織体制の基本計画についてでございますが、御指摘のとおり平成29年度を目標に、町内の公民館体制を統一し、公平な住民サービスを提供する必要があると考えております。地域説明会については、1月19日の左鐙公民館を初めとして、2月4日に滝元分館での説明会まで、計10カ所の公民館で行っております。

なお、説明会は、各館に相談の上、説明が必要な館に対して実施しており、木部公民館と青原公民館については、直接、地域に大きな影響のある変更点がないということで要望がなく、開催をしておりません。また、基本計画の概要については、町広報4月号と同時に、一応ホームページに掲載予定であります。

今回につきましては、事前に公民館長または分館長に依頼し、説明対象者、地域住民全体なのか、または、公民館運営委員等を相談の上、地域の実情に合わせて説明会を実施しておりますが、いずれにいたしましても、地域の御意見がいただきました。

説明会の様子ですが、やはり地域に出向きお話を伺ってみると、さまざまな御意見があると感じています。計画内容に賛同いただける方、反対の方、持論を展開される方等、多種多様な御意見いただきましたが、出席いただいた方については、おおむね計画内容についての御理解はいただけたと思っております。

特に、主事の身分については、現主事の慰留の声が各地域で多くありましたが、身分の安定につながるのであれば了解するという事で、今回、計画どおりに主事の公募を行ったところであります。

館の統合につきましては、特に統合対象となる館について、反対の意見が大勢であろうと覚悟して説明会に臨んだところですが、予想外に賛成の意見を述べられる方も多くあり、今後平成29年度に向けて、地域との協議を随時行っていく考えでおります。

議員御指摘の滝元分館及び商人溪村分館についての今後の一番の課題は、商人溪村分館につきましては、現在でも高齢化等により活動に参加しにくい状態にありますが、統合後はさらに公民館に距離が遠くなり、今まであまり交流のない地域への公民館活動参加となれば、新たなつながりができる反面、さらに活動へ参加しにくくなることが考えられます。今後、池河分館との共同イベントを計画するなどしながら、状況を把握していきたいと考えております。

滝元分館につきましては、枕瀬分館と比較的近い位置にあり、交通の便につきましては、路線バスが国道9号を日原駅まで走っており、かえって公民館への利便がよくなるという意見もあるように、今後の両地域の一体的な活動を推進することで御理解をいただける環境づくりに努めたいと考えています。

また、分館が廃止になった後の地域活動についても、自治公民館活動の推進や施設を公民館活動の出前講座等のアンテナ施設として有効に利用することで、地域活動の支障をできるだけ抑える対応が必要であると考えます。いずれにいたしましても、今後本計画に基づき、さらに当該地域と協議を重ね、よりよい公民館体制の確立を図っていききたいと考えております。

2点目ですが、公民館主事の身分についてでございますが、今年度末までは地域推薦をいただき、2年任期の嘱託職員として常勤主事を配置しておりますが、新年度より、通常の町の嘱託職員と同じように1年更新とさせていただきました。

一つの理由としては、町の嘱託職員の身分の統一をできるだけ図るというものでございます。さらに、もう一つの理由としては、地域推薦では2年の任期が満了する年度末に地域からの推薦が得られないと、主事が職を失うことになります。このことに対して、主事の立場としては将来的な生活設計ができないことから不安の声もあり、一方では、地域の声として、一度主事になれば地域からなかなか交代ということが言い出せないとの声もあり、人事異動もできる可能性を残すということで、双方の意見のバランスをとることも理由になっております。

いずれにいたしましても、よりよい公民館体制を構築していくためには、公民館は地域住民の皆様と協力しながら事業を進めていき、あわせて一つの公民館の事業を他地域へも広めていくことも大切であり、館同士の連携が必要です。また、地域との関係づくり、主事本人のスキルアップも図っていかなければなりません。

なお、今回の採用につきましては、計9名であり、そのうち、現在、公民館主事として教育公民館に勤務している職員は5名、新規の職員が4名であります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） まず、分館の問題ですけども、今回、廃止となった後の地域活動について、自治公民館活動の推進をお願いしていくということなんですが、現在使われとる滝元分館、商人溪村分館ですけども、その借地がどうなってるのか。また、例えば電気代、これまで要らなかったのが当然要るようになったりすると思うんですけども、その点どういうふうに考えているのか、お聞かせください。

それとあと、自治公民館、これは名賀地域センターのことになってるんですけど。

それと、あとは地域公民館１０館ですけ、あとは地区公民館がどの程度の数あるのか、わかればお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それぞれの敷地の状況でございますが、民有地をお借りして、地域がその費用を負担をしておるといような状況にあるというふうに伺っております。

建物については、町有の建物だということで、ここの辺で通常ですと、地代なり建物代、もし民間の借りておれば町が負担をするようなのが通例でございますが、旧日原町時代から、そういう形で運営をされておるようございまして、今のところは仮に分館が統一されましても、そのスタイルを継承しようかなというふうなイメージで、現状のスタイルで運営については町が管理をするという形で今考えております。

それから、自治公民館というスタイルでございますが、今議員さん言われましたように、ちょうど名賀地区がそれを、そのスタイルをとって、地域活動を一生懸命頑張っておる活動されております。一部紹介をさせていただきますと、名賀地域では３地区の自治会がございまして、その連合体というふうな形で組織があるわけでございますが、独自にその地域だけで公民館活動を展開するというので、自治公民館という形をとっております。

町のほうからわずかではありますけれども、活動資金の補助を出しておりまして、あとは自分たちの会費等で賄われて運営をされております。活動拠点は、主には地域名賀センターを中心にしながら、周りの地域での農業小学校をやってみたりとか、いろんな運動会なり、地域イベントをいろんなことをやられて、活動をされておるのが現状でございます。

それぞれ、商人溪村にしても、滝元にしても、もし、統合ということになりますと、そういった地域での自主的な活動は、やはり保障してあげないといけないかなというふうなイメージで考えておるところでございます。

それから、地域の地区公民館の数でございますが、全町で９９人、人でございますが、９９人地区公民館の館長さんがおられます。日原地域が４０、津和野地域が５９の人数になっております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） こういうことは、自治公民館、統合されたらの場合ですけれども、自治公民館が三つになるということでもいいんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 数については、こちらは強制的につくりなさいというものでもございませんので、地域の活動の状況であったほうがいいという認識の中で、地域で形成されれば、そういう形になってくると思います。

逆に、受け入れ側の、ここで言えば枕瀬とか池河とかのエリアだけでも、地域の自治公民館もつくられる可能性も十分考えられますので、その辺は数が何ぼになるということとは、現状では捉えておりません。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） ２９年まで、さまざまな説明会等をまだやっていかなやれんと思いますけども、本当、分館問題に関しては、公民館の再編当時からすぐ問題になっていた問題なので、町民にとっていい形で解決されることを望みまして、この質問を置きます。

２点目の主事の関係ですけれども、本来、津和町嘱託職員規程では１年ということになっておりまして、特に事業内容等によっては複数年とすることができるという項目があるんですいね。それが、以前２年間やったのもこれに当たると思うんですが、ちょっとほかにこの複数年に、事業の内容によって複数年とすることができるという項目があるということは、どういう事業があるのか、わかればちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員御質問の嘱託職員規程上の、複数年という部分でございますが、現状では先ほど議員申し上げましたように、公民館主事のみしか存在しておりません。ほかの部分では、保育所の保育士さん等々、嘱託職員さんの身分の制度もございますが、詳しくは文言の部分等でこういった場合という想定はしておりませんが、現状のところでは公民館の主事のみということであります。詳しい想定等はしておりません。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） 今回、公民館の主事の募集等で、嘱託職員になったら、６０歳までは大丈夫だみたいな勘違いもあったと思います、その身分の安定とか。そういった部分で職員規程を見ますと、もう嘱託職員の任用期間は原則として４月１日から３月３１日までの１年間とするという部分の確認はできたわけなんですけども、事業の内容というのがちょっとわからなかったんで質問したんですけれども、ただそれだけっちゃ、それだけのことなんです。

次の質問にまいります。

３点目ですけれども、まちづくりについてです。

まず1つ目が、地域提案型助成事業は内容を変更して、新たにまちづくり組織交付金制度を創設し、まちづくり委員会の財政的支援を3年間実施するとしています。

施政方針の社会教育の中で、地域の拠点として各地域のまちづくり委員会とも協力しながら、公民館活動の充実を図るとしているが、具体的にはどのような協力なのか。教育委員会と担当課であるつわの暮らし推進課の見解をお聞きします。

2点目が、地域担当職員制度をどのように機能しようとしているのかがわかりにくいので、改めて説明を求めます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、まちづくりについてということで、教育委員会の立場の部分について、お答えをさせていただきたいと思います。

まちづくり委員会が発足した当時におきましても、各公民館には館長・主事会議等で地域の実情に応じた公民館の連携、協力を行うよう話をしておりました。

しかし、非常勤館もありまして、館体制が異なることから、一律にかかわりを強制することは、できないことから、かかわりを持てる館については、積極的にかかわりを持つようにしてほしいが、強制はしないように公民館及び担当課に伝えておりました。

結果として、設立時には公民館はまちづくり委員会設立の協議の中には入ることができませんでした。実際には、公民館が入らなかったことで、地域住民の中で事務局も担いながら委員会が発立できたことにつきましては、結果として地域組織の充実が図られたものと考えており、その点はよかったと考えています。

公民館は地域の核でなければいけないと考えており、人づくりを基本とする社会教育施設であると同時に、地域課題の解決も公民館の大きな役割となっており、常日ごろより、公民館長・主事会議等では、公民館は犯罪など公序良俗に反しないことならば、何をしてもいい自由な発想で地域を盛り上げてほしいと伝えており、積極的にまちづくり委員会にかかわりを持ってほしいと伝えております。

教育委員会としては、新年度は新たにまちづくり委員会の将来計画を作成することとなると思いますが、公民館も一緒に協議の中に参加し、社会教育という観点から、地域の課題にどう向かっていくかということを考えていくことが必要であると思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、私のほうから町長部局のほうの見解についてお答えをさせていただきたいと思います。

次年度以降のまちづくりに関する補助金制度等の内容につきましては、1番議員への回答のとおりでございますが、これまでにまちづくり委員会からいただいた御意見等の中でも、公民館との連携に関するものも多くございました。

公民館と協力して、事業に取り組むことでより幅広い年齢層を巻き込んでのまちづくりが可能であると考えするため、地域提案型助成事業の遂行については、事務手続的なこ

とも含め、協力できるものについては、可能な限り、公民館と連携する方向で次年度以降の制度を提案した次第でございます。

続いて、地域担当職員制度に関してでございますけれども、地域担当職員制度については、平成24年度から導入をしておりますが、第1期の平成24年度から25年度にかけては59名の職員を、第2期目の平成26年度からは62名の職員を配置し、おおむね全職員を任命したところでございます。

職員の任期は2年としており、まちづくり事業が3年の期間であることから、マッチングしていないとの御指摘をいただいておりますが、このことにつきましては、できるだけ早く全ての職員を任命し、住民協働のまちづくりの推進における人材育成の視点から決定したものでございます。

また、今後のスケジュールとして、4月に地域担当職員に対し、新たな制度に関する研修会を行うこととし、制度への理解を深めた上で事業実施に取り組んでまいります。

御質問の機能については、地域提案型助成事業の申請、実施に関する助言やまちづくりに関する情報及びその他行政情報の提供を主な業務として考えております。

まちづくり委員会がさまざまな活動を行われる上で、有効な人材として活用いただきたいと思っており、活用の仕方は各委員会それぞれであろうかと思えます。職員が業務として取り組むべく設置しているものでもございますので、地域におかれましては、質問や御要望等、遠慮なくお声かけをいただきたく考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） この3年前にまちづくり委員会ができたとき、それぞれの地区には自治会、町内会があり、そしてまた公民館活動があり、その中にまちづくり委員会が入って大変混乱を来しました。

本来、自治会活動と公民館活動は課題解決のためには同じことなんですけども、どちらかというと、自治会というのは、もう役員会があり総会があり、トップダウンで物事がおろせるけども、公民館活動はそういうわけにはいかないという相反するものの中で、地域が回ってきたと思います。

そうした中でまちづくり委員会ができて、特に一番疲弊しているのが自治会長、もう何人も自治会長から聞きましたけども、この事務手続です。とにかくこれが終わらにやもう生きた心地がしないとか、随分そういう声を聞きました。

そういった面で、例えば公民館、常勤になったという部分もありますし、合併時に津和野では、館長・主事が常勤だったということもあり、事務局をどんどん受け入れて満杯になって、やれんようになったという経緯もありますし、例えば日原エリアでは、自治会活動と公民館活動のすみ分けができてなくて、社会教育がちょっと停滞しているような面もありました。

そうした面で、今回29年度に向けていく公民館体制、それと今後3年間のまちづくり委員会に大いに期待するものがあります。特に、事業を起こすときには3年たってそ

れを独立させるという、そして、事務局を引いて民間に委ねるという形が多いんですけども、独立しないままにどっぷり公民館の主事を使ってしまうという傾向も過去には随分見られました。

ただ、公的領域としての例えば地域福祉会、公民館が網羅しているエリア、その事務局とかそういった部分に関しては、公民館とやっぱり福祉事業に対して一体となってまちづくりをしていかなければならないと思っておりますし、反面、地域課題という部分では、買物支援策、そういった部分も随分出ております。

私、青原地区に住んでおりますけども、買物ツアー等いろいろ企画した中で、来年度は出かけて行く、地区で、買物バスとかそういうのも企画していこうかなとか、いろんな課題の中でやっていくわけなんですけども、ぜひまちづくり委員会、今、つわの暮らしと教育委員会、公民館グループの連携ですよね。それを密にとってほしいと思います。

特に、先ほど地区公民館の数を聞いたりしたのも、例えば地区によってはもう3軒、4軒しかない。そこに自治会公民館長から全ての役を一人が幾つも背負ってやっている。そうした中で、今回の地域提案型の場合は、地区を越えて地域で何とか解決できないだろうかというものが出てきてるわけですね。

それで、これは青原地区ですけども、青原地区は今110戸、戸数がありますけど、その近くにはやっぱり四、五軒の地区が三つぐらいあるんですけども、ちょっと福祉の面で連携をしようとかちゅう動きも出ております。

そうした部分には大いに活用していきたいと思っておりますし、自治会を統合ちゅうことはまず考えられないんで、そういった福祉、事業において連携できることを、どんどん進めるような形にしていきたいなと思っておりますし、行政のほうも公民館、教育委員会とをつわの暮らしのほう、連絡を密にして、今ある以上の疲弊している地域を盛り上げてほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の質問にまいります。

保育園についてです。

昨年6月に保育園統廃合について、町の見解として、町が主導で社会福祉法人を設立することが示されました。進捗状況をお聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、保育園に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

保育園の統廃合につきましては、これまでも議会において説明をしてきたとおり、保護者や地域の方々からの存続への強い要望もあり、町としては社会福祉法人を設立し、保育所を移管することによって、保育士不足等の問題を解決し、また関係者の方々の御希望に沿えることができると考えております。

このことに向け、先般、3月11日に第1回目の法人設立準備委員会を開催し、現在のところ、理事就任予定者の方6名は委員に、また広島市の公認会計士にアドバイザーとして就任をしていただき、法人の名称を社会福祉法人津和野清流会ということに決定をしております。

今後のスケジュールについては、秋ごろまでには県に申請を行い、年明けには認可をいただき、来年の春からは法人による保育所の運営を始めたいと考えております。時間的な余裕のない中で申請準備を行っていくために急務となりますが、議会の議決も必要となることが予想されますので、全員協議会等において、その都度経過報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 津和野町の町立保育所・児童館整備ガイドラインというのが、24年5月に示されたわけなんですけども、それ、ずっとおって、統廃合という話が出て、社会福祉法人設立ということで、今回も業務委託料として予算が計上されています。

廃園を回避するために、社会福祉法人が設立されるというふうに感じるんですけども、その前のガイドラインですけども、その中で、おおむね15名以下の保育所、児童館において、統廃合を進めるという文言があるんですけども、15人というその根拠は何なのかということをお聞きしたいんですけども、またガイドライン等この統廃合を進めていく中で、今回社会福祉法人を立ち上げて、民営化していくということなんですけども、当初できたガイドライン、統廃合基準ですよ、そうしたものは、消えるのか、このまま残るのか、どういうふうに考えたらいいいのかと思ひまして質問いたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御質問のガイドラインの15名にした根拠でございます。

これにつきましては、23年の3月15日に津和野町の町立保育所あり方検討委員会が町長のほうに提言をいたしております。それにつきまして、本来、アンケート等をあり方検討委員会がやっております、保護者等にですね。そうしたときに、アンケートの中で、入所児童数につきましては、5人以下になると少ないと感じるというような意見を踏まえまして、検討委員会のほうで、子供の成長を支える望ましい保育環境ということで、結論づけております。

その中で、子供同士の関係が必要で、同年齢の子供のつながりはもちろん、異年齢の、異なる年齢の子供と一緒に過ごすことも大切であると。その場合、同年齢の子供や5名以上、コンスタントにすることが望ましいというような結論を出しております。それを受けまして、1学年5名ということであります。本来であれば、普通の保育園の運営、3歳児から5歳児等も受け入れておるわけですが、津和野町の場合はゼロ歳児からやっ

ておりますが、その三つの３年齢層に５名ずつということで１５名という数字を出した。当時私もおりませんので、そういった決定ではなかろうかと思っております。

それから、ガイドラインの方向性でございます。これまで、ガイドライン並びに計画に沿って、町とすれば統廃合を進めてきているわけですが、木部、直地につきましては地元の御理解が得られないという方向の中で、それであれば、残すのであれば、法人を立ち上げての民営ということ、今年度より準備を進めております。

そういった中で取り組んでおりますが、本来、統廃合計画というのは残っておると思っております。基本的には、今回は２園のため統廃合が本来であればすべきであったのが、事情の方向で民営化という形になっておるわけですが、今後、児童数の減とかそういったことを踏まえていくと、計画年数は変更になる等もあると思いますが、行く行くは、ある程度削減、統廃合は仕方ないかなというようなことで、担当課としては考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） この１５という数字を見たときに、小学校が再編が１６という部分でということがちらついたんですが、保育園の場合は３年保育を基準として考えるなら、５人といや、五三、十五でそうなのかなと。あと最低３人だったら９人という部分なのかなという気がしますし、また、定数ですいね、保育園の。

日原保育園は９０人、青原保育園が３０人、畑迫と木部が２０人、直地児童館が３０人という定数が決められている中で、畑迫、木部が２０人の中で１５人というのは、当然定数というのは３年保育以外の幼児から入っているものとは思いますが、基準、ハードルが高いのではないかなという気がしましたので、質問したわけですが、

今後、この民営化という部分で急遽、木部と直地が今話出ておりますけども、本来なら日原保育園、青原保育園、順番に行きますと、畑迫というように大きいところから始めるべきじゃないかなと。小さいところがなかなかできないから、行政が手をかけていけないけんのではないかなというふうに私自身思っておりましたので、今回、木部と直地のほうで進めていくという部分がちょっと驚いているんですけども、当然、国庫補助金等、民営化したほうが金がおしやすいという面もありましょうし、建物の老朽化に関しても、それを含めてさまざまなことがあるわけですが、これが法人化されたら、次の段階としてどういうふうになっていくのか。

当然、職員のこともありますでしょうけども、こういうガイドラインもある程度見直していかないと、当然もう方向修正が入ったわけなんですけども、そういう保育園のあり方検討会というのを以前集まりがあったように、また方向修正のための審議会なりを開かれる予定なのか、それをちとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 審議会等の立ち上げでございますが、本来であれば計画が変更する段階で、審議会等で図って審議するべきところではございますが、当

初のあり方検討委員会等も終了しておりますので、今のところ、今差し当たり法人運営での民営化のほうを優先してやっております。

これが落ちついた段階では、方向性、正式に民営化ちょうことになると、町立の保育園それから民営化による法人の保育園というすみ分け等が出てきますので、子ども・子育て新制度に伴いまして、こういった会議等も今後、ことし今の計画づくりが終わりまして、今年度は、来年からも引き続きそういった計画変更であるとかそういった会議等も開いていきます。

そういったことで、この中、それから保育園の保育料の選定とかそういった委員会もありますので、そちらのほうでどういった、それを統廃合するとか、そのほうの委員会等で今後審議していくような形になるのではないかと考えております、今のところ。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回のこの保育4園の統廃合問題につきまして、進めていったわけでありすけれども、それがなかなか予定どおりいかなかったということですが、もともとこの統廃合、当然あり方検討委員会でそういう答申がなされたということも一つありますし、それから何といても、保育士の不足で非常に危険な状況の中での保育運営を迫られているという、非常にせっぱ詰まった問題だったということ、それからやはりそれぞれも少人数化する中で、しかも公立の保育園に対しては、非常に国の制度が冷たいといえますか、厳しい状況でございます。

そうした中で、町もやはり今後を考えたときに、財政的な問題もあるわけでありまして、ある程度やはり後世にできるだけ借金を減らして、ツケを残さないということを今の我々の世代の責任でもあるということで、行財政改革もしているわけでありまして、そうした中で今回やむを得ずの保育園の統廃合計画であったということでもあります。

残念ながら、地域や保護者等の理解が得られなかったということでありまして、それを断念をしておるという状況であるわけでありまして、やむを得ずこの点については、それを事実と受けとめてやってかなきゃなりません。

そうした中で、いきなり今度社会福祉法人で民営やるという方針を出したとしても、これが今度日原から青原を先にやるという話になってくると、またそれはそれで今度は町内全域にわたっての大きな混乱を生じる問題であろうかというふうに思っているということでもあります。

それともう一つは、やはり公立保育園でこれまでやってまいりましたので、職員の身分のことも考えなければならないということでありまして、いきなり大きなところから民営化を図るということは、それだけ正職員を抱えている、この職員をどうするかという問題が出てまいります。

しかも、木部や直地というのは当然人数が少ないし、将来的にも子供が減る予測がなされているわけでありまして、そうしたところでの組合交渉を考える上では、なかなかそこまだスムーズにこの組合交渉が、先に日原、青原を出してしまうと、なかなかそ

こがスムーズにいかないという問題も出てくるだろうというふうに、我々としては受けとめているところであります。

そうした中で、今我々の弱みというのは、現実問題として保育士が非常に厳しい状況になっておりまして、いつまでもこの保育の状況が続けておれないというところがあります。一刻も早く解決をしなければならないということがありまして、そういうタイムスケジュール的なことも考え合わした中で、最初にまず、まとまりやすい方向から進めるという選択肢の中で、木部と直地を社会福祉法人化をして任せていくということが、現実的に一番早くスムーズにやれる方法じゃないかというところで、現在を迎えているというところでもありますので、その辺はまた御理解をいただければというふうに思っております。

それから、それを踏まえた上でですが、きょうは御質問については客観的な事実ということで、現在の進捗情報を包み隠さず御報告をしているところでありますけれども、今後はある程度の社会福祉法人津和野清流会ということで、理事になるメンバー等も具体化してまいりましたので、それを踏まえて、現在、組合交渉をするべく組合のほうにも申し入れをしているということで、できるだけ早く組合との話を詰めていきたいというふうに思っております。

そして、それがまとまりましたら、今度は、木部と直地地域に出かけていきまして、そして保護者の方々やあるいは地域の方々に、こうした社会福祉法人、こういう顔ぶれで組織をして、こういう形でやっていきたいということ、御説明させていただきたい。そこで御理解をいただければ、今度ははいよいよこの社会福祉法人がきょうお示しをしている今後のスケジュールのように進んでいけるように努力をしていきたいと、そのようなところで考えている次第でございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） なかなか時間的に余裕がない中で進めていかなければならない大変さも感じておりますけども、住民との話し合いを密にして進めていってもらいたいと思います。

あと一つ最後にちょっとお聞きしたいんですけども、町外へ通園している園児数と町外から津和野町に保育園に通っている園児数、それに伴う補助金の流れというのをお聞きしたいんですけども、わかりますればお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 済みません、26年度今時点での数字であれば手元にありますので、御報告させていただきます。町外から津和野町の保育園に通園している児童につきましては、4名ですね。山口それから益田、年間通じた方とそれから短期で入られておる方がおられます。

それから、津和野町から町外への保育園に通園している方です。仕事の関係で親御さんの関係で益田等にお預けになっておる方々ですが、合計20名。年間通じての方、主

が益田ですけども、そのほか山陽小野田のほうとかですね、短期につきましても、益田、浜田ということで、合計で20名ですね。

それから、保育所の運営の関係の費用の関係ですが、予算上の民生費のほうで保育所の措置費等負担金がありますが、これにつきましては、広域入所それから町内の私立保育園等への負担金等ですが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の持ち出しで運営をしております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） これは、当然出て町外に通わしている児童に対しても町が負担しなきゃいけないだろうし、どっちが得なんですかね。金銭言うちゃいけないのかもしれませんが、ちょっとそこんところ。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 町内に預けられる保育と町外に預ける保育の場合、特に引く線引きはありませんので、先ほど言いました国が2分の1、県が4分の1、町も自分のところの住民ですので4分の1の負担ということでございます。

○議長（沖田 守君） 課長、財源の持ち出しが幾らで、それによって入ってくるのが幾らというそのことを答弁せんと、今のじゃわからん。ぱっとわからんにや、後から答えるという答弁しんさい。概略でええ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 済みません、今、金額的には把握しておりませんが、基本的に先ほど言いました国2分の1、県4分の1、町が4分の1でございしますが、町の場合は、保護者の保育料の軽減を行っております。そういった関係上、その割合4分の1が町が持ち出しですが、軽減分は国の基準で、国の場合、配分がありますので、町単独で軽減措置をしておれば、その分4分の1以上の町負担があるということでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 金額のことを育児で聞いちゃいけないかなと思ったんですけども、ただ私が例えば我が子が保育園のときは、そこに住む保育園に入れて、その小学校に入れてっていうのが当たり前のような感じでしたが、今はやっぱり共稼ぎと仕事場の関係で結構町外に出ている数が20名ということで、ちょっと驚いたんですけども、当然町内の保育園に残ってくれば、それだけ保育士もふやさになやれん、雇用の場にもなるだろうし、金額的でない部分もすごく影響があると思います。

じゃあ、なぜ町外に出すかっていうのは、当然もう家庭の事情はあるかもしれませんが、大きくは公営のサービスの低下ですいいね、これが一番だと思います。じゃけ、そういった部分で、公立保育園として、中には民営化すると質が下がるけ、どうこう言う人もおりますけども、決して質が下がるとも思わないし、サービスも向上しますし、当然競争力もついていきます。そうした部分でサービスの低下を恐れて、今回社会福祉

法人にするわけなんですから、公立保育園も合わせて、育児に関しての今以上の環境に
していただきたいと思います。

それをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 答弁要りませんか。

○議員（9番 三浦 英治君） 町長、何かお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろ紆余曲折があつての新しい取り組みをしているわけ
でございますけれども、県内のほかの自治体を見ましても、やはり大概の流れは民営
でございます、民営の法人に委託をしてやっているというところが多いところが多い
ようになってきているということでもあります。これも、津和野町も一つの流れの中
であろろうかというふうに思っております。

ただ、流れの沿うていってただ進むということではなくて、議員御指摘のとおり、こ
のことをまたもって町立の保育園の、また新しい社会福祉法人で展開される保育につ
きましても、お互いがしっかり切磋琢磨をしながら、いい保育サービスが提供してい
けるように、その前に何といたっても安全安心なサービスが提供できるようにというこ
と、それを第一に進めていきたいというふうに思っております。

それと同時に、こうした社会福祉法人をつくりますので、ただ単に保育の運営をする
ということだけというところではまだ、その先というものも我々としては考えてもい
るところであります。障がい者福祉の関係というところもあるわけでありまして、こ
の辺をさらに一層充実させていきたいという思いがございます。

そうした流れの中で、今回社会福祉法人の設立の準備のメンバーにも、その障がい者
の保護者の会の代表の方々にも加わっていただいているというところございま
して、そうした方々がいろんな御意見等も拝聴しながら、この新しい社会福祉法人が
保育とともに障がい者福祉を充実をさせていくという方向にもつなげていきたいと
。そうしたことで、町全体の今回新しくつくる法人が福祉の向上につながるというふうにも
考え、期待しているところでありまして、そうしたところも捉えながら、また進めさせ
ていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 18秒ありますんで、ちょこっと。

最後に、民営化含めてですけども、介護士と保育士は、本当、仕事に比べて賃金が安
いと思います。法人化に向けて、少しでも賃金を上げれば、保育士が随分逃げておりま
す、津和野町内から、益田へ。そういうことも考慮して、法人化に向けて努力してくだ
さい。

以上、終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、三浦英治君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、2時15分まで休憩いたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

発言順序6、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 議席番号7番、寺戸昌子です。

通告に従い質問させていただきます。

介護保険についてです。介護サービスの利用について町長は施政方針で平成29年4月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行するとされています。

厚労省は、自治体の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の費用が上限を超えて伸び続けた場合、その超過分については国庫補助を拠出しないと明言しています。その場合、町は一般財源などから上乗せが必要になります。

津和野町で新総合事業への移行が行われた場合、現在、要支援者が受けている支援を新事業においてもそのまま受け続けることができるのでしょうか。また、新規利用者も同じように受けることができるのでしょうか。

厚労省が、効果的な、効率的な介護予防の取り組み事例として紹介している、先行実施地の山梨県北杜市では、露骨なサービスからの締め出しが行われています。

介護保険サービスを受けたいという相談に対して、市の財政は非常に厳しい、家族がいて、本人も元気なのだから今すぐ介護保険を利用しなくてもよいなどと職員が説得するケースまで起こっています。

介護保険の利用を求める個々の事例に対して、サービスの内容を決める客観的なチェック表があるわけでもないのに、相談を受けた保健師などの、元気そうという主観的な判断で、介護サービスが利用できなくなっています。

今回の総合事業の仕組みでは、窓口となる保健師が市の財政が厳しいことから、保険の利用の抑制を担わなくてはいけなくなっています。

北杜市のように、今回の法改定の内容を先行実施している自治体では、介護の必要性を訴えてきた高齢者を、市町村の職員が要介護認定を受けないよう説得して追い返したり、要介護認定抜きでボランティアによる地域支援事業を割り振るなどの事態が多数起こっています。

現行制度では、高齢者から市町村に介護の必要性の訴えがあった場合、まず要介護認定を行うのが通常の手続きですが、新制度では、窓口の判断で要介護認定の省略が可能になります。そのため、このような事態が起こっています。

津和野町ではこのような要介護認定を省略する事態は起こらないのでしょうか。不安を持ちます。

新総合事業がスタートしても、要介護認定を受けるのは、被保険者の権利です。自治体が妨害することは法令違反です。必要なサービスが受けられなくなれば、結局、状態の悪化を引き起こし、かえって給付費を膨張させることは厚労省も認めています。町として、サービスの切り捨てとならぬよう、高齢者や家族の暮らしと権利を守っていただきたいと思います。

私の母はひとり暮らしをしています。昭和10年生まれの79歳です。母は以前は散歩など積極的にしていましたが、年齢とともに身体能力が衰え、外へ出るのもおっくうがり、徐々にうつ傾向が出ていました。しかし、地元で週2回の専門的サービスを受けることで、機能が回復してきました。いわゆるデイサービスですが、自分から外出することも今ではできるようになりました。買い物もするようになりました。とてもありがたいです。

医療・介護総合法により、2015年度から特別養護老人ホームに入居できるのは原則、要介護3以上となりますが、要介護2以下が追い出されることは本町ではないのでしょうか。

次に、報酬についてです。

現在、町内でも介護事業所は財政が大変だと聞いています。4月からの介護報酬引き下げで、介護事業所の経営は維持できるのでしょうか。

国は介護職員の報酬を引き上げると言っていますが、職員の報酬分が事業所の経費に回されることはないのでしょうか。全体の報酬が引き下げられるもとでは人員の削減も心配です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

介護保険についてでございます。

新総合事業につきましては、予防給付のうち訪問介護、通所介護について地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行し、現在行っている既存の介護事業所によるサービスに加え、新たにボランティアなどニーズに合った多様なサービスを一体的に提供する予定でありますので、現利用者、新規利用者も同じようにサービスを受けられます。

本町におきましては、平成29年4月より新総合事業を実施することとしており、サービス利用希望者が窓口相談に来られた場合、利用サービスの希望や身体、介護等の状況により、要介護認定申請の受け付けやチェックリストの実施等を行うこととなりますので、今後、具体的な受け付け方法等について検討を行ってまいります。

なお、平成29年3月までのサービス利用希望者への対応につきましては、現行どおり要介護認定申請により認定を行うこととなります。

特別養護老人ホームへの入居基準についてであります。平成27年4月以降既に入所されている要介護1、2の人（要介護3以上から要介護1、2に状態が改善された場合も含む）及び制度改正後に要介護3以上で新規入所されたのち要介護1、2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられております。また、要介護1、2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合もございます。

二つ目の御質問であります。1番議員にもお答えをさせていただいたところでございますが、報酬改定の影響については、現時点での具体的な予測は難しいと考えており、町としては各事業所の運営状況などの実態把握に努めるとともに、必要に応じ県等と協議し対応していきたいと考えているところでございますが、事業所の皆様におかれましても、従来以上に提供するサービスの質の向上、効果的・効率的な事業所運営及び安定経営に努めていただきたいと思いますと考えております。

なお、議員御指摘の介護職員の報酬が事業所経費に回されるとの件につきましては、各事業所において介護職員の賃金などの処遇改善が着実に図られるよう、県とともに実地指導等による事業者チェックをしていく考えでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 訪問介護、通所介護は現在、専門の知識を持った方の対応がされています。それが地域支援事業に移るということは、ボランティアの方の対応になると私は認識しています。要支援1、2の方が介護事業所によるサービスのニーズがあれば受けられるよう、追い出すことのないようにしていただきたいと思います。

先ほどお話をさせていただきました私の母も、専門的な知識を持った方のいろいろな御指導により、自分で買い物に出る気力と体力を持ち直すことができました。ぜひ追い出すことのないようにしていただきたいと思います。

受け付けの際にチェックリストが入るということですが、要介護認定の省略が可能になるということになるのではないのでしょうか、それは。ここが気になります。介護を受けたい人が認定になるかならないかの申請を行うのは権利です。追い返されたり、そういう事態が起きないように、受け付けの方法の検討を行っていただきたいと思います。これからいろいろ具体的な策に入られるということなので、ぜひこの点に気をつけてやっていただきたいと思います。

また、特別養護老人ホームへの入居基準ですが、「やむを得ない事情」、「認められる場合もある」という言葉では大変あいまいです。町の姿勢がここにはあらわれてくるのではないかと思います。安心して年を重ねられるよう、準備をしていただきたいと思います。その点しっかり準備をしていただけるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 一番最初に御質問されました訪問介護、通所介護ですが、これは今まで事業所でやられておりました事業をそのまま移行しますので、ボランティアでやるわけではなくて、ボランティア等でやるのはふれあいの場であるとか、さんさんサービスとかそういったところをボランティア等でやっていくような仕組みになっていきますので、あくまでも訪問介護、通所介護につきましては事業者さん等で行っております。

それから、要介護の認定申請が省略というかなくなるんじゃないかという話ですが、基本的に市町村の窓口で相談を受けて、その場でもう要介護1以上で明らかにわかるとか、全く健康で一般介護予防事業、全ての高齢者が受けられるサービス、先ほど言ったボランティア関係の事業ですが、そういったことで、明らかですぐそこでわかれば、認定申請等には行きませんが、基本的にチェックリスト等——これからチェックリストの内容等も検討して作成してまいるわけですけども——は受けて、それで、受けた段階で要介護の認定申請に回るということで、もう明らかにわかる分であれば相談の段階で振り分けはしますが、なかなかわからない状態であれば、要介護認定のほうに回りますので。で、要介護認定に回っても、要介護だったりの認定に行く場合と非該当の方もおられますので、今までもそうですけども、そういったことを事前に相談窓口でチェックできるシステムに変わるというだけのことで、特には大幅な変更ではないんじゃないかと考えております。

それから、最後のやむを得ない事情ですか、これにつきましては先ほどからありましたように、法律の改正で要介護3以上でないといえないということで、やむを得ない事情という特例入所の制度を設けられております。この場合、国の中ではその判断をする場合には、保険者の適切な関与が求められるということで、保険者、今、町でございますので、こういったときには施設入所の判定の段階で、基本的には特例的な入所判断の必要性が高い判断されたものという内容とすれば、「認知症であるものであって日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さが頻繁に見られる」であるとか、「知的障害、精神障害を伴い日常生活に支障を来すような症状、行動及び意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる」、「家族等による深刻な虐待が疑われること等により心身の安全・安心の確保が困難である」、それから「単身世帯である、同居家族が高齢で病弱である等により家族による支援等期待ができず、かつ地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である」とこういった内容であれば特例扱いになるんですが、これにつきましては、各施設で入所の段階で保険者にこれに該当するのであれば意見を求めるというような方向になっております。

それをもって保険者のほうで県が、島根県でも老人ホーム等の入所指針をつくられておりますけども、これを受けて町のほうで、保険者で判断をしてそれについての意見を判定委員のほうに保険者が出すということになっております。

そういうことですので、一応きちんとした決まりの中での手続ですのであんまり曖昧になることはないと思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 小さい町ですので、先ほど紹介した北杜市のようなことは起きないと思いますが、いろんなケースがやはり想定されるので、温かい対応をお願いしたいと思います。

先ほど私質問の仕方が悪かったのか、現在、訪問介護、通所介護に通われている方が、お答えの中に「地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行し」っていうところがあったので、現在、訪問介護とか通所介護に通っている方がボランティアである地域支援事業に行くこともあるのかなと、それは困るなという意味でお尋ねしました。伝わってなくて済みません。それは私の間違いだったようで。お答えあります。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたびの制度改正は、訪問介護と通所介護がいわゆる介護保険からの予防給付から外れるという状況になっております。その中で先ほど課長が説明したように、いわゆる地域支援事業費の中で、そのいわゆる通所介護と訪問介護を見るという状況であります。それで、現在、要介護認定をされまして、要支援1、2の方は、通所介護が必要な方あるいは訪問介護が必要な方はケアマネがケアプランをつくって事業を実施しております。今回の制度改正では、その給付がいわゆる認定がなしでも受けられるという状況になっておりますので、議員さんがおっしゃるように、その方たちを窓口で切るようなことはしてほしくないということでありますので、当然、地域包括支援センターが中心になりまして、それぞれの個人個人のアセスメントを計画しまして、そこで通所介護あるいは訪問介護が必要という部分の中では今回の新しい事業の中で取り入れていくと、当然、そこには今度は介護保険の給付からではなくいわゆる地域支援事業の中で、そして、町としても一般財源部分を今までも地域支援事業の上積みの部分は見えておりましたので、それも同じようにこのたび答弁の中でもやっていくという状況でありますので、議員さんが心配をされるようなことは当町としては現在その部分も踏まえて対応をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 安心いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子育て支援についてです。若い世代の定住促進を考えるには、若い世代の課題解決が重要と考えます。

精神的支援についてです。若い世代にとって母親が出産、育児をどう乗り越えていくかは重大な課題です。若い世代の定住を促進するには、母親の心に寄り添った対策が必要と考えます。

母親には、出産後の育児や、仕事復帰に向けての準備に大きな不安があります。核家族では特に大変ですが、最近では、2世代以上の同居家族でも祖父母が働いている家庭が多く、母親の支援を十分にできない場合があります。

初めての出産には、母乳のトラブル、初めての出産だけではありませんが、また、初めての育児でわからないことが押し寄せてくる不安、こんなはずではなかったという不安が私も第一子のときにはありました。など、心理的な負担が大変大きいです。支援や助言が十分に受けられないケースがふえています。

こうした状況は全国的にも母親の産後ケアの課題になり、解決に取り組む行政がふえています。

千葉県浦安市では産後のケアに先進的に取り組んでいます。出産後の育児支援を目的とした、母親と赤ちゃんが一緒に過ごせる宿泊型ケア施設は産後ケアの取り組みの一つです。看護師、助産師、臨床心理士などの専門職が24時間体制で産後の母親のケアに当たっています。さらに、母親の休養と体力の回復に向けて癒しのプログラムも用意されています。授乳や沐浴の仕方、骨盤ケア、ヨガなどなど母体の回復を促すケアもされています。

津和野町でも、おめでたアンケートを行ったり、こんにちは赤ちゃん事業で全戸訪問をしたり、子育て支援センターを開設したりと積極的に取り組まれています。精神的支援をより充実させるべきと考えます。

浦安市の例は都会の方法なので、津和野町に全て当てはめてほしいという意味で紹介したわけではありません。津和野町でできる支援をもっとしていただきたいと思います。

出産、育児の経験者からは、津和野町におられる方ですが、「病後児の保育がないので仕事に復帰するのに不安です」「自分の時間の確保ができない。これは自分が病気をしたときに病院に行ったりするには時間がとれないので、病院に行くのを我慢していた」とかいう声もお聞きしました。「ちょっと風邪気味なので寝たいけど、子供をほっとくわけにいかないの、起きて頑張りました」という声も聞きました。「出産直後の兄弟の保育園の送り迎えは、まだ体力が回復していないのでとても辛かったです」という声もお聞きしました。

次に、横のつながりについてですが、子育て中は孤立しがちであり、子育て世代の横のつながりを深くする対策が必要です。

例えば、保育園を日曜日解放して、しゃべり場を提供するなどの対策を講じてはどうでしょうか。

若者の声を吸い上げるシステムについてです。聞こえにくい母親の声を子育て支援センターに参加される母親から集めるなど、声を積極的に吸い上げ検討するシステムをつくってはどうか。

環境整備についてです。気軽におむつかえができる場所や周りを気にせず安心して授乳できる場所の確保、その場所がわかるマップづくりなど乳児を連れていても安心して出かけられる場所をふやすべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、男性の育児休暇についてです。育児には父親の支援も必要になりますが、町の男性職員は育児休暇をどの程度受け取られているのでしょうか。

御回答よろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て支援に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1 番目の御質問であります。当町においても核家族化・育児の孤立化の傾向があり、母親が安心して妊娠期を過ごし、出産・育児を前向きに捉え、楽しむことができる対策を講じることは重要だと考えております。

母親の精神的な支援として、早期からの保健師との接点をつくりやすくするため、母子手帳交付時におめでたアンケートを実施し、母親の妊娠に対する気持ちを把握しております。その後、妊娠期の生活をサポートする目的として、妊娠前期に「カンガルー教室」を開催し、助産師、栄養士、保健師が講話を行うことにより、妊娠期の過ごし方、胎児の成長、母体の変化と健康管理、また、産後の生活についても見通しを持っていただけるような学ぶ機会を設けております。

産後には、生後4カ月児までを対象として、こんにちは赤ちゃん訪問を実施しており、町の子育て事業や予防接種などの情報提供だけでなく、母親のメンタルヘルスチェック（産後うつアンケート）も実施し、適切な支援へのつなぎや継続しての訪問等の対応をしております。また、子供の成長とともに変化する相談に対応するため、助産師によるおっぱい相談、栄養士による離乳食教室・栄養相談、保健師による育児相談等を設定しております。

産後の宿泊型のケア施設、病後児保育の体制整備の提案をいただきましたが、専門職の確保、精神的支援をより充実させるためには、臨床心理士など心理系の専門職の確保が必須と考えられますので、取り組みについては、今後、検討してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。子育て支援センターでは、保育士や保護者同士が知り合い、日々の子育ての悩みや不安を話せる場にもなっております。子育て支援センターの開所は平日であります。保育士が保護者同士の調整役として入ることで、話しやすい雰囲気をつくることにもつながっております。

日曜日に保育所を開放してのしゃべりの場の設置につきましては、マンパワー不足を含め体制が整っていないため困難であります。今後、より多くの方に子育て支援センターを利用していただけるよう、対象者と取り組みをマッチングさせ、つないでいく人

材の確保も重要だと考え、子育て支援ボランティアの設置について検討したいと考えております。

三つ目の御質問であります。現在、母親からの声を集めるために、子育て支援センターの利用者や子育てに関する講演会等の開催時にアンケート調査を実施し、意見を集約しておりますので、引き続き実施し、その内容を検討し、今後の子育て支援対策の参考にしたいと考えております。

四つ目の御質問であります。おむつがえができる場所についてですが、道の駅や安野光雅美術館、殿町スクランブル交差点や嘉楽園に設置されている観光公衆トイレ等にベビーベッドが設置してあり、町民の皆さんや観光客の方に自由に御利用いただけます。

授乳ができる場所については、本町では道の駅に設置があり、町立の観光文化施設等でも御相談に応じて授乳場所を提供することができます。

また、おむつがえや授乳などができる施設を登録し、ステッカーを掲示する赤ちゃんホットルーム事業が県の事業としてありますので、現在整備がされているところについては、赤ちゃんホットルームへの登録を案内し、今後は民間施設等への周知も行い、設置場所の確保をしていきたいと考えております。

なお、設置場所がわかるマップづくりであります。県の赤ちゃんホットルーム事業の活用とあわせて、観光マップやホームページ等を使った情報提供を、今後、関係者と協議し、検討していきたいと考えております。

五つ目の御質問であります。本町は次世代育成支援対策推進法による特定事業主として位置づけられており、事業主としての立場から、職員の子育てに対する意識を高め、仕事と子育ての両立を推進するとともに、職場の環境整備に取り組むため、津和野町特定事業主行動計画を策定し、平成22年度から26年度までの5年間の第2期計画として取り組んでまいりました。

計画におきましては、育児休業の目標取得率を、男性職員10%、女性職員100%と定め取り組んでまいりましたが、結果といたしましては、女性はいずれの年度も取得率100%でしたが、男性は平成24年度のみ16%の取得でございました。

平成27年度から5年間の第3期計画におきましても、同率の目標数値を定め、子育て支援に対する職員の意識改革と職場の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 助産師によるおっぱい相談、栄養士による離乳食教室・栄養相談、保健師による育児相談などされていると言われましたが、その回数とか、どういう場面でされるとかわかれば教えていただきたいのですが、利用される人の人数というか、割合というか、もしわかれば。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 済いません、実数的には今ちょっと把握しておりますが、おっぱい赤ちゃん相談につきましては、月２回、火曜日に実施しております。日原子育て支援センターのほうでしております。

それから、離乳食教室ですが、栄養士による、これにつきましては、生後４カ月から６カ月のお子様の保護者を対象に、２７年度につきましては５月１９日、８月４日、１１月１０日、平成２８年の２月２日でやまびこのほうで予定をしております。それから、子育て支援センターにおける離乳食教室等も行っておりまして、これにつきましては、乳幼児の健診等、その折に栄養相談を栄養士が出張してやっております。これにつきましても、１月ごとに日原の保育園などの子育て支援センター、それから、直地の支援センターのほうで実施しております。

それから、育児相談ですが、これにつきましては、２５年度の実績、今ありますが、育児相談の利用者は、日原のほうで１２１組、津和野のほうで１００組、それから、２６年度ですけれども、２６年度９月現在ということでございまして、日原のほうで１５組で津和野が６０組という２６年度の実績でございます。

一応わかる範囲ではそういった形です。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（７番 寺戸 昌子君） ありがとうございます。結構頻繁にされているので安心しました。

病後児保育についてですが、なかなか大変だと思います、取り組むには。しかし、各家庭で解決するとなると、祖父母の支援で解決ということが多くなると思います。しかし今、祖父母は働きに出てる方がたくさんおられますし、Ｉターンで遠くから来られた方などは、余計、誰に病気上がりの子を預けて働きに行こうかと困惑される方がおられると思います。母親、父親が仕事を休んでみる事ができない事態というのが全くないわけではなく、やはりどうしてもこの仕事には行かなければならないということが、今、若い世代にはたくさん出てくると思います。早急な対策を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 病後児保育等でございますが、なかなかこれにつきましては難しい面がありまして、病気をしているお子様の隔離の部屋をはなえなくてはいけない、それからやはり、その専門的な看護師の配置、それから、これが常時必要があるわけでないで、その辺の対応、それから、これまでほかの施設等で病後児保育等やっているところがありますけれども、急なキャンセル等で来ていただけないと、それから、病院医師との連携等がさまざまな要因がありまして、なかなか、それじゃあすぐに病後児保育を始めましょうというような形で取り組めない状況が多々あります。それと、やはり赤字になるというのが大きな原因で、なかなかふえていない状況だと聞いております。

それから、保育所に関しましては、保育所における感染症対策ガイドラインっていうのが国のほうから出ておりまして、37度5分以上の熱がある場合は、預からないという厚生労働省のこともあります。

そういったもろもろの点等を踏まえたときに、なかなか病後児保育に踏み切っていないというような現状でありまして、今後検討はしていきますけども、それから、保育園等の園児でなくて、小学校とかの関係もファミリーサポートセンター等で子供の預かり等、それから、病後児の関係の保育等についても今後立ち上げに向けて考えていかなくてはいけなと思っておりますので、そちらのほうで対応ができればそういったことも考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 大変大きな壁がたくさんあることは説明を聞く前からわかってましたが、必要とされているので、やはり検討をしっかりといただけたらなと思います。

次に、臨床心理士さんのことなんですが、健診時のみに来られているとお伺いしました。心のことをゆっくり相談するには、やはりそういうばたばたしたときではなく、別の機会に相談できるような回数をふやしていただきたいと思いますが、これもいろいろ財政とかあるので難しいって言われるかもしれませんが、若者を受け入れていくためには考えていていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 臨床心理士の関係ですが、これにつきましてもなかなか医師等の江津のほう等から来ていただいとったりするようなこともありますので、なかなかそういった独自で準備するということはなかなか難しいと考えておりますので、今のところやれないと思っておりますけども。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） なかなか壁が多いようで残念ですが、諦めず検討をしていただきたいと思います。

回答の中にあった子育て支援ボランティアなんですが、まだ検討段階に入っていないような感じのお答えだったのですが、いつごろ検討に入られる予定でしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） これにつきましては、町独自で考えておりまして、昨年、交付金事業等で取り組めるかなということで県に申請したんですが、なかなかの予算の状況でできないということで没になったわけですが、これにつきましては、そういった国等の交付金等の予算がつけばやってみたいという気持ちは持っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（７番 寺戸 昌子君） なかなかお金が絡むことなので大変だと思いますが、よろしくをお願いします。

乳児を抱えての移動はとても大変です。いつおなかがすくか、いつおむつがえが必要かっていうのは予想はしますが、イレギュラーで、予想外で発生することがたくさんあります。今、お答えいただいた場所におむつがえのスペースとか母乳を与える場所があるとお答えいただきましたが、まだまだ少ないと私は感じます。町内に住むお母さん方が安心して外出できる町になっていただきたいと思います。乳児を連れてもしっかり安心して観光できる町というイメージにもつながるのではないのでしょうか。

次に、育児休暇についてですが、１６％の男性の職員の方が取得されてるということで、これ喜んでいいのか悲しんでいいのか、ちょっと微妙なところで、もうちょっと取得されてるかなと期待をしていました。もっと取りやすいように対策を組んでいただきたいと思います。

母子関係は、学校生活でのつまづき、子供自身が母や父になったときの子育てなど、子供の発達・成長に生涯にわたって影響します。悩んで試行錯誤しながら子育てしていることは、今も昔も同じですが、複雑な社会になり、子育ての環境は悪くなっています。津和野町でも出産後の母親の１割以上が保健師のフォローが必要と聞いています。自分でも気づかぬ心の傷を持った方もおられます。何より、現在子育てをしている若者の考えをもっと吸い上げることが必要なのではないのでしょうか。津和野での子育てができてよかったね、津和野だから安心して子育てができた、子育てするなら津和野だよと大きな声を出して言える町になっていただきたいと思います。子育て世代の心にさらに寄り添った町になるよう期待しています。

じゃあこの質問は終わって、次の質問に入らせていただきます。

ため池の現状と管理についてです。

近年、農業従事者の減少と高齢化により、稲作の放棄地がふえ、荒れています。それに伴い稲作のためにつくられたため池が荒廃していることが町民の不安を招いています。「最近ふえた局地的な豪雨があれば決壊するのではないだろうか」「堤防が波に浸食されて薄くなっている」「ため池の水が外にしみ出してきている」など町民の不安の声を耳にします。

１、実態の公開について。

町内のため池の現状を調査しているのでしょうか。しているのであれば、町民に公開していただきたいと思います。

ため池の個数、そのうち使われているものの個数、老朽化の度合い、崩壊の危険があるものの個数、現在の管理者、そして、今後それらを管理していくための対策を教えてください。

次に、防災のための保全についてお伺いします。

かつては、水利権をもつ農業者がため池の管理、保全を行っていましたが、高齢化や稲作の放棄で困難になってきています。

ため池は稲作のための水量の確保だけではなく、豪雨のときにダムの役割も果たし、防災に役立ってきました。しかし、今は災害の危険を招きつつあります。

町が支援する自主防災組織の取り組みが進む中で、地域に存在する危険が多数明らかになってきています。ため池の老朽化もその中の一つです。防災の観点からも、行政がため池の保全を支援する必要があるのではないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ため池の現状と管理に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、実態の公開についてでございますが、町内のため池調査については、平成23年から平成24年度にかけて島根県が実施しております。対象となったため池は、本町ため池台帳に登録されている52面で、うち使用されているものが43面ございます。

調査の総合判定であります。直ちに改修の要ありが2面、改修の要ありが10面、その他が36面、調査対象外（貯水なし）が4面となっております。

直ちに改修の要ありとされたため池のうち、決壊により民家への被害が想定されるものが、奥ヶ野野峠堤であったため、現在、県営で改修工事を計画しております。もう1カ所は戸谷斉藤堤で、直接民家への影響はなく、対応しておりません。

改修の要ありとされたため池のうち、維持修繕作業を行っているものが7面、放置されているものが3面となっております。

現在の維持修繕については、多面的機能支払事業（旧農地・水）により対応しているものが25面、水利組合や個人の負担で対応しているものが15面、管理していないものが12面となっております。管理していないため池については、水を抜くなどの安全対策を行った後、自然に返すことが望ましいと考えております。

続いて、防災のための保全についてでございますが、現在も町内の多くのため池は、利用する農家によって維持管理が行われておりますが、全国的に農家の高齢化や担い手不足等によって、ため池の管理及び監視体制の弱体化が懸念されております。

このようなことから、国は平成25年度より、ため池の下流域における被害の大きい警戒ため池を対象に優先的に耐震調査と対策を進め、ハザードマップ等の減災対策を推進しております。本町では、貯水量の大きなため池5面が対象となっております。

ため池は農業施設であります。堤の全面的な改修となると高額な事業費が必要となりますので、国・県の補助事業を活用しながら関係農家の経費負担の軽減と防災面を考慮して対策を進めることといたします。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 対策が進められているようで期待します。

その中で、先ほど改修の要ありとされたのに、放置されているものが3面あると言われましたが、それはなぜでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 県のほうの調査で、県の土地改良事業団体連合会が委託を受けて調査をしております、改修の要ありというふうな中で10面ございますが、直ちに改修の要ありが2面、そして、改修の要ありが10面ございます。それで、実際に直ちに改修の要ありというのが、今、野峠堤と斉藤堤というふうなことでございますが、実際のところ野峠堤については、2万3,000立米ばかり、2万3,000トンの水を貯めております。斉藤堤のほうは700トンでございます、かなり小さいところでございます。実際の田んぼに水をあてているというのは、実際には斉藤堤はゼロということになっております。改修の要ありという中で、実際のところ管理をしているのが7面、全然管理をしていないというのが3面あるというふうに町長のほうでお答えしたところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 修繕の要がありだけど、別に修繕をする必要がないということですか、管理者がいないから。お答えいただいた中に、維持修繕作業を行っているものは7面で放置されているものは3面ということなので、維持修繕作業を3面は行っていないということは、その必要がないということなのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 済いません、3面の関係で、実際、毎年やっばり堤の状態の確認をしながら、草刈等が必要でございます、このあたりのところで、7面については毎年地元のほうで対応していただいております、残りの3面については、実際のところ今作業していないというふうにお答えになったところでございまして、実際には、そのうちの堤の中で実際に調査に上がったんですが、場所がわからないと、地元の人はこの辺にあるとかということもあったんですが、そういうところも実際ございまして、今、議員の質問を受けて、またこの台帳の中を確認したんですが、話を聞いて実際に水がたまっていないところもこの中にあるようなこともあり、調査結果、子細に見たときに現場までたどり着かなかったというところもございまして、それが実際には1面入ってございます。あとのところは個人であったり、水利組合の関係で、水利組合で管理しておられるんですが、実際のところは作業をしていないという状況のものでございます。それ以外については、草刈等をしながら、どこが壊れとるかというふうなことで、補修等をされておるといふような状況でございます。いずれも、大きいものはなく、ただ僕の言う大きいというのは5,000トン以上を今想定してしゃべっておりますが、1,400トンが1面、あとは500トン以下が9面というふうに御理解をいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 山の奥のため池とかあるので、対策は大変だと思いますが、これからも対策を進めていただければと思います。

実際に近所のため池に見に行かせてもらいました。見た目には全然危険だとは感じなかったのですが、近所の方とお話をしていると、よく見ると池の面が波打つことで堤防を浸食して、上から見ると堤防の幅は広いんですけど、波打ち側がえぐられていて、その上がいつ落ちるかわからないので、ここの上は歩かないでくださいねということを言われたりしました。知らずに踏みつけて、池に転落しては大変だなと思ってみました。

どの池も周辺の住民の方は大なり小なり不安を持っているようです。住民の方とつながりながら、不安を解消していただけるように、これからも対策を、忙しいとは思いますが対策を打っていただけるようお願いします。

これで寺戸の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで3時25分まで休憩といたします。

午後3時08分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、質問を続けます。

本定例会最後の通告者であります発言順序7、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。

本日は、通告に従いまして、3項目の質問を用意しております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、早速、第1項目の質問に入りたいと思います。

平成26年度観光関連事業、進捗状況についてお伺いいたします。

春、3月、いよいよ観光シーズンの到来です。現在、町民の関心が高い、次に述べます5項目の、平成26年度観光関連事業の実施、あるいは、進捗状況の説明を求めます。

また、平成27年度新規観光関連予定事業があれば説明をしてください。

まず、第1、SL館解体事業、2、サイン計画、3、殿町菖蒲園の改修、4、町屋ステイ戎町の営業に関して、5、新規タクシー運行事業、特に営業時間の予定などを含めまして説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成26年の観光関連事業の進捗状況に関してと題しての御質問でございます。

御質問いただきました１点目の、駅前ＳＬ館解体及び修復事業につきましては、解体工事に向けた調査や申請等の諸準備が整い、今月１６日より足場の設置を行いまして、現在は、設備機器の撤去や内部の解体に入っているところであります。

予定としては、年度内に完了させる予定であります。調査や申請等の諸準備に計画以上の日数を要したこと、また、隣接する建物などへの十分な配慮もしながらの工事となりますので、事業の一部を平成２７年度に繰り越し、５月末までを工期として取り組んでまいります。

なお、跡地につきましては、２７年度において休憩・情報発信施設の整備に向け実施設計を行い事業に着手したいと考えております。

２点目の、まちなかサイン計画事業につきましては、総合案内サイン４基を駅前駐車場入り口、役場庁舎裏駐車場入り口、森鷗外記念館前駐車場、なごみの里駐車場へ、伝統的建造物群保存地区の解説サイン３基を殿町と本町と祇園丁に設置予定でありまして、３月末の完成を予定しております。なお、次年度は観光関連施設等への誘導標識の整備を予定しております。

３点目の、殿町菖蒲園の修景及びライトアップにつきましては、菖蒲枡３２基の設置とライトアップ用照明機器の設置工事でありまして、これも３月末の予定をしております。なお、この水路への良質で安定した水源確保が課題となっており、計画では次年度で整備する予定としておりましたが、まずは、その整備に先立って、重伝建地区内の防火用水施設の整備も視野に入れ、水路網や水系、水量等を次年度において調査をしたいと考えております。

４点目の、町家ステイ戎丁の営業状況につきましては、１番議員にお答えしたとおりでございます。

５点目の、新規タクシー運行事業についてであります。新たな地域公共交通対策として上下分離方式によるタクシー事業が、本年４月から第一タクシー株式会社の運行によりスタートいたします。

営業時間につきましては、午前７時から午後１０時までを基本に運行されることになっておりますが、運行事業者に問い合わせを行ったところ、平成２７年４月１日から当面の間、午後１０時から午前１時までは１台を配置し、午後１０時までの予約でさらに１台を確保するとの回答をいただいております。

次に、平成２７年度の新規観光関連予定事業についてであります。歴史的風致維持向上事業関係では、養老館の保存修理事業を２８年度着工に向けて実施設計に入ります。津和野駅周辺整備事業につきましては、ＪＲ西日本広島支社と具体的な協議を進めているところでありまして、基本計画策定後一部計画を前倒しして関連施設の実施設計に入る予定としております。

まちなか再生総合事業につきましては、２棟目の町家ステイの工事に着手するとともに、日原地区のにぎわい創出を図るための中核施設を本事業で進める予定としておりま

して、基本設計が完了いたしましたら実施設計に移りたいと考えております。伝統的建造物群保存事業につきましては、伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経た4件の整備を予定しております。

また、組織的にはこれらの事業の推進と合わせ、今後、これらの制度を有効に活用していくために、まずは、商工観光課内に歴史まちづくり推進室を設け、その拠点となる歴史まちづくりセンター（仮称）の設置について検討を行い、地域住民の方々や建築などの専門家、学識経験者、まちづくりに取り組む各団体等が連携して事業に取り組むための体制づくりを行いたいと考えております。

また、あわせて、これら地域独自の魅力や価値を地域住民と一体となって向上させることを目的に、総務省のアドバイザー招聘事業を活用し人材の活用に取り組んでまいります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま、答弁をいただきまして、全体的に思うところですが、私は、よく観光客の方に、こういうことを言われました。

その方は、リピーターでしたけれど、「いつ来ても津和野は変わらないな」と、このことはよく聞きますと、いいほうにとっていいのやら、何の変化もないから飽きがきているのかなと、2通り考えたんですけれど、どうも言葉のニュアンスと、それから、その方の顔の表情から見ますと、もう少し何かその変化を町にもたらしたらどうかというような、つまり、リニューアルですかね、やはり、町にもリニューアルが必要なんですね。そういう点で、観光に携わる者として危機をしておりました。

そういう点からですね、このたび、今質問いたしました5点という計画はですね、恐らく数年前から基本設計、あるいは実施設計のもとで練られてきた案が、ようやく昨年来実を結びまして、実践に入り具体的に計画が実ってきたと、そして今年度、さらに花を咲かせていくのではないかと、そういうふうに思いますと、本当に期待に胸がわくわくしております。

それで、午前中、参事がお答えになりました、少しずつではあるが実をつけてきているんだと、まさにその言葉であります。それがまた大切でありまして、基礎を築いていくというのはそんなにバタバタしなくてもいいですから、少しずつでも確実に基礎を築いていってほしいなと。

それから、来年の計画を見ますとそれに続きましていろいろ体制を整えまして継続していると、だから、非常に期待するところであります。総体的に、トータル的に今このこれらの工事が進捗しているという、実践に入っているということは非常にうれしいことです。

そこでですね、ちょっと1、2点さらにちょっと突っ込んで話をさせてもらいたいと思います。

タクシー運行事業、5番目ですね、このことに関しましては、本当に、基本的に、新規事業者が営業時間を7時から10時までだと、それで10時以降の空白時間をどうしたらいいのかと、観光関連団体を代表する者として、そういう業者の声もぜひ10時から運行をしてもらわないと困ると、と、申しますのはやはり10時まで営業される方、あるいは12時まで営業される方、そうするとお帰りになるのは10時以降にお客さんお帰りになるときにタクシーを利用すると、こういうことのときに、その一番時間帯にタクシーが一台もないと、観光立地なのに、その一番忙しいときにタクシーが一台もないというのはこんな恥ずかしいことはない、というふうに危惧をしておりましたが、皆様方の御協力で10時から1時までは、1台を配備していただけるという、その、今、回答を聞きまして本当に少しでも安堵した次第です。

あとはですね、この1台が2台、3台になるぐらいに利用度が増すように、つまり、それほどにぎやかになってくるということを期待するのみです。どうもこのことに関しましては少し安堵をいたしました。

それから、次、もう一つちょっと聞きたいんですが、これは4番目の町屋ステイ戎丁の営業のことですが、1番議員にお答になっておりますので、ある程度把握しましたけど、2月3日から、これは本来なら昨年の秋口にはオープンして営業をしまして、一番そのシーズンにお客を取り入れると、それから営業をしていくというような計画だったと思うんですけど、いろいろなちょっと段取りがつかなくて2月3日になったと、それで一番冬のさなかで客いないときにオープンされたわけですけども。

それで気になるのは、要するに、今少し何件か入りまして数字も上がってましたけどもね、また、今年度27年度予算にも、もう1棟建設するんだということで、将来的には、近い将来は2棟で営業していくんだと思いますけど、これ営業するのにね30年間、たしかつき合わなきやいけないんじゃないかなと、そういう今からですね、30年間の営業をですね、どういうふうにやっていくのか。

それは、後の人の課題ですけど、ちょっと気になるのはですね、営業しますと財政的、損益の問題が出てくるわけです、ついてくるわけです。

それで一番気になるのは、そこのところがですね、指定管理者である観光協会が、行政としてどういう指導をされているのか、つまりは営業をしていって、黒字が出れば、それは処理の仕方、大変どちらも喜んで楽ですけど、さあ、これが、ちょっと、まあ、今入ったばかりでこんなこと言うのは失礼かもわかりませんが、赤字が出た場合ですね、その赤字補填というのは、これは、指定管理者の、観光協会の、独立財政の中で埋め合わせていくのか、それとも、やはり町がですね、行政として、その部分は補填を続けていくのかとか、そういう懸念材もあるわけですね。

それが、単年度でずうっと黒字に転換すればいいけど、これがずっと続くようだったら、赤字が、その場合どうするかとか、そういうことはもう既にお考えになっておられるのかなと、そこは危惧材料ですので御説明をお願いしたいなと思います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 今の町屋ステイ戎町がああやった形で、まあ、オープンをいたしました。状況としてすごくいい状況でないというのも確かではございますけれども、議員さん申されますように、時期的なこともございまして、それとホームページも、私もちょっと、開けてみたんですけども、なかなか行き着くのになちょっと手間がかかるような状況でもございました。その辺でまだ構築中というようなこともございましてですね、周知がなされてないのかなというところもございます。

そういった中で、将来のことを懸念する部分も確かになくはないかもしれませんが、まあ、一応、あの施設そのものは町が整備してということで、観光協会は、そこに専任でずっと一人が、人がついているという形でもございませんで、うまく中の職員を、職員というか、職員なり、委託先も出てこようかと思っておりますけれども、そういった中で、回すということで伺っておりますので、少し動いてみなければわからない部分は、確かにあろうかと思っておりますけれども、そういう面ではいろんな仕掛けといたしますか、ほかの分野で集客を図るようなこともしていきながらということで、赤字にならないような形にしていきたいというふうには考えております。

人件費的には、大きく普通のホテルとか旅館のようにずっとついている状況ではございませんので、そういう面では、ある程度赤字が出てくる状況というのは、よっぽど件数が少なければですけども、ある程度件数、稼働率、今当時の出した資料を持っておりませんけども。

そういうなんからすると、稼働率がそんなに高くなくても、まあまあ採算内には、合うんではないかなという試算もした経緯もございますので、そういったことを状況を見ながらということで、今何ともお答えしにくいんですが、そういう状況になったら、そのときの状況に応じて行政的には観光協会に全てをとという気持ちではございませんので、いろんな形での、指定管理者でもございますので、指定管理施設でもございますので、そういう補填ということも、場合によっては出る可能性はあろうかとは思っています。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） オープンしたばかりなので、あんまり、赤字とかそうちょっと縁起の悪いことを質問しましても、これ以上はちょっと控えたいと思いますので、まあ、ただ、確認できましたのは、行政が一応は責任を持って、そこら辺は指導し、いざというときには相談に乗ってやると、そういうことですね。じゃあまたその成績が出た時点で、そういうことも検討していきたいと思っております。それでは、この件につきましては、これで質問を終わります。

それでは、2項目めですね、当町の地方創生に関しましてです。

地方創生、概念的には人口の減少に歯どめをかけ、東京一極集中でなく各地域がそれぞれの特性に即して課題を解決していき、安心して働き、結婚、出産、子育てができる

好循環をつくり、次世代に引き継いでいくまちづくりを実現していくことだと言われています。

政府の地方創生の総合戦略によりますと、地方での若者30万人分の雇用創出、移住促進策、子育て支援政策を掲げています。また、地方の発意に基づく取り組みを応援するとして、全ての都道府県と市町村に来年3月までの地方版戦略の作成を求めています。各自治体の戦略を精査し、16年度に創設する新型交付金の支給額に差をつける方針だそうです。さらに、支援強化の条件としまして、15年度から5カ年間の具体的かつ説得力を持った人口減少対策や数値目標を盛り込んだ総合戦略の策定を求めています。

次に、続きまして、各新聞紙上の、本県、島根県の地方創生に関する予算案を見ますと、国からの地方創生交付金を活用しまして、ちなみに国からの島根県への地方創生交付金は22億8,000万円だそうです。

まず、地域消費喚起生活支援型としまして、プレミアム付きの宿泊券、お土産券の発行、子供が多い世帯に給付金を出す市町村への財政支援の実施など、9億5,900万円、次に地方創生先行型としまして、IT産業の振興や誘致、観光キャンペーンに、「ご縁の国しまね」雇用創出に力点を置いたUIターンなどの地方創生推進策、結婚支援センター これは仮称でございますが の設置など、未婚、晩婚化対策に総計13億2,900万、以上のように、結婚、出産、子育て支援、中山間地域の産業振興など、人口減少問題にかかわる一連の対策強化を打ち出しています。

そのほか、各自治体の人口減少対策を拝見しますと、雇用の確保、安定収入で若者の流出を防止する、保育園整備など子育て環境の充実、移住の推進・支援、UIターン対策などです。

ずっと見ますと、似通ったものです。当然、当町もこういう要件を踏まえまして、国、県の施策に基づき、地方創生に関するさまざまな施策を実施していくものだと思いますが、そこで質問ですが、当町の具体的な地方創生施策は、特に各市町村が国から求められています人口減少対策としまして、当町の今年度から5カ年間の総合戦略とはいかがなものかお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、当町の地方創生に関しての御質問についてお答えをさせていただきます。

地方版総合戦略の策定につきましては、まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条の規定により、国の総合戦略を勘案して作成することとなっております。

国の総合戦略は、人口の現状及び将来の見通しを示す、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを踏まえ、かつ、その実施状況を検証するための目標数値等を設定することとなっており、地方版総合戦略においても同様に地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえるとともに、目標数値を設定することとなります。

津和野町の２０１０年の人口８，４２６人をもとにした推計人口は２０１５年は７，５０２人で、５年後の２０２０年は６，６８６人となっております。

今後、地域経済にかかわる人の流れや人口動態、経済構造や企業活動などの専門的な調査や分析を加えて、津和野町の人口ビジョンについて検討していきたいと考えております。その上で、地方版総合戦略の基本目標である、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するについて５カ年の具体的な施策と目標数値を策定してまいります。

なお、地方創生先行型については、平成２６年度の最終補正において、自伐型林業推進事業や農業担い手育成事業等を初めとする、地域しごと支援事業や子育て支援事業として、子育て支援タクシー事業等実施することとしたところですが、これらの事業については、平成２７年度に繰り越し事業として実施しながら、検証し事業を進めていきたいと考えているところであります。

総合戦略を策定する体制といたしましては、平成２７年１月に庁議メンバーを構成員とした津和野町まち・ひと・しごと創生本部及び課長補佐または係長相当職の職員による総合戦略策定検討プロジェクトチームを設置をしたところでございますが、今後、幅広い年齢層からなる、地域の住民の方を初め、教育機関、団体など、関係機関の代表の方の御意見をいただかさせていただき、津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を設置し、平成２７年度末までに、津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとしております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（６番 丁 泰仁君） ただいま答弁いただきましたが、やはり各市町村が同じことを実施しているようで、市町村間で競争の激化が予想されます。当町としましては、各課から選抜してプロジェクトチームをつくり、また、各界を代表しまして、総合的な話し合いをするとそういうことのようにございますが、できる限り当町の特性を生かした独自の観光関連、教育文化関連を織り交ぜた、地方創生案、特に向こう５年間の総合戦略には、商工観光関連産業を代表するものとしまして、観光復活のために、新しい観光インフラの創設企画を望むものであります。

ここで、私は大胆に提言をしてみたいと思います。

例えば、ただいま城山修復のための仮設工事道路を終了後、観光道路として改修し、今ブームのいわゆる、天空の城への誘導道路として、観光の目玉にする。あるいは、中座バイパスの、これは２年後、２９年度ですか、完成予定だと思いますが、中座バイパスの完成後、なごみの里全面の空き地に情報芸術文化センターなどの多目的ホールと、地元農生産物と県内お土産品を中心とした即売商業スペースを総合的に建設するなどして、当町ならではの文化、芸術、交流及び産業振興を促進させ、町の活性化を促進し、人口減少に歯どめをかけ、雇用創出、ＵＩターンを促す土台のしっかりした当町ならで

はの地方創生案を切に要望するものであります。何か御意見ありましたら、お願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 地方創生に関するところ、当然ながら、教育から、福祉から、医療の整備から、あらゆる分野の盛り込んだ総合戦略をつくって、そして一つ一つやっていくということになるかと思います。

ただ、今回の御質問はいわゆる雇用の創出初めとしたところというふうに受けとめますが、そこに絞ってお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども。

まず、基本的にどの自治体も同じような計画ということでも、お話をいただいておりますわけでもあります。ただ、それはそれなりにしてもやはり本町は本町の、これまでやってきた特色もあるわけでありまして、それを生かした独自性のある取り組みというのはしていこうという気持ちは持っております。

まず、具体的に申しますと、農業関係であります。これも当然どこの町も取り組まれることだと思いますけれども、本町の場合は、このたび、C A Sを導入したところでありまして、そこにすばらしい特色のあるワサビをうまく活用していきながら、本町独自の農業政策を進めていこうという計画でもありますし、それから、きょうも、岡田議員からも、御指摘をいただいたような津和野栗というような大変すばらしい素材があるわけで、これはまさに、津和野だからできる農業振興だというふうにも思っている次第であります。

それから、もう一つは自伐型林業、これも、林業、本町の90%以上を占める山林資源をうまく活用しての雇用の確保という取り組みでありまして、これも本町は3年前から山の宝でもう一杯プロジェクト事業という、全国で先駆けて事業を進めてまいりました。

その延長線上に、現在のこの自伐型林業があるわけでありまして、それをさらに発展していくべく、今度は山の宝でもう一杯プロジェクトの林地残材が出す木がなくなってきた状況ですので、次の、ステップとして、作業道をさらに張り巡らせようとそこに重点的な予算を充てる、それを平成27年度にも盛り込んでいるというところでありまして。

また、昨日の予算審査の町長総括のときにも御質問が出ましたように、現在、Iターンで来てくれている自伐型林業を志す人間、これらが、うまく4年目以降、補助金が切れても定着してもらうためには、やはり山林をどう確保していくかということ、こういうこともしなければならぬというふうにも考えているところでありまして、そうしたところを独自に津和野町として特色を持った取り組みをしながら、こうした雇用の確保策をしてやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つはIT関係でもございまして、これも昨年の冬から大阪から1社進出をしてくれました。これは本当に津和野にとっては、希望が持てるような明るい話題であったというふうにも思っております。

大阪のその企業の社長と話をしておりますも津和野だからこういう仕事ができるんだと、創造的な事業ていうのは都会では、なかなかできなくて、むしろ津和野のような環境のいいところだからこそ進出の魅力があるんだというお話を聞かせていただきました。

これからまた、第2の候補、第3の候補もとりにあえず、今のところございまして、そうしたところ確実に来ていただけるように、これも津和野という魅力が持つ、できる雇用の確保策だというふうに思っております、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

そして、当然、議員御指摘をいただいた観光の関係でありまして、これも本町が持つ、全国にはなかなかないアドバンテージだというふうに思っております、特に津和野町は人口減少率が非常に県内でも高いわけでありまして。

それは、いろいろ要因はあると思いますが、やはり、観光の落ち込みと同じようなグラフになっているというふうに思って、というのも津和野町の地域別の人口減少率でいいますと、津和野地域のまちなかの中心部がですね、一番減少率が高い傾向があるわけでありまして、それはやはりこれまでの観光というものが落ち込むのに従って、それがなかなか産業として、厳しい状況に落ち込んでいて、そしてそれが一番人口減少の激しい要因になっているだろうという受けとめもしているわけでありまして。

そうした面からも、観光振興というのは非常に重要な対策だというふうに受けとめている次第でございます。

こうした中、先ほど情報芸術文化センターというような御提案もいただいておりますが、やはり限られた財源というものがございまして、あれもこれもはできない。大変魅力的な御提案だとは思っておりますけれども、やはり限られた財源をどう使っていくかということをしていかなければなりませんし、そのためには、やはり、今あるものをどう活かしていくかということ、まず、私どもの場合は、その視点を持ちながら、この観光関係も取り組んでいくということが大事であろうというふうに思っております。

そうした中で、津和野の城跡の整備、これが、ようやくこのたび、始めることができました。

先日も、天空の城とか、あるいは雲海がすばらしいということで、津和野を取り上げていただいたテレビです、そういう話題も聞いております。それは、大変、私としては、うれしい反面ですね、一方で、今のちょっと津和野の城跡の状況を見るとですね、折角来られた方が、がっかりされてしまうんではないかというような、非常に危惧もしているところであります。

ですから、できるだけ急がなければなりません、これも、2年、3年で津和野の城跡の整備ができるものじゃありません。ようやく取りかかりましたが、10年ぐらいの計画になろうかと思います。

そうした中で、その改修をうまく観光にも活かせる形での津和野の城跡を改修していくという、観光にも活かしていくという視点も持ちながらやっていくということが大事だろうし、それから、そういう面では、先ほど議員御指摘いただいた、城跡の後の道路をうまく残して、そして、活かしていくというそれはしっかりやっていかなきゃならんのじゃないかなという気がしているところであります。

先日もある方から、そのテレビを見られて「津和野ってのは、本当にきれいな町ですね、雲海が出て天空の城って、竹田城ばかり有名だったけど、津和野もすばらしいですね」という話を聞いたわけでありますが、そのときに御指摘をいただいたのが、「だけど私のような高齢者はどういうふうにそこに行けばいいんですかね」というようなですね、そういう疑問も投げかけられたわけであります。そうしたときに、やはり、おもてなしの心を持って、一つ一つ観光整備をしていくという面においては、その辺の対策もしっかりとってこそ、まさに、観光振興だというふうに思いがございしますので、そうした面での今の、道路の関係の御提案というのは大事にしてやっていきたい、あるものを活かしていく方向性の中にそれを活かしていきたいというふうに考えているところであります。

そして、何ととっても、あるものを活かしていくという面では、一昨年に重要伝統建造物群保存地区、そして、歴史的風致維持向上計画、この2つの計画認定というのは本町にとって本当に大きいことだと思っております、この計画認定があるからこそ、きょう、最初にいろいろお答えをしました駅前整備でありますとか、それからショウブの整備でありますとか、そうしたものがさまざまに、計画に沿ってやっておるということでもあります。これも国から、半分近い財源が出てまいりますので、それで限られた財源を有効に使うということにつながっているわけでもあります。

そういう面から見ると、まだまだ津和野の観光のおもてなしを上げるという意味においては、やるべきことはたくさんあるわけでありまして、歴史的風致維持向上計画にも載っておりますが、あそこの9号線のところの、いわゆる使われてない、老朽化した建物、あれが残念ながら、どなたに聞いても、非常に津和野の景観を損ねているという、そういうことがある。それが、なかなか解決できていないという状況であります。

まさに、津和野ってこんなにすばらしい景観、景観と言いながら、やはりそういう面ができてないというところでありまして、そうしたところをまず、一つずつ、解決していくということが、観光振興には大事だろうというふうに思っております。

いろいろ申しましたけれども、そういう状況なので、なかなか、その情報芸術文化センターというところまでには、いっぺんにはいかないかと思っておりますけれども、現在の計

画に沿って、あるものを活かしていくというそういう方向性の中で、さまざまな取り組みを確実にやっていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、ありがたい答弁いただきました。町長よくわかりになっていると思いますので、あとは、財政的な措置がつきましたら、ぜひ、すぐというんじゃなくて、向こう10年を見きわめてですね、実行でいうか、いろいろな計画を積み上げながら、そういう私の提言も参考にしながら、また、観光を復活させてほしいなというふうに思っております。

それでは、この質問はこれで終わります、第3項目めの質問でございますが、教育の機会均等に対しての当町の行政施策につきまして。

今日、本屋さんを歩けばどの店頭にもピケティの文字が目飛び込んできます。トマ・ピケティ、フランスの経済学者の著書「21世紀の資本」がフィーバーしているんです。本の概要は経済格差についてです。アベノミクスで景気のいいはずの我が国で、格差についての本がなぜ売れまくっているのか、そこで以下、少し内容に触れてみました。

今日までの経済学では、資本主義の発展とともに、富が多くの人々に行き渡って所得分配は平等化するとされてきました。しかし、ピケティの1870年以降の歴史的データによれば、それは例外で、資本主義では、格差が拡大するのが普通だということです。欧米を中心に200年超にわたる税務記録を分析し、その結果、資産を運用して得られる利益率、資本収益率が働いて得られる所得の伸び、経済成長率を常に上回ることを示したのです。そのため、ほおっておくと、不平等、格差は拡大するとしてきました。そして、日米欧の各国内で所得や資産の格差が拡大していくことに警鐘を鳴らしています。

そこで、参考までに格差をあらわすOECD、経済協力開発機構の各国の相対的貧困率、国民一人一人の所得のその真ん中の額の半分に満たない人の割合を調べてみますと、次のことがわかりました。

参考までに述べてみますと、OECD加盟24カ国の数値、これ、2005年統計ですが相対的貧困率の高い順に申しますと、1位メキシコ、20.3%、2位アメリカ17.1、3位トルコ15.9、そして4位日本15.3%、そして、我が国は2009年には15.7%と格差が拡大しております。

そのほか、主要国を挙げますと、15位ドイツ8.9、17位フランス7.0、9位英国、イギリス11.4、8位イタリア12.9、ちなみにOECD各国の平均値は10.4%です。

それでは次に、所有権を尊重して、個人の権利を保護する資本主義経済を守り抜くためにも、格差是正のために、どのような施策を実施すればいいのか、ピケティの主な提言を挙げてみますと、税制改革と教育について述べております。税制改革につきましては、各国が協調して、格差是正のため所得と資産に対する累進課税制の導入提言を強調

しています。なぜなら、長い間、米国や英国は課税制度を強力に使い富の再分配をしてきたのですが、累進課税制が最も透明性が高く、民主的なやり方だからというのです。

次に、教育につきましては、教育の機会均等の励行提言です。

本日は、この提言に関しまして、討議をしてみたいと思います。

本来なら、どこの国でも教育機関は全ての人々に機会均等を保障し、貧しい人でも能力があれば豊かになれる。社会的流動性を高めるものとされています。封建的身分制度社会でなく、民主主義社会におきましては、人々に平等な権利を保障することが教育の目的です。

教育におきまして、公平で透明な試験などは不平等、格差を是正する上で最も重要な点です。

ところが、今日、本来なら格差是正の重要な要素の一つであるべき教育における不平等が所得の不平等につながっているというショッキングな事実が明らかにされています。

例えば、教育の社会的流動性が世界で最も高いと思われていました米国、アメリカを例に挙げますと、米国の下位 50%ないし 70%の所得層は、公立の高校か短期大学に進学が多いと言われています。

ここには、公的な投資が余りされていない、これに対し、名門大学にはお金がすぎ込まれている。また、入学に際しましては、エリート大学の学費は極端に高く、親の社会的地位や大学への寄附金も勘案されると言われています。

かの有名な米国最古の大学であり、また、各分野研究でも世界ランク 1 位のハーバード大学の学生の親の平均所得は 45 万ドル、日本円で約 5 億 4,000 万円、で、米国の所得の上位 2%に対応すると言われています。

このような教育機会の不平等は、米国ほどではないにしても、フランス、日本でも顕著になってきていると言われています。OECD は、こうした格差が経済成長率を押し下げると指摘します。親の所得が低くて、教育の機会に恵まれない子供たちがふえ、労働の生産性が上がりにくいためだと言います。

今、貧困の格差を示す指標とされる我が国、日本のジニ係数、イタリアの統計学者コッラド・ジニが勘案した貧困のレベルを示す指数、ゼロから 1 までの指数で、ゼロに近づくほど平等をあらわす、この指数は直近の調査によりますと、所得再分配後、OECD 加盟 34 カ国の平均 0.3 を超え、0.35 前後で上位 10 番目だと言われています。

一概に言われませんが、国によりましては、0.4 で、社会騒乱多発警戒ライン表示だと言われている。

さて、そこで質問ですが、当町の貧困の格差を示すジニ係数はいかほどですか。また、県内市町村比較の相対的貧困率はいかほどか。さらには、当町教育基本法第 4 条第 3 項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困

難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」の教育の機会均等に対応する行政施策は幼児教育から大学まで、いかがなものか説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、議員御質問の教育の機会均等に対しての当町の行政施策についてお答えを申し上げます。

ジニ係数及び相対貧困率につきましては、県の統計調査課に問い合わせをしたところ、各市町村単位では算出していないとのことで、あいにくお示しできるデータがありません。ちなみに、島根県のジニ係数は、平成21年度の全国消費実態調査の結果から算出した数値によりますと、0.294で全国平均の0.311に比較して平等と言えます。

御質問の教育基本法第4条第1項では、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と規定されており、同条の第3項では、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されています。

議員御質問の当町の教育の機会均等に対する行政施策といたしましては、御存じのように学校教育法第19条で、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされております。当町でも、本法にのっとり津和野町に居住し、小中学校に通うお子さんがいる保護者のうち、生活保護法第6条2項に規定する要保護者、要保護世帯及び経済的に困りの方で同居の家族全員の年収、年間収入の合計額から社会保険料等を引いた額が、町が定める認定基準——生活保護基準の1.3倍になります——以下の方について、準要保護世帯ということで、国の基準を基本として、町が定める補助額の範囲で修学援助を行っております。また、前年度分の所得では判断できない何らかの事情、例えば、離婚、死亡等で現時点で無職、無収入の状態になった場合等がある場合においては、民生委員の意見、本人への確認等の実情を考慮した上で、同じように援助を行っております。

補助対象品目につきましては、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費があり、平成25年度決算においては小学校46名、310万6,000円、中学生32名、327万1,000円が就学援助費として補助されております。

また、奨学金制度として、当町では、小藤育英奨学金及び津和野町育英奨学金があり、津和野町出身者で高等学校、高等専門学校、大学、短期大学及び専修学校に進学、在学する者で、学資の支弁が困難である者に対して無利子で学資を貸与するものであります。貸与額は、大学、短大、専修学校及び高等専門学校の4、5年生は月額4万円まで、高校と高等専門学校の1から3年は月額3万円までです。償還方法は、貸付終了から6カ

月経過した後に10年間で償還をしていただきます。奨学生選考委員会に諮りまして、貸与者を決定しております。

平成27年度の新規貸与予定者は、大学が5名、短大が1名、高等専門学校が1名で、貸与予定額が合わせて年額324万円です。平成26年度の奨学金返還者は、小藤育英奨学金が5名で、返還金額合計42万6,000円、津和野町育英奨学金が54名で、返還金合計738万3,000円です。基金残高は、小藤育英奨学基金が355万7,000円、津和野町育英奨学基金が3,064万円になっております。

そのほかとして、医療対策課の奨学金制度として、医学生奨学金、看護学生奨学資金があります。医学生奨学金につきましては、将来、町内の公的医療機関に勤務しようとする医学生を対象とし、貸与額は大学の医学課程が月額20万円、大学院が月額25万円で、貸与期間の3倍の期間内に貸与期間の1.5倍指定医療機関に勤務した場合は、返還免除となります。看護学生奨学資金につきましては、将来、町内の公的医療機関において、看護職員の業務に従事しようとする看護学生を対象とし、貸与額は保健師、助産師または看護師養成施設が月額4万円、准看護師養成施設が月額2万円、看護師免許を取得し、修士課程で看護の専門知識を習得する方が月額10万円で、卒業後1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ直ちに町内の公的医療機関において引き続き5年間看護職員の業務に従事した場合は、返還免除となります。貸与者は、平成27年3月現在で医学生2名、正看護学生11名、準看護学生5名で、貸与総額は1,968万円であります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） さまざまな支援対策が幅広く構築されていまして、安堵する次第です。

今年26年度、ことし26年度、当町は、津和野高校公営塾というすばらしい教育支援行政を実施し始め、また、27年度から中学生までの英語塾も開催、実施する予定ですが、町内の父兄はもとより、近隣の市町村からもいろいろな意味で成り行きを注視されております。何よりもまして、父兄にとりましては、学力を身につけさせてくれる上に受講料が無料という経済的な支援策は、今日、各家庭の厳しい経済環境の中では、まさに天の恵みです。勉学意欲のある子供たちには、人材育成の上からも経済的困窮を進学障害にさせず、徹底して行政が相談にあずかり前途を切り開いてやる、そういう教育の機会均等を励行してほしいと思います。

また、当町におきましては、将来継続しまして、子育て教育に関する施策に関しましては、財政が許す限りにおきまして、経済支援をなお一層拡充し、魅力と活力のある教育の町にしていけることを切に望み、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

お諮りをいたします。一般質問の終結によって、明 26 日は休会としたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありません。御異議なしと認めて、明日 26 日は休会といたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。御苦勞でありました。

午後 4 時 20 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 27 年 3 月 30 日（月曜日）

議事日程（第 4 号）

平成 27 年 3 月 30 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 71 号議案 津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 72 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 4 町長提出第 73 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 町長提出第 74 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 6 町長提出第 75 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 町長提出第 76 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 町長提出第 77 号議案 平成 26 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 町長提出第 58 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 59 号議案 平成 27 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 11 町長提出第 60 号議案 平成 27 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 12 町長提出第 61 号議案 平成 27 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 13 町長提出第 62 号議案 平成 27 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 町長提出第 63 号議案 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 15 町長提出第 64 号議案 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 16 町長提出第 65 号議案 平成 27 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 17 町長提出第 66 号議案 平成 27 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 18 町長提出第 67 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 19 町長提出第 68 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 20 町長提出第 69 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 21 町長提出第 70 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 22 町長報告第 1 号 新型インフルエンザ等対策行動計画について

- 日程第 23 請願第 6 号 津和野町立左鐙小学校の存続を求める請願
日程第 24 請願第 1 号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
日程第 25 請願第 2 号 T P P 交渉に関する請願
日程第 26 請願第 3 号 米価対策の意見書を求める請願
日程第 27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 29 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 町長提出第 71 号議案 津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負変更
契約の締結について
日程第 3 町長提出第 72 号議案 平成 2 6 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 0 号）
日程第 4 町長提出第 73 号議案 平成 2 6 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算（第 5 号）
日程第 5 町長提出第 74 号議案 平成 2 6 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
（第 5 号）
日程第 6 町長提出第 75 号議案 平成 2 6 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算（第 5 号）
日程第 7 町長提出第 76 号議案 平成 2 6 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算（第 5 号）
日程第 8 町長提出第 77 号議案 平成 2 6 年度津和野町電気通信事業特別会計補正
予算（第 3 号）
日程第 9 町長提出第 58 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ
いて
日程第 10 町長提出第 59 号議案 平成 2 7 年度津和野町一般会計予算
日程第 11 町長提出第 60 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第 12 町長提出第 61 号議案 平成 2 7 年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第 13 町長提出第 62 号議案 平成 2 7 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予
算
日程第 14 町長提出第 63 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
日程第 15 町長提出第 64 号議案 平成 2 7 年度津和野町下水道事業特別会計予算
日程第 16 町長提出第 65 号議案 平成 2 7 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
予算
日程第 17 町長提出第 66 号議案 平成 2 7 年度津和野町奨学基金特別会計予算

- 日程第 18 町長提出第 67 号議案 平成 27 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
日程第 19 町長提出第 68 号議案 平成 27 年度津和野町診療所特別会計予算
日程第 20 町長提出第 69 号議案 平成 27 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計予算
日程第 21 町長提出第 70 号議案 平成 27 年度津和野町病院事業会計予算
日程第 22 町長報告第 1 号 新型インフルエンザ等対策行動計画について
日程第 23 請願第 6 号 津和野町立左鐙小学校の存続を求める請願
日程第 24 請願第 1 号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
日程第 25 請願第 2 号 TPP 交渉に関する請願
日程第 26 請願第 3 号 米価対策の意見書を求める請願
日程第 27 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 28 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 29 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 30 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君

健康福祉課長 …………… 齋藤 等君 医療対策課長 …………… 下森 定君
建設課長 …………… 田村津与志君

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

統一地方選挙が始まって、既に県知事選におかれては告示がなされて選挙戦が始まっております。そして、4月の3日にはいよいよ間近であります県議選が告示されると、こういう運びになっておりまして、議員各位にはそれぞれお忙しいことと存じます。引き続きお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから平成27年第3回定例会4日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、米澤宕文君、4番、岡田克也君を指名します。

日程第2. 議案第71号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第71号津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

本日は議会最終日の予定でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

早速でございますが、今定例会に追加をお願いいたします案件は、契約変更案件1件、一般会計を初め各会計補正予算案件6件、報告案件1件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第71号でございますが、津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第71号の提案をさせていただきます。

津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負変更契約の締結について御説明を申し上げます。

契約の目的、学校施設環境改善交付金事業、津和野町立木部小学校耐震補強改修工事。契約の方法、随意契約。契約の工期、変更前完成期日、平成27年3月31日、変更後完成期日、平成27年10月30日。契約の相手方、島根県鹿足郡津和野町日原262番地、堀建設株式会社でございます。

1枚めくっていただきまして、変更仮契約書でございますが、今回の変更契約につきましては、工期の延長でございます。3月2日に契約を締結をいたしました工事につきまして、工期を10月30日までに変更するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

討論なしと認め、これより議案第71号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第71号津和野町立木部小学校耐震補強改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第72号

日程第4. 議案第73号

日程第5. 議案第74号

日程第6. 議案第75号

日程第7. 議案第76号

日程第8. 議案第77号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第72号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第10号）より、日程第8、議案第77号平成26年度津和野町電気通信事業

特別会計補正予算（第３号）まで、以上６案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第７２号でございますが、平成２６年度津和野町一般会計補正予算（第１０号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ２,９２３万３,０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ１０億３億７,８４３万３,０００円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第７３号でございますが、平成２６年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ１億３,５６１万４,０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ１０億５,４９６万９,０００円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案第７４号でございますが、平成２６年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第５号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ４５万円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ１３億８,１４５万７,０００円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第７５号でございますが、平成２６年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ９７万６,０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ５億４,８３３万６,０００円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第７６号でございますが、平成２６年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第５号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ７１万９,０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ４億４,０５１万７,０００円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第７７号でございますが、平成２６年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第３号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ１,８２６万７,０００円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ１億１億１,８１万４,０００円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第７２号を御説明いたします。

まず、6ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして、総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業でございますが、制度設計の段階で不測の日数を要し、年度内のシステム改修の完了が見込めなくなったため、185万8,000円を繰り越すものであります。終期につきましては、9月末を予定しております。

次に、電気自動車急速充電器整備事業でございますが、導入機器の選定作業とその納入に不測の日数を要したこと等によりまして、1,683万7,000円を繰り越すものであります。終期につきましては、7月末を予定しております。

商工費の稲成丁黒松保全事業でございますが、稲成丁におきます河川災害復旧工事が次年度へ繰り越すことになったため、あわせて本事業185万7,000円を繰り越すものであります。終期は、6月末を予定しております。

災害復旧費の過年農地農業施設災害復旧事業でございますが、請負業者による資材及び人員確保が困難をきわめたことによりまして、年度内の竣工が見込めないことにより、2億9,591万2,000円を繰り越すものであります。終期につきましては、平成28年3月末を予定しております。

それでは、隣の7ページをごらんください。第3表の地方債補正の変更でございます。総額で4,130万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、最初のほうから御説明いたしますので、26ページをごらんください。また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせて御参照いただけたらというふうに思っております。

まず、総務費の財政管理費でございます。積立金といたしまして、減債基金へ2億5,100万円を増額をしております。財産管理費の積立金といたしまして、入湯税の増に伴います津和野町観光振興基金230万円と、ふるさと納税の増に伴いますふるさと津和野基金41万円、合わせまして271万円を増額をしております。

それから、企画費の委託料といたしまして、入札減に伴いまして、携帯電話基地局建設事業設計委託料等、総計で159万8,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、備品購入費といたしまして、実績に伴いまして携帯電話基地局設備の購入費237万3,000円の減額、負担金補助及び交付金としまして、実績に伴いまして地域公共交通対策事業補助金等、合わせまして2,101万円の減額をしております。

住民協働推進事業費の委託料といたしまして、実績に伴いましてつわの暮らし推進住宅整備事業の測量設計業務委託料等、合わせまして131万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、下段になりますが、道の駅管理費でございます。1枚めくっていただきまして、32ページでございますが、シルクウェイにちはら管理費の

工事請負費といたしまして、入札減等に伴いまして、シルクウェイにちはら周辺環境整備工事費 5 1 6 万 7, 0 0 0 円を減額をしております。

それでは、飛びまして、4 2 ページをごらんください。民生費でございます。

社会福祉総務費の扶助費といたしまして、実績見込みに伴いまして、福祉医療助成金 5 2 8 万円の減額をしております。

繰出金としまして、国保と介護の特別会計への繰出金を合わせまして 2, 1 1 0 万 8, 0 0 0 円の減額をしております。

障害者福祉費の扶助費といたしまして、実績見込みに伴いまして、共同生活介護、障害児給付費等、合わせて 5 7 8 万 4, 0 0 0 円の減額をしております。

飛びまして、5 0 ページをごらんください。生活保護費の扶助費といたしまして、対象者や医療費の減等によりまして、生活扶助、医療扶助、施設事務扶助等、総計で 1, 4 5 0 万円を減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、衛生費でございます。

保健衛生総務費の扶助費といたしまして、対象者や医療費の減に伴います乳幼児等医療費助成金等、合わせて 1 5 2 万 2, 0 0 0 円の減額をしております。

予防費の委託料としまして、接種者の減に伴いまして、子宮頸がんワクチン予防接種委託料 1 9 6 万 7, 0 0 0 円の減額をしております。

環境衛生費の負担金補助及び交付金としまして、実績見込みに伴います合併処理浄化槽設置補助金 3 3 9 万 8, 0 0 0 円の減額をしております。

斎場費の工事請負費といたしまして、入札減に伴います火葬炉修繕工事請負費 1 3 6 万 1, 0 0 0 円の減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、保健事業費の委託料といたしまして、各種検診受診者の実績見込みに伴いまして、検診委託料 2 1 6 万 6, 0 0 0 円の減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、5 6 ページでございます。じんかい処理費の委託料としまして、処理量の実績見込みに伴いますじんかい収集処理業務委託料等、合わせて 1 7 4 万 9, 0 0 0 円の減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、農林水産業費でございます。

農業振興費の負担金補助及び交付金といたしまして、交付見込み額の確定に伴います地産地消出荷奨励補助金等、合わせまして 2 2 0 万円の減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、実績見込みに伴います県営中山間地域総合整備事業負担金 1, 6 5 3 万 5, 0 0 0 円の減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、一番下段でございますが、林道新設改良費の工事請負費といたしまして、実績見込みに伴います林道舗装新設工事請負費 3 3 7 万 8, 0 0 0 円の増額をしております。

それでは、飛びまして、6 8 ページをごらんください。土木費でございます。

土木総務費の繰出金といたしまして、下水道事業特別会計への繰出金 379 万 7,000 円の減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、道路維持費の工事請負費といたしまして、町道及び排水路維持補修工事の実績に伴いまして、工事請負費 1,049 万 5,000 円の減額、それから備品購入費といたしまして、ミニ油圧ショベル入札減等に伴いまして、機械器具費 229 万 7,000 円の減額をしております。

それでは、76 ページをごらんください。消防費でございます。

非常備消防費の報償費といたしまして、消防団員 8 名分の退職報償金 379 万 2,000 円の増額をしております。

それでは、86 ページをごらんください。災害復旧費でございます。

過年農地農業用施設災害復旧費の需用費といたしまして、工事請負費の実績見込み減に伴いまして、消耗品費 275 万 7,000 円の減額、それから工事請負費といたしまして、実績見込みに伴いまして、災害復旧工事 1 億 2,838 万 6,000 円の減額をしております。

それから、1 枚めくっていただきまして、過年の公共土木施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、精算に伴いまして災害復旧工事 181 万 4,000 円の減額をしております。

歳出につきましては、以上でございます。

それでは、歳入を御説明いたしますので、12 ページにお戻りください。

まず、町税でございますが、市町村民税では課税標準額の増等によりまして、個人、法人の総額で 2,814 万円の増額をしております。

固定資産税につきましては、償却資産の過年度分の修正申告に伴う増等によりまして、総額で 2,539 万 6,000 円の増額をしております。

市町村たばこ税につきましては、調定見込み額の減によりまして 110 万円の減額をしております。

利子割交付金から次のページの交通安全対策特別交付金までの各種交付金につきましては、額の確定によりまして、総額で 423 万円の増額をしております。

14 ページ、ちょっと間を飛ばしましたが、真ん中どころの地方交付税でございますが、特別交付税の確定によりまして 2 億 8,643 万 6,000 円の増額をしております。

それから、分担金及び負担金では、農林水産業費分担金としまして、事業費の確定に伴いまして、中山間地域総合整備事業分担金 306 万 1,000 円の減額をしております。

使用料及び手数料の、1 枚めくっていただきまして、16 ページでございますが、土木使用料でございます。調定見込み額の増によりまして住宅使用料 328 万 4,000 円の増額、それから衛生手数料では、指定ごみ袋販売手数料の減によりまして、清掃手数料 150 万円の減額をしております。

国庫支出金の民生費国庫負担金でございますが、生活保護費負担金等の対象者の減によりまして、総額で1,374万2,000円の減額をしております。

それから、1枚めくっていただきまして、災害復旧費国庫負担金でございます。実績見込みに伴いまして、1億2,583万5,000円の減額をしております。

総務費国庫補助金では、携帯電話基地局建設事業の確定に伴いまして、情報通信格差是正事業補助金460万円の減額をしております。

それから、県支出金でございますが、1枚めくっていただきまして、20ページ、民生費県補助金でございますが、実績見込みに伴いまして福祉医療費補助金369万5,000円の減額をしております。

総務費委託金では、精算に伴いまして、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行委託金195万6,000円の減額をしております。

繰入金でございます。一番下段でございますが、1枚めくっていただきまして、22ページ、各事業の精算によります減額等に伴いまして財政調整基金繰入金1億6,800万円の減額をしております。

次に、諸収入でございます。

雑入の消防退職報償金としまして、消防団員8名分の退職報償金379万2,000円の増額、それからつわの暮らし推進課分といたしまして、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の交付決定見込みによりまして777万円の減額をしております。

最後に、町債でございます。

総務債の過疎対策事業債としまして、携帯電話基地局建設事業の確定に伴いまして電気通信施設事業210万円の減額、つわの暮らし推進住宅整備事業の確定に伴いまして、定住促進団地整備事業110万円の減額をしております。

農林業債の過疎対策事業債としまして、事業費の確定に伴いまして中山間地域総合整備事業1,350万円の減額をしております。

消防債の一般単独事業債としまして、益田広域の通信指令装置整備事業負担金の財源の一部を地域の元気臨時交付金基金を充当したことに伴いまして、合併特例1,740万円の減額をしております。

教育債の過疎対策事業債といたしまして、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育学習支援員設置事業の確定等によりまして、過疎地域自立促進特別事業100万円の減額をしております。

災害復旧債といたしまして、精算によりまして農林水産業施設災害復旧事業400万円の減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） それでは、議案第73号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、12ページをごらんください。

保険給付費療養諸費の一般被保険者療養給付費 9,180 万円の減額、それから退職被保険者等療養給付費 1,993 万円の減額、一般被保険者療養費 204 万 2,000 円の減額、それから退職被保険者等療養費 56 万 8,000 円の減額につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

1 枚めくっていただきまして、14 ページ、高額療養費の一般被保険者高額療養費 490 万円の減額、それから退職被保険者等高額療養費の 335 万円の減額、一般被保険者高額介護合算療養費 8 万円の減額、これにつきましてもそれぞれ実績見込みによるものでございます。

1 枚めくっていただきまして、16 ページ、出産育児一時金 42 万円の減額につきましては出産実績によるものでございます。

数ページめくっていただきまして、26 ページ、高額医療費共同事業拠出金の共同事業費医療費拠出金 196 万 1,000 円の減額、それから保険財政共同安定化事業拠出金 629 万 6,000 円の減額につきましては、それぞれ確定によるものでございます。

1 枚めくっていただきまして、28 ページでございます。疾病予防費の健康を守る会補助金 18 万円の減額ですが、2 地区において健康を守る会が結成できなかったものによるものでございます。

続きまして、歳入に移りますので 8 ページへ戻っていただきまして、国庫支出金合計 5,651 万 4,000 円の減額、療養給付費交付金合計 2,066 万 5,000 円減額、県支出金合計 693 万 3,000 円の増額、共同事業交付金合計 3,207 万円の減額、これにつきましてはそれぞれ負担金、交付金等の確定による増減であります。

同じく、繰入金の一般会計繰入金合計 2,028 万円の減額並びに財政調整基金繰入金 1,395 万円減額につきましては、療養給付費及び高額療養費等の伸びが予想より少なかったことによりまして、法定外の繰り入れの減額並びに基金取り崩しを取りやめるものでございます。

雑収入の雑入 93 万 4,000 円の増額につきましては、国保連からの還付金等の実績増によるものでございます。

それから、続きまして、議案第 74 号を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10 ページをごらんください。

介護認定審査会費の委託料 38 万円の減額につきましては、認定調査、訪問調査の実績見込みによるものでございます。

1 枚めくっていただきまして、12 ページ、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の委託料 7 万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

歳入に移りますので、8 ページをごらんください。

国庫支出金の事業費補助金 37 万 8,000 円の増額につきましては、補助金の確定によるものでございます。

一般会計繰入金の包括的支援事業任意事業繰入金 44 万 8,000 円の減額は、補助金の確定増によりまして減額をするものでございます。

同じく、事務費繰入金 38 万円減額は、歳出で説明しました認定調査、訪問調査に伴う委託料の減額に伴うものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第 75 号を御説明いたします。

10 ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

水道管理費の修繕料につきましては、長野、部栄、青原地区等での漏水修理によるものでございまして 105 万円増額をしております。

委託料につきましては、簡易水道統合調査業務委託料の入札減によりまして 227 万 2,000 円減額をしております。

工事請負費につきましては、県道改良工事に伴う配水管移設工事の精算見込みによりまして 23 万 9,000 円増額をしております。

戻りまして、8 ページの歳入をごらんください。一般会計繰入金につきましては、水道管理費の減額に伴いまして 97 万 6,000 円を減額をしております。

続きまして、議案第 76 号を御説明いたします。

4 ページをお開きください。第 2 表地方債補正の変更でございますが、下水道事業債の借入限度額を 10 万円減額をし、1 億 7,000 万円とするものでございます。

次に、12 ページの歳出をごらんください。処理場費の委託料につきましては、汚泥処理業務委託料は、汚泥発生量の減によるもので 37 万 4,000 円減額をしております。

また、施設管理業務委託料につきましては、入札減によるもので 34 万 5,000 円減額をしております。

1 枚めくっていただきまして、14 ページの施設整備費、そしてその次の 16 ページの公債費につきましては、財源振りかえによるものでございます。

戻りまして、10 ページの歳入をごらんください。下水道事業負担金の受益者負担金につきましては、下水道加入件数 1 件増によりまして 19 万円増額をしております。下水道使用料につきましては、実績見込みによりまして 298 万 8,000 円増額をしております。

一般会計繰入金につきましては、下水道使用料等の増額によりまして 379 万 7,000 円減額をしております。

町債の下水道事業債につきましては、財源の確保によりまして 10 万円減額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

〇つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第 77 号について御説明をいたします。

最初に、4 ページをごらんください。第 2 表繰越明許費でございます。

鹿足郡事務組合が実施いたします平成 26 年度地域ケーブルネットワーク整備事業につきまして、国補正によりまして平成 26 年度地域公共ネットワーク等強靱化事業補助金の内示に伴い 2,040 万円を繰り越すものでございます。終期につきましては、平成 28 年 3 月末を予定をしております。

5 ページ、第 3 表地方債補正でございますが、2,040 万円を追加するものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

それでは、歳出から御説明いたします。13 ページをごらんください。

まず、地域情報化推進事業費の需用費、光熱水費といたしまして、ケーブルセンター、サブセンター電気料実績見込みに基づきまして 71 万 2,000 円を減額しております。

また、県等公共工事繰り越しに伴う支障移転補償費分として、2 件分 133 万 5,000 円を減額しております。

負担金補助及び交付金につきましては、鹿足郡事務組合負担金として平成 26 年度地域ケーブルテレビネットワーク整備事業負担金 2,040 万円を計上しております。当該事業につきましては、鹿足郡事務組合が国の平成 26 年度地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金を活用し、総事業費 7,741 万 3,000 円のうち国庫補助金 3,870 万 6,000 円、津和野町、吉賀町負担金 3,860 万円、事務組合負担金 10 万 7,000 円を財源内訳として事業を実施するものでございます。

津和野町、吉賀町負担金 3,860 万円の各町負担金は、均等割を 2 割、加入者割を 8 割により算出したもので、吉賀町においては 1,820 万円、津和野町においては今回計上さしております 2,040 万円ということで計上させていただきました。

事業の概要につきましては、今回お手元のほうに地域ケーブルテレビネットワーク整備事業整備エリア図というのを資料として提出をさせていただいております。

今回の事業につきましては、津和野町の同軸ケーブルによるエリア、これが黄色い部分ということで HFC エリアということで、当該世帯数 3,612 世帯、それから吉賀町の光ファイバーケーブルエリア、これが緑色の FTTH エリアということで、この二つの方式によりサービスを提供させていただいております。

今回行う事業につきましては、豪雨や雷雨等自然災害により断線等の障害が発生した場合に、障害の発生場所を確認できるよう伝送路網を一元管理できる監視機能の強化対策を行うものでございます。

今回、事業費的には 7,741 万 3,000 円として、施設管理システム、線路監視システム、調査設計費等の経費を合計いたしまして鹿足郡事務組合が総事業費 7,741 万 3,000 円で事業を行うものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。11 ページをごらんください。

諸使用料につきましては、過年度分インターネット使用料として1件分6,000円を、ケーブルテレビ使用料として7件分8万円を減額しております。

雑入につきましては、ケーブルセンター、サブセンター電気料実績見込みに基づきまして鹿足郡からの負担金を71万2,000円減額、県等公共工事繰り越しに伴う支障移転補償費133万5,000円の合計204万7,000円を減額をしております。

町債につきましては、合併特例債として鹿足郡事務組合が実施する、平成26年度地域ケーブルテレビネットワーク整備事業負担金分を2,040万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議案第72号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第10号）について、質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第72号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第73号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 11番。

14ページ、15ページにかかるということ、それから18と19にかかるところでございますが、大方の実績が固まったということで、実績の中での増減というふうに説明がありました。

特に、お聞きしたいところは、今回のその補正額の財源内訳のところ、実績は皆ほとんどマイナスになっておるわけですから、全てどちらも、特定財源も一般財源もマイナスになってしかるべきかなと思ったところでございますが、この辺を見ますと、一般財源はむしろ特定財源よりもふえていると。そのような背景というのは、国保会計から当初予算の予算審査の中でも一部ありましたが、この辺の背景は結果的に本町だけの特

有のものなのかどうか、その辺は課長、説明ができますかどうか、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 療養給付費の関係ですけども、国のほうの補助の率40%、それから町でその残りの負担をという形になってきます。基本的には増減等が発生するわけですが、あくまでも国のほうの決定率で決まってくるので、それに合わせるような形で町のほうの予算づけをしますので、うちだけの傾向というよりも、個々の市町村によってさまざまな対応ということでございます。特に、ちょっと議員の質問に対していい回答かどうかわかりませんが、あくまでも国の決定を待ちつつの処理になります。で、基本的にはこれにつきましてもまだ閉めとるわけはありませんので、2月分等も今後4月以降に請求等が、請求ちょうか支出が出てきますので、その辺でまだ、この段階で今閉めれる段階での数字ということでございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第73号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第74号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第75号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第75号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第76号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって議案第76号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第77号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今、地域ケーブルテレビネットワークの資料について御説明がありましたが、これについてなんですけれども、恥ずかしい話、正直申し上げまして何を言ってるのかさっぱり、内容が理解できないといいますかね、何となく言葉を見れば監視体制が強化されるんだらうと、果たしてこれをするによって、今既存がどういう状態で、今後、これをするによって住民生活にどういう影響がある事業なのか、その説明でわからなければ最後までわからないと思うんですが、一応理解できる範囲でお願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 大変濟いませぬ。今回、2年前の災害等も起こったときに断線というところは、要は最終的に、公図を広げてどこがどうかちゅうところを今まで確認を作業をしていたということで、断線した箇所がすぐに特定できなかったということでもあります。今回このシステムを入れることによって、監視制御機能ということで、どこかということがすぐにわかるという、簡単に言うとそういうふうなシステムを今回導入するということで、災害等が起こって断線したときにどこの場所が切れとるかというのを瞬時に見つけて、それで災害復旧計画を行うというような形のための強化策ということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第77号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 58 号

日程第 10. 議案第 59 号

日程第 11. 議案第 60 号

日程第 12. 議案第 61 号

日程第 13. 議案第 62 号

日程第 14. 議案第 63 号

日程第 15. 議案第 64 号

日程第 16. 議案第 65 号

日程第 17. 議案第 66 号

日程第 18. 議案第 67 号

日程第 19. 議案第 68 号

日程第 20. 議案第 69 号

日程第 21. 議案第 70 号

○議長（沖田 守君） 日程第 9、議案第 58 号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてより、日程第 21、議案第 70 号平成 27 年度津和野町病院事業会計予算についてまで、以上 13 案件につきまして、予算審査特別委員長の審査報告を求めます。3 番、米澤君。委員長。

○予算審査特別委員長（米澤 右文君） 予算審査報告書。

平成 27 年 3 月 12 日、本定例会において本委員会に付託を受けました平成 27 年度津和野町一般会計を初めとする各会計予算 12 議案及び関連条例 1 議案について審査をいたしましたので、会議規則第 77 条の規定によりその結果を報告いたします。

1、審査日。

平成 27 年 3 月 12 日、18 日、19 日、23 日、24 日、机上審査をしております。

2、出席者。

予算審査特別委員会、委員長ほか 10 名並びに議長。説明員、町長ほか 11 名、執行部であります。

3、審査事項及び結果。

（1）議案第 58 号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（2）議案第 59 号平成 27 年度津和野町一般会計予算。

予算の総額は 87 億 8,000 万円である。前年度に比し 4 億 3,800 万円（4.8%）減である。主なものは災害復旧費の減である。事業の主なものは、デジタル防災行政無線費、城山整備事業費、災害復旧費である。

審査意見。

予算審査に当たっては、補正予算が極力出ないよう十分検討の上、執行されたい。また、災害復旧費については可能な限り迅速に進められたい。

審査の結果。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

(3) 議案第60号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計予算。

予算総額は12億493万4,000円である。前年度に比し4,800万2,000円の増である。4.1%の増である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

(4) 議案第61号平成27年度津和野町介護保険特別会計予算。

予算総額は13億3,864万1,000円である。前年度に比し5,284万4,000円(3.8%)の減である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

(5) 議案第62号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算。

予算総額は2億8,736万7,000円である。前年度に比し2,086万7,000円(7.8%)の減である。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

(6) 議案第63号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計予算。

予算総額は3億5,407万4,000円である。前年度に比し2億4,998万3,000円(41.4%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(7) 議案第64号平成27年度津和野町下水道事業特別会計予算。

予算総額は3億9,695万9,000円である。前年度に比し8,501万2,000円(17.6%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(8) 議案第65号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算。

予算総額は556万1,000円である。前年度に比し4,000円(0.4%)の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(9) 議案第66号平成27年度津和野町奨学基金特別会計予算。

予算総額は1,294万1,000円である。前年度に比し231万円(21.7%)の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(10) 議案第67号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計予算。

予算総額は8,216万4,000円である。前年度に比し535万7,000円(7.0%)の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

(11) 議案第68号平成27年度津和野町診療所特別会計予算。

予算総額は8,168万円である。前年度に比し805万1,000円（9.0％）の減である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（12）議案第69号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算。

予算総額は4億6,119万4,000円である。前年度に比し537万6,000円（1.2％）の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

（13）議案第70号平成27年度津和野町病院会計予算。

収益的予算総額は7億5,842万1,000円である。前年度に比し3,386万6,000円（4.7％）の増である。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

平成27年3月30日、津和野町議会議長沖田守様、予算審査特別委員会委員長米澤宕文。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

ただいまの審査報告に対する委員長への質疑につきましては、議長を除く全議員による委員構成でありますので、省略をいたします。

これより議案第58号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第58号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号平成27年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 一般会計予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

昨年4月の消費税増税と円高誘導による物価高が住民の暮らしを直撃し、社会保障への国庫負担の削減が医療や介護に重い負担をかけています。社会保険料の負担増に悲鳴が上がっています。国の政治がひどいときだけに、住民にいちばん身近な町政が、町民

の暮らしと福祉の防波堤になるべきです。しかし、国民健康保険料、介護保険料の負担は重くなるばかりです。予算は政治の顔、政治の鏡と言われています。町民の苦しみを解決し、暮らし応援の町予算が待たれています。

住民協働推進事業費については、この3年間で自治会や町内会を基礎とし、他地域と連携して地域課題を解決し、地域の活性化を目指す事業のはずでしたが、各自治会30万円が先行し、自治会、町内会同士の連携は薄かったと感じました。お金を特に物に当てはめての解決は進みましたが、地域の活性化を進める人材の発掘、育成には支援が足りなかったのではないのでしょうか。その反省をもとに、平成27年度では、地域提案型助成事業を地域全体で抱える課題解決のみに出す補助金になったことには賛同します。しかし、まちづくり組織支援事業は、やはりお金を物に当てはめるものになるのではないのでしょうか。

また、対象経費を見ると、今まで自治組織で運営してきた部分にまで入り込んでしまう基金として積み立てることもできるとなると、地域の活性化につながるとは考えられません。地域の活性化は単発的な事業では達成はできません。根気強く持続することが必要です。人材の発掘と育成の支援策の拡充を図るべきです。

子育て支援事業についてです。

町長は、乳幼児期が人格形成に最も重要と考えられていますが、この時期に母子関係はとても重要です。「こんにちは赤ちゃん事業」での全戸訪問や、産後鬱のチェック、ブックスタートなど支援されていることは大変評価しますが、現状は深刻です。産後、一割以上の母親が保健師の支援を必要としています。育児に困惑しています。

日本全体が少子化にどう対応していくか、解決策を血眼で対策を練っています。少子化を解決するには、子供が生まれることが一番です。安心して子供を産み育てられる町は母親が安心できる町です。臨床心理士のカウンセリングの回数をふやすなど、支援の拡充が必要です。

また、本町にも才能を発揮できず埋もれている女性がたくさんいます。女性のリーダーを発掘し、育成する支援、女性が活躍しやすい環境の整備もっと図られるべきと考えます。

町の将来を担う子供たちの教育費についてです。

学校図書館への司書の配置は評価します。配置される小学校2校だけではなく、他の小中学校へも巡回があることにも期待を持っています。しかし、学校が必要な備品の購入計画を立てられなくなる教育予算の削減は避けるべきと考えます。

以上の立場から、本予算案に賛成はできません。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。本案件について委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第59号平成27年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から発言をさせていただきます。

国保料は高いです。1980年代以降、国の国保への負担は低下し、その分加入者の保険料、自治体独自の負担に転嫁されてきています。国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年度の57.5%から2012年度は22.8%に減っています。国保に国庫負担が投入されているのは、国保が社会保障として運営されていることを意味します。自助や相互扶助では決して支えることができない人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、公的医療保険の一つである国保が歴史的に整備されてきました。自己責任や家族・地域の助け合いだけでは対応できない貧困、病気、失業などのさまざまな問題に対して人類の英知として生み出された社会保障です。

しかし、今日では、非正規労働者の流入、年金生活者の増加で、加入者の貧困化が進んでいることも高過ぎる保険料を引き起こしています。低所得者の保険なのに、保険料が高いという矛盾を起こしています。

津和野町では、平成27年6月現在で1,380世帯が加入していますが、そのうち110世帯が滞納せざるを得なくなっています。高過ぎる保険料で払いたくても払えない、払ってしまうと生活が成り立たないという事態を起こしています。

また、津和野町でも広域化につながる準備が行われていますが、広域化は、保険料を低く抑えている津和野町が、他の保険料が高い市町村の犠牲になる形で、保険料を引き上げることになります。

そして、住民から離れた組織運営を可能にするので、過酷な滞納制裁や無慈悲な給付抑制も容易にします。国民健康保険は高い、これが常識になってしまっています。町民の生活に重くのしかかっています。

以上の立場から、本予算案に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案60号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第60号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号平成27年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から発言させていただきます。

今、福祉のためという名目で消費税は8%に上がり、食品でも値上げが相次いで物価も上がっています。そんな中で、介護保険料が上がることは町民にさらに重い負担を強いることになります。

第1段階の低所得者の方の保険料が少し下がる点は評価しますが、第5段階の方、つまり、本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方は、7万800円から8万1,700円に上がります。1万900円多く払わなくてはいけなくなります。これは大変なことです。

介護保険料は、全国平均で第1期2000年から2002年は、2,911円で始まりまして。第5期では4,972円、どんどん上がっています。始まりのときから2倍近くになっています。保険料が上がるのは、高齢化によるものだから仕方ないと片づけていては、保険料を払えない人、介護を受けられない人がふえます。高齢者を社会全体で支える目的で始まりましたが、この制度そのものが、維持が困難になってきます。

以上の立場から、本予算案には賛成できません。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第61号平成27年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対しています。高齢者の命と健康を守るためにも制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを強く求めます。

以上の立場から、本予算案に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第62号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第62号平成27年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第63号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号平成27年度津和野町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第64号平成27年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第65号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第65号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号平成27年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第66号平成27年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案件について委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第67号平成27年度津和野町電気通信事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第68号平成27年度津和野町診療所特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第68号平成27年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第69号平成27年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号平成27年度津和野町病院事業会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第70号平成27年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、10時35分まで休憩いたします。

午前10時22分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

議員各位にお伝えをしておきますが、メディアの皆さんから写真報道、写真撮影等の要望ございましたから、許可をいたしております。申し添えておきます。

.....

日程第22. 報告第1号

○議長（沖田 守君） 日程第22、報告第1号新型インフルエンザ等対策行動計画について、執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号でございますが、新型インフルエンザ等対策行動計画についてでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条6項の規定により、新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 報告第1号を御説明いたします。

裏面をお開きください。計画の内容等を簡単に概要としてまとめさせていただいておりますので、裏面の資料をもとに御説明させていただきます。

この計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の第8条におきまして、市町村は県の行動計画に基づき、実施に関する計画を作成し、議会に報告することとされておりますので、本日報告させていただくものでございます。

まず、新型インフルエンザ等対策の目的であります。そちらのほうに書いてあります。計画書では、3ページのほうに記載しておりますが、一つ目としまして、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、二つ目としまして、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること、この2点を主たる目標としまして、対策を講じていくこととしております。

次に、2番目であります。目的達成に向けての基本的な考え方としまして、この辺につきましては、同じく3ページの下のほうに計画書では記載しておりますけども、発生效后、段階や状況の変化に応じた柔軟な対応、蔓延防止や予防対策が最も重要なことであることとしております。

三つ目の町行動計画の主な内容でございます。これは、計画書の10ページあたりからずっと書いておりますけども、一番目としまして、新型インフルエンザ等対策の発段階に応じた実施体制、二つ目としまして、情報収集と適切な方法による情報提供及び相談受付、三つ目としまして、蔓延防止のための個人や地域、職場における対策、四つ目としまして、島根県の医療に関する対策等への協力、五つ目としまして、町民生活及び地域経済の安定の主要5項目を上げております。

なお、町におきましての個別の対応は、21ページ以降に上げておりますが、新型インフルエンザ発段階ごとの目的、対策の考え方について記載しているものではございません。

なお、この計画策定に当たりまして、本年2月に感染症に関する専門的な知識を有する方への意見聴取ということで、町内五つの医療機関の先生方に内容を確認いただいております。県のほうにも内容等チェックしていただいております。県のほうに報告をこれからする予定でございます。

内容につきましては、以上でございます。

○議長（沖田 守君） 執行部からの説明は終わりましたが、特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、新型インフルエンザ等対策行動計画についての報告を終了いたします。

日程第23．請願第6号

○議長（沖田 守君） 日程第23、請願第6号津和野町立左鐙小学校の存続を求める請願についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。3番、米澤委員長。

○文教民生委員長（米澤 宏文君） 文教民生常任委員会請願審査報告書。

平成26年第10回12月定例会において付託された請願の審査結果を次のとおり決定したので、津和野町議会規則第94条の第1項及び第2項の規定により報告いたします。

受理番号、第6号。付託年月日、平成26年12月17日。件名、津和野町立左鐙小学校の存続を求める請願。審査の結果、採択。

審査の内容は、別紙のとおりであります。

2ページに入りまして、1、審査事件、津和野町立左鐙小学校の存続を求める請願。

児童の増加する可能性、他地域に魅力を発信できる学校、田舎であることを最大限に生かした特色ある学校づくりは必須課題であり、左鐙小学校を存続して、津和野町に多様な教育の選択肢を残していただきたいとの趣旨にて提出されたものである。

審査の経過につきましては、1から10までありますけれども、特に申し述べたいのは、（3）平成27年1月19日月曜日、左鐙小学校の卒業生の状況について、意見聴取を日原中学校長から行っております。（5）平成27年2月8日日曜日、全町民対象の広聴会、広く聴く会を開催しております。左鐙公民館であります。（6）平成27年2月12日、小規模校の教育について、参考人、島根大学教育学部作野教授から意見を聴取しております。（8）平成27年2月19日、教育委員会委員4名から意見聴取をしております。最後の（10）、ここで審査意見の総括をしております。

次の3、審査結果、左鐙小学校卒業生が通う日原中学校及び教育委員会委員へのヒアリング。全町民を対象とした広聴会を実施し、さらに、島根大学教育学部教授を参考人として招聘した上で、当請願を以下のように審査した。

審査の中で、津和野町学校再編実施計画の学校再編の基準（1）に、「16人以下の小学校においては、隣接する小学校に統合する」ということについて、「極小規模校の教育効果には限界があり、教育効果の充実が見込めない」「デメリットがあるのでは」という問いに対し、参考人は、「極小規模校だからといって、一概に授業が成り立たないというものではない。確かに、極小規模校では、リレーや合唱など、多人数での活動は難しいところもあるが、児童1人教師1人であっても、授業内容の工夫次第では十分に成り立ち、与えられた環境で最大の教育効果を追求するのが教師の役目である。」とのことであった。

さらに、全国の過半数の小中学校は適正規模でないこと、学校教育はまちづくりのあり方と密接不可分であることなど、示唆に富む発言もあった。

日原中学校長からの聞き取りでは、「学力、コミュニケーション等において出身校の規模による差異はなく、中学校生活を送る上で問題はない」とのことであった。

また、文部科学省が平成27年1月に発表された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」には、学校の統廃合はせず、小規模校の存続や休校再開の可能性があることが示されている。

当計画の学校再編の時期（２）には、「再編に当たっては、児童生徒数の変化、校舎等の状況、地域状況等を配慮した上で計画を立てるべきである」と明記されている。

また、同計画策定時の教育長は、平成２１年に開催された地域説明会において、「地域の反対がある限り、無理な統合はしない」と明言されている。

このようなことから、現状のままで統廃合を実施すれば、将来へ禍根を残す懸念がある。

以上の内容により、審査の結果、本請願は賛成多数で採択とした。

なお、採択に当たっての意見は、以下のとおりである。

４、審査意見。

（１）津和野町学校再編実施計画には、全校児童数１６人以下の基準があるが、計画策定後には、東日本大震災の発生及び田園回帰の志向などで社会情勢や価値観が変化している。さらには、地区住民の努力で当該小学校の予測児童数が増加傾向にある。しかし、町内他校の中には、計画策定時よりも児童数が大きく減少すると見られる学校もあり、計画そのものを検討し、見直すべきである。

なお、校区外入学については、ひずみを生むおそれがあり、地域のあり方と育ちとの関係性などを考慮し、教育委員会は慎重に判断すべきである。

（２）小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化するために、小規模特任校制度、山村留学及びコミュニティスクールなど、考え得るさまざまな工夫を長期的に広い視野を持って、教育部局のみならず、全行政を横断する体制で検討すべきである。

（３）国が地方創生を打ち出し、津和野町も定住施策を強力に進めている中、極小規模校であるがゆえの価値を全国に発信する絶好の機会である。町の掲げる定住施策を率先し、成果を上げている住民の活動を行政としては積極的に後押しし、全町を挙げて定住施策の誘発につなげるべきである。

平成２７年３月３０日、津和野町議会議長沖田守様文教民生常任委員会委員長米澤宕文。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告について質疑を求めます。ありませんか。９番、三浦君。

○議員（９番 三浦 英治君） 今お伺いして、ちょっと気になっている点が、文教常任委員会の中に、例えば紹介議員が２名おります。そうした中で１０回に及ぶ会議をされておりますけども、そうした場合の調査の段階で、除外にして話し合うことも必要だったと思うんですが、そういったことはあったんですか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（米澤 宕文君） 除外はしておりません。広聴会でも脇席に座ってもらって、補助的なことをしてもらっております。それと、委員会内においても紹介議員のお二人には、発言は求めておらない会議もありました。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） それと、審査結果の報告の中で、全国の過半数の小中学校が適正規模でない、これは、今回政府も公立学校の統廃合、約60年ぶりに指針の見直しが出されておりますけれども、現在、国のほうでは、12学級から18学級という、これは先進国の中でも日本はハードルが高いことになってるんですけども、例えば、WHOが学校規模の適正基準というのをさまざまな各国から報告を受けて、100人を上回らない規模という、小学校の場合ですけども、そういう意見も出ております。そうすると、1学年当たり16人以下という形が出てくるわけですけども、そうした、ここで出た「示唆に富む発言があった」ということが今言われましたけども、そういった部分の検討、全体的から考えて、じゃあ津和野町はどうかとか、文教の中での話し合いがなされたのかどうかをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（米澤 宕文君） 参考人の話では、30人でも小規模校、100人でも小規模校、1学年3学級以下では小規模校であるということも申し上げられてましたんで、小規模校とかなんとかちゅうより基準はまちまちであると言われております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 委員長に一、二点お聞かせをいただきたいと思います。

この請願は、大変、津和野町の大きな問題であります。まず初めは、左鐙の小学校より校区住民184名の署名を添えられて議会へ要望があったと。そうしまして、教育委員会がその後、左鐙地区で現場説明会をされておりますね。そのときにも30名ぐらいの住民の方がお集まりなされた。この間行われました広聴会では、約80名の出席者があったというふうにお伺いしております。

そこで、委員長にお尋ねをするんですが、広聴会について、私は、廃校になっております地域、須川・畑迫・木部地区で何で広聴会ができなかったか、これは大変難しいことであったのか。

また、そうしますと広聴会については、日原で、中央的な位置でされるんがより皆さんの平等性があったんじゃないかというふうに思うわけですが、左鐙でやられたということは、要望書は左鐙校区公民の184名の署名が出された地区であります。また、教育委員会からの意見交換会をされたのも、住民30名を集めて意見交換会がされたわけでございます。

それで、先ほど申しましたが、広聴会にいたしましても、左鐙で80名ぐらい広聴会参加されてやられたと。その上、アンケート調査をされておりますが、これは33件ぐらいの回答があったようでありますが、私はこのことが左鐙で開催されたことが、やはり津和野町の住民性からいきまして、何で左鐙でやるなら、当然賛成者の方ばかりお集まりになるというふうなのはわかっておると思ったんですよ。

そういうことを委員さんの中で、場所のこと、先ほど申しました廃校になりました須川・木部・畑迫、ここで開催をしたらというような声が委員会の中であったかないか、それをお聞かせをいただきたいと思っております。

そうすると、2番目に、学校の再編基本計画の検討委員会の委員長でありました島根大学の作野教授が参考人として招聘されて、文教民生常任委員会でお話をされておるようでございますが、再編基準の全校児童数が16人以下の学級は、隣接する小学校に統合すると、これは統合時期を遅くとも平成23年度までに実施する、このような基本計画書が作野教授の指導のもとに作成をされたわけではありますが、教授は、私が16の原案をつくった町教委がその数字を錦の御旗に掲げ、それだけを根拠にするのは遺憾だと、このようなコメントをされておるようであります、全く整合性がない言いわけであろうというふうに私は思っております。

委員会では、作野教授がどのようにお話をされたか、それをどのように委員会は受けとめておられるか、それについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） まず、広聴会の開催場所についてであります、委員会で当初は、左鐙地区民の声を聞こうと、それとは別に、また保護者の意見も聞こうと、別に分けてです。とのことで調整に入ったのですが、それから、やはりこの大きな問題については、全町民を対象にしたほうがいいのではないかということになりまして、場所は左鐙公民館から変わりませんが、左鐙公民館は御存じのとおり、かなり街からも外れており、日原地区からも津和野地区からも離れておりますので、来られない方のため、また広聴会におきましても、意見を言いづらい人、そういうことが得意でない人のためにも、広聴会の中に投函箱を用意しました。さらに、町内3,600世帯全部にファクスやメールでの御意見をお願いしておったところでございます。これが左鐙公民館での開催場所となつたいわれといいますか、経緯でございます。

確かに、左鐙公民館ですること自体、委員会内でも、恐らく存続する請願ですので、賛成の方が大方多数であろうという予測はしておりましたけれども、一応そのとおりでございました。80人のうち60人が地元、恐らく10人ぐらいが子供で、20人が左鐙地区外から来ておられます。

作野教授につきましては、津和野学校再編計画の複式学級16人は、合併ありきで全地域が納得でき、実態に鑑みて妥当であるが、絶対ではないと言われております。

あとは、計画で、再編は児童生徒数の変化、校舎等の状況、地域状況を配慮し、計画を立てるべしの文言を加えたと言われております。したがって、地域の納得にいま少し協議すべきではないかと言われております。

あとは、メリット・デメリットはさまざまでございます。極小規模校・小規模校、日原中学校だって大きな学校ではありませんが、ある程度の集団でありますので。そして、

小規模校につきましては、極小規模校、例えば左鐙小学校でいえば、横より縦のつながりがすごいんだと。地域社会性がとれる。地域全体が教室であると。デメリットとしては、集団になじめないと、ディスカッションない、それと切磋琢磨がないとも、総合こういうことも言われました。

作野教授につきましては、大体そのぐらいであります。

○議長（沖田 守君） いいですか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 委員長、大変申しわけありません。もう2点ほどお聞かせをいただきたい。

学校統合につきましては、畑迫小学校も随分前に請願が出されまして、議会に請願が提出され、そのとき文教民生常任委員会で何回も審査をした経過があるんですが、そのときも再編計画の16という基準により統合された経緯があるわけでありまして。そういったことによって、須川小学校もこの統合計画によって統合させられた経緯があるわけですから、そうしますと、木部中学校・畑迫小学校・須川小学校、ここへ行かれて、当時の様子は委員会で調査をするというふうなお考えはなかったのか。

その点ともう一点ほどお伺いします。委員会では、左鐙小学校の存続については審査をされておるわけでありまして、私は、学校再編基本計画委員会の設置要綱、これは平成21年の3月に作成されたものであるわけですが、新規に新しく委員会の設立を協議委員会にそういったことを具申され、中山間地域の少子高齢化が進展している現在であります。この現場を把握し、16名の基準が本当に妥当であるのか。そういったことを、何名にすれば小規模校の存在が可能になるのか、まずそういったことで委員会を設立をするというふうなことが私は急務であったというふうに思うのですが、委員会のほうで、再編基本計画の委員会を地域に設立してほしいというふうな声があったかなかったか、そして、再度この基準定数の見直しを検討していただくと。方向にしようというふうな声があったかなかったか、お聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（米澤 宕文君） 質問にありました畑迫小学校・須川小学校・木部中学校の請願というのが出されましたが、現地の方との話し合いはしておりません。また、町長本人の聞き取りもしておりません。

存続についてのこの計画の見直しは、委員会においては、話は出ておりませんでした。以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。委員長への質疑はありませんね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。着席してください。

それでは、これから本請願の討論に入ります。

まずは、反対者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（４番 岡田 克也君） この請願については、左鐙のほうのできるだけのことを精いっぱいやろうというそういう気持ちや、請願者も私も大変近い仲で、これに対して反対するのは大変心苦しいものがあるわけでありますけれども、しかしこれは、幾つかの点で私は認めることができません。

その１点目は、まず、この請願者が左鐙元郷自治会長名であります。左鐙には、左鐙５集落協議会というのがあり、上横道・下横道・一の谷・左鐙元郷・畳、左鐙小学校校区だけでも上横道・下横道・一の谷・元郷とある中で、なぜ左鐙の元郷自治会長名だけで出したのかということをお尋ねしたところ、左鐙小学校が元郷地区にあるからという、そういうお答えをいただいたわけであります。

この論理でいけば、例えば木部でいえば、今後、奥ヶ野や中曽野の自治会の長の署名はなくても大丈夫、青原でも、小瀬や添谷などはなくても大丈夫という、そういうことになります。やはり私は、その地域全自治会の同意というものを得て出すものだと思っておりますので、この請願に対して、この１点目としては、これが私は認めることができません。

２点目につきましては、現在の教育委員会制度というのは、戦時中に政治が教育に深く介入したという、そういう経緯の反省に基づいてできたものであります。そして、教育委員会の独立性を鑑みたときに、津和野町議会という政治が教育委員会の判断というものに介入していくということに、大変、今後の前例の上でもすべきではないと思っております。

これは、請願そのものに対してのことでありますけれども、内容につきましては、私はまず、これから左鐙の小学校に入っていく、地元左鐙で生まれ、そして地元で育っていくその親たちから、学校再編を早く進めてほしいという意見をたくさんいただいてまいりました。もし、再編がなされないなら、私たちは、今まで日原小学校に行ったその子の例を見ても、もう日原のほうへ住居を借りてでも日原小学校へ通わせたいという、そういう声もあります。

そして、反対派の方の中でも、やはり、日原小学校のほうは今、子供が育つ環境としては最適だと言われる、そういう方もあります。私はやはり、例えばこの３月末で関西から来ておられるその親子も、また関西へ帰られます。外から来られる方は、いつでも帰るべきところがあります。しかし、左鐙で生まれ育った者には、ここしかふるさとはありません。どこにも行くことができません。

その中で、自分の子供の教育を考えたときに、同級生もいない、そして、先般開かれました子ども議会においても、日原小学校においては、他の生徒の声を聞いて、そしてそれをまとめてみんなで発表することができました。しかし、左鐙小学校のその子供に関しては、自分一人で考えるしかなかった。よく考えておったと思います。しかし、やはり周りの意見も聞いて考えるという、それも私は教育の大事な面だと思っております。

やはり、左鐙の子供たちを持つ親の気持ちを鑑みたときに、この請願に賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に賛成者の発言を許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この請願に対し、賛成の立場で述べさせていただきます。

御承知のとおり、当請願書は、左鐙小学校の存続により、津和野町に多様な教育の選択肢を残すことを求めた請願であります。

津和野町は、平成27年度末をもって左鐙小学校を閉校し、日原小学校に統合するとの方針を打ち出しております。教育委員会は、津和野町学校再編基本計画で示された「児童数16人以下の学校は、隣接する小学校へ統合する」という方針と「現在の生徒数6名、各学年1名は、教育に支障がある」という理由をもって閉校を決断されました。

しかし、津和野町学校再編基本計画策定委員会は、あえて再編に当たっては、地域の状況等も配慮した上で計画を立てるべきとも提言しており、平成21年3月に作成された実施計画においても、再編に当たっては、地域の状況等も配慮した上で実施すべきとの見解を示しております。

また、平成21年3月に策定された当計画は、遅くとも平成23年度末までに行うことが望ましいと策定委員会から提言されていながらも、平成27年の現在に至るまで地域の納得は得られておらず、統廃合せずに今日に至っております。

平成21年の計画策定当時、左鐙小学校は平成26年度には児童数が1名となる予測でありましたが、これまでの時間の経過により、左鐙小学校を取り巻く環境、社会情勢等は大きく変化しております。

それはまず第1に、左鐙小学校の現在の生徒数は、平成21年度から1名減少した6名であります。また、近年我が国では、全国で農村回帰の考え方が大きく広まり、この間、左鐙地区にはIターン者の受け入れを地域の住民が積極的に行ってきたり、メディアを活用した地域の宣伝活動やIターン者によるさらなるIターン者の受け入れ対策の実施、当該地域内に新たな園舎を持たない認可外保育施設の開設、まちづくり委員会が主体となり、つわの暮らし推進住宅建設地を設定し、住宅を建設するなど、社会情勢を見据え、地域の強みを生かした積極的な地域の活性化に取り組んでいるからであります。

このような背景から、官民協働のまちづくりを実践しようとしている我が町として、定住対策を強化していこうという我が町として、左鐙地域の核となる小学校を閉校する時期としては、適切ではないと考えます。

ここであえて、左鐙地域の活動と小学校存続について語る上で申し上げておきます。教育委員会審査の過程で教育委員長は、学校教育と社会教育は別である旨の発言をされましたが、しかしながら、平成27年1月27日に文部科学省が作成した「公立小学校・

中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によりますと、「小・中学校は児童生徒の教育の施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場など、さまざまな機能をあわせ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分である」と記載されております。また、「行政が一方的に進める性格のものではないということは、言うまでもありません」とも明記されております。このことは、文科省が学校教育と地域住民、いわゆる社会教育との乖離を否定していることの裏づけと言えます。

また、手引には、小規模校の存続に当たっては、メリットを最大限に生かし、デメリットを最小化させるような工夫を計画的に講じていく必要があるとうたっており、適正規模・適正配置のあり方を示しつつも、地域が求める小規模校のあり方についても記載してあることから、国が一概に統廃合を進めている状況でもないことがわかります。

また、統廃合推進の意見として、少人数の児童に対して費用がかかるとの指摘がありますが、左鐙小学校があることによる津和野町が受ける交付税は、およそ1,100万円、津和野町が左鐙小学校に費やしている費用は、およそ250万円であり、津和野町として費用がかかっているとは、必ずしも言い切れるものではないと考えます。

このことについては、交付税や教職員の給与などは町の予算ではないとはいえ、もともとは税金ではないかとの指摘もあると思いますが、今後、人口の自然減により1世帯の地域や医療・福祉・介護・サービスのニーズなど、あらゆる行政サービスの費用の割合は、増加するものと考えます。よって、このことについて費用がかかるという議論は、適切ではないと考えます。

また、教育委員会は、基本的に1学年3人となる18人以上が望ましいという考え方をおっしゃられたので、学校再編基本計画にある方針の16名以下、それと、存続校とする津和野・日原・木部・青原の4校について、どちらを優先するのかについて尋ねました。

その例として、4校の存続校の中で16人以下の小学校が日原小学校であった場合、隣接する青原小学校に統合するのかと尋ねましたところ、回答は「そのような状況になるようなら、津和野町は近隣市町と合併しているでしょう」とのことでありました。16人以下になった場合は、学校教育をどのようにしていくかという議論は抜きに、統廃合ありきの考え方での結果ではないかと感じたところであります。

参考人として招聘した島根大学教育学部教授の作野広和先生がおっしゃられたように、教職者は何びとであっても工夫して指導するという崇高な理念がある中で、教育委員会がおっしゃられた「少人数だと教職員が大変である」「教職員が今後誰も来たがらないかもしれない」という理論は、現にある極小規模校の小学校の教職員や児童、保護者に対して大変失礼な考え方であり、法令等には何の問題もなく、小学校再編を考える上で一切関係のないことだと考えます。

そして、基本的に1学年3人となる18人以上が望ましいという考えにおいて、教育委員会は協同学習ができる・できないについて述べられておりましたが、文教民生常任委員会が行った教育ビジョンの進捗状況に関する所管事務調査では、全ての学校で協同学習が行われているわけではないということが確認されています。

1学年に複数の児童がいることによるメリットは十分理解できますが、いないから習熟度が上がらないということではないと考えます。18人以下、16人以下と、教育委員会サイドでも意見が分かれるような議論であるならば、あえて極小規模校の存続を重要とする意見を持つ方を交えて、改めて学校再編基本計画を練り直すべきではないかとも感じたところであります。

また、全員協議会において前教育委員長は、極小規模校を卒業した児童について、他の児童と比べて違いがあるかのような発言は、極小規模校の教育環境のみを捉えてのことであり、多様なライフスタイルの中で一概に極小規模教育の問題というのは、根拠のないものであると考えます。

子供たちの生活は従来と比べ多様化しており、過疎地域であってもメディアに触れる機会は増加し、スポーツ少年団活動では交流が盛んになり、学校教育の中においても地域の方々や他の小学校児童と触れ合う機会が増加しております。そして何よりも、進学する中学校の校長先生より問題はないとの回答を得ており、このことについても、極小規模の再編を考える上で何ら影響がないものと考えます。

全国では、今後訪れる少子高齢社会に向けて、どのような地域社会を形成していくかを血眼になって学ぼうとしております。このような中、多くの地域の方々が左鐙の取り組みを学ぼうと視察に訪れております。私は、この全国が注目する左鐙の地域の取り組みに敬意をあらわすとともに、その地域の核である小学校を存続させることで、さらなる定住対策、まちづくりの発展に寄与していただけるものと考えます。

同僚議員の皆様におかれましては、大変難しい決断をしなければならない表決ではありますが、以上を踏まえ、英断を期待するものであります。

長くなりましたが、以上の理由をもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。三浦君、2遍目の発言ですか。（発言する者あり）反対討論。

○議員（9番 三浦 英治君） はい、よろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 失礼。三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 審査報告、また質疑のときの同僚議員の発言で、計画そのものを検討し、見直さなければいけないのではないかということに関しては、私も賛成するものではあります。それは、今、16という数字が結構出てますけども、当時は複式学級再編基準が16人以下という数字が出ておりましたけども、最近調べますとそれが14になっていたり、教育法のほうも少しずつ変わっているようでして、ただ、この16であり14であり、それは教頭が担任を持てるという、学校運営にか

かわる数字なわけなんです。ただ、これに関してあとは、1年生・2年生に関しては8人というのは変わってないんですけども。

それとあと、大きく言えるのは、通学時間のことが当初の再編計画には何も書かれておりません。特に、今回の一連の請願が出されてから、例えば今、人数が19人でしたか、木部小学校、今、3年生が9人、あと3年後にはここに入ってくるんじゃないかという、逆に3年後は木部小よという、変にあおられた形で声がかかったりいろいろしておりますけども、そういう通学時間とか、そういう今まで協議されてない部分はもっと協議して、再編計画も見直しも必要になってくると思います。

ただ、先ほどから、学校、地域、家庭、いろいろ出ております。今、津和野町は、地域支援本部事業そして学びの協働事業ということで、ずっと展開しております。その中で、やはり社会教育、学校教育ですけども、やはりバランスが必要だと思います。余りにも社会教育が学校教育にかぶりすぎるとどうなのかなという、もう、その弊害がきているんじゃないかなと私は思っております。そうした意味で見直しは必要ですけども、今の状態でいうと、例えば、広聴会に子供が来てたりとか、結構、中学生がマスコミに出たりとかしておりますけども、それを見てますと、子供というのは親とか周りがやってることに反対はまずしません。これも、私も長く児童・民生委員やりましたけども、例えがいいか悪いかわかりませんが、例えばネグレクトとか虐待の現場に入っても、子供に親のことを言やあ絶対親をかばいます。そこに入り込むこと自体どうなのかなという気がしております。一連のマスコミの報道でもそうです。言葉の使い方一つずつ見ても、本当にこれで子供たち、未来を担ってもらう子供たち、これでいいのかなという気がしてなりません。このままこれが通るようでは、例えば、教育は狙いとか目的、これが完全に必要になってきます。こういう再編計画をつくるのもそのためだと思います。今、学校現場、小学校でもそうです。子供たちに何を狙いとしているのか、何を目的にしているのか、そして、最後には振り返りをしてもらって、過去には考えられないような事業展開を、今、学校現場ではしております。そして、自分らの自己評価、今、評価制度、津和野町取り入れておりますけども、そうした中で、振り子現象の中で、新たなものをつくっていかうとしている中で、ここでこれを通すことによって今まで努力してきた、それを目指してきたよりどころ、学職員ですけれども、これはどうなるんだろうかと。当然、こちらは議決権がありますんで、それに沿ったようにやらないやいけんかもしれないですけども、6年の間、これがなあなあにきて、中には禍根を残さないようにと言いますが、もう禍根は残ります。だけど、どこかで決断しないと次のステップにいけないと思っております。よって、私は反対の立場で討論しました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成の方の発言を許します。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私も今回の請願につきまして、賛成の立場で討論に参加をしていきたいと思っております。

津和野町学校再編計画ができましたのは、平成21年3月であります。その再編計画では、左鐙小学校は、当時7名の児童数が、平成26年度には1名にまで減少することが見込まれるとなっています。そして、今の児童数は6名であります。左鐙地区の皆様の頑張りでこの実績があるものと考えます。また、本年度、つわの暮らし推進住宅を2戸建設され、2家族7名、そのうち児童が3名住まわれると聞いています。またさらに、みずから空き家を改修し、定住人口をふやすべき涙ぐましい努力をされています。このことは、現在、津和野町が進めようとしている定住対策、地域活性化対策そのものの実践であると考えます。

左鐙地域は環境的にもすばらしい環境を持っている地域だと私は思っております。日本一の清流高津川や、緑豊かな森を有し、集落的にもまとまったほどよい地域であります。また、上流には、柚の里よこみちや自然豊かな安蔵寺山を控え、山村の魅力を十分過ぎるほど持った地域であります。校舎も温かみを持った木造校舎で芝生の校庭もあり、何より、豊かな自然環境を生かして体験・交流など、地域で子供を育てていこうという情熱を持つて人がたくさんおられます。今、地方が見直される中で、このような地域で暮らしてみたい、子育てをしてみたいと思う人は、今後増加するのではないのでしょうか。

そのような中、統合計画が1年延長され、今、判断が迫られています。先ほど言いましたように、さまざまな取り組みを左鐙地区はしておられます。これを見ますと、将来的にも明るい展望が開ける地域であるというふうに思っております。私はぜひ、もう少し猶予を、チャンスを与えていただきたいと思うものであります。地域の方の中にもさまざまな教育論をお持ちの方もおられることはお聞きをしております。当然のことだと考えます。お互いの考えを理解し合う中で、合意に向けての努力が必要と考えます。

行政は、平成24年度、まちづくり委員会を立ち上げ、地域の再生に取り組みを始めました。さらに、その中につわの暮らし推進住宅建設事業を取り入れ、地域に定住を図る事業を推進をしています。しかも、その住宅に入る条件として、40歳程度の夫婦で小学校程度の子供がいることを条件としています。このことは、行政も地域に子供をふやしていこうとしていることに間違いありません。

そして、国は昨年、まち・ひと・しごと創生法案を制定し、まさに地方再生に本腰で取り組もうとしています。町内の動きを見ましても、県立津和野高校の存続に向け多くの対応策が講じられております。また、統合を計画していた木部保育園、直地児童館を民営化で存続する方針を決められました。このように津和野町では、歴史ある教育と文化の町として、学校や保育園もできるだけ存続の方向に進んでいます。

このような状況の中で、左鐙小学校の統合問題を考えるときに、時代の流れや町の方向性に逆行することになってはならないと考えます。中央へ集約する学校再編ではなく、過疎の小さな村の小学校をみんなの力でよみがえらせる、そのような前向きな取り組みこそ、今必要ではないでしょうか。文部科学省が1月に出した手引き案によりますと、

小規模校の存続対策も明記されています。このことは地方創生を意識したものであると考えられます。

津和野町の学校再編計画についてであります。当然、尊重されるべきものであります。しかし、時代の流れや社会情勢の変化によって、当然、見直しも必要となります。各校の生徒数が減少傾向の中で、今、再検討の時期が来ているのではないのでしょうか。

今、左鐙小学校の統合問題は、多くの人が成り行きを注目しております。単なる学校の問題だけではなく、津和野町の行政全般が問われるような大きな問題として捉えているところがございます。また、地域活性化に情熱を傾ける地域の方や町外からの応援団の皆さん、これらの大切な人的パワーを失う結果になってはならないと考えます。

本案、原案、本請願が出された以降、文教民生常任委員会におかれては、広聴会の開催並びにファクスによる意見聴取、参考人の意見聴取などに取り組んでられました。私もこの会に出席し、多くの人の意見をお聞きいたしました。その中では、大多数の人が左鐙小学校の存続を望んでおられました。もちろん統廃合すべきとの意見もありましたが、意見を寄せられた方は関心を持っておられる方で、当然、その意見は尊重されるべきものと考えます。その中の参考人意見聴取の場で、津和野町学校再編計画検討委員会で委員長を務められた島根大学の作野教授は、十分な協議の必要を述べられました。そして、「国が地方創生を打ち出した今、左鐙小学校をシンボルに、小さいからこそその価値を発信する絶好の機会である、慎重な判断をしてほしい」という話をされました。

私も今回の請願以降、多くの皆さんの御意見をお聞きして感じたことの一つでありますけれども、対話が十分行われていたかどうか、決して対立の関係ができてはならないと思っております。行政も教育委員会も地域に出向き、もっと対話の場を設けるべきではないのでしょうか。学校再編計画でも、地域住民の十分な理解のもとに進める必要があると書かれています。私も統廃合を経験をいたしました。須川小学校は、平成23年、日原小学校に統合をいたしました。地域での議論は学校がなくなることで、子供たちの声が聞けなくなる、地域がさみしくなる、できれば残してほしいなど、さまざまな意見がありました。しかし、結局、子供が将来にわたってふえる状況になく、誠に残念ではありましたが統合に同意をしたところであります。

そこで、小規模校の体験をしてきた自分が考えますに、中学校に行き小規模校の子供たちがどうであったか、決して出身校の規模によって差を感じたことはありません。むしろ、小学校小規模出身者がリーダー的存在になったことも十分あったと記憶をしております。もちろん、子供たちの中ではさまざまな葛藤もあったこととは思っております。現在の様子ですが、子供の声も聞こえず、唯一の職場であった学校がなくなり、先生の姿もなく、ひっそりと建ってる廃校の校舎を見るにさみしさを感じ得ません。特に、子供たちとの交流を楽しみにしていた高齢者の方にとっては、生きがいの一つを失った感もあります。学校というものがいかに地域と密着しており、地域の元気につながっていたかをつくづく感じます。地域づくりと学校の存在は、切っても切れない重要なもので

あると考えます。地域を優先して子供を犠牲にしてはならないとの言葉も聞きますが、左鐙地域の皆様の今の取り決めは、そんな疑問にもきちんと答えられる活動をしておられると感じております。

これから始まります地方創生時代に向けて、切り捨てるのではなく一生懸命頑張っているところに手を差し伸べ、ともに未来に向かって歩むことこそ、津和野町の掲げる協働のまちづくりの理念そのものではないでしょうか。

以上のような理由により、左鐙小学校の統廃合について、ぜひ、もう少し猶予を与え、チャンスをいただきたいと強く思うものであります。

最後になりますが、今回の請願がどのような結果になろうとも、統廃合の影響を最も受ける当事者は子供たちであります。大人の判断で決定する責任の重大さをしっかりと受けとめ、行政、教育委員会、地域がしっかりと協議を進め合意形成に努力されることを切に願い、賛成討論いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 私は、本案件に対しましては、反対の立場で討論いたします。

平成21年度津和野町学校再編基本計画検討委員会が7名の委員で設置された。そして、津和野町学校再編基本計画が作成をされたわけであります。学校再編の基準として、小学校においては、全校児童が16人以下の学校は隣接する小学校に統合すると、また、中学校においても、全校生徒が16人以下の学級は隣接する中学校へ統合する、そして、これが基準でありまして、小学校の再編については、津和野小、木部小、日原小、青原小学校の4校は存続するというふうにうたわれております。その中で、畑迫小は津和野小に統合さし、左鐙小と須川小は日原小に統合すると。統合時期は、児童数の関係から遅くとも平成23年度までには実施するというふうな基本再編計画であったわけですが、中学校におきましても、中学校の再編についても、木部中を津和野中に統合する、統合は平成23年度末とする。これは、準備が整い次第、早急に統合するというふうな文面になっておるわけであります。このような学校再編基本計画に基づいて、教育委員会では、畑迫小を津和野小へ統合され、そして木部中を津和野中へ統合され、須川小学校を日原小学校へ統合されたわけであります。

それでは、この3つの学校を統合されたのは、何のための統合であったのか、これを再認識しなくてはならない、このように私は思っておるわけですが、この中でも特に畑迫小の場合には、地域住民より請願書が出されております。これは先ほども申しましたように、議会に提出されまして文教民生常任委員会に付託し、そして審査の結果、委員長報告は、本請願の審査に当たっては、各界有識者で構成された学校再編計画検討委員会の答申について、教育委員会の賛同方針を踏まえて、再度、委員会では議論をされた結果、「委員会としては、この請願には不採択とすることに決した」というふうな報告もあったわけでございます。

このような経緯がありますので、あくまでも現行の学校再編基本計画を踏襲されるのであれば、左鐙小学校の存続を求める請願に対しては、大変、断腸の思いではありますが、反対の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次いで、賛成者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 賛成の立場から討論させていただきます。

今の左鐙小学校の子供たち、とてもすばらしい子供たちが成長しています。大人の意見に流されるだけではなく、自分から考え、主張し、行動を起こす子供が育っています。これからの津和野町にはこういう子供が大切になってくるのではないのでしょうか。

文部科学省がことし1月に公表した手引きには、学校づくりがまちづくりと密接にかかわる場合も多い、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりのビジョンも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めることが大切になってくると示されています。しかし、地域住民の十分な理解は得られてないと考えます。

広聴会で住民から、「やっとな話を聞いてもらえた、うれしい」との言葉が出ました。教育委員会は、1クラス3人未満では教育が成り立たないとされているが、全てがそうではありません。1対1のほうが教育的効果が上がるものはたくさんあります。それを生かし、3人未満で成り立たないものは3人以上になるよう、他校との合同の授業形態をとるなど対策をとるべきではないのでしょうか。これを放置してきたことは問題と考えます。また、統合しても左鐙地域の住民の支えが変わらずあると言われましたが、そうは思えません。青原小学校は今、場所が遠く離れただけです、小学校は存在しています。しかし、地域住民がかかわりにくくなっていることは事実です。作野教授は、「地元住民が反対している中で、学校再編を強行することは想定していない」とはっきり言われました。再編計画が出されたときには、左鐙の児童は1人になる予想でしたが、地域の努力で6人になっています。予想より児童数をはるかにふえています。

以上の点から、今、統合を進めるときではない、統合の準備はまだ整っていないと考えます。よって、本請願の採択を求めます。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 反対の立場で討論させていただきます。

人口減少が著しい当町にありまして、その歩みをとめるのは、町はもとより町内各地域で、共通の喫緊の課題であると判断をしております。また、人口減少がもたらす悪影響が単に経済活動にとどまらず、教育・福祉・文化全般にわたっていると認識をいたしておるところであります。

今まで左鐙地区におきまして、地域活性化と小学校の存続に向けて、都会地から移住者を積極的にふやす取り組みがなされていることにつきましては、同じ環境下でございます木部地域においても、大いに敬意を表するところでございます。しかし、学校の統廃合の問題につきましては、児童生徒や該当の保護者の意思が最も尊重されるべきであ

と考えるものであります。木部中学校におきましても、既に津和野中学校への統合をした経過があるわけであります。

こうして、今まであります再編計画等に基づいて、このような動きもしてきたところではありますが、地域づくりや活性化に向けての取り組みは、学校教育環境の整備とは若干意味合いを異にするものではなかろうかなと、判断をするものであります。成長過程の児童生徒が近い将来、社会人として飛び立つ前に、小規模校で過ごすか、統廃合した学校を選ぶかの選択でございます。現在の左鐙地域においても、存続、賛成、反対が併存している状況において、存続、賛成にすることについてはいかがなものかと、判断をせざるを得ないと考えられるものであります。

しかし、再編計画の全校生徒16人の基準等についての見直しについては、今後も現在の人口減少の経過を踏まえた中で、検討も加える必要があるのではなかろうかなというふうな思いもしておるところであります。いろいろと同じ環境下にある地域の出身として考えるところは大きいわけではありますが、現時点における左鐙小学校の存続については、反対というふうなことの判断をしたところであります。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を求めます。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 賛成の立場で討論いたします。

まず、議会運営委員会において、文教民生常任委員会へ付託することが決定されたこの請願について、教育的見地というスタンスの教育委員会判断と、それを尊重する町長の姿勢を踏まえ、津和野町のひとつづくりとまちづくりの中で、学校をどう位置づけるか、左鐙小学校を残す、残さないだけではなく、多様な教育のあり方を今後保障するべきかどうかという観点に立ち判断せねばならないと考えます。単に一つの学校の統廃合を議論することではないということを、広聴会、参考人の意見の中で強く感じました。保護者の意見はもちろん尊重されなければなりません。また、地域住民の意見も大切です。しかし、保護者も地域住民も意見は一つではありません。現保護者は存続、しかし、これから入る子供の親には、賛成者、反対者、両方おられます。保護者の選択は各自それぞれの家庭にとってのベストの選びであり、当然、それぞれが違う価値観で判断されます。しかし、私ども議員は、今現在の当事者判断のみに任せるのではなく、次の町を担うひとつづくり、それにつながるまちづくりに左鐙小学校を生かせるか、生かせないかを論じるべきだと考えます。学校の形や配置、内容を、これからの10年を先取りして教育施策を打ち出すよう求めることが可能な立場だと考えます。

教育的観点から極小規模の小学校としてのデメリットを解消する方法は、本当はないのでしょうか。広聴会、また、議会事務局へ寄せられた意見の中で、存続反対の方の意見は、児童数が少なすぎるからやむを得ないという理由が多かったように思います。しかし、存続賛成の意見はとても多様で、新たな教育のあり方を模索することや児童数をふやす努力を、腹をくくってやっていこうという高い意識と攻めの姿勢を感じました。

町の財政面でも、存続するほうが大きくプラスであるということもはっきりいたしました。

本年1月に文科省から出された公立小学校・中学校の適正規模・適正配置などに関する手引は、メディアの見出しでは統合促進とうたわれますが、よく読めば、休校を再開することや存続させる場合の教育の充実についての具体策も10ページにわたり記述されており、いずれの選択をするにしても、教育の質を上げることが目的でなければならないと読み取れます。統合することが目的になっていないのでしょうか。デメリットを解消する一番簡単な方法が統合だと思います。しかし、デメリットを抱えた学校を存続するならば、デメリットを解消するための工夫をせねばなりません。ICTを活用したり、町内統一カリキュラムでの合同授業など、どうすれば教育の質を向上できるか、新たなチャレンジを、覚悟を持って取り組まねばなりません。また、児童数が落ち込む中で学校を存続すれば、必死になって児童をふやす努力も必要になります。その不退転の覚悟が今こそ必要であり、それを、町長部局と教育委員会部局両方に進言できる唯一の機関が議会であると私は思います。

地域に人口を取り戻そうという時代です。先取りして地域ぐるみで教育と定住に高い意識を持ち、継続して実績を上げている左鐙小学校を囲む人的環境、そこに行政が協働の手を差し伸べることにより、津和野町は地域創生の先鋒になり得ると思います。児童をふやして残すための制度、例えば、小規模特別認可校制度や山村留学拠点校など、今まで出されてきた要望についてどうしたらできるか、再度、課を横断して真摯に検討すべきです。その努力がこの5年間足りなかったのではないかと、今回の審査を通じて感じています。保育園のあり方検討委員会の計画に基づく木部保育園と直地保育園の統廃合は、地域の強い反対によって新しい形によって対応されようとしています。左鐙地域への対応との余りの違いに、疑問を感じずにはいられません。

また、審査において、教育委員長が「自然体験は社会教育の中でするもの」と発言されましたが、学校教育において自然体験をすることの重要性は、平成8年、平成9年の中央教育審議会の答申でも指摘されており、平成10年教育指導要領から積極的に反映され、平成20年の指導要領でも継承されております。指導要領は法的拘束力を有しているということも申し添えたいと思います。

平成21年策定の津和野町学校再編計画の中には、16人という人数とともに児童数の変化、校舎や地域状況なども考慮し、十分な理解のもとに進めるべきとも書かれております。社会状況も、地域状況も、児童数も大きく変わっています。策定から6年目、27年度を迎えようとする今、立ちどまって方向を定め直すべきです。左鐙小学校の存続問題は、今や町内外の注目を集めております。議員の皆様の御英断を切に望み、賛成討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 反対討論っていうところで、非常に心苦しい思いですが、論理が、私、思いますに、なかなか同僚議員が立派に説明をされてますけど、私、いろいろ正直なところ迷ってました。しかし、私が申し上げたいのは、教育っていうのは非常に難しい、この教育の文字自体にさまざま、いろいろな人が、みんなそれぞれ概念が違うと思うんです、自分の思ってる教育っていうのと。そこでまた、これだっていう定義があるわけでもないんです。我々、まず家庭教育がありまして、それから次に学校教育があって、それで世の中に出ましたら社会教育という、教育が全部つくってございます。家庭教育は言うなれば保育園からですか、学校教育は小・中・高・大学と、そして世の中いって社会教育と、こういうふうになってますが、今、問題になってるところは、学校教育の小学校の過程というところだと思うんですけど、いろいろ賛否のところでメリット・デメリットがありますので、そこは、私はちょっと討論しますと尽きませんので、単純に本当に直感的に思った、そして、自分が子供を育ててきまして、その過程で子供にどういうふうにしてきたのかと、そういうところからちょっと正直に思うところを話してみたいんですが。

私は子供に学校に行かしたときに小中学校と、まず第一に言ったのは、勉強うんぬんの成績がうんぬんよりも、行って友達をしっかりとつくってこいと、友達をしっかりとつくることによって、将来とも一人ぼっちになることはないだろうし助け合っていけるだろうと、そういうことで、とにかく友達はできたかと、できたよと、それが、大きな学校に行って教育してもらった価値であったなとそういうふうに思ってます。そういう点で単純に申し上げまして、今、左鎧におきましては、地域の方々が非常に努力されましていろいろ頑張ってこられてる、重々に本当に敬意を表する次第でございますが、何せ、学校に各クラス友達がいない、この友達をどうしてつくってあげたらいいのかなと、そういうふうに私は思ったわけです。友達を、目と鼻の先に日原というところあるんです。そこに行けばたくさんのお学年の友達がおる、どうしてそれと一緒にあったほうがいいんじゃないかなと、ただそういう単純な発想で、友達っていうことが教育の、特にこの小学校の過程の原本ではないかなとそういうふうに思いまして、ここは統合したほうがいいんじゃないかなと、そういう意見でございます。単純で申しわけありません。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 反対者の発言を求めます。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 私、文教民生常任委員会委員長として先ほど採択の結果を述べた者として、誠に言いにくいことですが、非難を覚悟であえて反対といたします。と言いますのも、いろんなところの聞き取りとか聞いてみますと、特に私が思ったのが3点あります。

まず一つ、長年左鎧校区内に住まれる5歳の保護者が言われることには、左鎧小学校には入れないと、必ず校区外入学の申請をすると、もし認められない場合は左鎧地区に

移住するという固い決意も述べられております。そして、今現在、1年生で通われております保護者の方の聞き取りも行っております。やはり同じように、もうここには住みにくいから左鐙地区を出て、できれば日原地区に移住も考えたと言われております。このことで、子供が大きく巻き込まれていると感じているところであります。

二つ目には、26年度に兵庫県から移住の1年生と3年生が、今年度末2人退校されております。現在、3人となっており、定住促進住宅の3人が入校されても、26年度と同じ6人となると。今後もこのようなことは起こり得ると、非常に危惧をしております。

三つ目に、左鐙小学校存続については、左鐙地区の方の努力とパワーはすごく私は尊敬します。すばらしいものと思っております。しかし、町が後押しをしないと決められていることに、山村留学をこれ以上続けると、左鐙地区の地区民の方の大きな負担になると思っております。これから高齢化も進みます。大変な負担になると思っております。左鐙定住促進住宅に入られる方もおられますけれども、大変な負担になると思っております。

以上のことで、地域の活性化と学校問題とは別に、保護者の思いも受けとめまして、地域は地域でこのパワーを生かして活性化をされるべきではないかと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 反対者の発言を求めます。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 私は所管の委員会に属しておりますが、少数意見の留保または報告という形で議長にするべきであろうかと思いますが、委員会会議規則に1人以上という制限もありまして、そのようなことがなり得ませんので、討論という形で、反対の討論をさせていただきたいと思っております。

日本の人口減少問題が、今日、国の内外において叫ばれる中、数年前に提唱されたふるさと創生、その呼びかけが再び地方創生という表現で、現在、国を初め地方自治体でも取り組みが求められております。そうした中、左鐙集落の活動はまさに地方創生の先駆的事例といっても過言ではないと言えます。ふるさとの自然と文化を受け継ぎ、人と人との交流を通じて田舎を守る、結果として交流から定住へとつながり、集落の活性化が図られようとしております。

そうした背景で、学校統廃合は極めて重たい判断になります。請願を付託したときから今日まで委員会での審査を初め、私におおよそつながりのある方々にも御意見を伺いましたが、賛否は拮抗しております。最終的にはおまえの判断だ、そのような中で、私は平成21年に再編計画検討委員会のメンバーとしても加わらせていただきましたが、今回またこの請願を受けて、学校とは、義務教育とはという基本的な考え方に立ち返って判断をすることにいたしました。

60年ぶりともいえる文部科学省がことしの1月に示した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引に、教育的な観点という項目があります。次のように述べられています。「義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合って切磋琢磨することを通して、思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されることや、経験年数、専門性、男女比等について、バランスのとれた教職員集団が配置されることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の規模を確保することが大変重要になります。」このように述べられております。

さきに、津和野町教育委員会では、左鍔小学校の統合やむなしとの判断をされております。行政委員会として位置づけられてる委員会の判断を、私は最大限尊重して、この請願に反対をいたします。

最後に、今日まで私の発言や行動にいささかの疑念を抱かせるようなことがありましたことに対して深くおわびを申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 議員各位全員の賛成、反対の討論がありました。

これから、本請願の採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。したがって、請願第6号津和野町立左鍔小学校の存続を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

ここで、12時になりました。午後1時まで休憩といたします。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第24. 請願第1号

○議長（沖田 守君） 日程第24、請願第1号農協改革など「農業改革」に関する請願についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成27年第3回3月定例会初日に本委員会に付託された請願を審査いたしました結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号第1号、付託年月日、平成27年3月12日。件名「農協改革など「農業改革」に関する請願」

審査の結果、不採択、審査の内容は次のとおりであります。

審査の経過、審査年月日、平成27年3月17日火曜日。内容、机上審査。出席者、総務経済常任委員会委員6名、紹介議員、寺戸昌子議員。

規制改革会議の答申を受けて進められている農協改革等の農業改革は、全国農業協同組合中央会から地域の農協に対する会計監査の権限を撤廃するなど、全中からさまざまな指導を受けていた地域農業にとっては大きな痛手ともなりかねない。また、農業委員会の公選制の廃止や農地法の改正は、美しい田園の喪失につながるおそれもある。請願者の言われるように、早急すぎる改革には大いに懸念を感じる。

しかしながら、日本の農業も時代の変遷とともに過渡期にきており、改革が求められているのも事実である。農協改革の法制度の骨格は全中も合意しており、全中の萬歳会長も「農業所得の増大と地域の活性化、農業の成長産業化を目的とする自己改革にしっかりと取り組むべきであると考えております」と述べられている。全国最大の約23万人の組合員数を誇るJAしまねの誕生は、萬歳会長の掲げる時代に対応した農協のあり方の先駆であると考えている。JA自体も時代の変化に対応した取り組みを行っている最中である。現在はJAの対応・自己改革を見守るときであり、JAの意向が示される前に意見書を提出することは時期尚早である。よって、本委員会は賛成少数で不採択と決した。

津和野町議会議長、沖田守様。総務経済常任委員長、岡田克也。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告について、これから質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 今、審査報告をいただいたわけですが、最後ございました、この本委員会では、賛成少数で不採択ということでもあります。少数の中で、こういった意見があったのかお答えできる範囲内でお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 賛成少数の中の意見というのは、討論そのものはございませんでしたが、一番最初のところで述べましたような、そういう農協改革の早急すぎる、その改革に対しての懸念という部分はございました。

しかしながら、全体の審議の中では、やはり今、JAが自己改革そして審議等を進めているという、その中ではもう少しJAの対応を見守っていくべきではないかという、そういう意見がありました。

よって、採決をいたしましたとおり、このとおりになったわけでありませうけれども、この内容に書いておりますとおり、懸念そのものに関しては誰もが共有したことでありませう。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかに。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 次に、まず、この請願者であります島根県農民運動連合会、この組織について、これはこういった構成員をもってする会であるのかをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） これは紹介議員にお尋ねしましたところ、十分にわからないということでありました。私も個人的に調査いたしました結果、この団体は、ある政党と非常に近親な団体の農業のそういう団体であるということがわかっております。紹介議員そのものからの説明はございませんでした。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 紹介議員ですので、ちょっと先ほどの団体のことについて触れさせていただいてもよろしいですか。輸入される農産物についての検査を一生懸命にやっておられる団体です。一時期、輸入品が法的レベルを超えた農薬が残留したりしていることを国に訴えて、国のほうが規制を厳しくしたりしたという経過もある団体です。

それで質問ですが、農協の自己改革を待つべきで時期尚早であると言われていますが、6月あたりで法的措置によって農協改革をするのではないかという懸念も今抱かれています。自己改革をする前に法的措置がとられるのが問題です。この御意見の中で、自己改革を見守るのがいいと言われながら、法的措置が行われる前に請願を出さないというのは、どうして相反することが出てくるのかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 改革が行われる前に、なぜこの請願をとということでありましたが、今、JAが行っておる自己改革につきましては、例えば一番最初に上げました会計監査の権限につきましては、別の法人をつくり、それに対応するというそういうことも出ております。その他の件につきましては、今、具体的にこういうふうということが、国会そのもので出ておるわけではございません、と思われませう。

今現在は、規制改革会議のその答申を受けて、そして、全中も合意の中で監査法人を今まで全中が行っておったものについては、全中がまた別につくる監査法人等で対応するということが出ております。今すぐに、こういうふうにするということが国会で論議されておるわけではございませんし、今、JAとそして政府等も綿密な交渉をしておる

時期だと思っております。この時期に、今、JAの対応というものを待たずに、そして一部だけで意見を出していくということは、必ずしもいい結果にならないと私は考えております。という意味でも、全中の対応というものを今後見守りながら、また全中やJAそのものが、こういう形でということを出してこられましたら、私はそれに対しては十分にその意見を酌み上げて出していくべきだと思いますけれども、今、その全容が見えない中、予測で行うべきではないと思っておりますので、その点でこのように記載させていただきました。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これから討論に入ります。

まず、本請願に賛成者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 賛成の立場から討論させていただきます。今、地球規模で起きている水不足、食料不足問題に対応するためにも、食料自給率の向上を目指すべきです。大豆や小麦の価格が上がった理由は、円安だけではなく中国などの需要がふえたことにも関係します。日本国内の需要確保が困難になってきています。

農政改革に当たっては、国民の食と生命を支える重要な役割を重んじるべきです。食料自給率を上げ、安全・安心な食を生産し、環境に優しい家族農業を目指すべきことは言うまでもありません。国連も2014年を世界家族農業年に指定し、企業による大規模農業ではなく中小農家の役割を重視するように訴えています。一般企業が農地取得をすれば、利益を生まない耕作地の放棄、利益重視の環境破壊など農業の混乱は避けられません。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制の廃止は避けるべきです。

農協改革についてJA香川中央会の宮武会長は、「日本農業の危機の大もとは農産物の価格低下です。輸入自由化の拡大や米の価格決定を市場任せにしてきた結果です。農政の失敗の責任を農協に押しつけようとしている。東南アジアに行くと日本の農協のような団体をどうやってつくるのかと聞かれます。日本の農協は海外からも注目されている」と話しています。

また、JAしまね中央会の萬代会長も、「島根の農協全体で農業関係の経済事業は今でも17億円の赤字です。営農指導などを自腹でやっているからです。それを信用事業などの利益で補填している信用共済事業の分離、准組合員の利用制限などは、総合農協の解体です。農協に死ねというようなものです」と話しています。

協同組合である農協に改革すべき点があるなら、主人公の組合員、地域の一農協を中心に自主的にされるべきです。法的な措置が行われる前に意見を出すべきです。法的な措置により、一方的に押しつけるべきではありません。それは、農協だけではなく協同組合全体を破壊することになってしまいます。よって、本請願の採択を求めます。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に反対者の発言を許します。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 委員長からの報告がありまして、ここにも書いてありますように、規制改革会議の答申に対しての対応が、現在、会計監査の権限の撤廃というふうなことの中で、その対応をされているさなかでございます。

また、3月1日にJAしまね誕生したわけでございますが、今まで、単協の指導をする立場にある県中央会、これ一つの例を上げてみたいというふうに思いますが、県の中央会もやはり本来農業者のための組織づくりをしていかななくてはならないというスタンスの中で、この3月1日以降、県の中央会も、そのものの組織再編をしておるような状況でございます。その内容といいますのが、今までは単協の役員が中央会の役員というふうな形で参画しておりましたところが、今後は、農業者の意見を吸い上げることによって、真の農業改革をしていこうというふうな格好になっておりまして、その中には認定農業者の代表、特定農業法人等の担い手の代表、また、若者代表として青年部、女性部の代表、こういった方が中央会の理事に参画するような動きも見えてまいりました。これについて、農業者の意見が大いに反映されるものと期待をしておるところであります。

そういった観点で、農協においても自己改革ということが一層求められる状況にございまして、その歩みが、現在見えつつあるところであります。そういった状況の中で、今回の請願はもう少しJA等の動きを見ながら判断すべきものと考えます。そのような観点で、請願に対して反対をするものであります。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に反対者の発言を許します。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 本請願に反対の立場で討論させていただきます。

本請願の事項1にあります家族農業経営を育てること、これに関しては、私はそのとおりだと思いますが、その家族経営はよしで、一般企業の農地取得はなしだという考え方は、これはどうかと思っております。

家族農業経営であっても、いい人はいい物をつくる、そうじゃない人は利益を追求すると思いますし、一般企業が農業を始めるに当たっても、いい企業であればいい物をつくり、悪いところであれば悪い作物をつくっていく、もしくは利益追求していくと、これは個人や家族また法人によって考え方が変わるものではないと思っております。

また、農業委員会の公選制の廃止をやめることということもございましてけれども、このたび、私はこの何を家族経営であるから食料自給率が上がって、一般企業が農地を取得をすることによって、品質もしくはいわゆる値段取り引きを重視するというようなことにつながるとは考えにくいと思いますので、当町として意見書を提出することは、私は反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。請願第1号農協改革など「農業改革」に関する請願を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。したがって、請願第1号農協改革など「農業改革」に関する請願については不採択とすることに決定いたしました。

日程第25. 請願第2号

○議長（沖田 守君） 日程第25、請願第2号T P P交渉に関する請願についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成27年度第3回3月定例会初日に本委員会に付託されました請願を審査いたしました結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号第2号、付託年月日、平成27年3月12日。件名「T P P交渉に関する請願」

審査の結果、不採択、審査の内容は次のとおりでございます。

審査年月日、平成27年3月17日火曜日。内容、机上審査。出席者、総務経済常任委員会委員6名、紹介議員、寺戸昌子議員。

以上であります。

T P Pは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険などI S D条項による国民への多大な影響を受けることが予想され、請願者の言われるとおりに、大いに懸念を感じる。

請願者は重要5品目の関税撤廃の除外を条件としたT P P交渉に関する国会決議が守られない場合には、交渉から撤退することを述べられている。しかしながら、重要5品目以外にも対策を講じなければ、壊滅するおそれのある農業品目もある。T P P交渉の如何にかかわらず、日本の農業や食の安全を守る政策、医療の平等性の確保、I S D条項に対する対策を行うべきである。重要5品目以外にも、日本の農業などを守る政策などが実施されない場合には、T P P交渉から撤退すべきであると考え。よって、本委員会は賛成少数で不採択と決しました。

以上。

○議長（沖田 守君） ただいまの委員長報告について、質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今すぐ撤退するべきで、重要5品目の国会決議を守れないから撤退というんでは遅いという意味に捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） ただいま、TPP交渉に関する交渉、これは秘密交渉でありますので、なかなか内容がわからないことでありますけども、私の考え、そして、委員の皆様を考えを少しお聞きしたところでお答えいたしますと、TPPの是非もさることながら、TPPにむしろ賛成というようなことを言われる方もありますけども、それは例えば肥料などが安くなるとか、しかしながら、私の考える中には、先ほど申し上げました日本の農業や食の安全を守る政策、そして、医療の平等性の確保、ISD条項に対する対策というものが、国の中で行わなければTPP交渉妥結した後に、さまざまな問題が生じてくると思っております。これは、TPP交渉とともに同時に国も対策を講じていかなければならないものだと思いますので、私は重要5品目の除外のみならず、TPP全体として国がどういう対策をとっていくかということ、このことが重要なことであると思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 委員長に申し上げておきますが、私見はできるだけ省くように。

ほかにありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ちょっとわかりづらいんですが、採択なのかなと思うような委員長意見になっておりまして、例えばですが、医療の平等性の確保、ISD条項に対する対策を行うべき請願の中に、TPP交渉に関する国会決議を遵守しなさいということはわかりますよと、それ以外は、わからないので不採択ですよというのはわかるんですけども、つまりここは農業団体、農民運動連合会ということですので、基本的には医療のという部分よりは、TPPによって国会決議を遵守してほしいという請願が上がってきて当然だと思いますし、むしろ、この団体から医療の確保などが出てくると、何でなのかなというふうに思うわけです。それで、TPP交渉に関する国会決議を遵守することは、総務経済常任委員会ではそのとおりだと思われるんだと思うんですけども、であるならばこれは採択でいいんじゃないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 先ほど言いました医療等は、この請願の趣旨の中で書いてありますので、それに対する返答であります。

先ほども申し上げましたけれども、重要5品目以外にも、例えばサトウキビだとか、これがもしTPPが妥結して全く対策がとられないときには壊滅をするおそれのある農産品目もあります。そういう意味では、私はTPP交渉の先ほどこのお答えに関しまし

たとおり、交渉いかにかわらず、もしその対策が講じられないときには、やはりＴＰＰから撤退すべきだと、しかし、それ用の対策等がとられていくというときには、必ずしもＴＰＰというのはデメリットばかりではないと思いますので、そういう面では今回は重要５品目に関して守られなければならないということでありますので、それ以外については、今回明記しておりませんので、この点につきましては賛成できないということであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。２番、川田議員、理解できましたか。２番、川田君。

○議員（２番 川田 剛君） よくわからないんですけども、いわゆるＴＰＰ交渉に関する国会決議、いわゆる請願事項については、そのとおりだけれどもいわゆる重要５品目以外にも守らなければいけないものがあるから、この５品目だけで判断すべきではないということなのかなというふうに捉えますが。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 短く結論だけ申すれば、５品目さえ守られれば無条件でＴＰＰに参加することに関しては反対です。

だから、もう一度申し上げます。この請願そのものは、ＴＰＰ交渉に関する国会決議を遵守し、守れない場合は交渉から撤退すべきだという請願であります。私は重要５品目以外の、国会決議で決められましたその５品目以外にも守るべき農業産物はあると考えております。それに対する例えば農業保障だとか、そういうものが講じられないときには、やはりＴＰＰ交渉からは撤退すべきだと思いますけれども、重要５品目だけに今回限って撤退するという、その国会決議のみで出ておりますので、そのことに関しましては反対ということを出させていただきました。

○議長（沖田 守君） ２番、川田君。

○議員（２番 川田 剛君） だとすると、採択でいいんだと思うんですよ。今の説明だと。

なので、５品目は守ってくださいよと、今委員長がおっしゃられたのは５品目以外が守られない場合は撤退すべきとおっしゃられたと思うんですけども、５品目も守らなければ撤退すべきじゃないんですか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 少し言葉足らずだったかもしれませんが、重要５品目は当然でありますけれども、その以外にも守られなければ壊滅するおそれの農業品目が多々あるので、それに対する例えば保護政策等が実施されない場合には、たとえ５品目のみが守られたとしても、日本農業の壊滅する物たくさんあると思われますので、５品目のみに関する国会決議だけではなく、やはり、ほかの品目に関しても保護政策等とられるべきだと考えます。（発言する者あり）その他の産物ということです。

○議長（沖田 守君） ほかに質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 委員長、ご苦勞でございました。

ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本請願に賛成者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 賛成の立場から討論させていただきます。

T P P交渉へ参加する以前に、農林水産省はT P P参加で食料自給率は現在の40%から14%へ急落、米は90%が外国産に置きかわり、砂糖原料や小麦などの生産は壊滅する、関連産業を含めて340万人の雇用が失われると試算しています。主食さえ自給できない国になってしまいます。

日本政府は交渉に当たって、米、牛乳、豚肉、乳製品などの農産物重要5品目について聖域にすると断言していました。それは、この聖域が侵されれば日本の農業は大打撃を受けると判断したからです。

しかし、交渉が進むにつれ譲歩を重ね続けています。T P P交渉の現状が重要5品目の聖域確保を明記した国会決議に違反することは明らかです。日本側は譲歩を重ねていますが、それでもアメリカ側からすれば、まだまだ足りないと考えられています。日本とアメリカの間には、まだ大きな溝が存在します。このまま交渉を続ければ譲歩も続きます。T P Pに対する国民の懸念はさらに広がっています。異常な秘密交渉や市場原理主義の押しつけにアメリカも含めた参加国、国民の反対運動も高まっています。

問題は、農業だけにとどまりません。アメリカでは、60の労働組合の代表らが大統領貿易促進権限、T P A法案に反対し、T P Pが妥結になれば雇用が少なくなり、より賃金が低くなり中間層が衰えることを意味する、と警笛を鳴らしています。

オーストラリアでも、T P Pによって国民の健康が損なわれる危険があるとする報告書が学者や非政府組織の手で公表されました。処方薬の患者負担の増大やたばこや酒類による健康被害の予防策などが制約を受ける可能性があるなどとしています。T P Pの性質上、アメリカやオーストラリアで起こることは日本でも起こります。このように国益を損ない国民の声を無視し続ける交渉は撤退するべきと考えます。

まずは、農業の重要な5品目を守ることを提案しなくてはいけないと思います。漠然とT P P反対では、なかなか国を動かすことはできません。よって、本請願の採択を求めます。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に賛成者の発言を許します。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 賛成の立場で討論いたします。

本請願については、私は最低でも重要５品目については国会決議を遵守し、守れない場合には交渉から撤退することというふうに請願を捉えました。現在、交渉の中で、この最低限の約束をも譲歩されることが、危惧されるという中での意見書提出を求める請願であると思いますので、私は賛成いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、請願第２号を採決します。本請願に対する委員長報告は不採択であります。請願第２号ＴＰＰ交渉に関する請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございました。

起立少数であります。したがって、請願第２号ＴＰＰ交渉に関する請願については不採択とすることに決定いたしました。

日程第２６．請願第３号

○議長（沖田 守君） 日程第２６号、請願第３号米価対策の意見書を求める請願についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。４番、岡田委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成２７年第３回３月定例会初日に本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、津和野町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告いたします。

受理番号第３号、付託年月日、平成２７年３月１２日。件名「米価対策の意見書を求める請願」

審査の結果、不採択、審査の内容別紙のとおり。

審査の経過、審査年月日、平成２７年３月１７日火曜日。内容、机上審査。出席者、総務経済常任委員会委員６名、紹介議員、寺戸議員。

２０１４年産米の価格は、ＪＡ概算金で戦後最低基準となり、請願者の言われるように労賃・物財費さえ確保できないほどの価格状況である。このような価格帯で推移すれば、離農の著しい進行や、地域農業や集落営農にも深刻な影響を受けるおそれがあり、重大な懸念を感じてきた。当津和野町議会においても、米価の大幅な下落を受け、昨年９月の定例議会において、いち早く国に対して意見書を提出した。農林水産省も全国から寄せられた多くの意見や要望に対して、昨年１１月に緊急支援策をまとめた。内容は、

農家の収入が過去の平均に比較して減額した分を積立金で補う収入減少影響緩和対策（通称ナラシ対策）支給を、14年産米に限り拠出を求めずに国費負担分の5割部分を支給すること。15年産米からは、ナラシ対策への加入規模要件を撤廃すること。ナラシ対策支給までの期間を日本政策金融公庫による無条件無利子融資を行うことや、米の生産調整（減反）に協力した農家に10アール当たり年7,500円を支払う直接支払交付金を年末までに支給するなどの対策を講じた。

本年に入ってから、平成26年度補正予算に総額516億円の対策を盛り込んだ。内容は米の生産コスト低減に向けた稲作農業の体質強化緊急対策事業や農機の共同利用や作期の異なる品種導入などに取り組む農家に補助金を支給する対策、また、飼料用米への転換が過剰米対策や米農家の収入増加対策となることから、飼料用米の利用拡大に向けた機器のリース導入支援対策などを行うことが公表された。

以上のように、農林水産省も次々と対策を講じている最中である。昨年9月議会で意見書を提出して以来、半年しか経過していないこの時期に、再度同様の意見書を提出することは、農林水産省の努力に対して水を差すことになると思う。現在は農林水産省の対策を見守る時期であり、現時点で意見書を提出することは時期尚早である。よって、本委員会は賛成少数で不採択と決した。

以上です。

○議長（沖田 守君） 報告書はどこへ提出されましたか。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 津和野町議会議長、沖田守様、総務経済常任委員会委員長、岡田克也。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告について、これから質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほどの報告に、9月議会で意見書を提出して以来、半年しか経過していないと言われましたが、農家の方は半年間苦しい中生活をしておられるので、半年しかというのはちょっとおかしいかなと思いました。それで、困っているときに、もっと支援をしてほしいと声を上げることはとても大事なことで考えます。そう考えた中で、その農林水産省の努力に対して水を差すというこの言葉ですが、この言葉がちょっと理解がしづらいのですが、もうちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 先ほど上げました、さまざまな対策を今講じているところであり、本年に入っても、また列挙いたしましたさまざまな対策を講じているところでもあります。今やっておる最中に、例えば本人が精一杯やっておるときに、また今やれやれというのはどうなのか、農林水産省がきちっとこの今の農家の窮状とい

うものを聞きとめて、そして対策していたことには、やはり私は一定の理解を示すべきだと思いますし、それだけの対応はしておられると思います。昨年、今年にわたって、これだけの対応、国だけでもそうであります。JAに至っては、またさまざまな対策を、以前、所管事務調査でも報告いたしましたとおり対策を講じております。そのさなかに、また先ほどの項目のように対策をとることを、今時点で言うていくということは、やはり農林水産省が今やっていこうという、まだ私は対策をいろんな形で講じていかれると思っております。その中で今は言うべきときではない、やはり農林水産省が対策を講じておるさまざまな今挙げました対策に対して、そしてその中で、また何が必要なのか、また講じていくべきなのかということ、対策を見ながら見ていくべきだと思っております。

以上によって、そのような表現をいたしました。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 人と人のやりとりで相手が自分のことを思いやっていることをしてくれているから、今はちょっと黙って我慢しようというのは、とても日本人の美德だと思いますが、国の政策に対してもっとこうしてほしい、ああしてほしいということを言う国がへそを曲げてしないんじゃないかみたいなのうに受け取れるのですが、国はそんなことをされる機関じゃないと思うので、思うことをどんどん上げていくべきだと思いますが、私が今お聞きして理解したのが間違っていたら申しわけないですが、国に対して余りに意見を上げると国がへそを曲げるという感覚に捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） 私は先ほども申し上げましたとおり、9月議会で当津和野町議会として意見を提出して、それに対して精一杯農林水産省もやっておる最中でございます。その中で、例えば何かを要望したときに、私たちがもし要望したとしても、それを実現するためには、ある程度の期間を要します。それを、やはり私は待つていくということも必要なのではないかと思っております。決して、そういうような意味合いではなく、やはり要望したことに対して、きちっと国が今真摯に対応しておってくれること、またそれに対して、例えば来年のその収穫期にどこまで対策がとられるか、それは少し見守ってもいいのではないかという意味で申し上げたことであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 関連するんですが、この去る9月定例会で津和野町議会として、意見書を提出いたしました。この今、御報告ですと、いわゆる請願、我々議会というのは一事不再理という大原則がありますけれども、それは一定の期間、状況が変わった場合においては、それは再議することができるという解釈、議員も御承

知だと思います。じゃあ半年間ってというのが、それがスパンで言ったときに、農家の方々の1年ごとに農業されていると思います。商売でも同じだと思います。その半年というのは、ぼくは一定期間が過ぎた時期だと思いますし、その請願者、今回また同じ方ではございませんし、請願される方の気持ちといいますか、それを踏んだときに、この一定期間があき、国に対して意見書を提出してほしいという者に対し、我々が議会として答える言葉として、農林水産省の努力に水を差すので、今は請願を出しませんという回答を僕はすべきではないと思うんですけども、この最後の部分というのは、僕もちよっと納得しかねるんですが、農林水産省の対策を見守る時期は、どれぐらいを想定されての見守る時期なんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） この後段に書いております、本年に入ってからというのが2月に出された対策であります。3月の補正等でも全部組まれたわけでありまして、当然、今度当初予算でも、さまざまな政策が出してこられると思われるわけであります。やはり、私は、当初予算、そしてこれまでの農林水産省の直近が2月、その前が11月、11月、2月とほぼ4カ月程度の中で次々と出しておられます。次は、やはり当初予算の状況を見ながら、どのような対策をとられていくのかそういうものを見守りながら、やはりそれに対して不十分な点があれば、そこで物事をまた陳情していくべきだと考えております。2月に公表され、実施は当然年度末でございますので、この年度末の補正予算で出された対策の効果等も見守り、そして当初予算で出されるものの効果も見守り、その中で不十分なことがあれば、その時点で要望していくべきだと考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本請願に賛成者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 賛成の立場から討論させていただきます。

2014年産米価格は、JA換算金が最低水準になりました。8,000円の米でさえ500ミリリットルのペットボトルに換算すると、たったの54円です。2014年11月の相対価格は1万1,261円になり、前月をさらに下回っています。

このような米価格では、労賃はもとより、肥料代や機械のローン返済金さえ確保できません。大規模経営や、集落営農で努力をされてきた農業の担い手に、より大きな打撃を与えています。このままでは、持続的に稲作を続けていくことは困難です。

今回の米価暴落の大きな原因は、政府が米の過剰を放置してきたこと、農政改革による減反政策の廃止を決めたことなど、米の需給管理を放棄したことです。主食である米

は、政府がコントロールするのが先進国の常識です。あのアメリカでさえ、農産物価格が暴落したときには、政府が支える仕組みがあります。

政府は、融資やコスト削減対策への助成などを打ち出しています。しかし、米価格自体を改善する対策や、米需給にかかわる対策を効果的に行えていません。国民1人当たりの米消費量は減り続けています。米の需要の底上げが必要です。米を食べる和食の文化を見直すことは、国民の健康にも貢献します。我が国の主食である米を、自国で安定して生産し続けられる基盤を整備することは、政府の責任であり、重要な課題です。

今回の米価暴落は、緊急に対策を打たなくては離農がさらに進み、地域農業や農村集落の維持に深刻な影響をもたらします。農業をやめ、耕作放棄地がふえることは、地域を荒らします。そして、今でさえ低い日本の食料自給率をさらに引き下げることになります。

9月に、津和野町議会で米需給調整対策などに関する緊急要望が採択されましたが、状況は、その時点よりさらに悪化しています。緊急に対応することが求められます。政府がさらなる緊急対策を打ち出すとともに、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立することが強く求められます。

よって、本請願の採択を求めます。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 本請願に賛成者の発言を許します。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 賛成の立場で討論いたします。

委員長の報告にもありましたように、当津和野町議会においては、昨年9月の定例議会において意見書を提出しております。さまざまな評価される対策は確かに講じられてはおります。しかし、決して十分であるとは言えないと思います。新年度、春の作付期を前にしてのこの意見書提出には意味があると感じておりますので、賛成いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、本請願に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 本請願に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これから、請願第3号を採決します。本請願に対する委員長報告は不採択であります。請願第3号米価対策の意見書を求める請願を、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。したがって、請願第3号米価対策の意見書を求める請願については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第27. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第27、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務経済常任委員長の報告を求めます。4番、岡田委員長。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、所管事務調査報告をいたします。

平成26年第10回（12月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

1、調査事件。

津和野高校の支援と公営塾について。

2、調査目的。

津和野高校の支援と公営塾について、現状を調査し、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。

机上審査。

4、審査日。

平成27年2月4日。

内容としましては、津和野高校支援町営英語塾HAN-KOHについての聞き取り調査であります。場所は第2庁舎委員会室。出席者、津和野高校支援英語塾講師、スタッフ、千葉慶太郎、敬称は略で述べさせていただきます。千葉慶太郎、渡邊未奈、山本竜也、松原真倫、つわの暮らし推進課内藤課長、村上剛主任主事、総務経済常任委員会委員6名。

5、審査内容。

町営英語塾の体制と内容について。

平成26年4月より、津和野高校後援会に委託して塾を運営しています。講師は、塾長千葉慶太郎、講師渡邊未奈、塾支援スタッフ、自習支援等であります。山本竜也、時事ニュース等も担当。松原真倫、中村純二、津和野高校魅力化コーディネーターであります。

（2）塾生の状況。

平成27年1月1日現在、合計84名。寮生35名。通学者49名であります。1年36名、2年27名、3年21名。日原地区では送迎手段がないから、通塾がなかなか困難であるというそういう状況が報告をされております。

（3）津和野高校全体の学力の現状。

1 1月進研模試を参考に、①偏差値40未満が全体の42%が25名であります。②偏差値50未満が全体の53%、32名であります。次はちょっと誤植であります。③に変更いただけたらと思います。偏差値60未満が全体の5%、3名であります。生徒ごとの学力、モチベーションの差が顕著であり、自分の将来という進路意識が希薄であり、一斉指導、集団型授業には限界があり、社会性が弱く、面接、小論文が苦手という現状があり、偏差値40以下は学校の授業についていくだけでも精いっぱい、中学英語も十分に理解できていない生徒もあり、中学英語からのやり直しも必要である。全国平均の偏差値は50であり、50を切ると国公立大学への進学は困難である。

(4) 授業について。

時間。1時限目、20時25分から21時10分。2限目、21時15分から22時まで。科目。英語。ソーシャルサバイバル論、これは進路にかかわる授業であります。時事ニュース講座、小論文の授業。授業は、講師が作成するオリジナル教材、ICT教材、iPadを使用して実施しております。内容は、タブレット型コンピューターiPadを使った授業を行っておられます。iPadを手元黒板化して使用しており、勉強が苦手な子供を想定して作成されたウェブニュース、eboardを使った中学英語の復習と、学習状況の進捗の管理を行ったり、iPadアプリ「脳に刻む英単語」などを使用しております。

(5) 町営英語塾塾生対象範囲の拡大について。

保護者の76%が通塾を希望しており、約7割が学校の勉強についていくためのサポートを望んでおられます。通塾に関する送迎については、日原地区の保護者の89%が津和野高校までの送迎は不可と回答され、日原地区内での送迎であれば85%の保護者が可能と回答されております。生徒の92%が英語をもっと理解し、使えるようになりたいと考えており、29%が仕事に使える英語力、35%が日常会話が可能な英語力を望んでおられます。また、67%が自宅、学校以外での学習環境を望み、63%が学校の復習を行う塾に参加したいと考えておられます。また、62%がICT、iPadを使用した授業の受講を希望しておられます。中学生対象の町営塾は、19時から20時まで英語を中心に進めたいと考えておられます。会場は津和野高校同窓会館で行うことに意味があると考えておられ、講師を1名増員する必要があると考えておられるそうであります。日原地区からの送迎は、山村開発センターを起点に考えているということでありました。

6、審査意見。

以上の調査からもわかるように、高校に入学してから中学英語のやり直しなどが必要な生徒も多々あり、津和野高校の学力を伸ばすためには、町内の中学生の学力向上対策が必須であると思われる。町内の中学生並びに保護者の多くが塾に参加したいと考えている現状もうかがわれる。特に、津和野高校から距離のある日原地区内では、送迎の時間を考慮すると、日原地区内での開校も望まれるが、インターネット環境等課題も多く、

すぐには実現できないのが現状である。そのため、通塾のための送迎バスは必要不可欠である。

町営英語塾のスタッフは極めて優秀であり、塾があるから津和野高校へ入学するという生徒があるほどに指導力も高く評価されている。津和野高校も、一時期には1学年1クラスになる可能性もあったほどの危機的状況であったが、入学者数も、定員80名に対し平成26年度は68名、平成27年度は72名と年々伸びており、教職員や町営塾の講師、後援会などの尽力が実を結んでいると思われる。しかしながら、町内の少子化の波は確実に進行している。現状に決して満足せず、危機感を常に持ち、町内はもちろん、全国から津和野高校への入学希望者が増加していくように、町営塾スタッフとつわの暮らし推進課は連携を一層密にして、津和野高校教職員や津和野高校後援会との連携も十分に図りながら、津和野高校魅力化並びに学力向上対策を講じていくべきである。

以上、津和野町議会議長沖田守様、総務経済委員会委員長岡田克也。

以上です。

○議長（沖田 守君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。着席ください。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第28. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第28、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。3番、米澤委員長。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 所管事務調査報告書。

平成26年第10回（12月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1、調査事件。

津和野町の保育の現状と今後の方針について。

2、調査の目的。

津和野町の保育の現状と課題を把握するとともに、平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度に対応した津和野町の保育園体制と方針を調査し、今後の保育の充実に向けて判断材料にするため。

3、調査の経過。

第1回、平成27年1月16日、文教民生常任委員会5名で日程調整及び調査事項についてを検討しております。

第2回、平成27年2月10日、火曜日、津和野町役場日原第2庁舎委員会室におきまして、健康福祉課長、課長補佐、主事3名においでをいただきまして、文教民生常任委員会5名で聞き取りによる机上調査をしております。

第3回、平成27年2月17日、津和野町役場日原第2庁舎委員会室でまとめを行っております。

4、調査の概要。

表にしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、一つ目に保育園児数。平成26年4月1日現在と平成27年2月1日現在を記載してあります。

次に、職員体制の状況です。平成26年4月現在と平成27年2月1日現在の職員体制を表にしてあらわしております。

課題としまして、近年、低年齢児、ゼロ歳から2歳の年度途中からの入園増加が常態化していることや、保育時間延長などにより保育士が不足している。定員管理計画により正社員をふやせない中、町立のままでの保育士資格者の確保は難しい。

次に、子ども・子育て支援新制度に対応した津和野町の保育園体制と方針。

木部保育園、直地児童館については、平成24年10月策定の津和野町保育園児童館統合計画に基づき統合の方針であったが、反対が強く、断念した。しかし、町立のままの運営は難しいので、民間委託の方向である。町内社会福祉法人の受け皿がないため、新たな社会福祉法人の設立と、運営が軌道に乗るよう町が支援する方針。統合計画はなくなったわけではない。

次に、現段階では民営化のためというより、廃園回避のための民営化なので、全町完全民営化の予定はない。

次に、新制度による保育時間や保育料など、改正点の保護者説明会を各保育園で開催した。

次に、新制度により町が認可する地域型小規模保育園となる三つの保育園、6人から9人の定員、木部保育園、直地児童館、町営、県の認可園からの移行であります。と、山のこども園「牛のしっぽ」、NPO法人「さぶみの」運営、認可外保育所から移行されたものです。

次に、認定こども園制度の導入も子ども・子育て会議の中で意見が出たが、保育園のままでも教育標準時間の範囲で受け入れ可能であるので、町としては制度導入はせず、保育園という形を継続する。

調査意見。

保育園の統合問題への対策としての民営化、社会福祉法人立ち上げということだが、保育園、児童館統合計画と子ども・子育て会議の設置計画策定に合わせて今後の方針を明確に打ち出すべきである。

次に、低年齢の園児がふえる中、安全、安心な保育の保障は、保育士及び保育補助者の充足と質である。処遇改善や保育士募集にさらに力を注がれたい。

また、園の責任者は現場の実情や保護者の声を把握し、研修の機会をでき得る限り多くの職員に受けさせるよう努めるべきである。

制度改正では、保護者のニーズにより柔軟に对应していくことができるので、広く新制度の理解を得られるよう努力されたい。

平成27年3月30日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長米澤宕文。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会所管事務調査報告を終了いたします。着席願います。

日程第29. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第29、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第30. 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（沖田 守君） 日程第30、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の
おり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____ . _____ . _____

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

平成 2 7 年第 3 回津和野町議会定例会を閉会します。

午後 2 時 08 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員